

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【名 瀬：国保年金課・福祉政策課・高齢者福祉課・都市整備課・土木課・建築住宅課・水道課・下水道課・商工情報課・農林水産課・教育委員会】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・地域農政課・建設課・地域教育課】

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、奄美市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の市単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想され

るので、このような事態を想定して十分検討しておく。

(8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

(9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

被災した各施設は、奄美市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：財政課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・都市整備課・土木課・
建築住宅課・商工情報課・農林水産課・教育委員会】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・地域農政課・建設課・地域教育課】

第1 激甚災害に関する調査

1 市の協力

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

第2 特別財政援助額の交付手続等

市の手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

【関係機関：日本郵便株式会社・奄美市】

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって県とともにきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した住民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害の規模によっては、総合的な災害相談窓口を総務対策部人事班が設置し、市災対本部の各部により編成し、行方不明者の搜索、り災証明の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

また、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するものとする。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、被災市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとする。

3 環境汚染の未然防止，住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため，市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし，そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ定めるものとする。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市又は県は，損壊家屋等の解体を実施する場合には，解体業者，産業廃棄物処理業者，建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに，必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市及び県は，建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため，必要に応じ事業者等に対し，大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また，解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては，必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し，ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）

第2条の特定大規模災害として指定を受け，借地借家制度の特例の適用を希望する場合は，国土交通大臣に対し，所要の申請を行うものとする。

(2) 市長は，適用の申請に際し，次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて，国土交通大臣あて2部提出する。

ア 市の面積

イ り災土地の面積

ウ 市の建物戸数

エ 滅失戸数

オ 災害の状況

カ その他（り災土地中，借地の比率及び滅失建物中，借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は，災害により市街地における建物の滅失が著しく，借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

(平成31年1月31日現在)

区 分	支 給 の 内 容 等					
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）					
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口5万人未満）					
対 象 世 帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯					
支 給 額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	
		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)	
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	
	(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)		
申 請 先	支 給 額	200万円	100万円	50万円		
	※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円					
県（市町村経由）						

第5 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く ③ ①、②に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①、②のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊
支給限度額	上記①、②については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記④については1世帯(1事業者)当たり30万円

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下の項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支給の内容等
根拠法・条例	災害弔慰金の支給等に関する法律 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例
対象災害	(1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合・・・・・・・・・・500万円 その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円
支給対象 (障害見舞金)	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。

障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円 その他の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・125万円

2 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

3 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

第7 租税の徴収猶予減免等

(1) 市税の減免の措置（税務課）

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

(2) 被災者に対する住民票等各種証明等の手数料免除（市民課・税務課等）

被災者の負担軽減を図るため、被災世帯に対し、当該年度において住民票等各種証明の手数料を免除するものとする（災害により印鑑登録証を亡失した場合の印鑑登録手数料を含む）。

(3) 国民健康保険税及び一部負担金の減免（国保年金課）

被災者に対する国民健康保険及び一部負担金の減免については、市条例等の規定に基づき実

施する。

(4) 国民年金保険料の免除（国保年金課）

被災者に対する国民年金保険料の免除については、国民年金保険法施行規則に基づき実施する。

第8 生活安定策

1 職業の斡旋

被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

第9 災害時における日本郵便株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、下記を実施するものとする。

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- ② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第10 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第11 リ災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被

害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第 1 2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 被災者への融資措置

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・各関係機関】

【名 瀬：福祉政策課・建築住宅課・商工情報課・農林水産課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・農林水産課・建設課】

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金（・福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

（平成31年1月31日現在）

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6ヶ月以内は無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

（平成31年1月31日現在）

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2／3，県1／3
貸付申込受付	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区分	支給の内容等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、 220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、 430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、 620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、 730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主 が負傷し た場合 (療養に約 1ヶ月以上 かかること)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0% 措置期間中は無利子	10年以内 措置期間を含む	3年(特認5年)	半年賦又は年賦 原則として元利均等措置	連帯保証人
	(イ) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	(ウ) 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主 が負傷し なかった 場合(療養期間が 1ヶ月か からない 場合も含 む)	(ア) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	(イ) 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(ウ) 住居が全壊した場合(エの場合を除く)(特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」家財の損害金額が、家財の価額の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上、175平方メートル以下であること。 【床面積上限の例外】 1 災害家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は、その面積まで建築（購入）可能。 2 親族の家屋も併せて被災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族の災害家屋の合計面積まで建設（購入）可能。 (イ) 併用住宅は、住宅部分が全体の半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (エ) 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 (オ) 木造である場合1戸建て又は連続建てであること。 (カ) 都市計画法及び土地地区画整理法に基づき建築の制限を受ける場合には、公庫支所の承認を要する。 (2) 補修の基準 (ア) 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 (イ) 併用住宅は、住宅部分が全体の半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法の規定に適合すること。 (エ) 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 (オ) 1戸あたりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 公庫から資金の貸付を受けなければ災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害により被災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃貸人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主として被災者である他人に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修しようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃貸人又は居住者であって当該家屋の所有者が災害復興住宅の建築・購入又は補修する意思がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主として被災者である他人に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。

区分	融資の内容等																
貸付の条件	(1) 建設の場合 (ア) 貸付限度額 <table border="0"> <tr> <td>住宅建設資金</td><td>1,500万円（工事費の100%融資）</td></tr> <tr> <td>基本融資</td><td>460万円（工事費の100%融資）</td></tr> <tr> <td>特別加算</td><td>970万円</td></tr> <tr> <td>土地取得資金</td><td>400万円</td></tr> <tr> <td>整地資金</td><td></td></tr> </table> (イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 木造（一般） 25年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年以内 （3年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳 (エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可） (2) 補修の場合 (ア) 貸付限度額 <table border="0"> <tr> <td>住宅補修資金</td><td>660万円（工事費の100%融資）</td></tr> <tr> <td>引方移転資金</td><td>400万円</td></tr> <tr> <td>整地資金</td><td>400万円</td></tr> </table> （ただし、引方移転資金と整地資金をあわせて融資をうける場合には、400万円まで。） (イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 20年以内（据置期間1年を含む。） ※完済時年齢の上限は80歳 (エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可）	住宅建設資金	1,500万円（工事費の100%融資）	基本融資	460万円（工事費の100%融資）	特別加算	970万円	土地取得資金	400万円	整地資金		住宅補修資金	660万円（工事費の100%融資）	引方移転資金	400万円	整地資金	400万円
住宅建設資金	1,500万円（工事費の100%融資）																
基本融資	460万円（工事費の100%融資）																
特別加算	970万円																
土地取得資金	400万円																
整地資金																	
住宅補修資金	660万円（工事費の100%融資）																
引方移転資金	400万円																
整地資金	400万円																
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出するものとする。																

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	(1) 原則として居住室，炊事室及び便所を有すること。 (2) 13平方メートル以上，関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし，非住宅部分については，住宅部分の床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50平方メートル以上（共同建ての場合40平方メートル以上），280平方メートル以下であること。 (3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあっては，建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また，リユース家屋購入の場合にあっては，建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 (4) 木造等の住宅を建設する場合原則として1戸建又は連続建であること。 (5) 敷地の権利が転借によらないものであること。
貸付の条件，その他	利率 機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

(平成31年1月31日現在)

区分	融資の内容等
資金 使途	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭，原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，餌料，漁具用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他の農林漁業経営に必要な資金

貸付の対象者	(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積 5 アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 30 以上である旨の市長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市長の認定を受けた者 (ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市長の認定を受けた者。 (エ) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50（開拓者にあつては 100 分の 30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50（開拓者にあつては 100 分の 40）以上である旨の市長の認定を受けた者 (オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者の他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者

貸付利率	(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を 含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する 者・・・・・・・・・・年 3 % 以内 (イ) 天災による農作物等，林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業，林業又 は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農 林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・・・年 5.5 % 以内 (ウ) その他・・・・・・・・・・年 6.5 % 以内						
償還 期限	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合 7 年）						
貸付 の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法		
			貸付限度額（損失額の A % に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額の A % に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）		
			A %	B 万円個人 （（ ）は法人）	B %	B 万円個人 （（ ）は法人）	
	農 業 者	果樹栽培者家 畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)	
			一般農業者	45	200 (2, 500)	60	250 (2, 500)
		開 拓 者	果樹栽培者家 畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)
			一般開拓者	45	200 (2, 500)	60	250 (2, 500)
	林業者		45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)	
	漁 業 者	漁具購入資金	80	5, 000	80	5, 000	
		漁船建造・ 取 得 資 金	80	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)	
		水産動植物 養殖資金	50	500 (2, 500)	60	600 (2, 500)	
		一般漁業者	50	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)	

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸出限度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は，5,000万円以内，ただし，連合会については，7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う農林漁業公庫資金は、次のとおりである。

（平成 31 年 1 月 31 日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	う ち 据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16	10	3	一般 600 (特認：年間経営費等の12分の3)	100
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.16 ～ 0.20	25	10	(下限 10)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.16 ～ 0.20	15 (果樹の改植又は捕植25)	3 (果樹の改植又は捕植10)	1施設当たり 300 特認 600 特々認 800 漁船 1,000 (下限 10)	80
	共同利用施設	0.16 ～ 0.20	20	3	(下限 10)	80
漁業基盤整備資金	漁港施設	0.16 ～ 0.20	20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	0.16 ～ 0.20	20	3	(下限 10)	80

林業基盤整備資金	林道	0.16 ～ 0.20	20 (特認 25)	3 (特認 7)	(下限 10)	80
	樹苗養成施設	0.16 ～ 0.20	15	5	(下限 10)	80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

3 災害復旧つなぎ資金

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

区分	融資の内容等
資金使途	災害経営資金：肥料，飼料，農薬，種苗等の購入資金その他農業経営に必要な資金
貸付の相手方	災害経営資金：天災（県知事認定）により，収穫量30%かつ平年における農業収入額10%の被害を市町村が認定した農業者
貸付限度額	被害農業者 1 人当たりの損失額60%に相当する額又は，160万円（ただし，果樹主業者及び家畜主業者は400万円）のいずれか低い額
償還期限	6 ヶ月以内
貸付利率	年3.0%
その他	県の歳計現金を天災の都度知事が別に定める利率で県信連に預託する。

4 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は，奄美群島振興開発基金（以下，「基金」という。）本部，徳之島事務所，沖永良部事務所，又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込みものとする。ただし短期資金（運転資金）は，基金本部，徳之島事務所，沖永良部事務所に申込みものとする。
貸付条件	貸付金の種類，貸付対象事業，償還期限，利率，貸付限度額，担保及び保証人は別表のとおりである。

別表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

貸付金の 種類	貸付対象事業	償還期限 〔うち 措置期間〕	利率 年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人			
				個人	法人共同 施工体	協同組合				
農・林業 振興資金	果樹の植栽, 育成又は樹園地造成	15年以内 (7)	0.45	450 (特認 1,000)	750 (特認 1,500)	750 (特認 1,500)	担保 適宜徴求 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上			
	畜舎・堆肥舎建設, 桑園地・農地の造成・取得, 樹園地の取得, 養蚕施設設備, 桑の植栽・育成, 農産物等貯蔵保管施設設備, 園芸栽培施設設備, 災害対策関連施設設備, 農産物集出荷施設設備, 農産物処理加工施設設備	12年以内 (3)								
	農業用機械器具(耕耘機購入), 牛・豚の購入, 運搬用器具	7年以内 (2)								
	災害復旧	5年以内 (1)						100	(法人) 100	
	樹苗養成		0.3							
	しいたけ類生産施設, 木材生産加工施設設備		0.45	300 (特認 500)	500 (特認 800)	500 (特認 1,000)				
	水産業 振興資金	漁船建造, 取得	9年以内 (2)	0.45	300 (特認 2,000)	500 (特認 4,000)		800 (特認 5,000)	〃	
漁船改造, 漁船装備等改善		5年以内								
共同利用施設		10年以内 (2)	0.95							
養殖施設			0.45							
運転資金	第一次産業	1年以内	0.45	700	1,000	10,000 (特認 1,500)	〃			

(注) 利率等は随時改訂されるので, 利用の際は関係先に確認すること。

(注) 次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので, 金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕うん機, 畜舎, 堆肥舎, 家畜導入, 果樹の植栽・育成及び樹園地造成, 農地取得, 農地造成, 園芸栽培施設設備, 農産物集出荷施設設備, 農産物処理加工施設設備 年 0.3%

(水産業振興資金)

漁船建造・取得(新船), 漁船取得(中古船) 年 0.3%

第4 商工業関係の融資

1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により経営に影響を受けている県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 制度の概要

融資対象者：県内で引続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けたものに限る。）
- ②災害救助法第2条の災害により被害を受けた者
（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
- ③被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者
（県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。）
- ④知事が特に認める災害により被害を受けた者

融資限度額：運転資金 2,000 万円
設備資金 3,000 万円

融資期間：運転資金 7 年以内（据置 2 年以内）
設備資金 10 年以内（据置 3 年以内）

融資利率：1 年以内 年 1.80%
1 年超 3 年以内 年 1.80%
3 年超 5 年以内 年 2.00%
5 年超 7 年以内 年 2.20%
7 年超 10 年以内 年 2.30%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 0 %
融資対象者④ 年 0.13%～1.58%

保証人：保証機関の定めるところによる。

担保：保証機関の定めるところによる。

申込み先 各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱い金融機関

取扱い金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行

（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

機関名 事項	中 小 企 業 金 融 公 庫		商 工 組 合 中 央 金 庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1 億 5 千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に 1 災害につき, 3 千万円を加えた額 (ただし, 異例の災害の場合は, その都度定める。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10 年以内 設備 15 年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10 年以内 設備 20 年以内
据置期間	2 年以内	2 年以内 (ただし, 異例の災害の場合は, その都度定めます。)	3 年以内
担 保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし, 特別利率が適用される場合がある	基準利率 ただし, 特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利となります。(異例の災害の場合は, その都度定める。)	当金庫所定の利率
保 証 人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので, 利用の際は関係先に確認が必要。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し，事業を営んでいる中小企業者。但し，保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は，それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円（激甚災害保証の場合は，別枠）
保証期間	運転資金 15年以内，設備資金 20年以内 （激甚災害保証の場合 運転資金 5年，設備資金 7年以内）
保証人 及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45～1.90%，（激甚災害保証の場合 年 0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について，それぞれ0.1%割引

(1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）

(2) 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 奄美群島振興開発基金

(1) 保証

区分	保証の内容等
保証対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害時の指定を受けた場合におけるり災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（資金使途を指定した保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	(ア) 個人又は法人2億円（災害等特別の事由がある場合2億2,000万円） (イ) 森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については2億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	担 保 必要に応じて徴求する。 保証人 原則として鹿児島県内に住所を有する確実な連帯保証人1人以上を徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年0.45～1.90％）激甚災害等保証（年0.87％）

※ 担保の提供のある中小企業者及び組合、会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている事業者については、それぞれの年0.1％引き下げ。（一部資金は除く）

(2) 融資

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下、「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は別表「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(平成 31 年 1 月 31 日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限うち据置期間	利率年利	貸付限度額			担保及び保証人
				個人	法人共同 施行体	協同組合	
観光 関連産業 振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産 施設 遊漁船等観光関 連施設設備 中小規模旅館施 設等の改善	20 年 以内 (2)	1.35～2.65	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	担保 適宜徴求 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの 1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7 年 以内 (0.5)	1.76～2.76				
流通 加工業等 振興資金	施設・設備の 整備及び改善	20 年 以内 (2)	1.36～2.65	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7 年 以内 (1)	1.76～2.72				
地域 資源等 振興資金	情報通信産業、 企業立地、雇用 の促進等地域活 性化に資する事 業	20 年以内 (2)	1.36～2.65	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7 年以内 (1)	1.71～2.72				
地域 資源等 振興資金	施設設備の整備 及び改善	20 年 以内 (2)	1.36～2.65	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	1,500 万円 (特認 1 億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7 年 以内 (1)	1.71～2.76				
運転資金	第二次、第三次 産業（大島紬関 連事業）	1 年 以内	1.76～2.76	700 万円	1,000 万円	1,500 万円 (特認 1,500)	〃

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫, (株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金(中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。)について, 利子補助を行う市町村に対し, 融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害(激甚災害, 災害救助法, 被災者生活再建支援法適用災害)において被災した中小企業者等が, 災害発生の日から知事が災害の都度定める期間(概ね6ヶ月以内)に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金: (株)日本政策金融公庫, (株)商工組合中央金庫の資金又は県(緊急災害対策資金)・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率: 融資額 200 万円以下 年 1.80%

融資額 200 万円超 600 万円以下 年 1.35%

融資額 600 万円超 1,500 万円以下 年 0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり, 被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため, 市町村によって異なる。

補助期間 : 5 年間

補助対象額 : 借入金 1,500 万円を限度とする。

申込み先 : 被災事業所の所在する市町村(商工団体経由の市町村もあり)

添付書類 : ・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

・災害により被害を受けたことの市(町・村)長, 消防署長等の証明書又は証明書の写し

・事業報告書

・市(町・村)長が必要と認める書類

奄美市地域防災計画

(地震災害対策編)



令和 4 年

奄美市防災会議

地震災害対策編 目次

第 1 部 総 則

第 1 章	計画の目的等	地震-1-1-1
第 2 章	防災関係機関の業務の大綱	地震-1-2-1
第 3 章	住民及び事業所の基本的責務	地震-1-3-1
第 4 章	市の地勢及び地震災害特性	地震-1-4-1
第 5 章	災害の想定	地震-1-5-1

第 2 部 地震災害予防

第 1 章	地震災害予防の基本的な考え方	
第 1 節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	地震-2-1-1
第 2 節	防災構造化の推進	地震-2-1-41
第 3 節	建築物災害対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進）	地震-2-1-47
第 4 節	公共施設の災害防止対策の推進	地震-2-1-50
第 5 節	危険物災害等防止対策の推進	地震-2-1-57
第 6 節	地震防災緊急事業の五箇年計画の推進	地震-2-1-59
第 7 節	地震防災研究の推進	地震-2-1-61
第 2 章	迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え	
第 1 節	防災組織の整備	地震-2-2-1
第 2 節	通信・広報体制の整備	地震-2-2-4
第 3 節	地震・津波等観測体制の整備	地震-2-2-8
第 4 節	消防体制の整備	地震-2-2-10
第 5 節	避難体制の整備	地震-2-2-14
第 6 節	救助・救急体制の整備	地震-2-2-31
第 7 節	交通確保体制の整備	地震-2-2-36
第 8 節	輸送体制の整備	地震-2-2-39
第 9 節	医療体制の整備	地震-2-2-40
第 10 節	その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備	地震-2-2-42
第 11 節	複合災害体制の整備	地震-2-2-49
第 3 章	住民の防災意識の啓発及び活動の促進	
第 1 節	防災知識の普及啓発	地震-2-3-1
第 2 節	防災訓練の実施	地震-2-3-4
第 3 節	自主防災組織の育成	地震-2-3-6
第 4 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	地震-2-3-10
第 5 節	防災ボランティアの育成強化	地震-2-3-11
第 6 節	企業防災の促進	地震-2-3-14
第 7 節	要配慮者の安全確保	地震-2-3-15

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制	地震-3-1-1
第2節 情報伝達体制	地震-3-1-15
第3節 災害救助法の適用及び運用	地震-3-1-19
第4節 広域応援体制	地震-3-1-24
第5節 自衛隊の災害派遣	地震-3-1-28
第6節 技術者・技能者及び労働者の確保	地震-3-1-31
第7節 ボランティアとの連携等	地震-3-1-35
第8節 災害警備体制	地震-3-1-36

第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報等の収集・伝達	地震-3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	地震-3-2-11
第3節 広報	地震-3-2-16
第4節 消防活動	地震-3-2-21
第5節 危険物の保安対策	地震-3-2-23
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	地震-3-2-25
第7節 避難の指示、誘導	地震-3-2-27
第8節 救助・救急	地震-3-2-34
第9節 交通確保・規制	地震-3-2-36
第10節 緊急輸送	地震-3-2-42
第11節 緊急医療	地震-3-2-47
第12節 要配慮者への緊急支援	地震-3-2-50

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営	地震-3-3-1
第2節 食料の供給	地震-3-3-3
第3節 給水	地震-3-3-3
第4節 生活必需品の給与	地震-3-3-4
第5節 保健・医療対策	地震-3-3-4
第6節 感染症予防対策	地震-3-3-4
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	地震-3-3-5
第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等	地震-3-3-5
第9節 住宅の供給確保	地震-3-3-5
第10節 文教対策	地震-3-3-6
第11節 義援金・義援物資等の取扱い	地震-3-3-6
第12節 農林水産業災害の応急対策	地震-3-3-6

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策	地震-3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策	地震-3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策	地震-3-4-7
第4節 下水道施設の応急対策	地震-3-4-8

第5節	電気通信施設の応急対策	地震-3-4-9
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	地震-3-4-11
第7節	空港施設の応急対策	地震-3-4-12

第4部 地震災害震災復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	地震-4-1-1
第2節	激甚災害の指定	地震-4-1-3
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	
第1節	被災者の生活確保	地震-4-2-1
第2節	被災者への融資措置	地震-4-2-1

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	
第1節	推進計画の目的	地震-5-1-1
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	地震-5-1-1
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	地震-5-1-2
第2章	関係機関との連携協力の確保	
第1節	資機材，人員等の配備手配	地震-5-2-1
第2節	他機関に対する応援要請	地震-5-2-2
第3章	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節	津波からの防護	地震-5-3-1
第2節	津波に関する情報の伝達等	地震-5-3-3
第3節	避難対策等	地震-5-3-7
第4節	消防機関等の活動	地震-5-3-8
第5節	水道，電気，ガス，通信，放送関係	地震-5-3-9
第6節	交通対策	地震-5-3-18
第7節	市自らが管理等を行う施設等に関する対策	地震-5-3-19
第8節	迅速な救助	地震-5-3-21
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第1節	建築物，構造物等の耐震化・不燃化	地震-5-4-1
第5章	防災訓練計画	地震-5-5-1
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	地震-5-6-1

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 1 計画の目的

奄美市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。「以下基本法」という。）第 42 条及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の規定に基づき、奄美市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、市域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

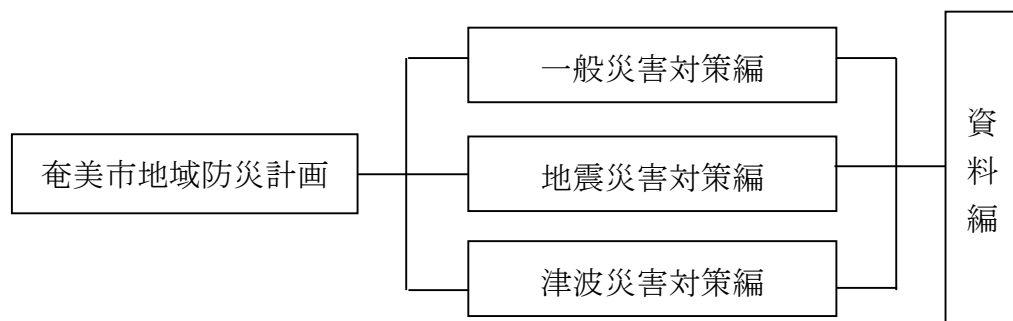
第 2 計画の性格

奄美市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」及び「資料編」から構成される。

また、本計画は、奄美市全域の地震災害対策に対する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、国の防災基本計画や指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように連携を図ったものである。

また、「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。



第3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 市 : 奄美市
- 県 : 鹿児島県
- 基 本 法 : 災害対策基本法
- 救 助 法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 指 定 行 政 機 関 : 基本法第2条第3号で定める指定行政機関
- 指 定 地 方 行 政 機 関 : 基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関
- 指 定 公 共 機 関 : 基本法第2条第5号で定める指定公共機関
- 指 定 地 方 公 共 機 関 : 基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関
- 市 地 域 防 災 計 画 : 基本法第42条に基づき奄美市防災会議が作成する地域防災計画
- 県 地 域 防 災 計 画 : 基本法第40条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
- 防 災 業 務 計 画 : 基本法第2条第9号で定める防災業務計画
- 市 災 対 本 部 : 基本法第23条に基づき設置する奄美市災害対策本部
- 県 災 対 本 部 : 基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
- 県 地 方 本 部 : 県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
- 本 部 長 : 奄美市災害対策本部長
- 県 本 部 長 : 鹿児島県災害対策本部長
- 県 地 方 本 部 長 : 鹿児島県災害対策地方本部長
- 消 防 組 合 : 大島地区消防組合消防本部
- 消 防 団 : 奄美市消防団
- 災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り
 その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
 （基本法 第2条）

第4 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

なお、政策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

奄美市は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など過去に様々な災害を経験している。海岸線が長く、ほとんどの集落が海に面して形成されている。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、市民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本計画第1編第3部及び第2編3部の災害応急対策のうち、避難指示等については、別途「奄美市災害時避難勧告等判断・伝達マニュアル」に示す。避難指示等については、「災害時避難勧告・

判断等マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月,集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会)を基に,奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルを作成した。なお,このマニュアルは水害・土砂災害(火山の噴火や地震に起因するものは除く)・高潮災害・津波災害を対象とする。

第1編 一般災害対策編

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第4章 市の地勢及び災害特性

第5章 災害の想定

第2部 災害予防・減災

第1章 災害に強い施設等の整備状

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

第3部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第2章 警戒避難期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 特殊災害・海上災害対策

第1章 空港災害対策

第2章 道路事故対策

第3章 危険物等災害対策

第4章 林野火災対策

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 災者の災害復旧・復興支援

第2編 地震災害対策編

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

- 第3章 住民及び事業所の基本的責務
- 第4章 市の地勢及び地震災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 地震予防

- 第1章 地震災害に強い施設等の整
- 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え
- 第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

第3部 地震応急対策

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 初動機の応急対策
- 第3章 事態安定期の応急対策
- 第4章 社会基盤の応急対策

第4部 地震復旧・復興

- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
- 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第5章 防災訓練計画
- 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第3編 津波災害対策編

第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災機関の業務の大綱
- 第3章 住民及び事業所の基本的責務
- 第4章 市の地域特性及び津波災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 津波災害予防

- 第1章 津波災害予防の基本的な考え方
- 第2章 津波災害に強い地域づくり
- 第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

第4章 住民の防災活動の促進

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第2章 初動期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 津波災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第5章 防災訓練計画

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第4編 資料編

第6 計画の修正

この計画は，基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え，必要があるときはこれを修正するものとする。

第7 計画の周知

この計画の内容は，市，関係防災機関，並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに，特に必要と認める事項については，住民にも広く周知徹底させるものとする。

第8 計画の運用・習熟

この計画は，平素から訓練，研修，広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め，平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

本章は、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 奄美市

奄美市は第1段階の防災機関として、次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2 鹿児島県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あつせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あつせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防救助隊」等広域応援協力に関すること。

第3 地方行政機関

地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台) (名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予防及び通信施設の整備を行うこと。 (4) 地方公用団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
奄美警察署	(1) 災害警備、り災者の救出対策及び死体の検死(検分)並びに行方不明者の搜索に関すること。 (2) 交通規制の指導・調整に関すること。
奄美海上保安部	(1) 海難救助等に関すること。 (2) 海上交通安全の確保に関すること。 (3) 排出油等の防除に関すること。 (4) 海上防災指導の実施に関すること。 (5) 緊急輸送に関すること。
九州地方整備局 名瀬事務所	(1) 名瀬港の維持・応急対策に関すること。 (2) 災害時における海上輸送の確保に関すること。
九州農政局 (九州農政局鹿児島地域センター)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州運輸局鹿児島運輸支局	(1) 被災者、救援物資等の輸送調整に関すること。
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 被災者、救援物資等の輸送調整に関すること。
九州財務局鹿児島財務事務所	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
名瀬公共職業安定所	(1) 災害対策要員のあつせんに関すること。

第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊奄美警備隊・第12普通科連隊, 海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療防疫, 給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は, その業務の公共性又は公益性に鑑み, 防災に関し概ね次の事項を担当するとともに, 市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
N T T 西日本鹿児島支店	(1) 通信設備の防災対策 (2) 災害時の通信確保対策 (3) 被災設備の応急復旧対策
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべき事のほか, 所要の災害応急対策
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療, 助産及び死体処理等被災地での医療救護活動に関する事。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (4) 義援金の受付に関する事。 (5) 防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に関する事。

独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (2) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
自動車輸送機関	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の確保に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
大島郡医師会	災害時における助産，医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県奄美薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会 奄美支部	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関する事 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事 (3) 被災負傷者等の収容保護に関する事 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関する事 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関する事 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関する事
奄美市社会福祉協議会	(1) 奄美市災害救援ボランティアセンター設置・運営に関する事 (2) 福祉救援ボランティアに関する事 (3) 被災者からの相談に関する事
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事 (2) 災害時における学生の避難誘導に関する事 (3) 災害時における応急教育の対策に関する事 (4) 被災施設の災害復旧に関する事
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時における水の確保に関する事 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
漁業協同組合	(1) 漁船の遭難防止の対策に関する事 (2) 海上での緊急搬送及び輸送に関する事
地域コミュニティFM	災害時の緊急放送に関する事。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住民

基 本 的 責 務
防災の基本は、「自らの身の安全は、自ら守る」であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に食品、飲料水等の備蓄など、地震災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力する必要がある。 また、住民は、地震発生時の初期消火、避難・救助対策等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力するとともに、市及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、市、県及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、地震災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。 さらに、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 市の地勢及び地震災害特性

第1 奄美市の地勢

奄美市は、鹿児島港から南へ航路距離383kmの地点にある奄美大島の北部と中央よりやや北東よりに位置し、北部は間に龍郷町を挟み、飛び地となっている。西は大和村、宇検村に隣接し、南は瀬戸内町に隣接する。北西を東シナ海、南東を太平洋に面している。

地形は古成層とこれを貫く火成岩からなる急峻な山稜性である。主要河川として、東海岸の住用湾に注いでいる住用川(18.1km)及び役勝川(17.5km)のほか大川などがあるが、いずれも短小急流河川である。

海岸線は変化に富み、概して良湾良港に恵まれている。なかでも名瀬港は群島唯一の重要港湾で、貨客船の出入が頻繁にあり、物流の拠点施設である。

新奄美空港(第3種空港)が昭和63年、現所在地に移転開港し、鹿児島、福岡、大阪、東京、那覇及び群島内の空港との間を結んでいる。

道路は、本島道路網の骨格である国道58号をはじめ、県道が着実に整備されてきている。

本市の気象は亜熱帯海洋性に属し、年平均気温約22℃、年間降水量約2,900mmで四季を通じ温暖である。

このほか亜熱帯地域の特徴に台風があるが、本市から500km以内を通過する台風は年平均5.3個、300km以内だと年平均3.3個である。

第2 奄美市の地震の特性

奄美地方の地震は、太平洋側のフィリピン海プレートが大陸(ユーラシア)プレートの下に沈み込んでいる琉球海溝の周辺で発生している。奄美諸島の太平洋側の沖合では、プレート間の大地震が発生する。これまでも、明治44年の喜界島近海地震、昭和45年の奄美大島近海地震、平成7年の奄美大島近海地震(喜界島南東沖)等の被害を伴う地震が発生しており、九州内では、日向灘、別府・島原地溝帯とともに地震活動が活発な地域で、大きな地震の活動度も高い地域である。

名瀬測候所で観測した有感地震の多い方からの記録は、昭和45年が221回、昭和13年が119回、明治44年が90回であった。平成7年10月の喜界島南東沖を震源とする一連の地震活動では、旧名瀬市で12月までに86回の有感地震を観測した。

明治34年6月24日16時2分奄美大島近海に発生した地震(マグニチュード7.5、推定震度5)は、瓦が落ち、石垣が崩壊、小さな津波が発生した。

明治44年6月15日23時26分喜界島近海に発生した地震(マグニチュード8.0、推定震度6)は、南西諸島地域では最大級の地震で、有感域は非常に広く、台湾から東北地方までに及び、奄美大島やその付近の島々では、被害が著しく、死者12名、全壊家屋422戸であった。

昭和45年1月1日4時01分に発生した地震（マグニチュード6.1）は、奄美大島一帯で地鳴りを伴い、名瀬測候所で震度5を観測した。幸い死者はなかったが、市街地で負傷者数名、建築物、道路の亀裂、家屋の損壊、がけ崩れなどの若干の被害が発生した。旧名瀬市の被害額は約6,500万円（大島郡内で1億2,500万円）に達した。その後余震が続き、1月1日本震発生当日に震度4を含む有感地震10回、1月中の有感地震は67回発生、年間回数は前述したように221回を数えた。この数は、それまでの最多記録119回（昭和13年）の2倍に近い地震回数である。

平成7年10月18,19日に喜界島南東沖で発生した地震（マグニチュード6.9,6.7）は喜界町で震度5、旧名瀬市で震度4を記録した。

第5章 災害の想定

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、鹿児島県では平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県が県地域防災計画を策定する上での想定であり、本市地域防災計画においてもこの県が実施した想定を活用するものとする。

ただし、この想定は必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

資料編を参照

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際しては、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】【名瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】【笠利：建設課・農林水産課・地域総務課】

第1 地震土砂災害の防止対策

1 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。

イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。

(2) 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

(3) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり面対策等の促進

地すべりを起こしている区域（以下「地すべり区域」という。）または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域について、県の指定を受け防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難指示等の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

3 土砂災害防止対策

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒

避難体制の整備，住宅等の新規立地の抑制，既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域の指定

区域の指定は、以下の手順により県が行う。

(区域指定の流れ)

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質，土地の利用状況などについて基礎調査を行い，その結果を市長に通知するとともに公表し，市長の意見を聴いた上で，区域の指定を行う。

市は土砂災害防止法第8条に基づき，奄美市地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め，情報伝達，警戒避難体制の整備，警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

(2) 土砂災害特別警戒区域の指定

区域の指定は、以下の手順により県が行う。

(区域指定の流れ)

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ，住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について，住民の安全を確保する取組を行うため，地形や地質，土地の利用状況などについて基礎調査を行い，市長の意見を聴いた上で，区域の指定を行う。

特別警戒区域内では，住宅宅地分譲や老人ホーム，病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか，建築基準法による建築物の構造規制，土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(3) 危険渓流の実態調査及び県指定の促進

ア 危険渓流について，実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定渓流については，県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(4) 砂防事業の推進

ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに，砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し，災害予防に努める。

(5) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量，研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として，避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4 山地災害防止対策

(1) 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し，その実態を十分に把握するとともに，必要に応じ山地災害を防止するための適切な対策を講じる。

(2) 治山事業の推進

ア 崩壊，土砂流出等を防止するため，森林整備事業の推進に努める。

イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。

ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

5 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

県及び本市は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

7 その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

8 災害危険箇所等の調査結果の周知

（1）災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県大島支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

（2）災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 地震等による斜面崩壊危険度等の県の想定結果を利用するとともに、市独自に新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について新たに調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

（3）災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を奄美市地域防災計画に明示・位置

付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

9 地震発生時の緊急調査体制

- (1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。
- (2) 土砂災害の危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。
- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

10 災害危険箇所の警戒避難体制の整備強化

土砂災害のおそれのある区域について、危険箇所の周知、土砂災害への警戒避難体制の確立等を県と連携して推進する。

(1) 災害危険箇所の警戒の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、気象予報・警報等が出された場合には、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成するよう努める。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況把握に努める。

イ 住民への情報伝達方法の整備

市防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

避難をする際の、消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を検討する。

オ 避難指示等の基準の設定

上記の斜面崩壊危険の把握調査や防災点検結果を基に、地震時の災害危険箇所における住民への避難指示等の基準を定めるよう努める。

(4) 住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努めるものとする。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(5) 避難訓練の実施

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するように努める。

第2 液状化災害の防止対策

地震等の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を引き続き行っていく。

1 地盤改良及び構造的対策の推進

(1) 地盤改良の推進

地域開発等に当たっては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

2 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、住民や関係方面の周知に努める。

第3 宅地被害の防止対策

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成に努める。また、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第4 危険区域の概況

【土石流危険渓流】

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある渓流（土石流危険渓流Ⅰ）に加え、人家戸数5戸未満（土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ）も含めた渓流

① 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流

② 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が１～４戸ある場合の当該区域に流入する溪流

③ 土石流危険渓流に準ずる溪流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

【急傾斜地崩壊危険箇所】

傾斜度３０度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家５戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所（急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ）に加え、人家５戸未満（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ）も含めた箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

② 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所

③ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

【地すべり危険箇所】

地すべりの発生するおそれのある箇所等で地すべり等防止法第５１条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所

【山地災害危険地区】

山腹の崩壊、土砂の流出等が現に発生し、または発生する危険があり、人家１戸以上または公共施設（官公署・学校・病院・道路）に直接被害を与える恐れのある地区

指定危険区域の現況

危険区域名	箇所数	参照
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	２２０	別表 １
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	１０５	別表 ２
土石流危険渓流Ⅰ	１３３	別表 ３
土石流危険渓流Ⅱ	５１	別表 ４
地すべり危険箇所	４	別表 ５
山地災害危険箇所	１１６	別表 ６
計	６２９	

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2382	あしけぶ 芦花部 1	なげし 名瀬市	あしけぶ 芦花部	230	45	55	13	カトリック教会			県道	40	市道	95	その他 B	1
I 1 2383	あしけぶ 芦花部 2	なげし 名瀬市	あしけぶ 芦花部	75	40	25	6				県道	75	その他の道路	70	河川	60
I 1 2384	あしけぶ 芦花部 3	なげし 名瀬市	あしけぶ 芦花部	170	45	160	0	芦花部小中学 校			その他の道路	130				
I 1 2385	ありら 有良	なげし 名瀬市	ありら 有良	250	47	50	20				県道	250	市道	250	その他の道路	30
I 1 2386	だいくま 大熊 1	なげし 名瀬市	だいくま 大熊	100	42	10	13				市道	70				
I 1 2387	だいくま 大熊 2	なげし 名瀬市	だいくま 大熊	205	40	15	30				市道	90	その他の道路	70		
I 1 2389	だいくま 大熊 4	なげし 名瀬市	だいくま 大熊	105	48	67	0	農業改良普及 所			県道	80	市道	110	河川	100
I 1 2390	だいくま 大熊 5 (浦上 15)	なげし 名瀬市	うらがみ 浦上	290	45	45	12	大島工業高校			その他の道路	40				
I 1 2391	ありや 有屋 1	なげし 名瀬市	ありや 有屋	120	40	75	18				市道	150	河川	70		
I 1 2392	なかがち 仲勝 1	なげし 名瀬市	なかがち 仲勝	215	48	10	27				市道	240	その他の道路	40		
I 1 2393	なかがち 仲勝 2	なげし 名瀬市	なかがち 仲勝	170	48	30	17				市道	200	その他 B	1		
I 1 2394	なかがち 仲勝 3	なげし 名瀬市	なかがち 仲勝	160	45	95	37				その他の道路	250				
I 1 2395	なかがち 仲勝 4	なげし 名瀬市	なかがち 仲勝	150	45	90	19				その他の道路	100				
I 1 2396	ありや 有屋 2	なげし 名瀬市	ありや 有屋	300	40	20	6	国立診療所			市道	300	その他の道路	500	河川 橋	400 .5
I 1 2397	ありや 有屋 3	なげし 名瀬市	ありや 有屋	380	42	20	7	国立診療所			その他の道路	670	河川	200	橋	3
I 1 2398	ありや 有屋 4	なげし 名瀬市	ありや 有屋	365	50	20	51	国立診療所			その他の道路	670	河川	200	橋	4
I 1 2399	ありや 有屋 5	なげし 名瀬市	ありや 有屋	160	60	20	5				その他の道路	160				
I 1 2400	ありや 有屋 6	なげし 名瀬市	ありや 有屋	270	40	205	13				県道	125	その他の道路	180		
I 1 2401	はとはま 鳩浜 1	なげし 名瀬市	はとはま 鳩浜町	295	44	40	39				国道	125	市道	330	その他の道路	500
I 1 2402	はとはま 鳩浜 2	なげし 名瀬市	はとはま 鳩浜町	415	45	105	23				市道	340				

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2403	さだいくま佐大熊 3	なげし名瀬市	さだいくま佐大熊町	205	50	30	24				市道	50	その他の道路	80		
I 1 2404	さだいくま佐大熊 4	なげし名瀬市	さだいくま佐大熊町	270	40	165	44				市道	450	その他の道路	367	その他 B	1
I 1 2405	さだいくま佐大熊	なげし名瀬市	さだいくま佐大熊町	390	40	150	26				その他	90				
I 1 2406	さだいくま佐大熊 5	なげし名瀬市	さだいくま佐大熊町	220	50	30	38				市道	210	その他の道路	30		
I 1 2407	さだいくま佐大熊 6	なげし名瀬市	さだいくま佐大熊町	240	40	65	40	障害者施設	障害者施設		市道	100				
I 1 2408	さだいくま佐大熊 2	なげし名瀬市	さだいくま佐大熊町	270	45	55	55				市道	290	その他の道路	420		
I 1 2409	こはま小浜 7	なげし名瀬市	こはま小浜町	170	45	30	8	ポンプ場			国道	110	市道	185	他道路,他 B	110 ,1
I 1 2410	こはま小浜 4	なげし名瀬市	こはま小浜町	350	45	15	77	伊津部小学校	幼稚園		市道	840				
I 1 2411	こはま小浜 6	なげし名瀬市	こはま小浜町	280	50	30	20	浄水場			その他の道路	230	その他 B	1		
I 1 2412	こはま小浜 3	なげし名瀬市	こはま小浜町	375	60	25	66	伊津部小学校	幼稚園	唐浜団地集会所	市道	200	その他の道路	200		
I 1 2413	こはま小浜 2	なげし名瀬市	こはま小浜町	275	45	50	34				市道	55	その他の道路	120		
I 1 2414	こはま小浜 1	なげし名瀬市	こはま小浜町	213	70	15	78	伊津部小学校	保育園		国道	30	市道	220	河川	150
I 1 2415	こはま小浜 5	なげし名瀬市	こはま小浜町	375	50	25	56	病院	小浜町地区集会場		国道	30	市道	600	その他の道路	140
I 1 2416	いつぶ伊津部	なげし名瀬市	いつぶ伊津部町	350	50	30	8				河川	250				
I 1 2417	あながち安勝 1	なげし名瀬市	あながち安勝町	350	45	15	78	大島高校			市道	490	その他の道路	60	河川	90
I 1 2418	あながち安勝 2	なげし名瀬市	あながち安勝町	438	45	25	16	大島高校寮			市道	70	その他の道路	150		
I 1 2419	あながち安勝 3	なげし名瀬市	あながち安勝町	300	60	10	13				市道	50				
I 1 2420	あながち安勝 4	なげし名瀬市	あながち安勝町	438	50	15	62	大島高校			市道	430	その他の道路	270	河川,その他 B	170 ,1
I 1 2421	あながち安勝 5	なげし名瀬市	あながち安勝町	305	45	15	32				市道	180	その他の道路	30		
I 1 2422	こまた小俣 2	なげし名瀬市	こまた小俣町	363	50	20	88	幼稚園			市道	300	その他の道路	60		
I 1 2423	こまた小俣 3	なげし名瀬市	こまた小俣町	488	40	50	124	幼稚園			市道	350	その他の道路	115	河川 橋	160 ,4
I 1 2424	こまた小俣 1	なげし名瀬市	こまた小俣町	160	55	15	8				河川	120	橋	1		

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2425	かすが春日 1	なげし名瀬市	かすが春日町	300	45	15	72	保育所			市道	120	その他の道路	270		
I 1 2426	かすが春日 2	なげし名瀬市	かすが春日町	275	42	45	35				その他の道路	270				
I 1 2427	かすが春日 3	なげし名瀬市	かすが春日町	640	45	45	89	防災センター			市道	400	その他の道路	410	河川橋	180,5
I 1 2428	かすが春日 4	なげし名瀬市	かすが春日町	175	42	15	23				その他の道路	170	河川	120	橋, その他 B	2,1
I 1 2429	かすが春日 6	なげし名瀬市	かすが春日町	250	50	12	28	防災センター			市道	140	その他の道路	250	河川橋	250,4
I 1 2430	かすが春日 7	なげし名瀬市	かすが春日町	188	45	20	36	旅館			市道	75	その他の道路	340	河川橋	200,3
I 1 2431	かすが春日 8	なげし名瀬市	かすが春日町	500	45	90	98				市道	580	その他の道路	180	河川橋	20,1
I 1 2432	こまた小俣 4	なげし名瀬市	こまた小俣町	325	70	30	44				その他の道路	240	河川	200		
I 1 2433	こまた小俣 5	なげし名瀬市	こまた小俣町	225	45	20	151	病院			市道	60	その他の道路	50		
I 1 2434	まなづ真名津	なげし名瀬市	まなづ真名津町	275	53	20	171	病院			その他の道路	225				
I 1 2435	ひらた平田 1	なげし名瀬市	ひらたち平田町	450	55	65	61	保育所			市道	410	その他の道路	880	その他 B	1
I 1 2436	ひらた平田 6	なげし名瀬市	ひらたち平田町	213	50	10	22				市道	100	その他の道路	95	河川	125
I 1 2437	ひらた平田 2	なげし名瀬市	ひらたち平田町	350	60	20	51	平田浄水場			市道	140	その他の道路	130	河川	125
I 1 2438	ひらた平田 3	なげし名瀬市	ひらたち平田町	150	40	30	13				その他の道路	75	河川	60		
I 1 2439	ひらた平田 7	なげし名瀬市	ひらたち平田町	280	35	15	53				市道	90	その他の道路	195		
I 1 2440	ひらた平田 4	なげし名瀬市	ひらたち平田町	538	60	30	107				市道	175	その他の道路	150	河川橋	500,2
I 1 2441	ひらた平田 5	なげし名瀬市	ひらたち平田町	190	55	30	14				市道	125	その他の道路	70	橋	1
I 1 2442	ひらた平田 8	なげし名瀬市	ひらたち平田町	375	50	40	64				市道	420	その他の道路	380	河川橋	200,2
I 1 2443	ひらた平田 9	なげし名瀬市	ひらたち平田町	310	45	45	18	旅館			市道	120	河川	330	橋, その他 B	4,1
I 1 2444	ひらた平田 10	なげし名瀬市	ひらたち平田町	425	60	65	36				国道	370	その他の道路	240	その他 B	1
I 1 2445	ひらた平田 11	なげし名瀬市	ひらたち平田町	350	40	15	120	幼稚園	平田高地区ポンプ場		国道	70	その他の道路	500	その他 B	1
I 1 2446	まなづ真名津 5	なげし名瀬市	まなづ真名津町	500	55	70	83				市道	290	その他の道路	620	河川橋	180,4

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2447	まなづ 真名津 4	なげし 名瀬市	まなづち 真名津町	375	50	95	48				市道	170	その他の道路	300	河川 橋	380 .8
I 1 2448	まなづ 真名津 3	なげし 名瀬市	まなづち 真名津町	375	48	30	44	名瀬中学校			その他の道路	130	河川	35	橋	1
I 1 2449	まなづ 真名津 2	なげし 名瀬市	まなづち 真名津町	175	50	20	40				国道	40	市道	70	その他の道路	145
I 1 2450	ふるた 古田 4	なげし 名瀬市	まなづち 真名津町	325	45	20	113				国道	200	市道	200	その他の道路	190
I 1 2451	ふるた 古田 3	なげし 名瀬市	ふるたち 古田町	225	45	35	74				市道	120	その他の道路	120		
I 1 2452	ふるた 古田 2	なげし 名瀬市	ふるたち 古田町	125	53	30	51	古田郵便局	奄美高校		市道	160	その他の道路	60		
I 1 2453	ふるた 古田 1	なげし 名瀬市	ふるたち 古田町	363	40	20	24	奄美高校			市道	100	その他の道路	170		
I 1 2454	くさとおつ 久里乙	なげし 名瀬市	くさとちよ 久里町	800	40	30	143	奄美小学校	病院		市道	520	その他の道路	490	その他 B	1
I 1 2455	くさと 久里 2	なげし 名瀬市	くさとちよ 久里町	150	70	40	94				市道	420				
I 1 2456	くさと 久里	なげし 名瀬市	くさとちよ 久里町	150	70	40	30	歯科	鍼灸院		市道	260	その他 B	1		
I 1 2457	ながた 永田 1	なげし 名瀬市	ながたち 永田町	550	58	50	65	大島支庁			市道	425	その他の道路	800	河川 橋	160 .2
I 1 2458	ながた 永田 2	なげし 名瀬市	ながたち 永田町	150	40	10	46				その他の道路	50				
I 1 2459	いね 井根	なげし 名瀬市	いねちよ 井根町	175	60	10	24									
I 1 2460	いね 井根 4	なげし 名瀬市	いねちよ 井根町	250	45	25	54				市道	50	その他の道路	220		
I 1 2461	いね 井根 3	なげし 名瀬市	いねちよ 井根町	175	45	15	46				市道	110				
I 1 2462	いね 井根 2	なげし 名瀬市	いねちよ 井根町	420	50	15	151				市道	320	その他の道路	60	その他 B	1
I 1 2463	やなぎまち 柳町 3	なげし 名瀬市	やなぎま 柳町	288	50	15	106	名瀬市保健所	保育所	老人ホーム	市道	200	その他の道路	90		
I 1 2464	やなぎまち 柳町 2	なげし 名瀬市	やなぎま 柳町	200	50	15	74				市道	320	その他の道路	60		
I 1 2465	やなぎまち 柳町 5	なげし 名瀬市	やなぎま 柳町	300	40	20	69	柳町集会所			市道	160	その他の道路	70	河川 橋	75 .1
I 1 2466	やなぎまち 柳町 1	なげし 名瀬市	やなぎま 柳町	338	40	15	99	柳町集会所			市道	60	その他の道路	270	河川 橋	125 .1
I 1 2467	やなぎまち 柳町 4	なげし 名瀬市	やなぎま 柳町	300	40	15	59				市道	80	その他の道路	200		
I 1 2468	やなぎまち 柳町 6	なげし 名瀬市	やなぎま 柳町	275	45	20	29				市道	290	その他の道路	90	河川 橋	200 .2

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2469	いりふね入舟	なぜし名瀬市	かねくち金久町	250	55	10	38	病院			市道	280	その他の道路	100		
I 1 2470	やのわき矢之脇 1	なぜし名瀬市	やのわき矢之脇 1	225	45	30	59	名瀬裁判所	検察庁		市道	430				
I 1 2471	やのわき矢之脇 2	なぜし名瀬市	やのわき矢之脇 2	550	45	15	67				市道	250	その他の道路	120	その他 B	2
I 1 2472	しおはま塩浜 2	なぜし名瀬市	やのわき矢之脇 1	325	45	40	47	自治会館	大島拘置所		県道	100	市道	420		
I 1 2473	しおはま塩浜 1	なぜし名瀬市	しおはま塩浜町	500	60	30	31	金久中学校			県道	120	市道	360		
I 1 2474	ながはま長浜	なぜし名瀬市	しおはま塩浜町	300	55	25	47	金久中学校	保育所		市道	50	その他の道路	250		
I 1 2476	ながはま長浜 3	なぜし名瀬市	ながはま長浜町	350	70	35	88	病院	病院	病院, 公民館	市道	660	その他の道路	150		
I 1 2477	ながはま長浜 4	なぜし名瀬市	ながはま長浜町	575	45	40	59				県道	80	市道	420	その他の道路	680
I 1 2478	ながはま長浜 5	なぜし名瀬市	ながはま長浜町	488	60	20	13	奄美文化センター	奄美博物館	浄水場、老人福祉会館	市道	180	その他の道路	120	その他 B	1
I 1 2479	あさにしん朝仁新 1	なぜし名瀬市	あさにしん朝仁新 1	150	45	15	33				市道	240	その他の道路	50		
I 1 2480	あさにしん朝仁新 2	なぜし名瀬市	あさにしん朝仁新 2	175	60	15	26				市道	70	その他の道路	130		
I 1 2481	あさにしん朝仁新 3	なぜし名瀬市	あさにしん朝仁新 3	375	45	20	92	保育園	浄水場		県道	80	市道	330	その他の道路	150
I 1 2482	あさにしん朝仁新 4	なぜし名瀬市	あさにしん朝仁新 4	150	45	50	19				市道	120	その他の道路	210		
I 1 2483	あさにしん朝仁新 5	なぜし名瀬市	あさにしん朝仁新 5	570	50	10	76	病院	病院		県道	250	市道	950	河川橋	420.3
I 1 2484	あさに朝仁 1	なぜし名瀬市	あさに朝仁町	340	40	50	35				県道	210	市道	460		
I 1 2485	あさに朝仁 2	なぜし名瀬市	あさに朝仁町	250	45	15	34				県道	100	市道	190		
I 1 2486	あさに朝仁 3	なぜし名瀬市	あさに朝仁町	330	40	15	10				県道	50	河川	60	その他 A	105
I 1 2487	こしゆく小宿 1	なぜし名瀬市	こしゆく小宿	288	45	30	121	病院	体育館		市道	160	その他の道路	40	河川	40
I 1 2489	こしゆく小宿 3	なぜし名瀬市	こしゆく小宿	350	40	15	19	小宿中学校			その他の道路	150				
I 1 2490	こしゆく小宿 4	なぜし名瀬市	こしゆく小宿	150	60	10	9				市道	170	河川	160	橋	1
I 1 2491	こしゆく小宿 5	なぜし名瀬市	こしゆく小宿	425	35	10	24	里公民館			市道	240	その他の道路	90		
I 1 2492	こしゆく小宿 6	なぜし名瀬市	こしゆく小宿	225	40	15	8									

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2493	こしゆく小宿 7	なげし名瀬市	こしゆく小宿	340	50	20	50				市道	400	その他 B	1		
I 1 2494	こしゆく小宿 8	なげし名瀬市	こしゆく小宿	75	50	15	5				市道	80				
I 1 2495	ねせぶ根瀬部 1	なげし名瀬市	ねせぶ根瀬部	225	40	10	0	知根小学校								
I 1 2496	ねせぶ根瀬部 2	なげし名瀬市	ねせぶ根瀬部	363	45	15	25	老人ホーム								
I 1 2497	あさと朝戸 1	なげし名瀬市	あさと朝戸	163	38	20	10				その他の道路	120				
I 1 2499	あさと朝戸 3	なげし名瀬市	あさと朝戸	350	48	15	18	NTT 中継局	朝戸地区集会所		国道	350	市道	80	他道路 その他 B	150 ,1
I 1 2500	いつぶかち伊津部勝 1	なげし名瀬市	いつぶか伊津部勝	150	40	15	5				市道	70				
I 1 2501	なせがち名瀬勝 1	なげし名瀬市	なせがち名瀬勝	200	56	15	21				市道	145	その他の道路	190		
I 1 2502	にしながが西仲勝 1	なげし名瀬市	にしなが西仲勝	88	37	10	7				県道	40				
I 1 2503	にしながが西仲勝 2	なげし名瀬市	にしなが西仲勝	550	40	20	56	在宅介護支援センター	修道院		県道	140	市道	300	他道路 その他 B	180 ,1
I 1 2505	にしながが西仲勝 4	なげし名瀬市	にしなが西仲勝	163	58	12	23	前勝公民館	保育園		県道	20	市道	230		
I 1 2506	にしながが西仲勝 5	なげし名瀬市	にしなが西仲勝	50	50	25	10				県道	60	市道	130		
I 1 2507	こみなと小湊 1	なげし名瀬市	こみなと小湊	50	55	15	7				その他の道路	55				
I 1 3238	かすが春日 5	なげし名瀬市	かすが春日町	70	50	25	9				その他の道路	60				
I 1 3239	みち ひら道 平 はまさと (浜 里 1)	なげし名瀬市	はまさと浜里町	135	55	15	13	病院			市道	75				
I 1 4261	こしゆく小宿 9	なげし名瀬市	こしゆく小宿	75	55	15	7	小宿漁港			市道	50	その他の道路	50	河川	50
I 1 4262	こしゆく小宿 12	なげし名瀬市	こしゆく小宿	110	60	15	8				市道	75	河川	140		
I 1 4263	こしゆく小宿 16	なげし名瀬市	こしゆく小宿	130	40	10	1	浄水場			その他の道路	45				
I 1 4264	こしゆく小宿 18	なげし名瀬市	こしゆく小宿	120	45	20	66	病院			市道	110				
I 1 4265	こしゆく小宿 19	なげし名瀬市	こしゆく小宿	190	35	10	27									
I 1 4266	あさにしん朝仁新 6	なげし名瀬市	あさにし朝仁新	90	50	20	6	消防団車庫			県道	85	市道	50	河川	60

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 4267	あさにしん朝 仁新 7	なげし名瀬市	あさにしん朝仁新町	175	50	15	0	少年自然の家								
I 1 4268	ながはま長 浜 7	なげし名瀬市	ながはま長 浜	135	40	15	0	少年自然の家								
I 1 4269	だいくま大 熊 6	なげし名瀬市	だいくま大 熊	200	50	10	2	ホテル			その他の道路	35				
I 1 4270	あさにしん朝仁新 8	なげし名瀬市	あさにしん朝 仁しんまち新 町	350	50	25	34	ポンプ場			県道	35	市道	215	他道路 その他 B	50 ,1
I 1 4271	こまた小 俣 7	なげし名瀬市	こまた小 俣ちょう 町	180	40	15	10									
I 1 4272	ひらた平 田 13	なげし名瀬市	ひらた平 田ちょう 町	200	60	25	55	老人ホーム			市道	450				
I 1 4273	だいくま大 熊 7	なげし名瀬市	だいくま大 熊	200	45	170	2	老人福祉館			市道	150				
I 1 4274	ありや有 屋 12	なげし名瀬市	ありや有 屋	130	30	40	3	国立診療所			市道	120	河川	40		
I 1 4275	だいくま大 熊 10	なげし名瀬市	だいくま大 熊	120	50	60	1	朝日小学校			市道	20	その他の道路	45		
I 1 4277	うらがみ浦 上 16	なげし名瀬市	うらがみ浦 上	130	45	20	11				市道	90	その他の道路	85		
I 1 4278	うらがみ浦 上 1	なげし名瀬市	うらがみ浦 上	140	42	40	11				国道	50	その他の道路	170		
I 1 4279	うらがみ浦 上 3	なげし名瀬市	うらがみ浦 上	210	50	20	6				市道	60	河川	210		
I 1 4280	うらがみ浦 上 8	なげし名瀬市	うらがみ浦 上	260	48	70	35	療 療			河川	60	その他の道路	50		
I 1 4281	さきはら崎 原 1	なげし名瀬市	さきはら崎 原	280	40	100	23				市道	250	その他の道路	50		
I 1 4282	ながはま長 浜 8	なげし名瀬市	ながはま長 浜	470	50	15	0	浄化センター								
I 1 4283	にしだ西 田 2	なげし名瀬市	にしだ西 田	300	38	30	0	環境改善センター 農業研修センター			その他の道路	300				
I 1 4638	ありや有 屋 13	なげし名瀬市	ありや有 屋	350	45	80	22	有屋公民館			市道	450	その他の道路	80	その他 B	2
I 1 4639	なかがち仲 勝 5	なげし名瀬市	なかがち仲	170	45	15	22				その他の道路	270	河川	35		

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
			がち勝													
I 1 4640	なかがち 仲 勝 6	なぜし 名瀬市	なか 仲 がち 勝	170	38	20	9				その他の道路	250				
I 1 4641	あしけぶ 芦花部 4	なぜし 名瀬市	あしけぶ 芦花部	150	35	20	5				その他の道路	50				
I 1 4642	はまさと 浜 里 3	なぜし 名瀬市	はまさと 浜 里 ちょう 町	120	45	45	0	海洋センター								
I 1 4643	いつぶがち 伊津部勝 2	なぜし 名瀬市	いつぶが 伊津部勝	200	36	170	6									
I 2 63	まなつ 真名津 6	なぜし 名瀬市	まなつち 真名津町	75	50	50	12				その他の道路	180				
I 2 64	はまさと 浜里 4	なぜし 名瀬市	はまさと 浜里町	163	50	40	24				市道	280	河川	150		
I 2 206	うらがみ 浦 上 7	なぜし 名瀬市	うらがみ 浦 上	240	42	60	7				国道	40	市道	40		
I 2 261	にしなが 西仲勝 3	なぜし 名瀬市	にしなが 西仲勝	40	42	20	12				県道	55	市道	200	河川	100
I 2 262	だいくま 大 熊 11	なぜし 名瀬市	だいくま 大 熊	70	48	8	10	幼稚園			河川	20				
I 1 2530	わせ 和瀬	すみよう 住用村	わせ 和瀬	100	55	110	7	和瀬浄水場			村道	140				
I 1 2531	ぐすく 城	すみよう 住用村	ぐすく 城	50	35	45	6				国道	70				
I 1 2532	すりがち 摺勝 1	すみよう 住用村	すりがち 摺勝	88	30	135	7	児童館			村道	20				
I 1 2533	すりがち 摺勝 2	すみよう 住用村	すりがち 摺勝	400	35	65	5	東城小中学校 診療所			村道	230	水路	210		
I 1 2535	かわうち 川内 2	すみよう 住用村	かわうち 川内	188	35	90	20				村道	270	河川	150		
I 1 2536	かわうち 川内	すみよう 住用村	かわうち 川内	200	35	100	19				村道	290	水路	140		
I 1 2537	ひがしなか 東仲間 1	すみよう 住用村	ひがしな 東仲間	75	40	100	5				村道	50	水路	80		
I 1 2538	ひがしなか 東仲間 3	すみよう 住用村	ひがしな 東仲間	100	30	35	6				村道	200	河川	130		
I 1 2539	み ざと 見里	すみよう 住用村	み ざと 見里	500	40	80	52	見里公民館			村道	770				

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2540	にしなかも西仲間 2	すみよう住用村	にしなかも西仲間	75	30	25	5				村道	50				
I 1 2541	にしなかも西仲間 3	すみよう住用村	にしなかも西仲間	80	45	20	7	西仲間公民館			村道	110				
I 1 2542	にしなかも西仲間	すみよう住用村	にしなかも西仲間	300	35	55	14	住用村役場	住用郵便局	中央公民館	国道	50	村道	140		
I 1 2543	いしはら石原 1	すみよう住用村	いしはら石原	100	35	95	12				村道	230				
I 1 2544	いしはら石原 2	すみよう住用村	いしはら石原	75	35	25	3	石原公民館			村道	110				
I 1 2545	やくがち役勝 1	すみよう住用村	やくがち役勝	200	55	100	0	住用小学校			ダム	1	流路工	150		
I 1 2546	やくがち役勝 2	すみよう住用村	やくがち役勝	200	55	270	0	住用中学校								
I 1 2547	やくがち役勝 3	すみよう住用村	やくがち役勝	110	50	60	9				村道	170	河川	110		
I 1 2549	やくがち役勝 5	すみよう住用村	やくがち役勝	100	40	300	1	中役勝公民館			国道	100	河川	90		
I 1 2551	やくがち役勝 7	すみよう住用村	やくがち役勝	200	40	100	19	旅館	旅館		国道	150				
I 1 2552	やんま山間	すみよう住用村	やんま山間	490	45	120	35				県道	40	村道	480	ダム	1
I 1 2553	やんま山間 2	すみよう住用村	やんま山間	200	35	50	6				村道	130				
I 1 2554	いち市 1	すみよう住用村	いち市	150	40	70	4	市小中学校	市郵便局		村道	120				
I 1 2555	いち市 2	すみよう住用村	いち市	175	45	40	5	市小中学校			村道	70	河川	80		
I 1 4285	かみや神屋	すみよう住用村	かみや神屋	90	40	110	0	新住用発電所			河川	40				
I 1 4286	ひがしなかも東仲間 4	すみよう住用村	ひがしなかも東仲間	50	35	50	1	東仲間公民館			村道	50				
I 1 4287	わせ和瀬 2	すみよう住用村	わせ和瀬	80	35	75	1	民宿			水路	50				
I 1 4288	かみやが上役勝 1	すみよう住用村	やくがち役勝	160	40	50	6				国道	120	河川	130		
I 1 4289	かみやが上役勝 2	すみよう住用村	やくがち役勝	130	35	30	6				国道	100	河川	130		
I 1 4290	かみやが上役勝 3	すみよう住用村	やくがち役勝	60	40	20	0	役勝浄水場								
I 1 4291	にしなかも西仲間 4	すみよう住用村	にしなかも西仲間	180	30	210	18	特別老人ホーム			村道	70	河川	200		
I 1 4293	にしなかも西仲間 7	すみよう住用村	にしなかも西仲間	70	40	55	6				村道	60	河川	50		

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 4294	したやぐち下役勝	すみよう住用村	やぐち役勝	120	30		1	下役勝集会所								
I 1 4295	とだまはま戸玉浜	すみよう住用村	やんま山間戸玉	80	35	85	0	戸玉浄水場			村道	90				
I 1 4296	とだま戸玉 1	すみよう住用村	やんま山間	190	30	70	6				村道	260				
I 1 4297	かねくだ金久田	すみよう住用村	いち市	410	30	120	16				村道	300				
I 1 4298	みざと見里 2	すみよう住用村	みざと見里	80	30	55	0	見里浄水場			河川	70				
I 1 4299	なかやぐち中役勝 2	すみよう住用村	やぐち役勝	120	30	70	8				国道	60	村道	140	河川	80
I 1 4300	やんま山間 3	すみよう住用村	やんま山間	220	35	140	11				村道	100	河川	60		
I 1 4301	まえやま前山 1	すみよう住用村	いち市	90	40	20	6				村道	60				
I 1 4302	まえやま前山 2	すみよう住用村	いち市	160	35	20	7									
I 1 4644	にしなかも西仲間 6	すみよう住用村	にしなかも西仲間	50	30	40	0	西仲間浄水場			国道	50				
I 1 4645	とだま戸玉 2	すみよう住用村	やんま山間	45	30	80	8									
I 1 2584	さに佐仁	かさりち笠利町	さに佐仁	340	40	85	19	佐仁小学校	保育所		県道	20	町道	30		
I 1 2585	かわかみ川上	かさりち笠利町	かわかみ川上	100	50	40	6				町道	100				
I 1 2586	かさり笠利 1	かさりち笠利町	かさり笠利	250	45	15	12				町道	250				
I 1 2587	かさり笠利 2	かさりち笠利町	かさり笠利	70	45	12	3	大笠利文化センター								
I 1 2588	すの須野1	かさりち笠利町	すの須野	175	60	15	10	生活館			県道	30				
I 1 2589	すの須野2	かさりち笠利町	すの須野	100	42	20	11	保育所			町道	50				
I 1 2590	そとかねく外金久	かさりち笠利町	そとかねく外金久	300	50	40	38	生活館			町道	30	河川	10		
I 1 2591	なかかね中金久	かさりち笠利町	なかかね中金久	400	45	70	44	診療所, 中央公民館	笠利町立給食センター	中央家畜保健所大島支所	町道	320				
I 1 2592	さと里	かさりち笠利町	さと里	165	40	50	0	赤木名中学校								

別表1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物			公共施設					
											種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2593	なかかね中 金	笠利町	なかかね中 金 久	100	35	30	1	大島北高等学校								
I 1 2594	てけぶ手花部	笠利町	てけぶ手花部	150	50	25	8				町道	60				
I 1 2595	きせ喜瀬1	笠利町	きせ喜瀬	135	35	30	21	保育所	笠利喜瀬地区振興センター		国道	50				
I 1 2596	きせ喜瀬2	笠利町	きせ喜瀬	125	35	30	7				町道	70				
I 1 2597	きせ喜瀬3	笠利町	きせ喜瀬	80	35	25	11				町道	60				
I 1 3241	うえさと上 里	笠利町	かさり笠利	110	47	7	8				町道	210				
I 1 3242	くじらはま鯨 浜	笠利町	てけ手花部	210	40	35	7				町道	140				
I 1 3243	こがち小勝	笠利町	てけ手花部	40	35	25	10	手花部小学校	保育所							
I 1 4310	すの須野4	笠利町	すの須野	120	30	25	0	国民宿舎			町道	80				
I 1 4311	うら浦 2	笠利町	きせ喜瀬	60	30	10	1	喜瀬三区公民館			町道	10				
I 1 4312	さに佐仁2	笠利町	さに佐仁	50	45	40	0	佐仁浄水場			町道	80	河川	40		
I 1 4313	さきばら崎原	笠利町	きせ喜瀬	60	30	40	1	民宿			町道	10				
I 1 4314	あげた上田 3	笠利町	かわか川上	80	40	50	0	屋仁浄水場			町道	60				

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成 18 年 12 月現在(鹿児島県土木部砂防課)

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
								種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4254	あさにしん朝仁新 9	なげし名瀬市	あさにしんまち朝仁新町	100	50	15	4	市道	75				
Ⅱ 1 4255	こまた小俣 6	なげし名瀬市	こまたちよう小俣町	80	60	40	2	その他の道路	30	河川	50		
Ⅱ 1 4256	ひらた平田 12	なげし名瀬市	ひらたちよう平田町	125	50	100	4	市道	100	その他の道路	20	橋	1
Ⅱ 1 4257	はとはま鳩浜 4	なげし名瀬市	はとはまちよう鳩浜町	240	40	16	4	国道	220	市道	230		
Ⅱ 1 4258	うらがみ浦上 2	なげし名瀬市	うらがみ浦上	70	50	40	1	国道	45				
Ⅱ 1 4259	うらがみ浦上 4	なげし名瀬市	うらがみ浦上	150	48	30	3	市道	160				
Ⅱ 1 4260	うらがみ浦上 5	なげし名瀬市	うらがみ浦上	110	45	30	3	市道	170				
Ⅱ 1 4262	こしゆく小宿 13	なげし名瀬市	こしゆく小宿	50	40	15	1						
Ⅱ 1 4263	こしゆく小宿 14	なげし名瀬市	こしゆく小宿	100	45	25	2	その他の道路	35	河川	55		
Ⅱ 1 4264	こしゆく小宿 15	なげし名瀬市	こしゆく小宿	40	40		1	市道	25				
Ⅱ 1 4265	こしゆく小宿 17	なげし名瀬市	こしゆく小宿	40	40	10	1						
Ⅱ 1 4266	ながた永田 4	なげし名瀬市	ながたまち永田町	140	42	90	4	市道	90	河川	200	橋	2
Ⅱ 1 4267	ながた永田 3	なげし名瀬市	ながたちよう永田町	175	42	130	4	市道	60	河川	110	橋	1
Ⅱ 1 4268	あんがち安勝 6	なげし名瀬市	あんがちちよう安勝町	45	30	10	3						
Ⅱ 1 4269	かすが春日 9	なげし名瀬市	かすがまち春日町	35	45	30	1	市道	35				
Ⅱ 1 4270	はとはま鳩浜 3	なげし名瀬市	はとはまちよう鳩浜町	340	40	30	3	国道	60	その他の道路	140		
Ⅱ 1 4271	ありや有屋 7	なげし名瀬市	ありや有屋	140	42	180	1						
Ⅱ 1 4272	ありや有屋 9	なげし名瀬市	ありや有屋	110	40	100	3	その他の道路	100				
Ⅱ 1 4273	うらがみ浦上 6	なげし名瀬市	うらがみ浦上	130	50	110	1	市道	120				
Ⅱ 1 4274	うらがみ浦上 9	なげし名瀬市	うらがみ浦上	95	40	8	1						
Ⅱ 1 4275	うらがみ浦上 1 1	なげし名瀬市	うらがみ浦上	170	42	100	1	国道	40	市道	40		

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成 18 年 12 月現在(鹿児島県土木部砂防課)

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
								種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4276	うらがみ 浦 上 13	なげし 名瀬市	うらがみ 浦 上	120	50	50	1	市道	120	その他の道路	70		
Ⅱ 1 4277	ありら 有良 1	なげし 名瀬市	ありら 有良	70	42	50	1	その他の道路	80				
Ⅱ 1 4279	あしけぶ 芦花部 5	なげし 名瀬市	あしけぶ 芦花部	120	43	100	1						
Ⅱ 1 4281	ちなせ 知名瀬1	なげし 名瀬市	ちなせ 知名瀬	120	40	50	3	その他の道路	200				
Ⅱ 1 4282	ちなせ 知名瀬2	なげし 名瀬市	ちなせ 知名瀬	220	45	30	2	その他の道路	220				
Ⅱ 1 4283	ねせぶ 根瀬部3	なげし 名瀬市	ねせぶ 根瀬部	130	40	60	3	その他の道路	30				
Ⅱ 1 4286	にしだ 西田 1	なげし 名瀬市	にしだ 西田	110	45	150	2	市道	130				
Ⅱ 1 4288	あさと 朝戸5	なげし 名瀬市	あさと 朝戸	80	38	80	1	国道	90				
Ⅱ 1 4289	あさと	なげし	あさと	70	55	7	1	市道	40				
Ⅱ 1 4293	ありや	なげし	ありや	90	42	130	1	その他の道路	80				
Ⅱ 1 4294	ありや 有屋14	なげし 名瀬市	ありや 有屋	170	45	150	3	県道	70	その他の道路	190		
Ⅱ 1 4296	こしゆく 小宿 11	なげし 名瀬市	こしゆく 小宿	85	50	15	1	市道	70				
Ⅱ 1 5481	だいくま 大熊 3	なげし 名瀬市	だいくま 大熊	110	65	70	4	県道	150	市道	90	その他の道路	70
Ⅱ 1 5482	ながはま 長浜 2	なげし 名瀬市	ながはま 長浜町	208	60	20	3	その他の道路	130				
Ⅱ 1 5483	こはま 小浜 8	なげし 名瀬市	こはま 小浜町	80	60	15	3	市道	85				
Ⅱ 1 5484	うらがみ 浦上 17	なげし 名瀬市	うらがみ 浦上	200	60	70	3	県道	145				
Ⅱ 1 5485	まえがち 前勝 1	なげし 名瀬市	まえがち 前勝	100	38	40	2	県道	70				
Ⅱ 1 5486	なかがち 仲勝 7	なげし 名瀬市	なかがち 仲勝	200	42	40	1	その他の道路	115				
Ⅱ 2 354	いねちよう 井根町	なげし 名瀬市	いねちよう 井根町	30	65	5	2						
Ⅱ 2 356	うらがみ 浦上 10	なげし 名瀬市	うらがみ 浦上	160	50	30	1	市道	30	その他の道路	40		
Ⅱ 2 357	うらがみ 浦上 12	なげし 名瀬市	うらがみ 浦上	170	40	40	1	国道	75				
Ⅱ 2 358	うらがみ 浦上 14	なげし 名瀬市	うらがみ 浦上	40	40	20	1	その他の道路	15				

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成18年12月現在(鹿児島県土木部砂防課)

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
								種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 2 360	こしゆく小宿 20	なげし名瀬市	こしゆく小宿	170	55	60	2	県道	75				
Ⅱ 2 362	だいくま大 熊 12	なげし名瀬市	だいくま大 熊	150	32	50	1						
Ⅱ 2 434	ながはま長 浜 9	なげし名瀬市	ながはままち長 浜 町	85	50	25	1	市道	35				
Ⅱ 2 435	なかかち仲 勝 8	なげし名瀬市	なかかち仲 勝	180	60	84	2	その他の道路	210				
Ⅱ 1 4306	ひがしなかも東仲間 5	すみようそん住用村	ひがしなかも東仲間	70	35	55	2	村道	130				
Ⅱ 1 4303	とよがち豊勝	すみようそん住用村	かわうち川内	50	35	40	3	村道	40	河川	60		
Ⅱ 1 4304	ひがしなかも東仲間 6	すみようそん住用村	ひがしなかも東仲間	40	35	50	2	村道	60				
Ⅱ 1 4305	すりがち摺勝	すみようそん住用村	すりがち摺勝	160	40	50	1	村道	110	水路	110		
Ⅱ 1 4306	なかやぐち中役勝 1	すみようそん住用村	やぐち役勝	130	40	225	1	国道	100	水路	40		
Ⅱ 1 4307	なかやぐち中役勝 3	すみようそん住用村	やぐち役勝	70	30	140	1	国道	80				
Ⅱ 1 4308	なかやぐち中役勝 4	すみようそん住用村	やぐち役勝	70	30	35	1	国道	30	河川	90		
Ⅱ 1 4309	にしなかも西仲間 8	すみようそん住用村	にしなかも西仲間	70	30	55	1	国道	50				
Ⅱ 1 4310	いしはら石原 3	すみようそん住用村	いしはら石原	90	30	60	1	村道	130				
Ⅱ 1 4311	にしなかも西仲間 9	すみようそん住用村	にしなかも西仲間	120	35	80	1	国道	60	村道	100		
Ⅱ 1 4312	いしはら石原 4	すみようそん住用村	いしはら石原	50	30	65	2	村道	40				
Ⅱ 1 4313	やんま山間 4	すみようそん住用村	やんま山間	50	45	20	2	水路	50				
Ⅱ 1 4315	やんま山間 5	すみようそん住用村	やんま山間	80	35	35	2	水路	50				
Ⅱ 1 4316	と だま戸玉 3	すみようそん住用村	やんま山間	50	35	60	1	河川	20				
Ⅱ 1 4317	まわりだ回田 1	すみようそん住用村	いち市	70	35	70	1	村道	90				
Ⅱ 1 4318	まわりだ回田 2	すみようそん住用村	いち市	100	30	25	3	村道	50				
Ⅱ 1 4319	あおく青久	すみようそん住用村	いち市	80	40	80	1	河川	40				
Ⅱ 1 5487	にしなかも西仲間 5	すみようそん住用村	にしなかも西仲間	100	30	40	2	国道	80	河川	130		

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成 18 年 12 月現在(鹿児島県土木部砂防課)

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
								種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 2 363	まえやま 前山 3	すみようそん 住用村	いち 市	70	45	50	2	村道	70				
Ⅱ 1 4368	まえ ひ だ 前肥田 3	かさりちよう 笠利町	て け ぶ 手花部	110	30	40	1						
Ⅱ 1 4369	うったばる 打田原	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	70	30	40	3						
Ⅱ 1 4370	くじらはま 鯨浜 2	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	85	35	50	2						
Ⅱ 1 4371	まえ ひ だ 前肥田 1	かさりちよう 笠利町	て け ぶ 手花部	30	40	20	1	町道	45				
Ⅱ 1 4372	まえ ひ だ 前肥田 2	かさりちよう 笠利町	て け ぶ 手花部	130	30	50	3	町道	30	その他道路	150		
Ⅱ 1 4373	うら 浦 1	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	70	30	30	2						
Ⅱ 1 4374	うら 浦 3	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	35	45	15	1	町道	35				
Ⅱ 1 4375	うら 浦 4	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	25	30	15	1	国道	25				
Ⅱ 1 4376	うら 浦 5	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	40	30	20	1	国道	40				
Ⅱ 1 4377	つしろ 津代 1	かさりちよう 笠利町	て け ぶ 手花部	50	45	25	3	水路	40				
Ⅱ 1 4378	つしろ 津 代 2	かさりちよう 笠利町	て け ぶ 手花部	40	40	25	3	町道	40				
Ⅱ 1 4379	なかかねく 中金久 3	かさりちよう 笠利町	なかかねく 中金久	55	45	15	2						
Ⅱ 1 4380	き せ 喜瀬 4	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	70	30	35	3	町道	60				
Ⅱ 1 4381	かわうち 川内 1	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	40	30	20	2	町道	45				
Ⅱ 1 4382	かわうち 川内 2	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	75	35	25	4	水路	80				
Ⅱ 1 4383	かみの こ 神ノ子 1	かさりちよう 笠利町	ようあん 用安	75	40	15	3						
Ⅱ 1 4384	かみの こ 神ノ子 2	かさりちよう 笠利町	ようあん 用安	70	50	20	1	県道	50				
Ⅱ 1 4385	つちはま 土浜	かさりちよう 笠利町	たいら 平	55	35	45	1						
Ⅱ 1 4386	くすの 楠野 1	かさりちよう 笠利町	さ に 佐仁	50	40	65	1	県道	30				
Ⅱ 1 4387	くすの 楠野 2	かさりちよう 笠利町	さ に 佐仁	45	45	40	2	町道	10				
Ⅱ 1 4388	や に 屋仁 1	かさりちよう 笠利町	や に 屋仁	60	35	60	3	県道	40	水路	20		

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成18年12月現在(鹿児島県土木部砂防課)

箇所番号	箇所名	旧市町村名	大字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設					
								種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4389	や に 屋仁2	かさりちよう 笠利町	や に 屋仁	60	35	60	3	水路	60				
Ⅱ 1 4390	や に 屋仁3	かさりちよう 笠利町	や に 屋仁	45	30	25	1						
Ⅱ 1 4391	あげた 上田1	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	70	40	40	1	町道	20				
Ⅱ 1 4392	う つ 宇津	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	40	30	20	1						
Ⅱ 1 4393	あか き な また 赤木名又1	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	60	40	30	1	その他道路	30				
Ⅱ 1 4394	あか き な また 赤木名又2	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	50	40	80	1	その他道路	30	河川	30		
Ⅱ 1 4395	あか き な また 赤木名又3	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	45	30	45	1	県道	50				
Ⅱ 1 4396	あか き な また 赤木名又4	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	115	30	45	3	町道	90	河川	30		
Ⅱ 1 4397	なべぐる 鍋比1	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	80	30	20	1	その他道路	20				
Ⅱ 1 4398	なべぐる 鍋比2	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	70	40	60	1	町道	20				
Ⅱ 1 4399	なべぐる 鍋比3	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	180	30	80	1	町道	30				
Ⅱ 1 4400	み どり や 三鳥屋1	かさりちよう 笠利町	そとかねく 外金久	40	50	20	1	その他道路	40				
Ⅱ 1 4401	み どり や 三鳥屋2	かさりちよう 笠利町	そとかねく 外金久	50	40	15	2	県道	50	河川	25		
Ⅱ 1 4402	ふなぐら 船倉	かさりちよう 笠利町	そとかねく 外金久	110	30	30	3						
Ⅱ 1 4403	す の 須野3	かさりちよう 笠利町	す の 須野	75	60	10	2						
Ⅱ 2 379	くじらはま 鯨浜3	かさりちよう 笠利町	き せ 喜瀬	80	60	70	1	町道	30				
Ⅱ 2 380	まんや 万屋	かさりちよう 笠利町	て け ぶ 手花部	170	50	10	1						
Ⅱ 2 381	あげた 上田2	かさりちよう 笠利町	かわかみ 川上	65	45	30	1						

別表 3 土石流危険渓流 I

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

渓流番号 水系名 河川名 渓流名				市町村 名	字	流域 面積 (km ²)	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
207 I -001	芦花部 川	芦花部川	芦花部川支 溪 4	名瀬市	龍郷町	0.31	12	0	0	老人 ホーム		1.37
207 I -002	芦花部 川	芦花部川	芦花部川支 溪 3	名瀬市	芦花部	0.03	15	23	10		81 号 線 芦花部 公民館	0.59
207 I -003	芦花部 川	芦花部川	芦花部川支 溪 1	名瀬市	芦花部	0.24	19	108	48		81 号 線 芦花部 公民館	0.17
207 I -004	芦花部 川	芦花部川	芦花部川支 溪 2	名瀬市	芦花部	0.22	17	52	23		81 号 線	0.07
207 I -005	その他	有良川	有良川支溪 1	名瀬市	有良	0.03	17	11	5		81 号 線 市道	0.22
207 I -006	その他	有良川	有良川支溪 2	名瀬市	有良	0.09	17	34	15		市道	0.09
207 I -007	その他	大熊川	大熊川支溪 1	名瀬市	大熊	0.09	18	32	14			0.64
207 I -008	その他	大熊川	大熊川支溪 2	名瀬市	大熊	0.08	18	41	18			0.38
207 I -009	その他	大熊川	大熊川	名瀬市	大熊	0.49	16	52	23		市道	0.42
207 I -010	その他	大熊小川	大熊小川	名瀬市	大熊	0.09	15	43	19		81 号 線	0.10
207 I -011	浦上川	浦上川	浦上川支溪 6	名瀬市	大熊	0.05	22	7	3	病院	81 号 線	0.00
207 I -012	浦上川	浦上川	朝日小川	名瀬市	浦上	0.30	15	16	7	幼稚園	朝日小 学校	0.00
207 I -013	浦上川	浦上川	与蓄川	名瀬市	浦上	0.24	14	16	7	幼稚園	朝日小 学校	0.00
207 I -014	浦上川	浦上川	浦上小川	名瀬市	浦上	0.03	17	18	8		58 号 線	0.39
207 I -015	浦上川	浦上川	苗代川	名瀬市	浦上	0.17	11	70	31		58 号 線	0.02
207 I -016	浦上川	浦上川	前城川	名瀬市	浦上	0.46	6	108	48		58 号 線 市道	0.08
207 I -017	浦上川	浦上川	竹之当川	名瀬市	浦上	1.10	12	32	14		58 号 線 市道 農業試 験場	0.37
207 I -018	浦上川	浦上川	浦上川支溪 3	名瀬市	浦上	0.06	12	20	9		58 号 線 市道	0.40
207 I -019	浦上川	浦上川	浦上川支溪 4	名瀬市	浦上	0.03	17	14	6		58 号 線 市道	0.03
207 I -020	浦上川	浦上川	浦上川支溪	名瀬市	浦上	0.06	11	0	0		大島工	0.00

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	(k m) 流域 面積	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
			1								業高校	
207 I -021	浦上川	仲勝川	有屋小川	名瀬市	有屋	0.22	14	113	50		市道	0.02
207 I -022	浦上川	仲勝川	仲勝小川	名瀬市	仲勝	0.27	16	118	52		市道 仲勝公 民館	0.44
207 I -023	浦上川	有屋川	和光園小川 3	名瀬市	有屋	0.53	11	0	0	診療 所	市道	0.00
207 I -024	浦上川	有屋川	和光園小川 2	名瀬市	有屋	0.21	14	16	7	診療 所	市道	0.00
207 I -025	浦上川	有屋川	和光園小川 1	名瀬市	有屋	0.07	16	16	7		604 号 線 市道	0.68
207 I -026	その他	鳩浜沢	鳩浜沢 2	名瀬市	鳩浜町	0.07	24	54	24		市道	0.00
207 I -027	その他	鳩浜沢	鳩浜沢	名瀬市	鳩浜町	0.12	11	59	26		市道	0.00
207 I -028	その他	佐大熊川	佐大熊沢 1	名瀬市	佐大熊 町	0.10	14	20	9		市道	0.00
207 I -029	その他	佐大熊川	佐大熊沢 2	名瀬市	佐大熊 町	0.04	24	32	14		市道	0.00
207 I -030	その他	佐大熊川	佐大熊沢 4	名瀬市	佐大熊 町	0.05	21	63	28			0.00
207 I -031	その他	佐大熊川	佐大熊沢 5	名瀬市	佐大熊 町	0.04	20	888	393	保育 所	市道 上佐大 熊町集 会所	0.02
207 I -032	その他	佐大熊川	佐大熊沢 6	名瀬市	佐大熊 町	0.05	20	936	414	保育 所	市道 上佐大 熊町集 会所	0.00
207 I -033	その他	佐大熊川	佐大熊沢 7	名瀬市	佐大熊 町	0.14	21	972	430	保育 所	市道 上佐大 熊町集 会所	0.07
207 I -034	その他	佐大熊川	佐大熊小川	名瀬市	佐大熊 町	0.02	16	838	371		市道 上佐大 熊町集 会所	0.00
207 I -035	その他	小浜川	小浜第三小 川	名瀬市	小浜町	0.09	14	47	21		伊津部 小学校 市道	0.00
207 I -036	その他	小浜川	小浜第一小 川	名瀬市	小浜町	0.08	19	79	35	保育 所	伊津部 小学校 市道 唐浜団 地集会 室	0.00
207 I -037	その他	小浜川	小浜第二小 川	名瀬市	小浜町	0.17	11	140	62	保育 所	伊津部 小学校 市道	0.00
207 I -038	その他	小浜川	安勝川支溪	名瀬市	安勝町	0.02	27	38	17		大島高 校	0.00
207 I -039	その他	小浜川	安勝川	名瀬市	安勝町	0.20	17	43	19		大島高 校	0.00

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	(k m) 流域 面積	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
207 I -040	新川	新川	小俣川支溪	名瀬市	小俣町	0.09	11	122	54	幼稚園		0.00
207 I -041	新川	新川	小俣川	名瀬市	小俣町	0.29	15	285	126		市道	0.00
207 I -042	新川	俊良川	春日小川	名瀬市	春日町	0.05	14	88	39	保育所	市道	0.03
207 I -043	新川	俊良川	俊良川支溪 4	名瀬市	俊良町	0.06	17	151	67	老人 ホ一 ム	田雲団 地集會 室	0.05
207 I -044	新川	俊良川	俊良川支溪 3	名瀬市	俊良町	0.19	15	181	80	老人 ホ一 ム	田雲団 地集會 室	0.00
207 I -045	新川	俊良川	俊良川支溪 2	名瀬市	俊良町	0.07	16	115	51	老人 ホ一 ム	田雲団 地集會 室	0.00
207 I -046	新川	俊良川	俊良川	名瀬市	俊良町	0.94	12	136	60	老人 ホ一 ム	田雲団 地集會 室	0.20
207 I -047	新川	俊良川	俊良川支溪 1	名瀬市	俊良町	0.06	26	38	17			0.00
207 I -048	新川	俊良川	平田小川	名瀬市	俊良町	0.04	18	215	95	保育所	奄美高 校	0.06
207 I -049	新川	俊良川	平田谷川	名瀬市	平田町	0.15	16	325	144		奄美高 校 平田町 団地集 會室 寺	0.00
207 I -050	新川	新川	新川支溪 3	名瀬市	平田町	0.12	16	29	13			0.00
207 I -051	新川	新川	新川支溪 2	名瀬市	平田町	0.04	22	66	29			0.00
207 I -052	新川	新川	新川支溪 4	名瀬市	平田町	0.09	18	16	7			0.00
207 I -053	新川	新川	新川支溪 1	名瀬市	平田町	0.09	13	63	28		58 号 線	0.00
207 I -054	新川	平田川	平田川支溪	名瀬市	平田町	0.10	18	63	28		58 号 線 民宿	0.00
207 I -055	新川	平田川	平田川	名瀬市	平田町	0.95	16	63	28		58 号 線 民宿	0.00
207 I -056	新川	真名津川	真名津川	名瀬市	真名津 町	0.89	11	262	116		真名津 団地集 會室	0.00
207 I -057	新川	真名津川	真名津川支 溪	名瀬市	真名津 町	0.04	22	84	37		名瀬中 学校	0.00
207 I -058	新川	真名津川	真名津小川	名瀬市	古田町	0.06	22	206	91		58 号 線 名瀬市 中央公 民館	0.00
207 I -059	新川	新川	久里川支溪	名瀬市	古田町	0.04	20	32	14		奄美高 校	0.01
207 I -060	新川	新川	久里川	名瀬市	久里町	0.19	11	371	164	医院	市道	0.02

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	(km ²) 流域 面積	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
207 I -061	新川	永田川	永田川	名瀬市	永田町	1.03	11	90	40		市道	0.00
207 I -062	新川	井根川	井根川支溪	名瀬市	井根町	0.05	21	154	68		市道 武光東 井根上 町自治 会(事)	0.00
207 I -063	新川	井根川	井根川	名瀬市	井根町	0.48	9	289	128		市道	0.00
207 I -064	その他	柳川	柳小川	名瀬市	柳町	0.01	19	63	28	保育 所 老人 ホー ム	名瀬市 保健セ ンター	0.00
207 I -065	その他	屋仁川	屋仁川支溪 1	名瀬市	柳町	0.09	20	305	135		市道 柳町集 会場	0.03
207 I -066	その他	屋仁川	屋仁川	名瀬市	柳町	0.14	16	305	135		市道 柳町集 会場	0.06
207 I -067	その他	屋仁川	屋仁川支溪 2	名瀬市	柳町	0.04	23	179	79	託児 所	市道 柳町集 会場	0.02
207 I -068	その他	矢之脇川	矢之脇小川	名瀬市	矢之脇 町	0.04	20	260	115		市道 旅館	0.01
207 I -069	その他	矢之脇川	矢之脇川支 溪	名瀬市	矢之脇 町	0.05	13	81	36		市道 矢之脇 町自治 会館	0.00
207 I -070	その他	塩浜川	塩浜小川2	名瀬市	塩浜町	0.02	13	29	13		市道	0.00
207 I -071	その他	塩浜川	塩浜小川	名瀬市	塩浜町	0.04	22	16	7		金久中 学校 市道	0.00
207 I -072	その他	長浜川	長浜川支溪	名瀬市	長浜町	0.03	17	41	18		市道名 瀬市清 掃事務 所	0.00
207 I -073	その他	朝仁新川	朝仁新川支 溪1	名瀬市	朝仁新 町	0.07	13	102	45		市道	0.11
207 I -074	その他	朝仁新川	朝仁新川支 溪2	名瀬市	朝仁新 町	0.04	17	172	76			0.04
207 I -075	その他	朝仁新川	朝仁新川支 溪3	名瀬市	朝仁新 町	0.05	14	16	7			0.00
207 I -076	その他	朝仁新川	朝仁新川	名瀬市	朝仁新 町	0.62	7	77	34	医院	市道	0.02
207 I -077	その他	朝仁新川	朝仁新川支 溪4	名瀬市	朝仁新 町	0.04	20	88	39		79号 線	0.00
207 I -078	その他	朝仁新川	朝仁新川支 溪5	名瀬市	朝仁新 町	0.04	18	118	52		79号 線	0.04
207 I -079	その他	朝仁沢	朝仁沢	名瀬市	朝仁	0.66	4	70	31		79号 線	0.00
207 I -080	その他	三儀山川	三儀山川支 溪3	名瀬市	小宿	0.08	8	0	0	病院 老人 ホ一	市道	0.25

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	(k m) 流域 面積	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
										△		
207 I -081	その他	三儀山川	三儀山川支 溪 5	名瀬市	小宿	0.02	26	2	1	病院	市道	0.00
207 I -082	小宿大 川	小宿大川	小宿大川	名瀬市	小宿	0.03	14	0	0		小宿中 学校	0.00
207 I -083	小宿大 川	小宿大川	里川小川	名瀬市	里	0.02	19	47	21		市道 里公民 館	0.00
207 I -084	小宿大 川	小宿大川	里川	名瀬市	里	0.10	18	72	32		市道 里公民 館	0.05
207 I -085	小宿大 川	小宿大川	小宿大川支 川	名瀬市	小宿	0.60	8	52	23		市道	0.80
207 I -086	その他	浜里沢	浜里沢	名瀬市	平松町	0.04	24	11	5			0.59
207 I -087	知名瀬 川	知名瀬川	知名瀬川支 川	名瀬市	知名瀬	0.18	13	11	5			1.07
207 I -088	知名瀬 川	知名瀬川	知名瀬小川	名瀬市	知名瀬	0.13	14	20	9		市道	0.26
207 I -089	その他	西知名瀬 川	西知名瀬川	名瀬市	知名瀬	0.13	22	2	1		79 号 線 知根小 学校	0.00
207 I -090	その他	西知名瀬 川	西知名瀬小 川	名瀬市	知名瀬	0.45	9	2	1		79 号 線 知根小 学校	0.00
207 I -091	大川	大川	前勝川	名瀬市	前勝	0.10	22	45	20		607 号 線 前勝集 会所	0.00
207 I -092	大川	大川	西仲勝川	名瀬市	西仲勝	0.23	19	122	54		607 号 線	0.00
207 I -093	大川	大川	西田支溪	名瀬市	西田	0.11	15	0	0		名瀬市 農業研 修セン ター 名瀬市 農林環 境改善 センタ ー	2.20
207 I -094	大川	大川	伊津部勝川	名瀬市	伊津部 勝	0.06	34	25	11		市道	0.00
207 I -095	大川	大川	名瀬勝川	名瀬市	名瀬勝	0.29	27	120	53		市道	0.60
526 I -001	その他	寺田川	寺田川	住用村	仲里	0.37	15	16	7		市小中 学校 村道	0.00
526 I -002	その他	前山川	前山第三小 川	住用村	前山	0.04	13	14	6		村道	0.37
526 I -003	その他	前山川	前山第二小 川	住用村	前山	0.06	14	18	8		村道	0.40
526 I -004	その他	戸玉川	戸玉小川	住用村	戸玉川	0.07	24	9	4		戸玉浄	0.30

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	(k m ²) 流域 面積	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
											水場 村道	
526 I -005	その他	山間東小 川	山間東小川	住用村	山間	0.05	16	16	7		村道	0.31
526 I -006	山間川	山間川	山間川支溪	住用村	山間	0.04	25	78	34		山間簡 易郵便 局 村道	0.12
526 I -007	役勝川	役勝川	下内川	住用村	上役勝	0.71	10	12	5		国道 58号 線 村道	0.00
526 I -008	役勝川	役勝川	去勝川	住用村	中役勝	0.84	15	23	10		国道 58号 線 村道	0.00
526 I -009	役勝川	役勝川	上川	住用村	下役勝	0.44	17	48	21		下役勝 集会場 国道 58号 線 村道	0.09
526 I -010	役勝川	役勝川	下役勝第二 小川	住用村	下役勝	0.05	27	0	0		国道 58号 線 住用村 立児童 館 住用中 学校	0.00
526 I -011	役勝川	役勝川	下役勝第三 小川	住用村	下役勝	0.03	29	0	0		国道 58号 線 住用村 立児童 館 住用中 学校	0.00
526 I -012	役勝川	役勝川	下役勝第一 小川	住用村	下役勝	0.11	23	0	0		国道 58号 線 住用小 学校 住用村 立児童 館	0.00
526 I -013	住用川	住用川	西仲間沢2	住用村	西仲間	0.35	18	16	7		村道	0.10
526 I -014	住用川	住用川	川渡川	住用村	西仲間	0.74	12	9	4	老人 ホー ム	村道	0.00
526 I -015	住用川	住用川	石屋川	住用村	神屋	0.29	14	0	0		九州電 力新住	0.00

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	(k m) 流域 面積	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
											用発電 所	
526 I -016	住用川	住用川	神屋川	住用村	西仲間	0.36	16	7	3		国道 58号 線 西仲間 浄水場	0.08
526 I -017	住用川	住用川	西仲間沢 1	住用村	西仲間	0.05	18	81	35		国道 58号 線 西仲間 公民館 村道	0.03
526 I -018	住用川	住用川	冷川	住用村	西仲間	2.50	9	97	42		国道 58号 線 村道	0.15
526 I -019	住用川	住用川	石原谷	住用村	石原	0.07	21	41	18		石原公 民館 村道	0.32
526 I -020	川内川	川内川	桂勝川	住用村	東仲間	1.11	12	0	0		村道 東城地 区簡易 水道水 源施設	0.00
526 I -021	川内川	川内川	小仲間川	住用村	東仲間	0.29	25	44	19		村道	0.14
526 I -022	川内川	川内川	東仲間川	住用村	東仲間	0.15	27	16	7		村道 東仲間 公民館	0.20
526 I -023	川内川	川内川	宮内川	住用村	川内	0.37	13	150	65		川内浄 水場 川内生 活館 村道	0.36
526 I -024	川内川	川内川	第二豊勝川	住用村	豊勝	0.19	17	18	8		村道	0.08
526 I -025	川内川	川内川	第一豊勝川	住用村	豊勝	0.04	20	18	8		村道	0.14
526 I -026	その他	脇之戸川	脇之戸川	住用村	城	0.31	13	18	8		国道 58号 線	0.34
526 I -027	和瀬川	和瀬川	和瀬川支溪	住用村	和瀬	0.07	21	18	8		村道	1.52
526 I -028	和瀬川	和瀬川	和瀬川	住用村	和瀬	1.62	16	37	16		村道	1.00
526 I -029	その他	和瀬川	和瀬	住用村	和瀬	0.21	16	0	0		村道 民宿	0.00
528 I -001	屋仁川	屋仁川	宇津沢	笠利町	宇津	0.10	25	19	7		川上・ 中田線	0.20
528 I -002	佐仁後 川	佐仁後川	佐仁後川	笠利町	佐仁	0.57	11	38	14		佐仁用 岬線	0.00
528 I -003	その他	大井川	大井川	笠利町	笠利	0.04	21	25	26		笠利文 化セン ター 佐仁赤 木名線	0.00

溪流番号 水系名 河川名 溪流名				市町村 名	字	流域 面積 (km ²)	平均溪 床勾配 (度)	保全対象				
								人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害 時要 援護 者	左記以 外の公 共施設	耕地 面積 (ha)
528 I -004	宮久田 川	宮久田川	川内川	笠利町	川内	0.13	20	27	9			0.08
528 I -005	その他	打田原川	第二打田原 川	笠利町	打田原	0.10	11	3	1		手花部 打田原 線 集会所	0.60
528 I -006	屋仁川	屋仁川	屋仁沢 2	笠利町	前肥田	0.07	25	6	2		佐仁用 岬線 前肥田 コミュ ニティ センタ ー	0.00
528 I -007	その他	小勝川	小勝川	笠利町	小勝	0.07	11	0	0		国道 58 号 線 手花部 小学校	0.22
528 I -008	前田川	前田川	前田川	笠利町		0.09	15	8	3		赤木名 中学校	0.22
528 I -009	前田川	前田川	里川	笠利町	里	0.10	25	25	9			1.10

別表 4 土石流危険渓流Ⅱ

平成 18 年 12 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	市町村名	字	流域面積 (km^2)	平均渓床勾配 (度)	保全対象			
								人口 (人)	人家 戸数	左記以外 の公共施設	耕地 面積 (ha)
207Ⅱ-001	浦上川	浦上川	浦上川支溪 2	名瀬市	浦上	0.04	23	5	2	81 号線	0.12
207Ⅱ-002	浦上川	浦上川	浦上川支溪 7	名瀬市	浦上	0.26	17	7	3	58 号線	0.22
207Ⅱ-003	浦上川	浦上川	浦上川支溪 8	名瀬市	浦上	0.68	12	7	3	市道	0.17
207Ⅱ-004	浦上川	浦上川	浦上川支溪 9	名瀬市	浦上	0.05	20	2	1	58 号線	0.00
207Ⅱ-005	浦上川	浦上川	浦上川支溪 5	名瀬市	浦上	0.11	9	2	1	市道	0.14
207Ⅱ-006	浦上川	浦上川	浦上川支溪 10	名瀬市	浦上	0.05	22	2	1	市道	0.00
207Ⅱ-007	浦上川	有屋川	有屋 1	名瀬市	有屋	0.02	16	5	2	市道	0.10
207Ⅱ-008	浦上川	有屋川	有屋 2	名瀬市	有屋	0.08	12	7	3	市道	0.08
207Ⅱ-009	浦上川	有屋川	有屋 3	名瀬市	有屋	0.19	19	7	3	604 号線	0.06
207Ⅱ-010	その他	大熊沢 1	大熊沢 1	名瀬市	大熊	0.22	17	9	4	58 号線	0.00
207Ⅱ-011	その他	大熊沢 2	大熊沢 2	名瀬市	大熊	0.09	19	2	1	58 号線	0.00
207Ⅱ-012	その他	三儀山川	三儀山川支溪 1	名瀬市	小宿	0.03	19	2	1	市道	0.00
207Ⅱ-013	その他	三儀山川	三儀山川支溪 2	名瀬市	小宿	0.02	16	2	1		0.00
207Ⅱ-014	大川	大川	前勝川支溪	名瀬市	前勝	0.16	15	7	3	607 号線	0.66
207Ⅱ-015	大川	大川	前勝川支溪 2	名瀬市	前勝	0.12	22	2	1	607 号線	1.56
207Ⅱ-016	大川	大川	朝戸小川	名瀬市	朝戸	0.05	23	7	3	市道	0.00
526Ⅱ-001	その他	青久川	青久川	住用村	青久	1.63	18	2	1		0.00
526Ⅱ-002	その他	前山川	前山川 1	住用村	前山	0.05	19	7	3	村道	0.13
526Ⅱ-003	その他	前山川	前山川 2	住用村	金久田	0.11	17	2	1	村道	0.00
526Ⅱ-004	その他	山間東沢	山間東沢	住用村	山間	0.17	17	7	3	村道	0.28
526Ⅱ-005	その他	山間	山間	住用村	山間	0.59	15	2	1	県道 609 号線	0.00
526Ⅱ-006	役勝川	役勝川	牟田川	住用村	役勝	0.05	15	2	1		0.00
526Ⅱ-007	役勝川	役勝川	新村	住用村	新村	0.05	14	2	1	国道 58 号線	0.00
526Ⅱ-008	役勝川	役勝川	上役勝	住用村	上役勝	0.53	8	9	4	国道 58 号線	0.00
526Ⅱ-009	役勝川	役勝川	池畑川	住用村	中役勝	0.74	11	2	1	国道 58 号線	0.00
526Ⅱ-010	役勝川	役勝川	中役勝	住用村	中役勝	0.08	27	5	2	国道 58 号線	0.00
526Ⅱ-011	役勝川	役勝川	上畑川	住用村	中役勝	0.14	22	5	2	国道 58 号線	0.00
526Ⅱ-012	住用川	住用川	西仲間沢 2	住用村	西仲間	1.98	11	5	2	国道 58 号線 村道	0.00
526Ⅱ-013	その他	見里川	見里	住用村	見里	0.06	17	2	1	国道 58 号線	0.00
526Ⅱ-014	川内川	川内川	東仲間沢	住用村	東仲間	0.04	22	7	3	村道	0.09
526Ⅱ-015	川内川	川内川	摺勝間	住用村	摺勝	0.23	17	2	1	村道	0.00
526Ⅱ-016	その他	内海沢	内海沢	住用村	摺勝	0.17	21	2	1	国道 58 号線	0.63
528Ⅱ-001	屋仁川	屋仁川	屋仁沢 1	笠利町	屋仁	0.08	10	9	3	佐仁赤木名線	0.00
528Ⅱ-002	屋仁川	宇津川	上田川	笠利町	上田	0.03	30	3	1	佐仁・長田 1 号線	0.20
528Ⅱ-003	屋仁川	屋仁川	鍋比川	笠利町	鍋比	0.02	32	9	3	川上・赤木名線	0.02
528Ⅱ-004	屋仁川	屋仁川	赤木名又川	笠利町	赤木名	0.19	8	6	2	川上 1 号	0.06

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	字	流域面積 (km ²)	平均溪床勾配 (度)	保全対象			
								人口 (人)	人家戸数	左記以外の公共施設	耕地面積 (ha)
					又					線	
528Ⅱ-005	屋仁川	屋仁川	赤木名又沢 1	笠利町	赤木名又	0.06	21	6	2	佐仁・赤木名線	0.06
528Ⅱ-006	屋仁川	屋仁川	赤木名又沢 2	笠利町	赤木名又沢	0.08	11	3	1	佐仁・赤木名線	0.06
528Ⅱ-007	屋仁川	屋仁川	屋仁川 2	笠利町	屋仁	0.03	39	9	3	屋仁奥間川線	0.30
528Ⅱ-008	その他	用安川	用安川	笠利町	用安	0.04	25	9	3	神ノ子 1 号線	0.18
528Ⅱ-009	宮久田川	宮久田川	喜瀬川	笠利町	喜瀬	0.03	32	9	3		0.00
528Ⅱ-010	その他	浦川	浦川	笠利町	浦	0.05	18	6	2	国道 58 号線	0.00
528Ⅱ-011	その他	打田原川	打田原川	笠利町		0.09	15	9	3	手花部・打田原線	1.10
528Ⅱ-012	その他	打田原川	第一打田原川	笠利町	打田原	0.02	25	3	1	手花部・打田原線	0.09
528Ⅱ-013	その他	前肥田川	第二前肥田川	笠利町	前肥田	0.04	38	11	4	手花部・打田原線	0.50
528Ⅱ-014	その他	前肥田川	前肥田川	笠利町	前肥田	0.10	10	6	2	手花部・打田原線	0.36
528Ⅱ-015	その他	前肥田川	前肥田川	笠利町	前肥田	0.04	13	11	4	手花部・打田原線 前肥田浅橋線	0.04
528Ⅱ-016	その他	前肥田川	第一前肥田川	笠利町	前肥田	0.12	27	9	4	手花部・打田原線	0.20
528Ⅱ-017	前田川	前田川	前田川	笠利町	里	0.19	9	6	2	国道 58 号線	0.42
528Ⅱ-018	その他	三鳥屋川	三鳥屋川	笠利町	平田	0.18	19	11	3	佐仁赤木名線	0.20
528Ⅱ-019	その他	第二三鳥屋川	第二三鳥屋川	笠利町	平田	0.14	18	6	2	佐仁赤木名線	0.19

別表5 地すべり危険箇所一覧表

平成 18 年 12 月現在

箇所 番号	箇所名	河 川 名			位 置		地すべり危 険箇所面積	保全人 家戸数	公共施設
		水系名	幹川名	溪流名	旧市町村名	大字			
20	小浜	新川	新川		名瀬市	小浜	7.2	299	国道 市道 橋梁 保育所 農協 漁協
41	知名瀬				名瀬市	知名瀬	21.3	0	県道
75	平田町	新川	新川	新川	名瀬市	平田町	6.6	62	国道 市道
76	伊津部町	新川	新川		名瀬市	伊津部町	7.2	58	市道 高校

(民有林)

別表6 山腹崩壊危険地区一覧

平成28年1月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面積 (ha)		治 進 山 歩 事 状 業 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	自然条件 (最高点メッシュによる)													山 腹 崩 壊 危 険 度	備 考
						調 査 地 区	メ ッ シュ 数 100 点 以 上 の 危 険 地 区		大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ・ 10 戸	人 家 9 ・ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 道 共 路 施 除 路 設 ぐ	メ ッ シュ 番 号		地 質 類 別	傾 斜 点数	横 断 面 形 点数	土 層 深 点数	林 種 点数	齢 級 点数	点 数 計	補正点数			合 計				
																									崩 壊 地 有	地 震	落 石					
207-0001		有	無	無	A	2.00	2.00	一部既成	名瀬小宿	塩田野			5		2	市	a2	2	2	85	14	6	0	11	130	0	30	0	160	b1		
207-0002		有	無	無	A	4.00	4.00	一部既成	名瀬小宿	城		11			1	市	a2	3	2	85	14	6	0	11	116	0	24	0	140	b1		
207-0003		無	無	無	A	2.00	2.00	無	名瀬朝仁	東袋	54				1	市	a2	1	2	85	14	6	0	11	130	0	27	0	157	b1		
207-0004		無	無	無	A	8.00	8.00	一部既成	名瀬大熊	鳩			5			県	b2	4	2	85	28	6	0	11	158	0	29	0	187	a1		
207-0005		有	無	有	A	6.00	6.00	一部既成	名瀬伊津部	北佐大熊	200				1	国	a2	4	2	85	28	6	0	11	144	0	25	0	169	b1		
207-0006		有	無	有	A	5.00	5.00	一部既成	名瀬伊津部	佐大熊	100				1	市	a2	4	2	85	28	6	0	11	144	0	32	0	176	b1		
207-0007		無	有	無	A	1.00	1.00	無	名瀬金久	塩浜	64					県	a2	1	2	85	14	6	0	11	130	0	34	0	164	b1		
207-0008		無	無	無	A	1.00	1.00	一部既成	名瀬伊津部	田雲			5		1	市	a2	1	2	85	14	6	0	11	130	0	27	0	157	b1		
207-0009		有	無	無	A	5.00	5.00	既成	名瀬伊津部	田雲	150					市	a2	5	2	85	28	6	0	11	144	0	26	0	170	b1		
207-0010		無	無	無	A	3.00	3.00	無	名瀬西仲勝	山倉上林	53					県	a2	3	2	85	28	6	0	11	158	0	28	0	186	a1		
207-0011		無	無	無	A	2.00	2.00	一部既成	名瀬朝仁	内川		39			1	市	a2	2	2	85	14	6	0	11	130	0	31	0	161	b1		
207-0012		無	無	無	A	2.00	2.00	既成	名瀬朝仁	加勇田		12				市	a2	2	2	85	28	6	0	11	144	0	28	0	172	b1		
207-0013		無	有	無	A	1.00	1.00	一部既成	名瀬古田	配田丘		10			2	市	a2	1	2	85	14	6	0	11	130	0	34	0	164	b1		
207-0014		無	無	無	B	3.00	3.00	一部既成	名瀬大熊			32			1	国	a2	1	2	85	0	0	0	11	110	0	27	0	137	c1		
207-0015		無	有	無	A	6.00	6.00	一部既成	名瀬金久	長浜	55				1	県	a2	3	2	85	0	14	0	71	184	0	0	0	184	a1		
207-0016		無	有	有	A	2.00	2.00	一部既成	名瀬伊津部	小俣		21			1	市	a2	2	2	85	14	14	0	11	138	0	24	0	162	b1		
207-0017		無	無	無	A	4.00	4.00	一部既成	名瀬大熊	湊平		33			1	国	a2	3	2	85	28	14	43	11	195	0	21	0	216	a1		
207-0018		無	無	無	A	8.00	6.00	無	名瀬浦上	中畑			6		1	市	a2	5	2	85	28	14	0	11	166	0	22	0	188	a1		
207-0019		無	有	無	A	2.00	2.00	無	名瀬春日	ナカンダ		27					a2	1	2	85	14	14	0	11	138	0	21	0	159	b1		
207-0020		無	有	無	A	6.00	6.00	無	名瀬	小又	89				1	県	a2	1	2	85	28	14	0	11	152	0	20	0	172	b1		

(民有林)

別表6 山腹崩壊危険地区一覧

平成28年1月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面積 (ha)		治 進 山 歩 事 状 業 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	自然条件 (最高点メッシュによる)													山 腹 崩 壊 危 険 度	備 考
						調 査 地 区	メ ッ シュ 数 100 点 以 上 の 危 険 地 区		大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ・ 10 戸	人 家 9 ・ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 道 共 路 施 除 路 設 ぐ	メ ッ シュ 番 号		地 質 類 別	傾 斜 点数	横 断 面 形 点数	土 層 深 点数	林 種 点数	齢 級 点数	点 数 計	補正点数			合 計				
																									崩 壊 地 有	地 震	落 石					
207-0021		無	無	有	C	4.00	4.00	無	名瀬芦花部	不津					農	c2	1	2	85	14	14	0	11	138	0	24	0	162	b1			
207-0022		無	無	有	A	1.00	1.00	無	名瀬伊津部勝	北佐大熊		12			市	a2	1	2	85	14	14	0	14	127	0	29	0	156	b1			
526-0001		無	有	無	A	2.00	2.00	無	住用町川内	川内	63				農	a2	2	2	85	28	0	0	11	138	0	25	0	163	b1			
526-0002		無	無	無	A	3.00	3.00	無	住用町川内	豊勝		15			農	a2	3	2	85	28	0	0	11	138	0	20	0	158	b1			
526-0003		無	無	無	A	2.00	2.00	無	住用町城	脇之上		46			国	a2	1	2	85	14	0	0	11	124	0	24	0	148	b1			
526-0004		無	無	有	A	10.00	10.00	一部既成	住用町城	摺勝			4	3	国	a2	3	2	85	28	0	0	11	138	0	24	0	162	b1			
526-0005		無	無	無	A	2.00	2.00	無	住用町下役勝	下役勝		24		1	国	a2	1	2	85	28	0	0	11	138	0	26	0	164	b1			
526-0006		無	無	無	A	16.00	16.00	無	住用町中役勝	中役勝			8	1	国	a2	11	2	85	28	0	0	11	152	0	20	0	172	b1			
526-0007		有	無	有	A	20.00	20.00	一部既成	住用町役勝	尾勝				5	国	a2	20	2	85	28	0	0	11	138	0	22	0	160	b1			
526-0008		無	無	無	A	4.00	4.00	一部既成	住用町役勝	上役勝	53			2	国	a2	1	2	85	28	0	0	11	138	0	20	0	158	b1			
526-0009		無	無	無	B	1.00	1.00	無	住用町上役勝	本田		16			国	a2	1	2	71	14	0	0	0	99	0	31	0	130	c1			
526-0010		無	無	無	A	5.00	5.00	無	住用町山間	山間	140			2	県	a2	1	2	85	14	0	0	11	138	0	26	0	164	b1			
526-0011		無	無	無	A	23.00	21.00	一部既成	住用町市	前山	71				県	a2	2	2	85	28	0	0	11	138	0	21	0	159	b1			
526-0012		無	無	有	A	1.00	1.00	一部既成	住用町市	脇田			2	2	農	a2	1	2	85	28	0	0	11	138	0	30	0	168	b1			
526-0013		無	無	無	A	2.00	2.00	無	住用町市	仲里		30		2	農	a2	1	2	85	14	0	0	11	138	0	24	0	162	b1			
526-0014		無	無	無	A	1.00	1.00	無	住用町市	仲里		35		2	農	a2	1	2	85	28	0	0	11	138	0	26	0	164	b1			
526-0015		無	無	無	A	2.00	2.00	無	住用町下役勝	下役勝			7		農	b2	2	2	85	28	0	0	11	152	0	29	0	181	a1			
526-0016		無	無	無	A	9.00	9.00	無	住用町西仲間	川渡				1	農	a2	8	2	85	14	14	0	11	152	0	25	0	177	b1			
526-0017		無	有	無	A	13.00	12.00	無	住用町中役勝				3	1	国	a2	7	2	85	28	14	0	11	152	0	0	0	152	b1			
526-0018		無	無	無	A	1.00	1.00	一部既成	住用町東仲間	東仲間		19			村	a2	1	2	85	28	14	0	14	155	0	0	0	155	b1			

(民有林)

別表6 山腹崩壊危険地区一覧

平成28年1月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面積 (ha)		治 進 山 歩 事 状 業 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	自然条件 (最高点メッシュによる)													山 腹 崩 壊 危 険 度	備 考
											調 査 地 区	メ ッ シュ 数 100 点 以上 の 危 険 地 区	大 字	字	人 家 50 戸 以上	人 家 49 ・ 10 戸		人 家 9 ・ 5 戸	人 家 4 戸 以下	公 道 共 路 施 除 設 ぐ	道 路	メ ッ シュ 番 号	地 質 類 別	傾 斜 点数	横 断 面 形 点数	土 層 深 点数	林 種 点数	齢 級 点数	点 数 計	補正点数		
						崩 壊 地 有	地 震		落 石																							
528-0001		有	無	有	A	5.00	5.00	一部既成	笠利町佐仁	当原	61				2	県	a2	5	2	85	14	6	0	11	130	0	33	0	163	b1		
528-0002		有	無	無	B	1.00	1.00	無	笠利町屋仁	石川				3		県	c2	1	2	85	14	6	0	71	190	0	24	0	214	a1		
528-0003		有	無	無	B	2.00	2.00	無	笠利町川上	上揚田			7			町	b2	1	2	85	14	6	0	11	130	0	27	0	157	b1		
528-0004		無	無	無	A	2.00	2.00	無	笠利町川上	赤木名又			6			県	b2	1	2	85	14	6	0	71	190	0	30	0	220	a1		
528-0005		無	無	無	B	1.00	1.00	無	笠利町川上	赤木名又			8			県	b2	1	2	28	0	6	0	71	119	0	24	0	143	b1		
528-0006		無	無	無	B	1.00	1.00	無	笠利町外金久	三取屋			6			県	b2	1	2	85	0	6	0	11	116	0	27	0	143	b1		
528-0007		無	無	有	A	2.00	2.00	一部既成	笠利町外金久	ハサマ		29				県	a2	2	2	85	28	6	0	11	144	0	29	0	173	b1		
528-0008		無	無	無	A	4.00	3.00	一部既成	笠利町中金久	金久田		46			5	県	a2	4	2	85	28	6	0	11	144	0	26	0	170	b1		
528-0009		無	無	無	A	2.00	2.00	無	笠利町里	川道					1	県	a2	1	2	85	28	6	0	11	144	0	29	0	173	b1		
528-0010		無	無	有	A	2.00	2.00	無	笠利町手花部	猿換原		20			2	県	a2	2	2	85	14	6	0	11	130	0	27	0	157	b1		
528-0011		無	無	有	B	1.00	1.00	無	笠利町用安	神之子			6			県	b2	1	2	85	14	6	0	11	130	0	27	0	157	b1		
528-0012		無	無	無	B	1.00	1.00	一部既成	笠利町川上	上田				2		町	c2	1	2	85	0	14	0	71	184	0	0	0	184	a1		
528-0013		無	無	無	A	4.00	4.00	無	笠利町屋仁	石川		32			1	県	a2	2	2	85	14	14	0	71	198	0	0	0	198	a1		

(民有林)

別表 7 崩壊土砂危険地区一覧

平成 28 年 1 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域 指 定	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面積 (ha)	治 進 山 歩 事 状 業 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間						崩 流 出 壊 危 土 險 砂 度	備 考
市町村	地 区								大字	字	人家 50戸以上	人家 49・ 10戸	人家 9・5戸	人家 4戸以下	公道 共 路 施 除 設 く	道 路		火 山	山 腹	地 す べ り	又は区分 地質の種別	転 混 入 割 石 の 合	発 の 生 源 直 下 配	渓 流 延 長		平 溪 床 勾 配 均	点 数		
																						点数	点数	点数	点数	点 数			
207-0001		無	有	無	無	B	0.12	一部既成	名瀬小宿	兼久増		14				県	a2		48		2	5	14	100		30	97	c1	
207-0002		有	有	無	無	B	0.18	無	名瀬朝仁	加勇田		32				市	a2		40		2	20	5	150		24	89	c1	
207-0003		有	有	無	無	B	0.45	一部既成	名瀬朝仁	加勇田		22		1		市	a2		40		2	20	14	300	14	24	112	c1	
207-0004		無	無	有	無	B	1.80	無	名瀬朝仁	川内	70			1		市	a2		48		2	20	5	1,000	37	8	118	c1	
207-0005		無	無	無	無	A	0.30	無	名瀬金久	永田	51			1		市	a2		48		2	20	27	100		30	125	b1	
207-0006		無	無	無	無	B	4.20	無	名瀬浦上	緑			7		1	国	a2		48		2	20		1,400	37	8	113	c1	
207-0007		有	有	無	無	A	1.08	無	名瀬金久	真名津	85					市	a2		48		2	20	27	600	37	16	148	a1	
207-0008		無	無	無	無	B	2.40	無	名瀬春日	平原		45				市	a2		48		2	5	14	1,000	37	8	112	c1	
207-0009		有	有	無	無	A	5.52	無	名瀬朝戸	安念勝			8			国	b2		48		2	20	27	2,300	37	8	140	a1	
207-0010		無	無	無	無	A	0.54	一部既成	名瀬名瀬勝	山蔵	106					市	a2		48		2	5	27	300	14	30	124	b1	
207-0011		無	無	無	無	A	0.24	無	名瀬西仲勝	内原	59					県	a2		48		2	20	27	200	14	30	139	b1	
526-0001		無	無	無	無	B	0.30	無	住用町川内	栗川	91					農	a2		48		2	5	27	250	14	24	118	c1	
526-0002		無	無	無	無	C	1.05	無	住用町城	小河						林	c2		48		2	5	14	700	37	24	128	b1	
526-0003		無	無	無	無	A	0.42	無	住用町東仲間	東仲間		18				農	a2		48		2	5	27	350	14	30	124	b1	
526-0004		無	無	無	無	B	1.50	無	住用町見里	大塔	75					国	a2		48		2	5	5	1,000	37	16	111	c1	
526-0005		有	有	無	無	C	8.10	無	住用町神屋	屋入						林	c2		48		2	5		2,700	37		90	c1	
526-0006		有	有	無	無	B	2.52	無	住用町神屋	石屋				1		農	c2		48		2	5	27	1,400	37	24	141	a1	
526-0007		無	無	無	無	A	1.13	無	住用町神屋	スタル俣			7			国	b2		48		2	5	27	750	37	24	141	a1	
526-0008		無	無	無	無	A	0.75	無	住用町神屋	スタル俣			9			国	b2		48		2	5	27	500	37	24	141	a1	
526-0009		無	無	無	無	B	0.75	無	住用町下役勝	古志字		26			1	国	a2		48		2	5	5	500	37	16	111	c1	

(民有林)

別表 7 崩壊土砂危険地区一覧

平成 28 年 1 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	地 すべり防止区域指定	他 の法令等の 指定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面 積 (ha)	治 進 山 歩 事 状 業 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間						崩 流 出 壊 危 険 土 砂 度	備 考
									大 字	字	人 家 50 戸以上	人 家 49・ 10 戸	人 家 9・ 5 戸	人 家 4 戸以下	公 道 共 路 施 除 設 ぐ	道 路		火 山	山 腹	地 す べ り	又 は 区 分 地 質 の 種 別	転 入 割 入 割 合 の 合	発 の 生 源 溪 床 直 下 配	溪 流 延 長		平 溪 床 勾 均 配	点 数 計		
																								点 数	点 数				
526-0010		無	無	無	無	C	0.90	無	住用町中役勝	中役勝				2		国	c2		48		2	5	5	600	37	16	111	c1	
526-0011		無	無	無	無	C	0.45	一部既成	住用町上役勝	丸畑						林	c2				2	20	14	250	14	24	72	c1	
526-0012		無	無	無	無	B	1.95	一部既成	住用町上役勝	古畑		12				国	a2		48		2	20		1,300	37	8	113	c1	
526-0013		無	無	無	無	A	1.68	無	住用町中役勝	興福寺		21				国	a2		48		2	20	14	700	37	24	143	a1	
526-0014		無	無	無	無	C	0.36	無	住用町山間	屋通京						林	c2		48		2	20	14	300	14	24	120	b1	
526-0015		無	無	無	無	A	2.88	無	住用町山間	河内	91				1	県	a2		48		2	20	14	1,600	37	8	127	b1	
526-0016		無	無	無	無	B	0.72	無	住用町戸玉	金川				1		農	c2		48		2	5	27	600	37	30	147	a1	
526-0017		無	無	無	無	A	0.90	一部既成	住用町市	アラマタ		24				農	a2		48		2	20	27	600	37	24	156	a1	
526-0018		無	無	無	無	A	1.35	一部既成	住用町市	アラマタ		40				農	a2		48		2	20	14	900	37	24	143	a1	
526-0019		無	無	無	無	A	0.72	無	住用町市	脇田		42			1	農	a2		48		2	20	5	600	37	24	134	b1	
526-0020		有	無	無	無	C	0.90	未成	住用町神屋	中尾筋				2		農	c2		56		2	5	5	1,000	37	24	127	b1	
526-0021		無	無	無	無	B	0.12	無	住用町西仲間	ヒヤカワウ エノ	89				3	国	a2		40		2	5	27	200	14	30	116	c1	
526-0022		無	無	無	無	B	0.18	無	住用町役勝	アヤス		31				国	a2		40		2	5	27	300	14	24	110	c1	
526-0023		無	無	無	無	C	0.59	無	住用町市	青久						林	c2		56		2	5	14	650	37	16	128	b1	
526-0024		無	無	無	無	A	0.75	一部既成	住用町山間	カズラ勝		11				県	a2		48		2	20	27	500	37	30	162	a1	
528-0001		有	無	無	無	C	0.72	一部既成	笠利町佐仁	竹又						農	c2		40		2	20	14	400	14	8	96	c1	
528-0002		有	有	無	無	C	2.40	無	笠利町佐仁	上楠野						農	c2		40		2	20	5	1,000	37		102	c1	
528-0003		無	有	無	無	B	0.24	無	笠利町川上	宇津		14				県	a2		40		2	20	5	200	14	24	103	c1	
528-0004		有	有	無	無	B	0.48	一部既成	笠利町川上	中又			7		1	町	a2		40		2	20		400	14	8	82	c1	
528-0005		有	有	無	無	C	1.35	一部既成	笠利町外金久	屋仁山						町	c2		40		2	5	5	900	37		87	c1	

(民有林)

別表 7 崩壊土砂危険地区一覧

平成 28 年 1 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域 指 定	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面 積 (ha)	治 進 山 歩 事 状 業 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間						崩 流 出 壊 危 土 險 砂 度	備 考
									大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ・ 10 戸	人 家 9 ・ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 道 共 路 施 除 設 く	道 路		火 山	山 腹	地 す べ り	又 は 区 分 地 質 の 種 別	転 入 割 石 の 合	発 の 生 溪 床 直 勾 下 配	溪 流 延 長		平 溪 床 勾 配	点 数		
																								m	点 数				
528-0006		有	有	無	無	C	1.65	一部既成	笠利町笠利	入口						町	c2		40		2	5	5	1,100	37		87	c1	
528-0007		有	有	無	無	B	3.36	一部既成	笠利町笠利	喜瀬ジラ	88				4	町	a2		40		2	5	5	1,600	37		87	c1	
528-0008		無	無	無	無	B	0.75	無	笠利町辺留	前山		45			2	町	a2		48		2	9	14	500	37	8	116	c1	
528-0009		無	無	無	無	C	1.89	無	笠利町須野	長作				3		農	c2		40		2	20	14	900	37		111	c1	
528-0010		無	無	無	無	B	0.30	無	笠利町打田原	打田原袋		14				町	a2		48		2	5		200	14	8	75	c1	
528-0011		無	無	無	無	C	0.18	無	笠利町手花部	肥田行原			5			町	b2		48		2		5	200	14	16	83	c1	
528-0012		無	無	無	無	C	0.38	無	笠利町喜瀬	矢崎			9			町	b2		48		2	5	14	250	14	16	97	c1	
528-0013		無	無	無	無	C	0.45	無	笠利町万屋	石キ平				1		農	c2		48		2	5		300	14	8	75	c1	
528-0014		有	有	無	無	C	0.72	一部既成	笠利町中金久	川ヲ勝						県	c2		48		2	5	14	600	37		104	c1	
528-0015		有	有	無	無	C	0.60	無	笠利町中金久	平又						農	c2		40		2	5	14	500	37	8	104	c1	
528-0016		有	無	無	無	C	0.84	無	笠利町手花部	山田原						農	c2		56		2	5	5	700	37		103	c1	
528-0017		有	有	無	無	C	1.08	一部既成	笠利町喜瀬(Ⅱ)	アヤマン ノ花						農	c2		40		1	5	5	600	37	8	95	c1	
528-0018		有	有	無	無	B	0.75	無	笠利町喜瀬	窪田	80				2	県	a2		48		2	5	5	500	37		95	c1	
528-0019		無	無	無	無	B	0.90	無	笠利町喜瀬	七重廻シ	60				1	県	a2		48		2	5		500	37		90	c1	
528-0020		無	無	無	無	C	0.60	無	笠利町平	矢々田				4		県	c2		48		2	5	14	400	14	16	97	c1	
528-0021		無	無	無	無	B	0.53	一部既成	笠利町喜瀬	川内		21				農	a2		48		2	5	14	350	14	16	97	c1	
528-0022		無	無	無	無	C	0.90	一部既成	笠利町佐仁	木取山						県	c2		40		2	5	5	750	37	16	103	c1	
528-0023		無	無	無	有	B	0.12	一部既成	笠利町外金久	コトウ畑		17				県	a2		48		2	5		200	14	8	75	c1	
528-0024		無	無	無	無	C	0.32	一部既成	笠利町喜瀬	石川						町	c2		48		2	5	5	350	14	16	88	c1	
528-0025		無	無	無	無	C	0.32	無	笠利町平	ハジャク						県	c2		56		2	20	5	350	14	8	103	c1	

(民有林)

別表 7 崩壊土砂危険地区一覧

平成 28 年 1 月現在（鹿児島県土木部砂防課）

危険地区 番 号		保 安 林 等	地 すべり防止区域指定	他 の法令等の指定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面 積 (ha)	治 進 山 歩 事 業 状 況	位 置		公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間					崩 流 出 壊 危 険 土 砂 度	備 考	
									大 字	字	人 家 50 戸以上	人 家 49 ・ 10 戸	人 家 9 ・ 5 戸	人 家 4 戸以下	公 道 共 路 施 除 設 く	道 路		火 山	山 腹	地 すべり	地質の種別 又は区分	転、混入 石の合	発の生 源床直勾下配	渓流延長		平 溪 床 勾 均 配			点 数
																								点 数	点 数				
528-0026		無	無	無	無	C	0.54	一部既成	笠利町喜瀬	石川						県	c2		40		2	20	27	450	14	24	125	b1	
528-0027		無	無	無	有	C	6.00	一部既成	笠利町外金久	コウト畑			9			町	b2		48		2	20		1,000	37		105	c1	
528-0028		無	無	無	有	C	5.40	一部既成	笠利町外金久	コウト畑			5			県	b2		40		2	20	5	600	37		102	c1	

第2節 防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：都市整備課・土木課・建築住宅課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。

また、土地区画整理事業をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業の実施状況

既成市街地においては、昭和30年の大火により防災と都市機能の充実を図るために土地区画整理事業を昭和50年代まで実施し、整備後約35～55年が過ぎている。現在老朽化した木造密集地もあり、地震・災害時の倒壊・出火による被害が予想される。

また、新市街地においては、土地区画整理事業等による公共施設の整備等により、安全な市街地を整備中である。

本市における土地区画整理事業の現状は、以下のとおり。

土地区画整理事業の現状（平成31年4月1日）

区 分	地 区 数	面 積
公共団体施行	8 地区	243.7 ha
組合・個人施行	1 地区	4.3 ha
合 計	9 地区	248 ha

(2) 土地区画整理事業の実施方策

既成市街地においては、老朽化した木造住宅密集地等の防災上危険な箇所の解消を図る為に、小規模な土地区画整理事業等を推進すると共に、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携を図る。

また、新市街地において、継続的に土地区画整理事業等による公共施設の整備等を行い、安全な市街地の形成を図る。

2 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

イ 危険住宅の移転促進

かけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第 2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な災害に伴う火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

このため、本市においては、引き続き防火地域、準防火地域の指定の拡大に努める。

準防火地域指定の現況

都市計画 区域名	都 市 名	準防火地域面積
名瀬	奄美市	2. 0 ha

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

2 消防活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業・道路改良事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消防活動困難地域の解消に努める。

消防活動困難地域は、概ね次のとおりである。

	町 名 地 番	地 域 の 俗 称	棟 数
1	名瀬矢之脇町 13, 14, 15, 16	矢之脇川上流地域	57
2	名瀬柳町 17, 18, 19, 20, 21 22, 23	腰又：屋仁川上流西山裾 〃：屋仁川上流地域	87 115
3	名瀬井根町 18 24, 26	高千穂神社隣接 井根川上流地域	65 103
4	名瀬永田町 15 20	支庁裏おがみ山山裾一帯 墓地手前カトリック教会横	29 45
5	名瀬久里町 21, 23, 24	久里川上流山裾	85

	町 名 地 番	地 域 の 俗 称	棟 数
6	名瀬古田町 1 18, 19	奄美高校元女子寮奥方 西平酒造本家の道向い山裾	28 77
7	名瀬真名津町 11 19	真名津市営住宅奥 南ヶ丘団地（県病院上方山裾）	44 9
8	名瀬平田町 29, 30	自動車学校手前	70
9	名瀬春日町 3 21	春日保育園奥方 春日市営住宅奥方	33 38
10	名瀬小俣町 3 4, 13, 14	奄美情報処理専門学校 小俣中央通り奥方	22 105
11	名瀬安勝町 6 15	大島高校女子寮奥方 〃 男子寮上方	20 12
12	名瀬小浜町 11, 12, 13 15	伊津部小奥と西側 〃 東側	65 27
13	名瀬佐大熊町 10, 11	のぞみ園上方	49
計	1 3 町	2 2 地域	1, 185

3 延焼遮断帯等の整備

道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、特に、地震火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 道路防災総点検における危険路線

名 瀬 地 区

平成 31 年 1 月現在

番 号	路 線 名	路線延長 (m)
1	大浜線	1,099.52
2	小浜 24 号線	1,313.40
3	山田線	4,204.16
4	塩浜・朝仁線	2,979.01
5	山羊島線	837.05
6	朝仁・浜里線	769.43
7	浜里・小宿線	1,281.53
8	小宿・知名瀬線	2,893.73
9	赤崎 1 号線	1,598.33
10	奄美中央線	13,512.15
11	見立線	5,584.47
12	鳩浜線	7,850.49
13	長浜 35 号線	431.24
14	塩浜 13 号線	546.93
15	三儀山線	1,512.51
16	伊津部勝名瀬勝小湊線	2,672.27
17	崎原・田雲線	2,280.25
18	崎原線	9,566.51
19	小俣・平田線	2,572.64
20	倍俣線	7,024.58
21	名瀬勝・ボレ松線	5,520.56
22	平田 7 号線	515.21
23	本茶線	4,226.60
24	平田・朝戸線	5,574.80
25	朝戸・和瀬線	4,620.80
合 計	25 路線	90,988.17

住 用 地 区

番 号	路 線 名	路線延長 (m)
1	山間・市線	5,395.15
2	東城1号線	1,277.50
3	神屋1号線	1,412.00
4	石原線	1,366.40
5	和瀬4号線	1,298.20
6	和瀬・城線	3,683.17
7	三太郎線	11,775.00
合 計	7 路線	26,207.42

笠 利 地 区

番 号	路 線 名	路線延長 (m)
1	手花部・打田原線	5,134.50
2	川上・笠利線	3,722.00
3	用岬線	1,955.00
4	佐仁・用岬線	4,682.70
5	アヤマル2号線	441.00
合 計	5 路線	15,935.20

(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

本市における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

公園・緑地等の整備状況（平成31年4月1日現在）

箇 所 数	面 積 (ha)
46	54.82

2 共同溝等の整備

日常生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の地震による被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

これまでパンフレットの配付等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

4 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害をおよぼす危険性の高い市街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）

【関係機関：各関係機関】

【名 瀬：企画調整課・財政課・市民協働推進課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住 用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：建設課・地域教育課・地域総務課】

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「奄美市耐震改修促進計画」によって、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 防災指導等による不燃化、耐震性の確保

一般建築物の不燃化、耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

（1）一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

不法建築、無届建築等を摘発し、県と連携し適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

(ア) 地域、地区の指定のない都市に対する地域、地区制の促進を図る。

(イ) 土地区画整理、道路位置指定等の指導により、宅地の計画的な環境整備を図る。

(ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については、その耐震性が確保されていないものがあることから、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため、地盤振動や液状化の危険性の高い区域については、特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また、災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃、耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して、住宅の耐震改修を促進する。

ウ 鹿児島県中小企業融資制度（耐震改修支援資金）により、事業用建築物の耐震改修を促進する。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第4節 公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：九州電力・ガス会社・NTT西日本】

【名 瀬：水道課・下水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・産業振興課】

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設、空港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、適確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 水道施設の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
 - ア 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
 - イ 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
 - ウ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

3 業務継続性の確保

(1) 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保

を図るよう努める。

(2) 業務継続計画

特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第2 下水道施設の災害防止

1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 管路施設等の耐震化の推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 下水道施設の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

浄化センターや処理場やポンプ場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

3 業務継続性の確保

前出の上水道施設と同じく、業務継続性の確保を図り、業務継続計画を策定する。

第3 電力施設の災害防止

1 電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社は、以下の方法により地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施する。

(1) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、変電所等における電気設備の耐震対策指針により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(3) 送配電設備

架空電線路 …………… 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上

回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 送電設備の終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。また、送配電設備は地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(4) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所に連絡すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・ 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・ その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が

実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 ガス施設の災害防止

1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、地震災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう、以下のとおり施設や導管の耐震化を図る。

(1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、ガス工作物の技術基準に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても、計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

(4) 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の耐震性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐震化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として、蓄電池・初動発電機を常備する。

(4) 交換局・基地局等の耐震性等の強化

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源者の運用方法

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

3 災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(1) 非常用衛星通信装置

(2) 無線装置

(3) 交換装置

(4) 伝送装置

- (5) 電源装置
- (6) の応急復旧用諸装置

4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

第6 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国・県・市等の各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

(4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車で工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第7 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾及び離島の生活を支える港湾において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、地震災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3 港湾・漁港施設の整備

本市の拠点港となる名瀬港の港湾管理者は、岸壁、緑地、臨港道路等の耐震化を計画的に推進する。

第8 河川施設の災害防止

1 河川施設の災害防止事業の推進

(1) 河川施設の整備状況

本市は、台風常襲地帯、多雨地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進していく。

(2) 河川施設の整備方策

本市の河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常の水位や潮位に比べて、境内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、地震時の液状化等による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れがある。

このため、河川管理者は、地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として、後背地の資産状況等を勘案し、必要区間に対する整備を進めるとともに適確な維持管理に努める。

2 河川水の取水体制の整備

河川管理者は、地震時の断水に伴い、消防水利や生活用水が不足する事態に備え、河川水等を緊急時の消化・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

第5節 危険物災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名 瀬：商工政策課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：産業振興課・地域総務課】

消防機関は、危険物（消防法 第2条第7項）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防組合及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

第1 危険物の保安対策

1 危険物対策

（1）危険物対策

地震による危険物施設からの漏洩・爆発、特殊火災のおそれがある場合、消防組合が定める「消防計画」に基づき、統制ある危険物対策を行う。

- （2）危険物、高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

第2 危険物施設災害

1 危険物施設保安対策

災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保管措置について確認し、又は指示し、災害の発生を防止する。

- （1）消防法に定める危険物貯蔵所等の所有者に対し、保安監督について指導監督を行う。
- （2）必要に応じ危険物貯蔵所等の所有者に対し、資料の提出及び報告、立入検査等、危険物に対する規制と指導を行う。

2 危険物災害予防対策

- （1）危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- （2）関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実しておく。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

ア オイルフェンス

イ 中和剤

ウ 吸着マット

エ 水質汚濁防止のための資機材等

第3 高圧ガス災害予防対策

1 自主保安体制の確立

高圧ガスは、法令に基づく規制（高圧ガス保安法等）、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制については関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

- （１）高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行，自主検査の徹底を指導する。
- （２）高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

第4 火薬類災害

火薬類は、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

第5 毒物劇物災害

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階に係る規制、指導、災害予防対策については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

2 計画年度

- 第一次地災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- 第二次地災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- 第三次地災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- 第四次地災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）

3 対象事業

市が実施する事業については、次の施設等の整備等である。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

- (17) 非常用食糧，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第7節 地震防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査に努める。

2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような震災対策への事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を地震発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、市は防災関係機関等とともに、それぞれの機関において実情に応じ、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

市災対本部・支部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

(3) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品

の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

(4) 災害対策本部運営体制の整備

災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部・支部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部（本庁・支所）運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(5) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

災害発生後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(6) 災害対策本部・支部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう。少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市、県及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

1 市、県及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継

続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害等の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

- 2 特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため奄美市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を派遣する。

第2節 通信・広報体制の整備

【名 瀬：企画調整課・財政課・福祉政策課・デジタル戦略課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・地域総務課】

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信施設の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信器）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（1）通信機器の操作の習熟

機器を取扱う職員及び住民へ日頃からの訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

（3）長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

3 通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実に行うために防災行政無線の整備をはじめ、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を整備する。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

（1）災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。

- (2) 災害時優先電話の機能周知，設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し，各種防災情報システムの整備，充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し，市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。

- (2) 災害情報データベースの整備

全庁体制で被災者支援システムを活用し，次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所，避難状況等）

イ リ災情報（建物被災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給，仮設住宅の入居，倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては，県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し，その運用を行っている。

- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。

- (3) 災害に強い通信網を構築し，県，市，消防組合間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

- (1) 庁舎内の独立電源

庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保をとして，ディーゼル発電機を常備している。（名瀬総合支所：100KVA，住用総合支所：110KVA，笠利総合支所 105KVA）

- (2) 民間電源設備等の利用

停電に備えて，ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

- (3) 災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから，長時間対応型の設備確保を検討する。併せて，津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。

- (4) 避難所における電源設備等の確保

避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

第4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ（地域コミュニティFM放送含む。）等の

さまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報、広聴体制の確立

(1) 住民への広報、広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

ア 市災対本部での広報の一本化を行い、窓口を総務対策部企画調整班とし、各報道機関に対応する。

イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い、電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は、ファックス等を利用する。

(3) インターネット（HP・ツイッター等ソーシャルメディア、ポータルサイト）やエリアメールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも、市のホームページやツイッターフェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、エリアメール等、ワンセグ放送といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから、市内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

(2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し、迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また、情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

第5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、

被災状況の早期把握，応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- 1 孤立化のおそれのある集落においては，集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また，自主防災組織を育成・強化し，集落内の防災力の向上に努める。
- 2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は，それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。
- 4 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）について，孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- 5 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として，衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 6 衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などの情報伝達手段の整備にあわせ，集落の代表者（区長，班長，消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 7 孤立化した集落への緊急搬送手段として漁協と協定の締結を行った。また，空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 8 孤立化した集落において，夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため非常用発電機を備蓄する。

第3節 地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用

【関係機関：名瀬測候所・鹿児島県】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震による災害を未然に防止し，あるいは軽減するため，震度等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

第1 地震観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における地震災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は，気象庁防災業務計画に基づき，地震災害等に関する業務体制の整備充実を図る。

（1）観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため，地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し，地震観測及び津波観測を実施するとともに，関係行政機関，県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

（2）気象庁が発表する地震等に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

（3）地震等関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において，地震情報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう，過去の地震等関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における地震等観測体制の整備

市，県及び主要関係機関における観測施設の整備については，現有施設の十分な活用を行うとともに，地震計，自記雨量計，自記水位計等の整備充実を図る。

また，市及び県は，迅速な緊急地震速報の伝達のため，その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

3 情報伝達体制の整備

（1）地震観測体制の強化

気象庁，文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁，県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ，的確な緊急対応ができるよう検討する。

（2）情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として，エリアメール・コミュニティ FM・Twitter・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と消防庁の J-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信し，防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに，有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、地震等情報を自動的に市や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公用携帯電話に地震情報を電子メール等で送信し、地震発生時の初動体制の確立を図る。

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

市並びに消防庁及び県をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名 瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・教育委員会】

【住 用：市民福祉課・地域教育課】

【笠 利：いきいき健康課・地域教育課】

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資器材等の整備を推進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備

消防組織は、常備消防（消防組合、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

消防組織の整備状況

常 備 消 防					非 常 備 消 防			
消防組合	消防本部	消防本署	分署、他	消防職員	消防団	方面隊	分 団	消防団員
1	1	1	9	157	1	4	16	396

(令和3年4月1日現在)

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資器材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防

団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導體制の整備・強化

(1) 一般住宅に対する出火防止の指導

火気使用設備等の本体、燃料容器の転倒防止及び周囲からの転倒、落下や安全措置と地震発生時における火気使用設備等からの出火防止対策を図る。

(2) 地域住民の初期消火体制の確立と防災訓練の実施

地域住民による自主防災組織の育成強化を図り、地震発生時における初期消火等について、知識・技術の普及に努めるとともに定期的な防災訓練を行う。

(3) 地域住民の安全避難対策と災害弱者の避難対策

地域における第一避難場所・最終避難場所を明示し高齢者等、要配慮者の実態を把握しておくとともに地域における避難体制を整備し速やかに避難できるよう努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

(1) 事業所に対する出火防止の指導

日常の火気管理や消防用設備等の維持管理と日常・定期点検を遵守させ、取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

消火器等の準備と万一の出火に備え、初期消火対策を講じておくとともに火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し消火器などを使って消火する。なお、消火が困難な場合は避難を優先

(3) 事業所の避難体制の整備と防災訓練の実施

災害発生時における消防計画に基づき、安全で速やかに避難誘導できることと児童、患者、高齢者等要配慮者を収容している学校、病院、老人ホーム等については、特に地域住民と日頃から連携を図りより安全で適切な避難ができるよう定期的な防災訓練を行う。

第2 消防用水利、装備、資器材の整備

1 消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備状況

消防水利の状況は、以下のとおり

消防水利状況

令和3年4月1日現在

区分	公設	私設	計
消火栓	458	8	466
防火水槽	141	5	146
その他	31	—	31
小 計	630	13	643

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等，水利の多様化を基本に，以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと，畑地かんがい用の貯水池，給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資器材の整備（装備，車両等）

(1) 消防機械保有状況

消防組合及び消防団における消防機械保有状況は，以下のとおり。

消防機械保有状況

区 分	消防組合・署・所現有	消防団現有	計
消防ポンプ車	2	8	10
水槽付消防ポンプ車	5	3	8
はしご車	2		2
救助工作車	1		1
小型動力ポンプ		2	2
小型動力ポンプ付積載車	1	41	42
化学消防車	1		1
救急車	13		13
その他の消防車両	13	1	14

(令和3年4月1日現在)

(2) 消防用装備・資器材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用，並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備（消防組合・国）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は，各消防組合において消防無線設備，専用電話回線が整備され，緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

消防通信体制の整備状況（令和３年１月１日現在）

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局			119 番受付回線	高機能消防指令センター Ⅱ 型	
	卓上型 固定局	基地局	移動局			
			車載			携帯
大島地区消防組合 消防本部	6	6	56	57	6	一式

（２）消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防救急無線等）の整備

消防・救急無線については，計画的に無線設備の更新整備を行うほか，固定局，移動局ともに新たに増波された全国共通波（３波）の整備を促進し，大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

消防救急無線については，計画的に無線設備の更新整備を行うほか，デジタル方式への移行の際整備した，消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を確認するための通信訓練等の実施を通じ，大規模災害における広域応援体制の充実強化を図り，他の消防機関等との通信を確保する。

イ 通信・運用体制の整備

- （ア） 消防組合における高機能消防指令センターの整備，通信員の専任化を促進し，緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか，消防救急活動に必要な緊急医療，消防水利，道路，気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- （イ） 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに，部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- （ウ） 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名 瀬：福祉政策課・市民協働推進課・保護課・土木課・建築住宅課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・土地対策課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

名瀬地域

	避難場所の名称	対象区域
1	弁財天神社(根瀬部)	名瀬根瀬部
2	根瀬部水源地	名瀬根瀬部
3	名瀬・瀬戸内線(国直方面)	名瀬根瀬部
4	小倉神社(知名瀬)	名瀬知名瀬
5	市道里～福里間市道	名瀬里・名瀬福里
6	エコーAMAMI	名瀬小宿・名瀬平松町
7	小宿小学校(校舎)	名瀬小宿・名瀬平松町
8	小宿厳島神社	名瀬小宿・名瀬平松町
9	小宿中学校(校舎)	名瀬小宿・名瀬平松町
10	大島郡医師会病院	名瀬浜里町
11	介護老人保健施設 虹の丘	名瀬浜里町
12	慈愛会奄美病院	名瀬浜里町
13	南海団地:朝仁町9番地内	名瀬朝仁・朝仁町
14	しんまち公園	名瀬朝仁新町
15	東団地:朝仁新町43・45・46・47番地内	名瀬朝仁新町
16	上原農道	名瀬朝仁新町
17	赤崎公園・千年松方面市道	名瀬朝仁・名瀬朝仁町
18	カトリック芦花部教会(芦花部)	名瀬芦花部
19	南洲神社(芦花部)	名瀬芦花部
20	名瀬・龍郷線(ゴルフ場方向)	名瀬有良
21	名瀬・龍郷線(ゴルフ場方向)	名瀬大熊
22	大熊ポンプ室敷地	名瀬大熊
23	大熊龍王神社	名瀬大熊
24	市道鳩浜線	名瀬鳩浜町
25	市道本茶線	名瀬浦上・名瀬浦上町・名瀬朝日町
26	朝日中学校(校舎)	名瀬鳩浜町・名瀬朝日町・名瀬大熊・名瀬浦上町
27	名瀬徳洲会病院	名瀬鳩浜町・名瀬朝日町・名瀬大熊
28	田中一村居住跡	名瀬有屋町
29	農道仲勝線	名瀬仲勝・名瀬仲勝町
30	国立療養所 奄美和光園	名瀬和光町・名瀬有屋
31	奄美看護福祉専門学校	名瀬小湊
32	藤田1号耕作道路(神社方向)	名瀬小湊
33	安木屋場農道	名瀬小湊
34	市道前勝8号線	名瀬前勝

35	大川小中学校(校舎)	名瀬西田・西仲勝
36	農道安木屋場線	名瀬西田・西仲勝・前勝
37	市道名瀬勝ボレ松線	名瀬名瀬勝
38	市道伊津部勝1号線(旧採石場方向)	名瀬伊津部勝
39	市道朝戸・和瀬線	名瀬朝戸
40	市道平田・朝戸線	名瀬朝戸
41	奄美市老人福祉会館	名瀬長浜町
42	ながはま公園	名瀬長浜町
43	ホテルビッグマリン奄美	名瀬長浜町
44	奄美中央病院	名瀬長浜町
45	長浜町 16 番地内(にっしょう団地)	名瀬長浜町
46	市道塩浜朝に線(赤崎方向)	名瀬長浜町・塩浜町
47	金久中学校(校舎)	名瀬長浜町・塩浜町
48	塩浜町 15 番地内	名瀬塩浜町
49	奄美ポートタワーホテル	名瀬塩浜町
50	第3里見ビル	名瀬矢之脇町
51	矢之脇町 14・15 番地内	名瀬矢之脇町
52	らんかん山	名瀬入舟町・名瀬金久町・名瀬港町・名瀬矢之脇町
53	ホテルウエストコート奄美	名瀬入舟町・名瀬金久町
54	柳町 17・19 番地内(通称:腰又)	名瀬柳町
55	高千穂神社	名瀬井根町・名瀬幸町・名瀬港町
56	おがみ山	名瀬幸町・名瀬永田町・名瀬末広町・名瀬港町・名瀬伊津部町・名瀬石橋町・名瀬久里町
57	配田が丘	名瀬石橋町・名瀬古田町
58	名瀬小学校(校舎)	名瀬幸町・名瀬永田町・名瀬末広町・名瀬港町
59	奄美サンプラザホテル	名瀬港町
60	丸親ビル	名瀬港町
61	奄美市 AiAi ひろば	名瀬末広町
62	グランセ末広ビル	名瀬末広町
63	さつき団地	名瀬佐大熊町
64	佐大熊町 11 番地内	名瀬佐大熊町
65	伊津部小学校(校舎)	名瀬小浜町
66	東が丘団地	名瀬小浜町
67	小浜町 11・12・13 番地内	名瀬小浜町
68	大島高校(校舎)	名瀬安勝町・名瀬伊津部町・名瀬永田町・名瀬石橋町
69	奄美小学校(校舎)	名瀬久里町・名瀬石橋町
70	奄美高校(校舎)	名瀬古田町

71	小俣町 4・14・27・30 番地内	名瀬小俣町
72	春日町 3 番地内	名瀬春日町
73	市道春日 1 号線	名瀬春日町
74	名瀬中学校(校舎)	名瀬真名津町・名瀬平田町
75	真名津町 11 番地内	名瀬真名津町
76	平田町 4 番地内	名瀬平田町
77	市道平田・朝戸線	名瀬平田町
78	平田町 22 番地内(市道平田 29 号線)	名瀬平田町
79	平田町 19 番地内(市道平田 26 号線)	名瀬平田町
80	山田団地	名瀬平田町・名瀬春日町

住用地域

	避難場所の名称	対象区域
1	市道青久線	住用町市字青久
2	市小中学校裏畑	住用町市
3	林道住用中央東線	住用町市
4	林道山間支線	住用町山間字戸玉
5	市道山間市線	住用町山間字戸玉
6	山間集落高千穂神社	住用町山間
7	林道滝行線	住用町山間
8	住用中学校裏山	住用町下役勝
9	去勝地区農道横	住用町下役勝
10	中役勝公民館裏山	住用町中役勝
11	上役勝集落墓地前	住用町上役勝
12	旧役勝浄水場	住用町上役勝
13	市道三太郎線	住用町西仲間、住用町石原
14	市道大塔線	住用町見里
15	市道三太郎線	住用町東仲間
16	川内集落裏畑	住用町川内
17	森田邸裏山	住用町摺勝
18	東城小中学校裏山	住用町摺勝
19	市道和瀬城線	住用町城
20	林道城線	住用町城
21	新和瀬トンネル前広場	住用町和瀬
22	旧和瀬浄水場	住用町和瀬

笠利地域

	避難場所の名称	対象区域
1	秋葉神社	笠利町里
2	国道58号(手花部方面)	笠利町里
3	菅原神社	笠利町中金久
4	徳州会 笠利病院	笠利町中金久
5	市道赤木名・笠利線(笠利方面)	笠利町外金久
6	外金久厳島神社	笠利町外金久
7	三鳥屋(津田氏宅)	笠利町外金久
8	市道蒲生崎線(赤木名方面)	笠利町川上
9	市道川上・笠利線(笠利方面)	笠利町川上
10	蒲生崎観光公園	笠利町川上
11	市道蒲生崎線(川上方面)	笠利町川上
12	楠野地区(裏山)	笠利町佐仁1区(楠野地区)
13	市道佐仁・用岬線	笠利町佐仁1区, 笠利町佐仁2区
14	佐仁厳島神社	笠利町佐仁1区, 笠利町佐仁2区
15	県道佐仁・万屋・赤木名線(佐仁方面)	笠利町用
16	笠利中学校	笠利町笠利1区, 笠利町笠利2区, 笠利町辺留
17	市道東部線	笠利町辺留, 笠利町須野, 笠利町須野崎原, 笠利町土盛, 笠利町宇宿, 笠利町万屋, 笠利町節田
18	川上石油店	笠利町笠利3区
19	須野ダム	笠利町辺留, 笠利町須野
20	奄美市歴史民俗資料館	笠利町須野崎原
21	宇宿農道25号線(泰氏宅周辺)	笠利町宇宿
22	前田氏宅	笠利町城間
23	太陽が丘運動公園	笠利町全域
24	市道赤木名・和野線	笠利町和野
25	市道節田14号線(上部)	笠利町節田
26	市道手花部・節田線及び農道節田・土浜線交叉周辺	笠利町節田
27	平公民館	笠利町平
28	市道平・土浜線	笠利町土浜
29	市道喜瀬・用安線	笠利町用安
30	旧市道神の子1号線	笠利町用安
31	緑が丘小学校	笠利町喜瀬1区, 笠利町喜瀬2区
32	国道58号(龍郷町方面)	笠利町喜瀬1区

33	喜瀬2市営団地喜瀬2	笠利町喜瀬2区
34	手花部田	笠利町喜瀬3区
35	国道58号(手花部方面)	笠利町喜瀬3区
36	市道手花部・打田原線(前肥田方面)	笠利町打田原
37	鯨浜地区(裏山)	笠利町打田原
38	打田原崎原地区(裏山)	笠利町打田原
39	前肥田墓地周辺	笠利町前肥田
40	市道手花部・打田原線(打田原方面)	笠利町前肥田
41	国道58号(赤木名方面)	笠利町手花部
42	国道58号(喜瀬方面)	笠利町手花部

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

名瀬地域

	避難所の名称	対象区域
1	名瀬総合支所	旧名瀬市全域
2	名瀬中学校	名瀬真名津町・名瀬平田町
3	市営住宅生産団地集会所	名瀬平田町
4	春日集会場	名瀬春日町
5	奄美高校	名瀬古田町
6	小俣町集会场	名瀬小俣町
7	奄美小学校	名瀬石橋町・名瀬久里町
8	大島高校	名瀬安勝町・名瀬伊津部町・名瀬石橋町・名瀬永田町

9	奄美市地と知の交流拠点施設 (新川ふれあい館)	名瀬安勝町・名瀬伊津部町・名瀬石橋町・名瀬永田町・ 名瀬久里町・名瀬古田町
10	奄美文化センター	名瀬長浜町
11	長浜町集会場	名瀬長浜町
12	柳町集会場	名瀬柳町
13	保健センター	名瀬柳町
14	大島拘置支所会議室	名瀬矢之脇町
15	金久中学校	名瀬塩浜町・名瀬矢之脇町
16	谷村サロン	名瀬井根町
17	名瀬小学校	名瀬井根町・名瀬幸町・名瀬永田町・名瀬末広町・名瀬入舟 町・名瀬金久町・名瀬港町
18	伊津部小学校	名瀬小浜町・名瀬佐大熊町
19	上佐大熊集会場	名瀬佐大熊町
20	芦花部地区集会場	名瀬芦花部
21	芦花部小中学校	名瀬芦花部
22	有良児童館	名瀬有良
23	あった結交流館	名瀬有良
24	大熊地区集会場	名瀬大熊
25	鳩浜町集会場	名瀬鳩浜町
26	朝日中学校	名瀬朝日町
27	朝日町集会場	名瀬朝日町
28	浦上町集会場	名瀬浦上町・名瀬浦上
29	有屋町集会場	名瀬有屋町・名瀬和光町
30	仲勝町集会場	名瀬仲勝町・名瀬和光町・名瀬仲勝
31	国立療養所 奄美和光園	名瀬和光町・名瀬有屋・名瀬仲勝
32	崎原小中学校	名瀬崎原
33	小湊小学校	名瀬小湊
34	名瀬勝公民館	名瀬名瀬勝
35	大川小中学校	名瀬前勝・名瀬西田・名瀬西仲勝
36	前勝地区集会場	名瀬前勝
37	西田(公民館)地区集会場	名瀬西田
38	西仲勝(児童館)地区集会場	名瀬西仲勝
39	伊津部勝公民館	名瀬伊津部勝
40	奄美市名瀬農村環境改善センター	名瀬古見方
41	朝戸公民館	名瀬朝戸
42	根瀬部老人憩いの家	名瀬根瀬部
43	知名瀬保健福祉館	名瀬知名瀬
44	養護老人ホーム なぎさ園	名瀬知名瀬

45	里公民館	名瀬里
46	小宿小学校	名瀬小宿
47	朝仁児童館	名瀬朝仁・名瀬朝仁町・名瀬朝仁新町
48	朝仁新町集会場	名瀬朝仁町・名瀬朝仁新町
49	浜里団地集会場	名瀬浜里町
50	平松県営住宅集会場	名瀬平松町
51	AiAiひろば	名瀬幸町・名瀬港町・名瀬永田町・名瀬末広町
52	市民交流センター	名瀬幸町・名瀬井根町・名瀬柳町・名瀬金久町・名瀬入舟町
53	名瀬運動公園(総合体育館)	名瀬浜里町・名瀬平松町・名瀬小宿・名瀬朝仁町
54	旧大島工業高校(体育館・武道場)	名瀬有屋町・名瀬朝日町・名瀬浦上町・浦上・名瀬仲勝町

住用地域

	避難場所の名称	対象区域
1	住用総合支所	住用町全域
2	市集会場	住用町市
3	市小中学校	住用町市
4	戸玉地区生活館	住用町戸玉
5	山間交流施設	住用町山間
6	山間国民体育館	住用町山間
7	下役勝集会場	住用町下役勝
8	住用小学校	住用町下役勝
9	中役勝集会場	住用町中役勝
10	上役勝集会場	住用町上役勝
11	石原公民館	住用町石原
12	西仲間公民館	住用町西仲間
13	住用公民館	住用町石原
14	見里公民館	住用町見里
15	奄美体験交流館	住用町見里
16	東仲間公民館	住用町東仲間
17	川内地区生活館	住用町川内
18	特別養護老人ホーム 住用の園	住用町摺勝
19	住用町高齢者コミュニティーセンター	住用町摺勝
20	城へき地福祉館	住用町城
21	和瀬集会場	住用町和瀬

笠利地域

	避難場所の名称	対象区域
1	笠利総合支所	笠利町全域
2	赤木名小学校	笠利町中金久, 笠利町外金久, 笠利町里
3	屋仁小学校	笠利町屋仁
4	佐仁小学校	笠利町佐仁
5	笠利中学校	笠利町笠利
6	笠利小学校	笠利町笠利
7	宇宿小学校	笠利町宇宿
8	節田小学校	笠利町節田
9	緑が丘小学校	笠利町喜瀬
10	手花部小学校	笠利町手花部
11	太陽が丘体育館	笠利町全域
12	大笠利港	笠利町笠利1区, 笠利町笠利2区, 笠利町笠利3区
13	里学舎	笠利町里
14	中金久学舎	笠利町中金久
15	笠利公民館	笠利町中金久
16	外金久生活館	笠利町外金久
17	川上公民館	笠利町川上
18	屋仁地区振興センター	笠利町屋仁
19	佐仁へき地保健福祉館	笠利町佐仁1区, 笠利町佐仁2区
20	用体験交流館	笠利町用
21	笠利へき地保健福祉館	笠利町笠利1区
22	大笠利文化センター(笠利2区)	笠利町笠利2区
23	金久公民館(笠利3区)	笠利町笠利3区
24	辺留公民館	笠利町辺留
25	須野生活館	笠利町須野
26	崎原公民館	笠利町崎原
27	土盛へき地保健福祉館	笠利町土盛
28	宇宿生活館	笠利町宇宿
29	城間生活館	笠利町城間
30	万屋生活館	笠利町万屋
31	和野生活館	笠利町和野
32	節田生活館	笠利町節田
33	平公民館	笠利町平
34	土浜公民館	笠利町土浜
35	用安公民館	笠利町用安
36	喜瀬1区公民館	笠利町喜瀬1区

37	喜瀬 2 区 公民館	笠利町喜瀬 2 区
38	喜瀬 3 区 公民館	笠利町喜瀬 3 区
39	打田原体験交流館	笠利町打田原
40	前肥田コミュニティーセンター	笠利町前肥田
41	手花部へき地保健福祉館	笠利町手花部

2 避難所の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4 福祉避難所の設置

通常の避難所では高齢者や身体障がい者等の介護に必要な設備が整っていないことから、要配慮者が安心した避難生活が出来る体制を整備した福祉避難所を「福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、次のとおり設置する。

	避難場所	住所
1	大島郡医師会病院	名瀬小宿字苗代田 3 4 1 1 番地
2	介護老人保健施設 虹の丘	名瀬小宿字苗代田 3 4 1 6 番 1
3	特別養護老人ホーム 奄美佳南園	名瀬平田町 7 番 1 5 号
4	障害者支援施設 愛の浜園	名瀬知名瀬 2 5 0 4 番地
5	あおぞら小規模多機能事務所	名瀬幸町 2 0 番 1 7 号 2 階
6	介護老人保健施設 アマンデー	笠利町節田 1 4 5 1 番地 1

5 避難路

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示の2段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示等を行う。（避難指示等の実施基準は、第3部第2章第7節「避難の指示、誘導」**地震-3-2-27**参照）

イ 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 市長は、関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画及び鹿児島県地域防災計画により行う。

避難指示等一覧（2類型）

類型	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
高齢者等避難	●災害のおそれあり 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	●危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	● 災害のおそれ高い ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	● 危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 避難指示等を迅速に実施するため災害時における避難指示・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。

イ 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び支庁長）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業企画に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

２ 避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、鹿児島県防災web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話等の利用による伝達

（２）伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

（３）伝達方法の工夫

伝達方法において、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

第3 要配慮者の避難体制の整備

1 要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの老人、寝たきり老人、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

（1）避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（2）地域ぐるみの避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員を定め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

（3）要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

2 要配慮者の避難体制の拡充

「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）及びモデルプランを参考とした「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」を住民に周知徹底し要配慮者の避難支援体制の拡充に努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

（1）病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示等や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、奄美市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を定めておく。

第5 避難誘導、避難所の運営体制

1 避難誘導、避難経路の確保

(1) 避難経路については、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、浸水に関しては安全な建物の2階以上に避難するケースも周知しておく。

(2) 学校等の避難

高・中・小学校、幼稚園等の生徒、児童の集団避難は、学校等管理責任者が市長の指示により行う。

(3) 病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者及び養護施設等の被収容者の避難は、その施設の管理者が市長の指示により行う。

(4) 施設の管理者は、あらかじめ避難に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておく。

2 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営体制の整備

各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成30年5月奄美市）を参考に、避難所の管理運営体制の整備に努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

4 避難所の環境改善システムの整備

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。併せて、安否確認等の情報伝達に用いる通信機器の電源確保のために非常用発電機の整備も考慮する。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、通信機器や自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

5 避難所巡回パトロール体制の整備

市及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

市は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとするが、詳細な計画内容は消防組合消防計画に準じる。

第1 救助、救急体制の整備

1 救助、救急体制の整備

地震災害時には、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

(1) 救助、救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 当該地域で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資器材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 災害発生時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等連携を図る。

2 救助の実施体制の構築

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、整備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 住民の救助、救急

地震災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、人口や建物の集中している都市部では、救助・救急事象の多発が予想されるため、市及び県は、都市部の住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

4 孤立化集落対策

市は、地震災害等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の備蓄に努める。

孤立化集落対策

1 目 的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

〔 孤立化のおそれのある集落(例) 〕

□ 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

(2) NTT

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話（現状：県下 27 箇所に配置）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者（県・市等）

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
 - ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
 - ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話の設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者（県・市）

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警 察

- ・ 安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

(参照)	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
	第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
	第4	1	通信施設の整備対策
	第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
	第2	2	無線通信体制の整備
	第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
	第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
	第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）

第2 救助，救急用装備・資器材の整備

1 装備・資器材等の整備

(1) 市及び県（常備消防を含む）

ア 地震災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，各消防署所，消防団，自主防災組織等において，必要な，救助用装備・資器材の整備を以下のとおり図っていく。

表 関係機関と整備内容

関係機関	整備内容
消防署等	(ア) 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 (イ) 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） (ウ) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	(ア) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m） (イ) 担架（毛布・枕を含む） (ウ) 救急カバン
自主防災組織	(ア) 担架（毛布・枕を含む） (イ) 救急カバン (ウ) 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） (エ) 防災資機材倉庫等

イ 地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した地震・津波災害対策用救急車の整備を図っていく。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命，救助装備を拡充する等，円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

ア 救急・救助体制の充実

イ 初動医療体制の確立

ウ 医療支援体制の確立

第7節 交通確保体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署】

【名 瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・農林水産課・地域総務課】

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 道路整備計画

1 交通施設整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狭あいな生活道路については、民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (6) 道路整備計画
 - ア 道路の新設、改良
道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。

2 道路施設等の点検、整備

地震等の突発的な災害から道路機能を確保するため、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (2) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

第2 交通規制の実施責任者

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路 管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道 及び県道) 市長 (市道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
港湾管 理者	知事 市長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

2 緊急通行車両の事前届出

(1) 大規模地震発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という。)を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

選定される緊急交通路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

(2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

(3) 交通ネットワークの整備

ア 骨格的な幹線道路の整備

イ 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保

ウ 防災上重要な道路改良の実施

エ 橋梁等の安全対策の実施

オ 災害時用臨時ヘリポートの整備

(4) 輸送対策

ア 陸上輸送の整備

車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

イ 航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第3 交通規制の実施体制の整備

1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
港湾管理者 及び海上 保安本部	港湾管理者及び海上保安第十会場保安本部（海上保安部署を含む）は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第4 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

（1）危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

（2）関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

（3）危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第5 交通途絶予想箇所

路線名	予想される事態	同左区域	同延長（m）	代替路線名
国道58号	崩土	龍郷町中勝	300	名瀬龍郷線，市道本茶線
国道58号	落石，崩土	住用町役勝	6,000	名瀬瀬戸内線
名瀬龍郷線	崩土	名瀬有良	3,000	国道58号
名瀬瀬戸内線	落石，崩土	名瀬根瀬部	1,000	”
名瀬龍郷線	”	名瀬大熊	500	”
佐仁万屋赤木名線	”	笠利町佐仁～用	2,600	佐仁赤木名線
”	冠水	笠利町用～須野	3,900	”
佐仁赤木名線	落石，崩土	笠利町佐仁～屋仁	2,000	佐仁万屋赤木名線
山間役勝線	”	住用町山間	3,000	なし

第8節 輸送体制の整備

【名 瀬：土木課・商工情報課・総務課・各関係機関】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・空港管理事務所・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 災害を想定した輸送計画の確立

地震災害時には、道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段（車両・舟艇・ヘリコプター等）ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努める。

第2 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する緊急輸送路、又は輸送施設について、あらかじめ指定しておく。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、地震災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

【関係機関：大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【名 瀬：健康増進課】

【住 用：市民福祉課・市民課】

【笠 利：いきいき健康課】

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

また、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

第2 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備を検討推進する。

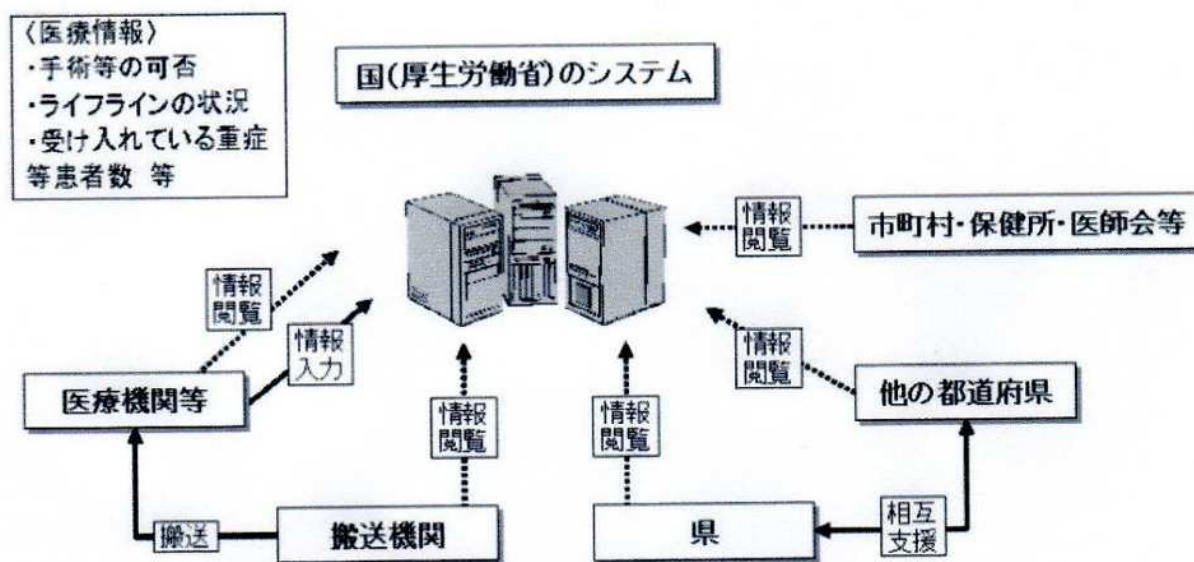


図 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要

2 後方搬送体制の整備

(1) 市、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

第 10 節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：環境対策課・福祉政策課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

市、県は、その他の地震災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

第 1 備蓄物資計画

1 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

- (1) 事業所、住民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、住民等による備蓄

事業所及び住民等は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね 3 日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や市のホームページ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

- (1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時から活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

- (2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給

は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 給水体制の整備

1 給水体制

災害時において、被災者1人あたりの最低給水量は1日20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 学校等のプール施設の活用
- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

2 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

3 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

また、学校等のプール施設の活用についても検討するものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) 市及び水道事業者は、応急給水所を開設し、水道施設が復旧するまでの応急給水対策を行う。

(4) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、「災害時における飲料水の提供に関する協定書」に基づいて、管内のミネラルウォーター製造業者に協力を要請する。

4 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

5 広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

6 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、地震・津波災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市及び県は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、市における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ、以下のとおり編成計画を作成しておく。

ア 市の感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大規模な地震が発生した場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ないので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果（平成 24～25 年度）や県災害廃棄物処理計画、市災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

5 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

6 広域応援体制の整備

市、県及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

7 ごみ処理対策

- (1) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し具体的に示すものとする。
- (2) 国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

震災時には、建物が全壊する被害が発生し、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は県との連携のもと、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、（社）鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるような体制を整えるものとする。
- (2) 市及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、（社）プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定などによる応急仮設住宅の提供や、（社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (5) 市及び県は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達出来るように、入

手手続き等を整えておくものとする。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数 of 消火器又は簡易消火器用器(水、バケツ、水槽等)を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数 is、その面積を 50 m² で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火堀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

2 文教施設に関する事前措置

(1) 市は、博物館、美術館、歴史民俗資料館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする

(2) 博物館、美術館、歴史民俗資料館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第7 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化

イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備

ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。

ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。

エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。

オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。

キ 消防センター、防災センター等の建設を検討する。

2 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

第8 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、佐大熊場外離着陸場、名瀬場外離着陸場、住用町総合グラウンド、奄美空港、笠利中学校、赤木名中学校、大島北高校及びあやまる国民運動場、太陽が丘総合運動公園とする。

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

- (1) 臨時ヘリポートの標示

ア 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5 m 程度の円を書き、中に H の文字を標示する。

ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

5 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、県が実施する、市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練への参画、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

6 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

第9 災害用装備資器材等の整備

1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第 1 1 節 複合災害対策体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

第 1 市及び県等の複合災害対策

市及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第 2 複合災害を想定した訓練

市及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】

【名 瀬：教育委員会・総務課】

【住 用：地域教育課・地域総務課】

【笠 利：地域教育課・地域総務課】

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。

第1 防災知識普及計画

1 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア 有線放送、地域コミュニティFM等放送施設
- イ 新聞
- ウ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- エ 広報車の巡回
- オ 講習会、パネル展示会等の開催

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

- ア 住民等の責務

(ア) 自ら災害に備えるための手段を講じること

(イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

①地震等に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食糧，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

②非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備

③家具等の転倒防止対策

④飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

⑤保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(イ) 出火防止，初期消火等の心得

(ウ) 家屋内，路上，自動車運転中など，様々な条件下で地震が発生した時にとるべき行動

(エ) 地震に関する情報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難場所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制について，あらかじめ決めておくこと

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路，避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者，要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

(サ) 気象庁が発表する津波警報等，地震津波関係情報の内容

(シ) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

(ス) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織，編成，分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領，連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

① 災害情報の聴取並びに聴取方法

② 停電時の照明

③ 非常食糧，身廻り品等の整備及び貴重品の始末

④ 初期消火，出火防止の徹底

⑤ 避難の方法，避難路及び緊急避難場所等の確認

⑥ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ 被災地支援

キ その他の災害に態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお、「防災週間」，「防災とボランティアの日」「津波防災の日」に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中・義務教育学校，高等学校における防災教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。また，市は，学校において，福岡管区気象台名瀬測候所や鹿児島大学地域防災教育研究センター等の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

また，青少年，婦人，高齢者，障害者，ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，県防災研修センター（含防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，地震・津波に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底するとともに，住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について，実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

3 災害教訓の伝承

市及び県は，過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。

また，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や各種資料の収集・保存等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は，日頃より各々の職員に対して，防災対策の責務・役割を徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，地震災害時において，市及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，各自において，家屋の家具の固定や補強，飲料水，食糧，医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに，日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど，自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

- ア 動員訓練、非常参集訓練
- イ 緊急地震速報(警報)や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動指針
- ウ 消防訓練
- エ 救出訓練
- オ 避難訓練
- カ 給水・給食(炊飯)訓練
- キ 医療・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。

家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等、土砂災害の恐れのある地域、液状化の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

(3) 訓練時の交通規制

市は県公安委員会に対して、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するよう要請する。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に

関係する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の、要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 市が行う訓練

ア 市の総合防災訓練

市長は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、実施するように努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

(4) 広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

4 訓練結果の評価・統括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から 20 日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

災害を未然に防止又は軽減するためには、市、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

市は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、県の助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための方策を推進する。

第1 自主防災組織育成計画

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備

自主防災組織の整備について、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重点推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流発生危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

オ 先進的な防災活動を行っている事例を推挙し、自主防災組織の必要性を再認識する講習等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び地区防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。（地区防災計画策定地区は、資料編参照）

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業場等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- (ア) 防災訓練
- (イ) 施設及び整備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【関係機関：大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として奄美市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、奄美市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、奄美市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・大島郡医師会・大島郡歯科医師会・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：企画調整課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・総務課】

【住 用：地域総務課・市民福祉課】

【笠 利：地域総務課・市民課・いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時においては、個人のほか、専門的なボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 市及び関係機関等における連携体制の整備

市及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 市における環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティア登録・把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、奄美市市会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

(3) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

災害時のボランティアの活動拠点は奄美市災害救援ボランティアセンターとする。

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、

防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

2 ボランティアとの連携等

市及び関係機関等においては、平常時から、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

3 ボランティアの受入れ、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

奄美市社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(3) 現地本部における対応

奄美市社会福祉協議会は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 ボランティアの受付、登録、派遣

市への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、市民対策部市民協働推進班が総合窓口となり受付を行い、奄美市災害救援ボランティアセンターに引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当課
(1) 専門分野のボランティア			
通 信	通信、情報連絡	アマチュア無線クラブ	総務課
ボ ラ ン テ ィ ア コーディネーター	避難所等におけるボラ ンティアの指導・調整	奄美市社会福祉協議会	市民協働推進課 市民福祉課 地域総務課
医 療	人命救助、看護、メンタ ルヘルス等のボランテ ィアの調整	大島郡医師会 大島郡歯科医師会 日本赤十字社	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
介 護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランテ ィアへの介護指導等	奄美市社会福祉協議会	高齢者福祉課 市民福祉課 いきいき健康課
通 訳	外国語通訳、翻訳、情報 提供	ボランティア通訳	企画調整課
(2) 一般分野のボランティア			
生 活 支 援 等	物資の仕分け、配送、 食糧の配給等	奄美市社会福祉協議会	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
	清掃		環境対策課 市民福祉課 市民課
	被服寝具その他生活必 需品の配給等		福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

第6節 企業防災の促進

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名 瀬：商工政策課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため，市は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うなど，企業の防災力向上の促進に努める。

第 7 節 要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名 瀬：市民課・福祉政策課・高齢者福祉課・観光課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つ者，外国人，観光客・旅行者等は，災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，要配慮者といわれている。今後とも，高齢化や国際化の進展に伴い，要配慮者が増加することが予想される。このため，県，市及び防災関係機関は，平素より，要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第 1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

市は，市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，避難行動要支援者名簿を作成し，把握に努める。

要配慮者について，「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づき自主防災組織や自治会ごとに掌握しておくものとする。

なお，掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも，プライバシーには十分留意する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は，奄美市地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導，安否確認

市は，奄美市地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定める。

また，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等について，あらかじめ定めるよう努める。

市は，避難支援等に携わる関係者として奄美市地域防災計画に定めた消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図る。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお，発生時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を

効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 支援体制の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づいた緊急連絡体制の充実・強化に努める。

(2) 支援体制の整備

ア 「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づき、一人暮らしの高齢者、寝たきり老人等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して、災害時の要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らしの高齢者や寝たきり老人等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備等の設置等を検討する。

(2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、港、空港等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際等に、居住地の災害危険性や防災体制等について危険箇所等を

記載している防災マップの配布など十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化に努める。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資器材や、非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、地震災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、地震災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

第 3 部 地震災害応急対策計画

第 1 章 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第 1 節 応急活動体制

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・奄美市】

本市において、地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第 1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の町村等と連携・協力し、地震災害応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、奄美市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は奄美市災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市内に震度 4 の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課・地域総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部（支部）の設置

(ア) 市内に震度 5 弱若しくは震度 5 強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたとき

きは、災害警戒本部（支部）を設置する。

- (イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務部長を、副本部長は総務課長及び土木課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。
- (ウ) 災害警戒支部に支部長、副支部長を置き、支部長は地域自治区事務所長を、副支部長は地域総務課長及び建設担当課長をもって充てる。支部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。
- (エ) 災害の発生するおそれが消したとき又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（支部）を廃止する。

(2) 市災害対策本部の設置（図1）

ア 市災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 市災害対策本部の設置

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③ 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

(イ) 市災害対策本部の廃止

本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

- (ウ) 市長は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 市災害対策支部の設置又は廃止

(ア) 市災害対策支部の設置

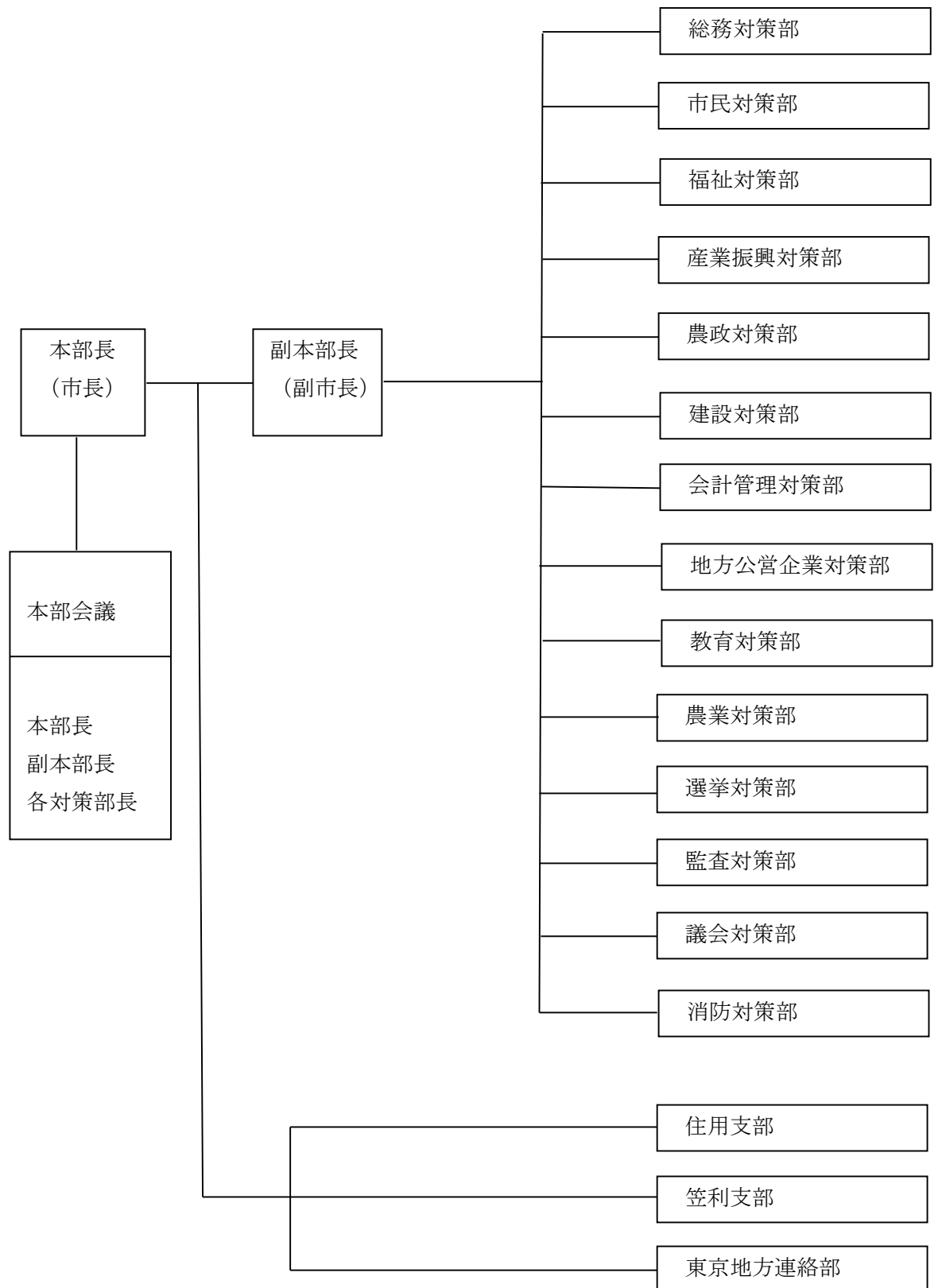
支部の管内に震度6弱以上の地震が発生したとき、特別警報（大津波警報）が発表されたとき、又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれあるときは、直ちに災害対策支部を設置し、本部長に通知する。

なお、支部長に事故があった場合は、あらかじめ指定された者の順で、支部長に替わって指揮を執る。

(イ) 市災害対策支部の廃止

支部長は、管内の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策支部を廃止する。

图1 市災害対策本部組織図



2 市災害対策本部（支部）の組織

（１）本部の組織

ア 本部の構成

- （ア） 本部に，災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き，本部長は市長を，副本部長は副市長をもって充てる。

なお，市長に事故や不測の事態があった場合は，副市長，総務部長及びあらかじめ指定された部長の順で市長に替わる意思決定を行う。

- （イ） 本部に，対策部を置き，各対策部のもとに，各課の職員で構成される班を置く。

（表１）

イ 本部の設置場所

本部は，原則として市災害対策本部（市役所名瀬総合支所）に設置する。

ウ 本部会議

- （ア） 本部に，本部会議を置き，本部長，副本部長及び各対策部長をもって構成する。

- （イ） 本部会議は，次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 地震災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国，県，市，その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国，県，他町村，その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他，重要事項に関すること。

（２）地方連絡部

東京事務所に地方連絡部を置き，東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。

地方連絡部の所掌事務は，**表２**に掲げるとおり。

（３）支部

住用総合支所，笠利総合支所に支部を置き，支部長は地域自治区事務所長を，副支部長は地域総務課長をもって充てる。支部の設置は，本部長が指示する。各支部の所掌事務は，**表３－１**，**表３－２**に掲げるとおり。

表 1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務（その 1）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
総務対策部 (総務部長)	本 部 連 絡 班	総務課	1 市防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事。 4 自衛隊等の出動要請に関する事。 5 災害調書の作成及び県への報告に関する事。 6 無線通信の運用及び保守に関する事。 7 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関する事。 8 本部長が特に命じたこと。
	秘書班	総務課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者に関する事。 3 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事。
	人事班	総務課	1 総務対策部総括に関する事。 2 災害時における人員の動員及び調整に関する事。 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関する事。 4 災害時の総合相談窓口の設置に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。
	職 員 構 成 班	総務課	1 職員の災害補償に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	財政班	財政課	1 所管する市有財産の災害調査に関する事。 2 本部の応急設営に関する事。 3 災害時における所管する施設機器材の利用に関する事。 4 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。 5 所管する電気施設の保守及び非常発電に関する事。 6 災害時の所管する車両の管理に関する事。 7 他の班・部の応援に関する事。
	企 画 調 整 班	企 画 調 整 課	1 広報に関する事。 2 災害写真に関する事。 3 市の広報紙の発行に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	特命班	プロジェクト推進 課、契約・検査指導課	1 本部長が特に命じたこと。 2 他の班・部の応援に関する事。

市民対策部 (市民部長)	市民協働 推進班	市民協働 推進課	1 市民対策部総括に関する事。 2 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 3 市民の代表者（自治会・町内会長）との連携に関する事。 4 ボランティア活動に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
	環境対策 班	環境対策 課	1 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 2 流出油災害対策に関する事。 3 管理施設の被害の調査及び報告に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	市民班	市民課	他の班・部の応援に関する事。
	税務班	税務課	1 災害による市税の減免に関する事。 2 住家等の被害調査に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
	国保年金班	国保年金課	他の班・部の応援に関する事。
福祉対策部 (保健福祉部 長)	福祉援護 班	福祉政策 課	1 福祉対策部総括に関する事。 2 災害救助法に基づく諸対策に関する事。 3 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関する事。 4 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事。 5 日本赤十字社との連絡に関する事。 6 義援金品に関する事。 7 炊き出しに関する事。 8 食糧の供給に関する事。 9 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 10 関連する施設との連絡及び対策に関する事。 11 要配慮者の援護に関する事。 12 部内各班の連絡調整に関する事。 13 他の班・部の応援に関する事。
	救護・ 防疫班 (感染症 予防)	健康増進 課	1 医師会・保健所・医療機関との連絡に関する事。 2 保健対策に関する事。 3 災害救護事務に関する事。 4 感染症予防に関する事。 5 医薬品に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
	高齢者福 祉班	高齢者福 祉課	1 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。 2 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。 4 関連する施設との連絡及び対策に関する事。 5 他の班・部の応援に関する事。
	避難所管 理班	保護課	1 避難所の開設・管理に関する事 2 他の班・部の応援に関する事。
産業振興対策 部 (商工観光情報 部長)	商工政策 班	商工政策 課	1 産業振興対策部総括に関する事。 2 商工関係の被害調査及び報告に関する事。 3 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事。 4 労働対策及び職業安定所への連絡に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。

	紬観光班	紬観光課	1 紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
	デジタル戦略班	デジタル戦略課	1 災害時の庁内電子機器の管理に関する事。 2 庁内ネットワークシステム（Kintone 等、災害情報システムを含む）の維持及び管理に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
農政対策部 （農林水産部長）	農林対策班	農林水産課	1 農政対策部総括に関する事。 2 農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関する事。 3 農家に対する災害復旧に係る金融に関する事。 4 農林道関係災害予防及び応急措置に関する事。 5 畜産物に関する事。 6 林野火災に関する事。 7 部内各班の連絡調整に関する事。 8 漁協組合関係との連絡調整に関する事。 9 水産、漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関する事。 10 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関する事。 11 他の班・部の応援に関する事。
	土地対策班	土地対策課	他の班・部の応援に関する事。
建設対策部 （建設部長） （上下水道部長）	都市整備班	都市整備課	1 建設対策部総括に関する事。 2 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	土木班	土木課	1 土木関係災害予防及び応急措置に関する事。 2 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。 3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。 4 緊急輸送道路の確保に関する事。 5 水防法に基づく諸対策に関する事。 6 水位・流量その他の情報のに関する事。 7 津波及び高潮対策に関する事。 8 空港の被害の調査に関する事。 9 他の班・部の応援に関する事。
	建築住宅班	建築住宅課	1 市営住宅の被害調査及び対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 災害住宅資金の融資に関する事。 4 被災住宅の応急修理に関する事。 5 市営住宅使用料の減免に関する事。 6 市営住宅の特定入居及び目的外入居に関する事。 7 他の班・部の応援に関する事。
	下水道班	下水道課	1 下水道施設の災害予防及び応急工事に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び報告に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
会計管理対策部 （会計管理者）	会計班	会計課	他の班・部の応援に関する事。
地方公営企業 対策部（上下水道部長）	水道班	水道課	1 被災地の応急給水に関する事。 2 災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関する事。 3 水道施設の被害調査及び報告に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。

教育対策部 (教育部長)	総務班	教 育 総 務 課	1 教育対策部総括に関する事。 2 大島教育事務所及び学校との連絡に関する事。 3 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 4 避難所の開設の協力に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
	学 校 教 育 班	学 校 教 育 課	1 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
	生 涯 学 習 班	生 涯 学 習 課	1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
	文化財班	文化財課	1 文化財の被害の調査及び報告に関する事。 2 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
	社 会 体 育 班	ス ポ ー ツ 推 進 課	1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
	学校給食セ ンター班		1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
農業対策部	農業班	農 業 委 員 会事務局	他の班・部の応援に関する事。
選挙対策部	選挙班	選 挙 管 理 委 員 会 事 務局	他の班・部の応援に関する事。
監査対策部	監査班	監 査 委 員 事務局	他の班・部の応援に関する事。
議会対策部	議会班	議 会 事 務 局	他の班・部の応援に関する事。
消防対策部 (消防長)	消防班	大 島 地 区 消 防 組 合 消防本部 消防団	災害時の消防及び水防に関する事。

表 2 地方連絡部の組織及び所掌事務

地方連絡部	地方連絡部長	所掌事務
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事。 4 その他災害関係の特に命じられた事項。

表 3－1 災害対策（住用）支部の所掌事務

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
住用支部 (事務所長)	支 部 連 絡 班	地 域 総 務 課	1 住用支部の総括に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部会議に関すること。 4 災害調書の作成及び本部への報告に関すること。 5 無線通信の運用及び保守に関すること。 6 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 7 支部長が特に命じたこと。
	地 域 総 務 班	地 域 総 務 課	1 各班との連絡調整に関すること。 2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 4 職員の災害補償に関すること。 5 職員の健康管理に関すること。 6 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること。 7 所管する市有財産の災害調査に関すること。 8 支部の応急設営に関すること。 9 災害時における所管する施設機器材の利用に関すること。 10 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 11 災害時の所管する車両の管理に関すること。 12 広報に関すること。 13 災害写真に関すること。 14 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 15 庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること。 16 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 17 市民の代表者との連携に関すること。 18 他の班の応援に関すること。
	市 民 福 祉 班	市 民 福 祉 課	1 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 2 ボランティア活動に関すること。 3 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 4 流出油災害対策に関すること。 5 住用地区直営診療所に関すること。 6 医療機関との連絡に関すること。 7 医薬品に関すること。 8 災害による市税の減免に関すること。 9 住家等の被害調査に関すること。 10 炊き出しに関すること。 11 食糧の供給に関すること。 12 医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること。 13 保健対策に関すること。 14 災害救護事務に関すること。 15 感染症予防に関すること。 16 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 17 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること。 18 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること。 19 日本赤十字社との連絡に関すること。 20 義援金品に関すること。 21 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 22 関連する施設との連絡及び対策に関すること。 23 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること。 24 福祉避難所との連絡及び開設に関すること。 25 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること。 26 他の班・部の応援に関すること。

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
住用支部 (事務所長)	産 業 建 設 班	産 業 建 設 課	1 商工水産関係の被害調査及び報告に関する事。 2 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事。 3 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関する事。 4 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関する事。 5 労働対策及び職業安定所への連絡に関する事。 6 紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関する事。 7 農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関する事。 8 農家に対する災害復旧に係る金融に関する事。 9 農林道関係災害予防及び応急措置に関する事。 10 畜産物に関する事。 11 林野火災に関する事。 12 土木関係災害予防及び応急措置に関する事。 13 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。 14 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。 15 緊急輸送道路の確保に関する事。 16 水防法に基づく諸対策に関する事。 17 水位・流量その他の情報の関する事。 18 津波及び高潮対策に関する事。 19 市営住宅の被害調査及び対策に関する事。 20 応急仮設住宅の建設に関する事。 21 災害住宅資金の融資に関する事。 22 被災住宅の応急修理に関する事。 23 市営住宅使用料の減免に関する事。 24 市営住宅の特定入居及び目的外入居に関する事。 25 下水道施設の災害予防及び応急工事に関する事。 26 下水道施設の被害調査及び報告に関する事。 27 被災地の応急給水に関する事。 28 災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関する事。 29 水道施設の被害調査及び報告に関する事。 30 他の班・部の応援に関する事。
	地 域 教 育 班	地 域 教 育 課	1 避難所の開設・管理に関する事。 2 学校との連絡に関する事。 3 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 4 避難所の開設の協力に関する事。 5 児童・生徒の安全対策に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
消防対策部 (消防長)	住 用 消 防 班	住 用 消 防 分駐所 住 用 消 防 団	災害時の消防及び水防に関する事。

表 3－2 災害対策（笠利）支部の所掌事務

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
笠利支部 (事務所長)	支 部 連 絡 班	地 域 総 務 課	- 笠利支部の総括に関すること。 - 関係機関との連絡調整に関すること。 - 支部会議に関すること。 - 災害調書の作成及び本部への報告に関すること。 - 無線通信の運用及び保守に関すること。 - 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 - 支部長が特に命じたこと。
	地 域 総 務 班	地 域 総 務 課	- 各班との連絡調整に関すること。 - 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 - 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 - 職員の災害補償に関すること。 - 職員の健康管理に関すること。 - 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること。 - 所管する市有財産の災害調査に関すること。 - 支部の応急設営に関すること。 - 災害時における所管する施設機器材の利用に関すること。 - 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 - 災害時の所管する車両の管理に関すること。 - 広報に関すること。 - 災害写真に関すること。 - 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 - 庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること。 - 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 - 市民の代表者との連携に関すること。 - ボランティア活動に関すること。 - 他の班の応援に関すること。
	市民班	市民課	- ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 - 流出油災害対策に関すること。 - 管理施設の被害の調査及び報告に関すること。 - 災害による市税の減免に関すること。 - 住家等の被害調査に関すること。 - 他の班の応援に関すること。
	い き い き 健康班	い き い き 健康課	- 医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること。 - 保健対策に関すること。 - 災害救護事務に関すること。 - 感染症予防に関すること。 - 医薬品に関すること。 - 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 - 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること。 - 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること。 - 日本赤十字社との連絡に関すること。 - 義援金品に関すること。 - 炊き出しに関すること。 - 食糧の供給に関すること。 - 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 - 関連する施設との連絡及び対策に関すること。 - 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること。 - 福祉避難所との連絡及び開設に関すること。 - 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること。 - 笠利地区直営診療所に関すること。 - 他の班の応援に関すること。

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
笠利支部 (事務所長)	産 業 振 興 班	産 業 振 興 課	1 避難所の開設・管理に関すること（土地対策室） 2 商工関係の被害調査及び報告に関すること。 3 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。 4 労働対策及び職業安定所への連絡に関すること。 5 紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること。 6 空港の被害の調査に関すること。（空港管理事務所） 7 他の班の応援に関すること。
	農 林 水 産 班	農 林 水 産 課	1 農林道及び農業・林業・水産関係の被害調査及び報告に関すること。 2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。 3 農林道関係災害予防及び応急措置に関すること。 4 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること。 5 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 6 畜産物に関すること。 7 林野火災に関すること。 8 他の班の応援に関すること。
	建設班	建設課	1 土木関係災害予防及び応急措置に関すること。 2 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 水防法に基づく諸対策に関すること。 6 水位・流量その他の情報の関すること。 7 津波及び高潮対策に関すること。 8 市営住宅の被害調査及び対策に関すること。 9 応急仮設住宅の建設に関すること。 10 災害住宅資金の融資に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 市営住宅使用料の減免に関すること。 13 市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること。 14 下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること。 15 下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 16 被災地の応急給水に関すること。 17 災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関すること。 18 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 19 他の班の応援に関すること。
	地 域 教 育 班	地 域 教 育 課	1 学校との連絡に関すること。 2 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 3 避難所の開設の協力に関すること。 4 児童・生徒の安全対策に関すること。 5 他の班の応援に関すること。
	農業班	農 業 委 員 会分室	他の班の応援に関すること。
消防対策部 (消防長)	笠 利 消 防 班	笠 利 消 防 分署 笠 利 消 防 団	災害時の消防及び水防に関すること。

3 職員の配備基準

地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

市長は、表4の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

表 4 地震時の参集・配備基準

体制	基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 市内に震度 4 の地震が発生したとき (2) 市内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 2 名以上 (2) 別記 1 に掲げる課 ・ 所属長が必要と認める人数 (3) 総務課長が必要と認める課 ・ 総務課長が必要と認める人数	小規模地震や津波への警戒を行うため、県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	(1) 市内に震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生したとき (2) 市内に津波警報が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 3 名以上 (2) 別記 1 に掲げる課 ・・・・・・・・・・ 1 名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第 1 配備 (1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき (2) 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 4 名以上 (2) 別記 1 及び 2 に掲げる課 ・・・・・・・・・・ 1 名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第 2 配備 (1) 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき (2) 市内に震度 5 強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 半数以上 (2) 別記 1 及び 2 に掲げる課 ・・・・・・・・・・ 2 名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	
	第 3 配備 (1) 市内に震度 6 強以上の地震が発生したとき (2) 市内に震度 6 弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

(別記1)

〔名瀬〕 企画調整課，財政課，市民協働推進課，福祉政策課，高齢者福祉課，保護課，デジタル戦略課，農林水産課，都市整備課，土木課，建築住宅課，下水道課，水道課，教育委員会総務課，教育委員会学校教育課

〔住用〕 市民福祉課，産業建設課，地域教育課

〔笠利〕 市民課，いきいき健康課，産業振興課，農林水産課，建設課，地域教育課

(別記2)

〔名瀬〕 環境対策課，プロジェクト推進課，契約・検査指導課，健康増進課，税務課，紬観光課

(別記3) 別記1・2以外の課

(2) 動員の伝達方法

(ア) 総務課・地域総務課職員の動員配備

地震の発生とともに，テレビ，ラジオ，インターネット等の速報情報をもとに，総務課・地域総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課・地域総務課長は，各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて，各部主管課長は，各部の職員を動員する。

(3) 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は，伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても，テレビ，ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し，あるいは地震・津波に遭遇したときは**表4**の参集・配備基準に照らして自主的に判断し，招集指示を待つことなく，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては，地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに，登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし，**表4**の参集・配備基準に照らして第3 配備基準に該当する事態であると覚知した場合は，自主的に判断し，招集指示を待つことなく，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお，交通機関の普通や道路の決壊等により登庁できない場合は，最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し，応急活動に従事するか，その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制

【関係機関：鹿児島県・奄美警察署・九州電力・あまみエフエム】

【名 瀬：企画調整課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震災害の発生に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 通信連絡手段の確保・運用

1 情報管理体制の確立

地震災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。その一方で初動期は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、被害の拡大を防ぎ被災者の救援に全力を挙げて対応するため、各防災関係機関と連携を密にし、平時から多種多様な通信・広報（機器等）の整備を図る。

（1）九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車を配備しており、市、県等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに市、県等は無償で貸与する。

2 通信連絡系統

地震時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、緊急・非常電話を含む）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

（1）非常通話の活用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

《 非常通話の手順 》

- （ア）事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。
- （イ）オペレーターに「非常通話」と告げ、その理由を申し出る。
- （ウ）市の登録電話番号と機関名、氏名を告げる。

(2) 災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は、平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

非常通話として取り扱われる通話の内容は、以下のとおりである。

ア 非常通話

風災害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取扱い、他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめNTTの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

なお、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また、県は、災害時に電話による通信が困難な場合、NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、孤立防止対策用衛星電話の利用に加え、ポータブル衛星設備等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する

3 無線通信体制の確立

地震時の市の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

(1) 防災行政無線システム等の運用

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、防災行政無線を主体とする無線通信系統を利用し、住民への情報伝達を図る。また、防災行政無線の同報系無線については、災害時における集落や住民への防災情報伝達のほか、電話回線等が復旧するまでの間の各避難所や主要施設等との連絡手段としても活用することができることから、双方向通信が可能となるデジタル化を図る。県との通信にあたっては、県の防災行政無線を効率的に運用する。

(2) 災害現場等に出勤している職員との連絡は、市防災行政無線（車載及び可搬型、可搬型携帯型）により行う。

4 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする住民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール）、ワンセグ放送を通じて住民に提供できるよう、事前に県において締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用するよう、県へ要請する。

5 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、N T Tの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、地震・津波時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

（1）地域コミュニティFMの活用

あまみエフエムと災害時の放送協定を締結したことにより、災害時に強いラジオによる情報提供を行う。また、サイマルラジオを開始したことにより、インターネットでも情報配信をおこなっている。なお、FM局のスタジオが被災した場合を想定した対策本部等への仮設スタジオ設置を検討し、情報伝達体制の確立を推進する。

（2）アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

（3）一斉同報メール・緊急速報（エリアメール等）の活用

災害時に一般固定電話が繋がりにくくなる場合を考慮し、住民に対して各種警報や避難情報等の災害関係情報を一斉配信できるメールを活用する。

（4）インターネット（HP・ツイッター）の活用

災害時に迅速な災害情報の提供や収集が可能であり、細かな情報を配信できるインターネット（HP・ツイッター）による情報提供を行う。

（5）衛星携帯電話の活用

N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話等を含む）回線が不通になり、交通が途絶した場合に各総合支所にある衛星携帯電話により情報伝達を行う。また、孤立化した集落への通信手段の確保として各避難所への衛星携帯電話の設置を推進する。

6 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

7 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設の

設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信系統

イ 九州電力株式会社無線通信系統

第3節 災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：環境対策課・健康増進課・福祉政策課・保護課・土木課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課・地域教育課・地域総務課】

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した本市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- （1）市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、60以上であること。
- （2）県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30以上であること。
- （3）県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第4 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

災害に対し、市における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある

ときは、市の窓口を福祉対策部福祉援護班とし、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係

N T T回線：099-286-2824

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

2 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》	
簿 冊 の 種 類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 救護班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 病院診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準じる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書	救助に関する業務の完了後60日以内
イ 救助業務に要した経費算出内訳	
ウ 決定報告による被害状況調	
エ 災害救助費繰替支弁状況調	
オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	

《 費用の交付を受ける場合の書類 》
災害救助費繰替支弁金概算請求書
災害救助費繰替支弁金精算請求書

3 救助の実施

《 災害救助法の適用手続き 》	
救助の種類	担当課
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア 建築住宅課 産業建設課 建設課
イ 炊き出し, その他による食品の給与及び飲料水の供給	イ 福祉政策課・水道課 市民福祉課・産業建設課 いきいき健康課・建設課
ウ 被服, 寝具, その他生活必需品の給与又は貸与	ウ 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
エ 医療及び助産	エ 健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
オ 災害にかかった者の救出	オ 総務課・消防組合 地域総務課 地域総務課
カ 災害にかかった住宅の応急修理	カ 建築住宅課 産業建設課 建設課
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	キ 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
ク 学用品の給与	ク 教育委員会 地域教育課 地域教育課
ケ 遺体の収容	ケ 保護課 市民福祉課 いきいき健康課
コ 遺体の埋火葬	コ 環境対策課 市民福祉課 市民課
サ 行方不明者の搜索	サ 総務課・消防組合 地域総務課 地域総務課
シ 住居又はその周辺の土石, 竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	シ 土木課・環境対策課 産業建設課・市民福祉課 建設課・市民課

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

平成27年 3 月31日

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項																																					
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・人夫賃 ・消火器具費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害の発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり320円以内(加算額) 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信施設の確認 (非常通信方法の教示)																																					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	船舶、その他救出のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合には「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救出に必要な機械器具、賃金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法																																					
炊出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床上浸水で炊事ができない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1人1日当たり1,080円以内 ・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であらばよい。 ・被災地から縁故先(避難地)等一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	人員の把握 炊出し場所の設置及び奉仕員、協力者の確保、必要物品の調達方法、食事の配布の方法																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上	飲料水の必要量及び輸送方法																																					
障害物の除去	1 自力で除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合	・除去に必要な機械器具等の借上費、又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1世帯当たり134,300円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の調整ができる。	・対象世帯の適正な把握・障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認(日常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上に必要な被服、具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	被害者の実情に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季節別災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内 (単位 円)	・被害世帯区分の確認〔全壊(焼)、半壊(焼)、床上浸水〕 ・物資査定計画表の作成(購入品目の検算) ・物資の調達方法 (特に現地調査可能量の検算) ・物資の配布の方法〔賃金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品との区別を明確にする。(災害救助法に基づく救済物資とその他日赤救済物資等)〕																																					
		<table><tr><th>区分</th><th></th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 焼失</td><td>夏</td><td>18,300</td><td>23,500</td><td>34,600</td><td>41,500</td><td>52,600</td><td>7,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,200</td><td>39,200</td><td>54,600</td><td>63,800</td><td>80,300</td><td>11,000</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,000</td><td>12,000</td><td>14,600</td><td>18,500</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,700</td><td>12,600</td><td>17,900</td><td>21,200</td><td>26,800</td><td>3,500</td></tr></table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 全焼 焼失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500		
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																			
全壊 全焼 焼失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																			
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600																																			
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																			

救助の実施程度、方法及び期間一覧表（つづき）

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	・修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から1ヶ月以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ・1世帯当たり 567,000 円 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班（原則とする） 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者 ・協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	応急的処置であること。 原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分べんした日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を受けること。 ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ・文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,200 円 中学校児童1人当たり 4,500 円 高等学校等生徒 1 人当たり 4,900 円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保につとめる。 ・教材については県、市町村教育委員会に届出又は承認を受けたもの
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・洗浄、消毒等 1体当たり 3,300 円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり 5,300 円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市町村長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は原則として救護班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1体当たり 大人（12歳以上） 208,700 円 ・小人（12歳未満） 167,000 円	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のため埋葬を行うことが困難

第4節 広域応援体制

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課・地域総務課】

大規模な地震災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、市及び県においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平常時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

第1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

ア	被災地外の県内市町村
イ	県及び関係機関
ウ	その他の公共的団体等
エ	協定のある関係機関
オ	消防庁（緊急消防援助隊等）
カ	県消防班応援（鹿児島市消防局）
キ	その他、民間団体、企業等

第2 応援要請

1 県市町村間等の相互応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町村、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

（1）隣接市町村の職員等

市長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

（2）鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、被災市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市を応援するこ

とを求める。

(3) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

(4) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種別及び人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他職員等の派遣について必要な事項

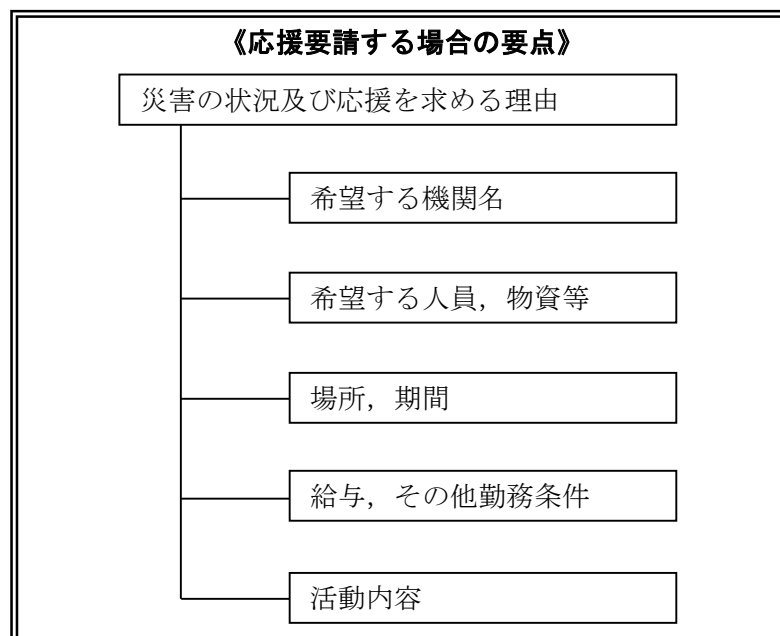
(5) 県知事への職員派遣斡旋要請

市長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について(4)の事項を明示して斡旋を求める。

(6) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

市長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(7) 県他市町村への応援要請



2 応援の受入れ体制の確立

市、県及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等

の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

(1) 応援の受入れに関する措置

他市町村，県，関係機関等に応援の要請を行う場合は，応援活動の拠点となる施設の提供，
応援に係る宿泊場所の斡旋等，応援の受入れ体制の確保に努める。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合，以下の点について留意し，必要があれば協議する。

ア 受入れルート

イ 応援隊の集結場所，活動拠点，宿泊，給食等

3 活動の内容

(1) 応援項目

ア 災害応急措置に必要な職員の派遣

イ 食糧，飲料水及び生活必需品の提供

ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供

エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

オ 遺体の火葬のための施設の提供

カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

ク ボランティア団体の受付及び活動調整

ケ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより，応援要請が予測される災害が発生し，又は発生するおそれがある
場合には，迅速・的確にその状況を把握し，他市町村，県，関係機関等に通報するほか，必要な
情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長は，他市町村，県，関係機関等との連絡を速やかに行うため総務対策部本部連絡班を連
絡窓口とし，必要な調整を行うものとする。

イ 受入れ施設の整備

市長は，他市町村，県，関係機関等からの人的，物的応援を速やかに受け入れるため，応援
活動の拠点となる施設の提供，応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等，応援の受入れ体制の整
備に努める。

また，防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

4 九州地方整備局の応援要請

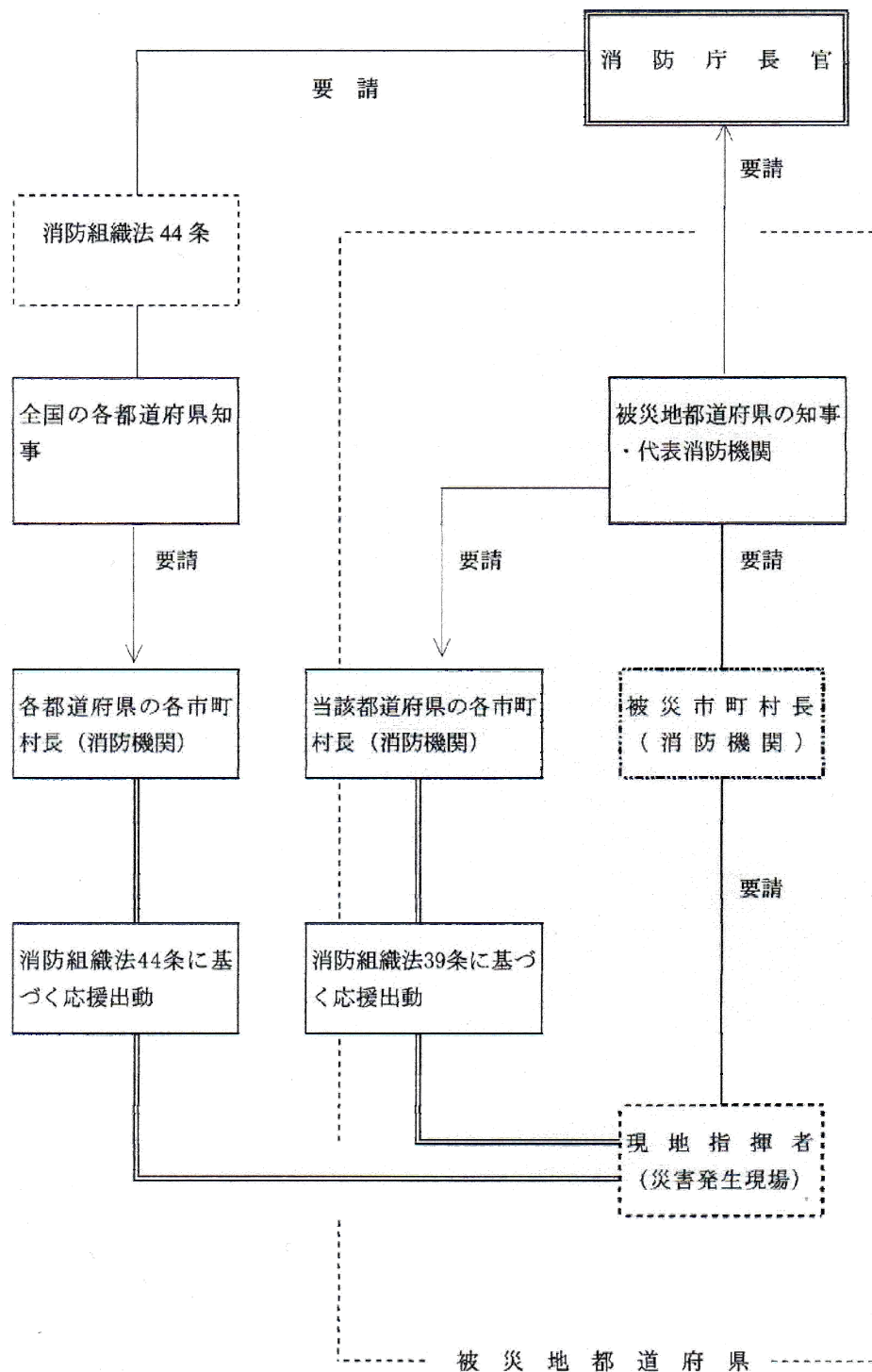
国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，市長は，
必要に応じて，九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援，
災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

5 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な地震や火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

大規模災害時における消防の応援要請経路



第 5 節 自衛隊の災害派遣

【名 瀬：総務課】

大規模な地震が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第 1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

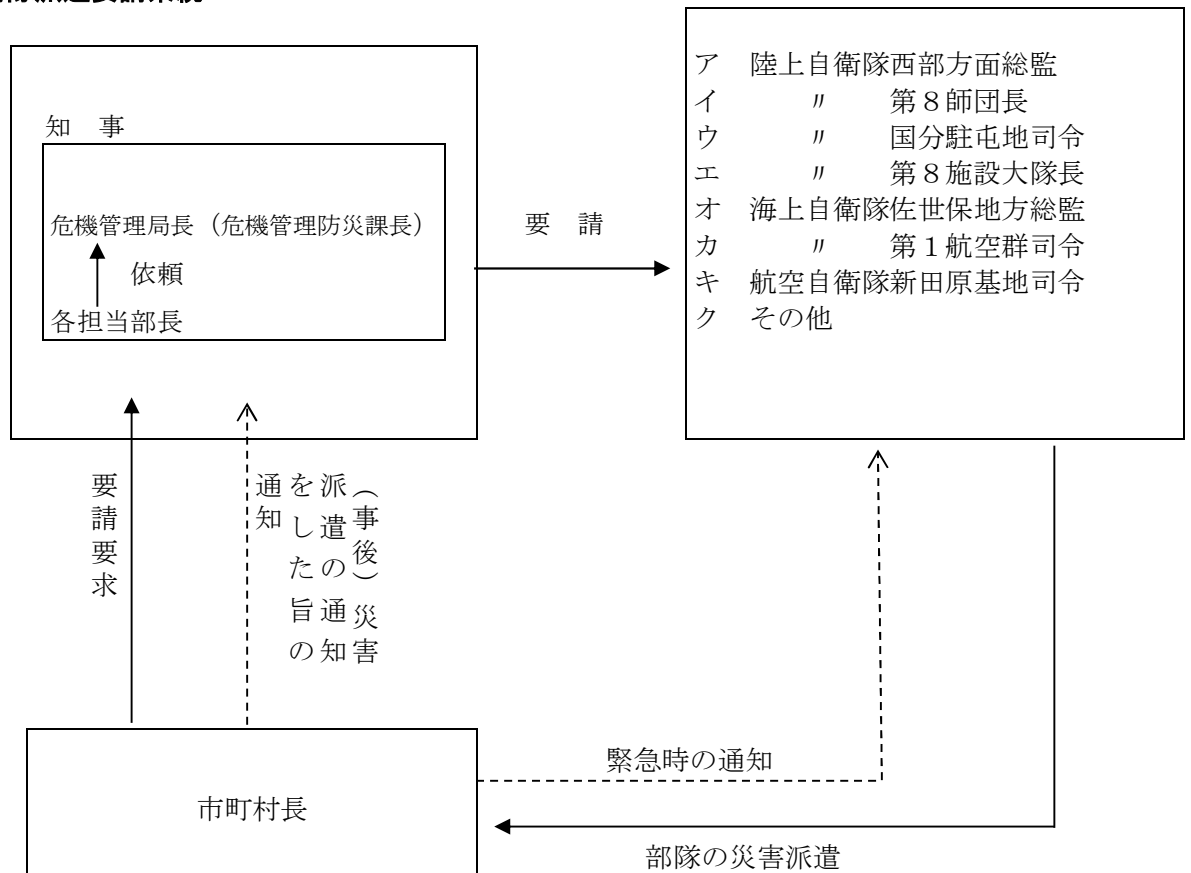
(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア	災害の状況及び派遣を要請する理由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

第2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積，出入りの便を考慮）
- (2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう，重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては，県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械，器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料，消耗品類はすべて県及び市において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料，消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料，消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて県及び市は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については，以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため，出来得る限り事前に受入側の準備する材料，品目，数量，集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

- 自衛隊の救援活動に要した経費は，原則として派遣を受けた市が負担するものとし，2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費，借上料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地，建物等の使用及び借上料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道，電話料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
 - (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は，自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し，ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので，発着予定地とし，陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

臨時 ヘリポート等	佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，笠利中学校グラウンド，赤木名中学校グラウンド，大島北高校グラウンド，太陽が丘総合運動公園

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

【名 瀬：商工政策課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：産業振興課・地域総務課】

地震災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 作業員等の確保対策

1 作業員等の確保

（1）作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

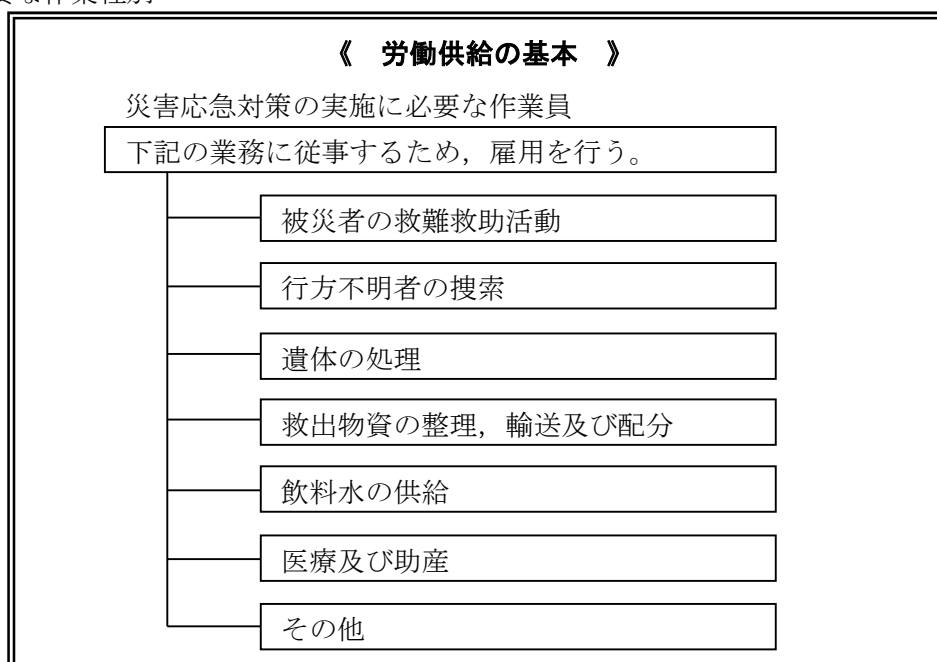
- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ウ 名瀬公共職業安定所による作業員の斡旋
- エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員
- オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

（2）要員確保

市長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は産業振興対策部商水情報班を窓口とし、名瀬公共職業安定所長へ斡旋を要請する。

各課は、作業員の確保が必要な場合は、総務対策部及び産業振興対策部商水情報班へ依頼する。

（3）必要な作業種別



2 応援要請による技術者等の動員

技術者等確保が困難な場合、次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

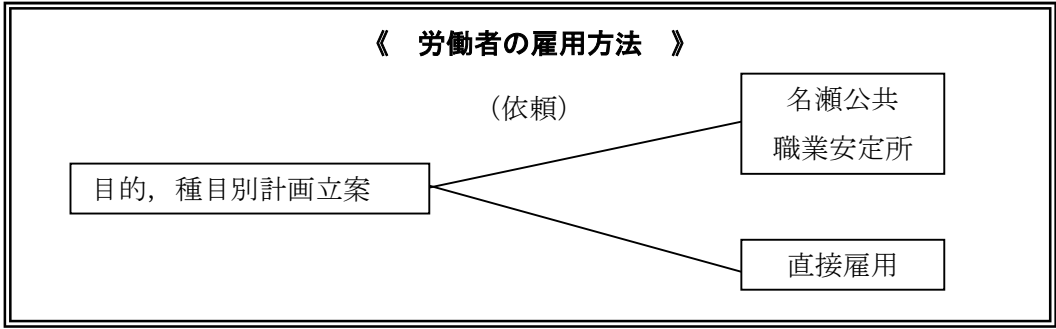
第2 公共職業安定所への作業員供給要請

1 作業員供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合、名瀬公共職業安定所に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。
- (2) 要請内容

《 作業員供給要請事項 》		
ア 必要作業員数	イ 作業の内容	ウ 作業実施機関
エ 賃金の額	オ 労働時間	
カ 作業場所の所在	キ 残業の有無	ク 作業員の輸送方針
ケ その他必要な事項		

- (3) 雇用方法



- (4) 賃金
市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

第3 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者，水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条	知事 知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条	知事 知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長 警察官，海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	① 医師，歯科医師又は薬剤師 ② 保健師，助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工，左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長，警察官，海上保安官の従事命令）	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は保健福祉部社会福祉課が担当し、災害対策基本法に基づくものは危機管理局危機管理防災課が担当する。

- (2) 知事（知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第 7 節 ボランティアとの連携等

【関係機関：奄美市社会福祉協議会】

【名 瀬：市民協働推進課・福祉政策課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：いきいき健康課】

地震災害時の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第 1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア支援体制の確立

奄美市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第 2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、市民対策部市民協働推進班及び奄美市社会福祉協議会等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害対策本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、社会福祉課が総合窓口となり市等に引き継ぎ、登録等を行う。

第 8 節 災害警備体制

【関係機関：奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

2 市の自衛警備活動

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、奄美警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 地震情報等の収集・伝達

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名 瀬：総務課】

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による地震に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

（1）緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台・名瀬測候所は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

表 緊急地震速報（警報）の発表基準等

地震警報の種類	発表基準と発表地域	内容
緊急地震速報（警報）	・最大震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推測された地域	地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する

（注）気象庁が発表する緊急地震速報（警報）については、J-Alert（全国瞬時警報システム）で入手し、防災行政無線による自動的な一斉同報で住民へ周知する。

（2）地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

表 地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約１９０地域に区分）と地震の揺れの発見時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

表 気象庁の震度階級表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうような状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第2 地震に関する情報の伝達

(1) 地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合，直ちに防災行政無線等により，本震・余震の情報を伝達し，倒壊するおそれのある建築物等から退避し，堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また，可能な限りラジオ，テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 住民への広報

大規模な地震・津波発生後は，通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため，迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い，災害に対する情報ニーズの増加，情報不足による混乱の防止に努める。

(3) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は，図 3.2.1.1 の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお，地震や津波に関する情報についても，同伝達系統によるものとする。

(4) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて，本市の震度情報が表示されるため，これらの震度情報の表示内容に留意する。

(5) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると，自動的にシステムが起動し，警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか，防災行政無線で自動放送されるため，これらの情報の内容に留意する。

※2

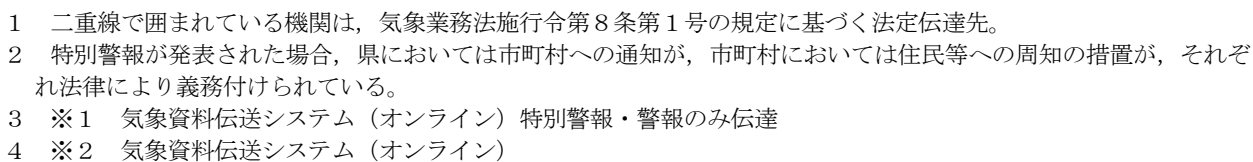


図 3.2.1.2 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

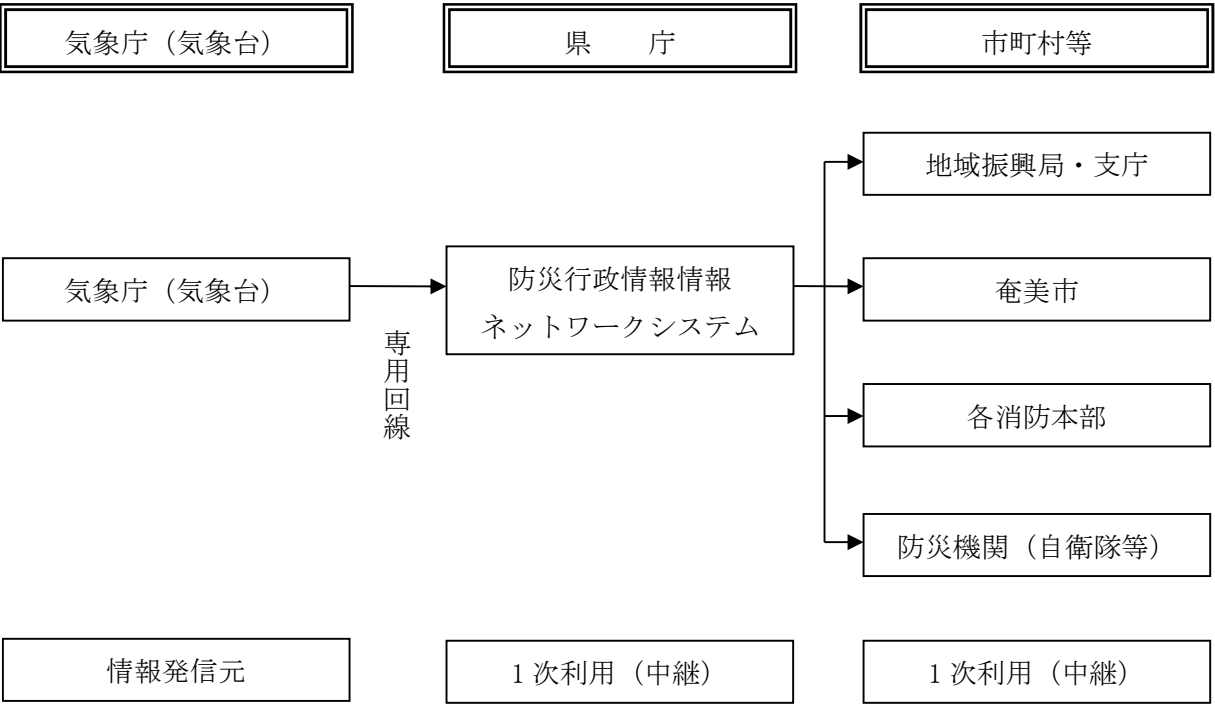


図 3.2.1.3 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

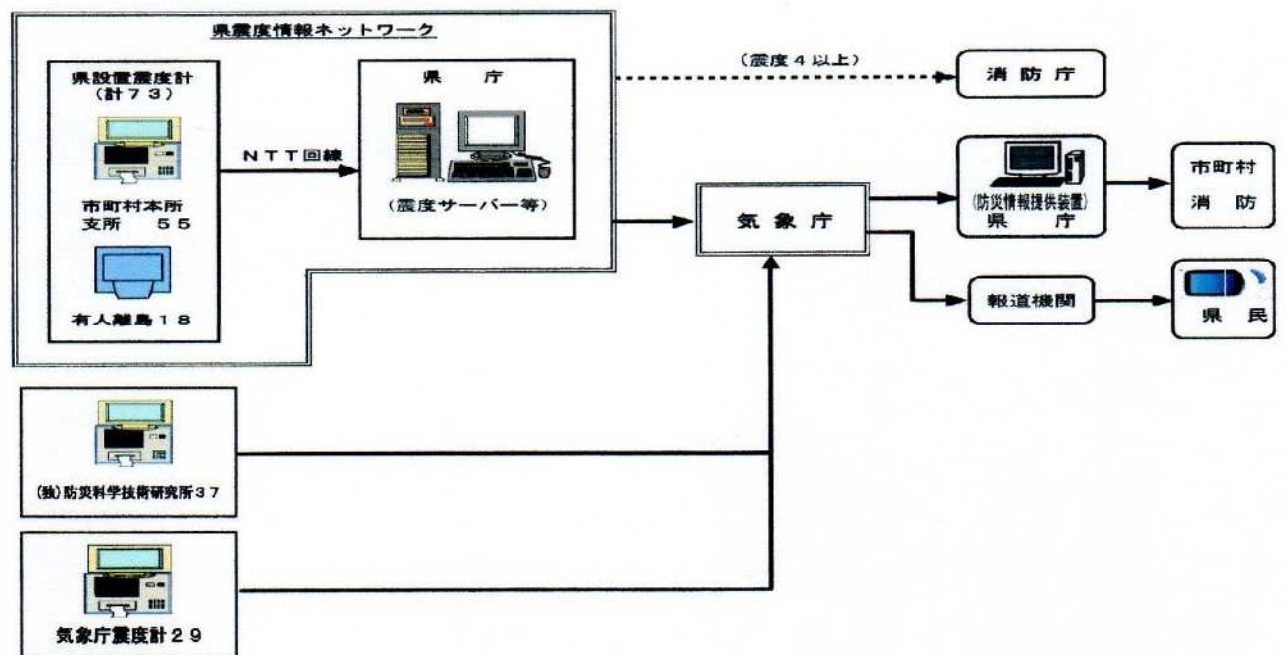
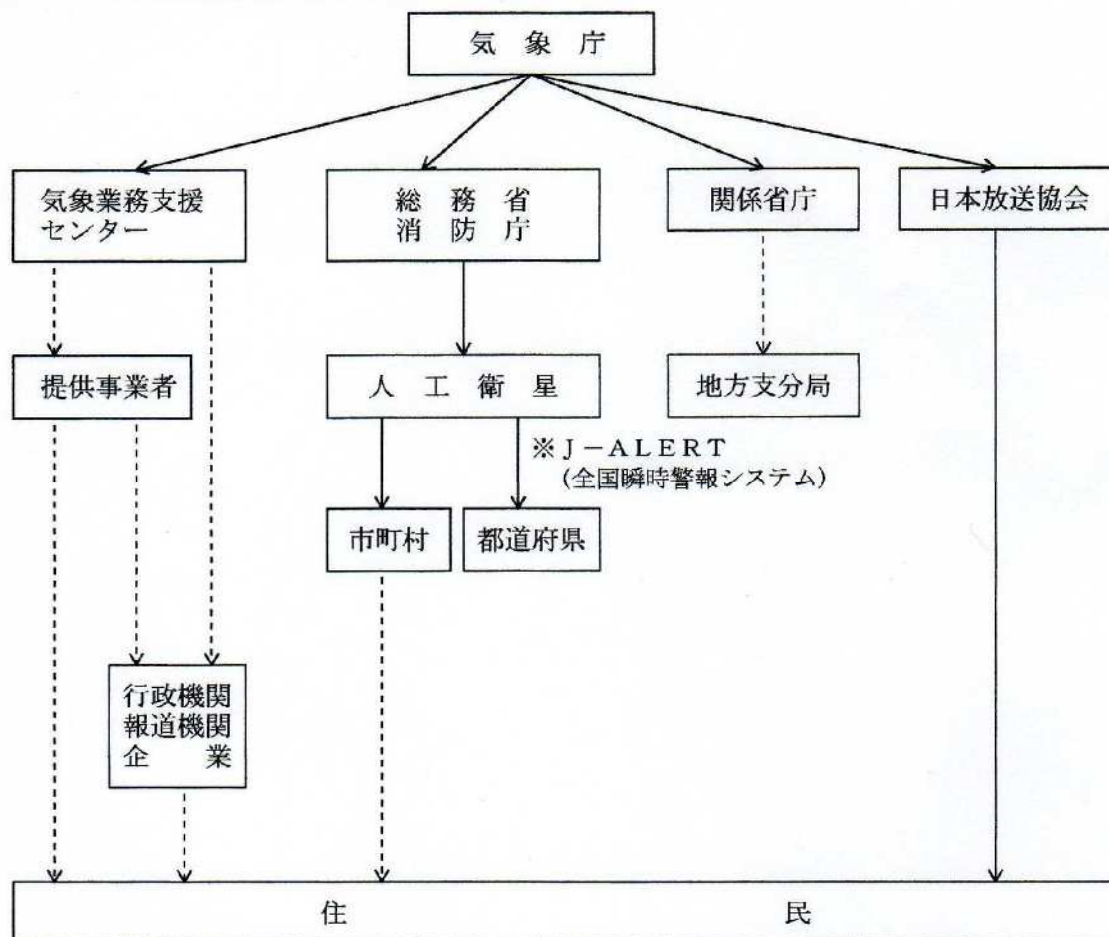


図 3.2.1.4 緊急地震速報の伝達系統



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：奄美市】

市災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は総務対策部とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

なお、市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（1）初期被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

（2）災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《 災害情報の把握内容 》

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 災害被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行・道路の状況
- シ 災害の状況及社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の集約、報告及び共有化

（１）災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難勧告等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう各対策部で集約し、総務対策部へ報告する。なお、災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

（２）情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難勧告等、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

第２ 被害情報の収集

１ 被害情報の収集計画

（１）被害調査

市民対策部税務班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

（２）災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設、文教施設、その他の公共施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して被害状況を調査する。各班において集約した被害状況を総務対策部本部連絡班に報告する。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

2 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》	
ア	災害の原因
イ	災害が発生した日時，場所又は地域
ウ	被害の状況
エ	とられている対策
オ	今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

(3) 被害が甚大なため，市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき，あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは，県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 被害情報の報告

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集，被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては，「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

イ 報告要領（震度4以上を記録した場合，県へ被害概況を報告）

なお，市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し，県職員が被災市の情報収集のために被災地へ赴く場合にどのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど，あらかじめ県と協議をしながら情報収集要領を作成するよう努める。

種類	提出期限	適用
(1) 第1報	登庁直後 地震発生直後	第1報（参集途上の被害，庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（災害発生直後）
(2) 人命危険情報 中間集約結果報告	地震発生後30分以内，遅くとも1時間以内	この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難勧告等，救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告する。 。

(3)人命危険情報 集約結果（全体概要）報告	地震発生後 1 時間以内。 遅くとも 2 時間以内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4)災害速報	覚知後30分後可能な限り早く	報告（通報）すべき災害等を覚知したとき，原則として覚知後30分後可能な限り早く，わかる範囲で，第 1 報を報告し，以後判明したものから随時報告する。

ウ 市は，同時多発火災や救出要請等により，119 番通報が殺到した場合に，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

2 地震被害情報の収集

（1）初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として，次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

ア 地震情報，火災情報及び異常現象に係る情報

イ 人命救助に係る情報

ウ その他初動対策に係る情報

なお，これらの災害情報は，周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また，順次関係機関等との情報交換を行い，正確な情報の把握に努める。

（2）災害情報等を収集するに当たっての留意事項

市，県及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難，火災の発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先し収集・報告する。

（3）災害情報等の報告系統

ア 市長は，管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し，県その他関係機関に報告する。

なお，通信途絶等により，県との情報連絡がとれない場合は，消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 市及び関係機関は，知事が行う市域の災害情報等の収集作業に協力する。

知事は，そこで得た情報を基に市内の防災関係機関に災害情報を通報するとともに，重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は，次のとおりである。

また，県は，市において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては，調査のための職員の派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお，指定行政機関は，通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信

手段の効果的活用等により,あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

回線別 \ 区分		平日（９：３０～１８：１５） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49102
	F A X	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	F A X	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

第3節 広報

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・九州電力・ガス会社・NTT西日本・バス会社・あまみエフエム】

【名 瀬：企画調整課・市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるように、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 市・県による広報

1 広報内容

地震時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導）、避難の勧告

広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

（津波危険地域住民の避難勧告・指示等の公報については、津波災害対策編第3部第2章第1節第3「地震・津波に対する自衛措置伝達」津波-3-2-12 参照）

(2) 地震発生直後の広報

県（危機管理防災課）及び市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人名の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市の広報担当者は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、市のホームページ、鹿児島県防災 web、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、地域コミュニティFMから情報入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務対策部本部連絡班（支部連絡班）において収集する。

イ 総務対策部本部連絡班（支部連絡班）は、企画調整班（地域総務班）へ必要に応じて取材（現地写真撮影等）を要請する。また、取材を行う場合は、本部連絡班（支部連絡班）から各対策部（支部各班）へ連絡する。

ウ 災害発生により多くの取材（現場写真撮影等）が必要となり、企画調整班（地域総務班）だけで対応できない場合は、総務対策部より各対策部へ取材等の協力要請を行い、各対策部（支部各班）では出来る範囲で取材を行う。

2 広報手段

(1) 市による広報手段

市が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（市ホームページ、鹿児島県防災 web, Lアラート、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、緊急速報（エリアメール等）、地域コミュニティFM、ワンセグ放送、広報車、市職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

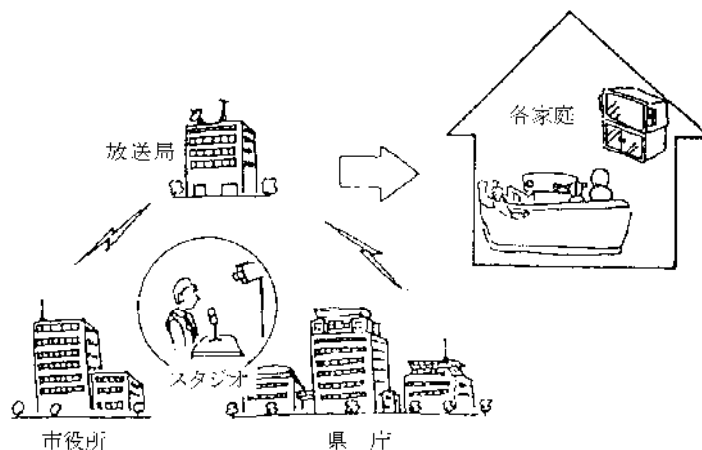
また、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第3「1 放送機関に対する広報の要請」に示す、放送機関への情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

(2) 県による広報手段

県による広報は、報道機関を通じるほか、各種広報媒体を活用し、広報内容が効果的に伝達されるよう努めるものとする。

また、大災害時等緊急に県民への情報を伝達する必要がある場合は、緊急連絡スタジオから映像及び音声で情報提供を行うものとする。

放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

地震災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等による公共放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

（1）九州電力株式会社奄美配電事業所

地震災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

（2）NTT西日本鹿児島支店

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

（3）ガス会社

地震災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

（4）バス会社

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により市民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

1 放送機関に対する広報の要請

（1）放送要請の要領

県（危機管理防災課）は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報について、迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送機関による広報が適当なものに関しては放送機関に広報を依頼する。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が市からの要請を受けて行う。この時市は県に放送を要請するとともに、報道機関にも補完的に要請文を送付する。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、県との連絡が不可能な場合は、市が放送機関に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

（2）災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、地震災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオなどを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 地震時に火災等に関する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を

保護するための避難勧告等

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

(3) 地域放送機関への要請

市は、人心安定に関する情報、人命の安全確保等に関する情報及び防災情報に関する広報について、迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送機関による広報が適当なものに関してはあまみエフエムに広報を依頼する。

あまみエフエムに対する放送の依頼は、事前に締結されている「災害時の放送に関する協定書」に基づき、総務課長が要請を行う。要請にあたって、放送依頼の理由、放送の内容を明示し、あまみエフエムは、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、人命にかかわる緊急を要する場合は、市が放送機器へ直接割込み、放送を行う。

2 報道機関に対する発表

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、情報提供については原則としてインターネット（市のホームページ）上で行う。インターネットが利用できない場合、又は大規模災害が発生した場合は、必要に応じて適宜報道機関に以下の要領で発表する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として市記者室、又は、記者会見室とする。

イ 発表担当者は、総務対策部の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

1 (2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来状況〔伝達〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ 倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、N T Tなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

- ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。 等

コ ボランティア活動の呼びかけ

サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第４ その他の関係機関等への広報の要請・調整

１ ライフライン関係機関への要請

地震後に市災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めた時は、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

２ 関係機関との調整

市災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

第4節 消防活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】

地震災害時は、都市地域を中心に火災が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

第1 市・県・住民による消防活動

1 市及び消防組合の消火活動

消防機関は、大島地区消防組合消防本部が策定した消防計画に基づき、地震災害時の統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

また、大規模地震時の同時多発的火災に対し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。地震大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難勧告等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 住民の対策

住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 緊急消防援助隊等の出動要請

大規模な地震による同時多発火災や大火に際し、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

2 県消防相互応援協定の活用

大規模な地震火災等が発生し、市の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し災害応急対策にあたる。

3 緊急消防援助隊の出動の要請

大規模な地震火災等が発生し，県内の消防力で十分に対応できないときは，緊急消防援助隊の出勤を要請する。

第5節 危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各事業所管理者】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震災害時は、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 市・県・事業所等による対策

1 市及び消防組合の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防組合が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難勧告等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難勧告等を行うよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難勧告等を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第２ 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し，所轄する消防組合の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合，県は，他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また，県内の消防力で十分に対応できないときは，緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお，危険物等の内容に応じて，特殊な災害防御対策を必要とする場合，県は，関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島森林管理署・鹿児島県・各関係機関】

【名 瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・産業振興課・地域農政課・地域総務課】

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行うことが予想される。

このため、市は、奄美市水防団等を出勤させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 地震時の河川等災害の防止対策

1 地震時の水防体制の確立

各河川管理者等は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を「奄美市水防計画書」等に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川等施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

2 地震による河川等施設の被害状況等の把握

河川管理者は、「奄美市水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については、地震時の初動体制により、市等ため池管理者が対象施設の点検を行い被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時の発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

（1）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（2）河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

（1）市の対策

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓

流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 県の対策

大島支庁建設課、同林務水産課は、所管施設の被害の把握に努める。

(3) 関係機関等の対策

九州地方整備局、鹿児島森林管理署は、所管施設及び国有林野の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る技術的な対応に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うよう県に要請する。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

市は以下の場合、国土交通省から情報の提供を受けるものとする。

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

(5) 気象庁及び県は、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

第7節 避難の指示，誘導

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名 瀬：市民協働推進課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・土木課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

3 権限委譲順位

地震発生時に市長と連絡がとれない場合の避難勧告等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

第3順位 総務課長

第2 避難勧告等の実施

1 避難指示（緊急）等の基準と区分

(1) 避難指示（緊急）等の区分

ア 避難勧告

地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域からの

避難，出火・延焼が予想される地域からの避難など，危険が予想され避難が適当と判断される場合，事前に避難させる。

イ 避難指示（緊急）

火災の延焼が間近に迫り，有毒ガス事故が発生するなど，著しく危険が切迫していると認められるときは，すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

ウ 警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

※ 津波警報を避難指示（緊急）の発令の判断の目安とする。強い揺れ（震度４程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要性を認める場合，又は津波警報を覚知した場合には，市長は直ちに避難対象地域に対して避難指示（緊急）を発令する。

この場合，直ちに海岸から離れ，高台や避難ビル等の安全な場所に避難するよう，予め住民へ周知・徹底を図ることとする。

2 市における避難措置

（１）避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合，必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は，状況の許す限り，次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

（２）避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは，当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは，すみやかに県（危機管理防災課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部），大島支庁総務企画課）へ報告するとともに，放送機関に情報提供する。

ウ 避難の必要がなくなったときは，その旨を公示しなければならない。

エ 市は，避難措置の実施に関し，奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。

- ① 避難措置に関する要配慮者施設への連絡方法及び担当課
- ② 避難指示（緊急）等の伝達方法（特に，要配慮者に配慮する。）
- ③ 各地域の指定緊急避難場所，指定避難所及び避難方法
- ④ その他の避難措置上必要な事項

3 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震・津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、地震災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

5 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

(ア) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

(イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が市地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

6 車両等の乗客の避難措置

- (1) 地震時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難勧告等の伝達

1 市長による避難勧告等の伝達

- (1) 避難計画にもとづく伝達

市長は、予め定められた避難勧告等の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

- (2) 災害状況に応じた伝達

避難勧告等は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 地域コミュニティFM

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト鹿児島県防災Web）、ワンセグ放送、有線放送、電話の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

市は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 地震時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、地震活動の状況等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡は施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示（緊急）等との伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(7) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(4) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法，連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第8節 救助・救急

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

地震災害時には、建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救助者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 救助・救急活動

1 市、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市（消防機関を含む）	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
関係機関名	活動内容	
警察機関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警察ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。	

関係機関名	活動内容
海上保安機関	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において被災した人等の搜索，救助を行う。 (2) 救出活動は，沿岸市を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊	(1) 必要に応じ，又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は，当該市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助，救急活動

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については，孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保，救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について，事前に関係機関と十分に検討しておく。

第2 救助，救急用装備・資器材の調達

1 救助，救急用装備・資器材の調達

- (1) 初期における救助，救急用装備・資器材の運用については，原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助，救急用装備・資器材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について，あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で，所轄消防組合，医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て，民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

配備状況については，消防用装備・資器材の整備（一般2-2-11）のとおり

第9節 交通確保・規制

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署】

【名 瀬：土木課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・地域農政課】

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通施設対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滞留物の状況
- エ 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

2 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》

- ア 障害物の除去
- イ 被災箇所の応急復旧
- ウ 迂回路の確保

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路，橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報により承知したときは，速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は，航空機，オートバイその他の機動力を活用し，交通情報の収集を行い，交通規制の実施を判断する。 また，隣接県警察本部等と連携を密にし，交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見したとき，若しくは通報により承知したときは，速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は，被災者の輸送，被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため，必要があると認めるときは，次の処置を行う。 ア 交通が混雑し，緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは，区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し，又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には，区域又は道路の区間を指定して，被災地周辺の警察等の協力により，また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して，周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 (4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は，通行禁止又は制限に係る区域又は区間において，車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり，災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは，車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき，又はその命令の相手方が現場にいないため，当該措置を命ずることができないときは，警察官は自ら当該措置をとることができる。
港湾管理者 及び 海上保安部署	海上において，災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは，港湾管理者は，港長，海上保安部署と緊密な連携を保ち，所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり，交通の規制をしようとするときは，あらかじめ規制の対象，区間，期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ，警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし，緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないとき

は、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

3 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

4 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

5 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課又は道路情報センターに連絡する。

規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から緊急通行車両証明書（様式3）及び標章（様式4）の交付を受ける。

(3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

様式3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 (印)	
		公安委員会 (印)	
番号標に標示 されている番号			
車 両 の 用 途 (緊急輸送を 行う車両にあっ ては、輸送人員 又 は 品 名			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式4 標章



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 大規模な地震の発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節 緊急輸送

【関係機関：自衛隊・鹿児島県・奄美海上保安部・大島地区消防組合消防本部・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・奄美市】

地震災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請する。	協力先 物資輸送 県トラック協会 (電話099-261-1167)
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県有船舶の活用を要請する。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、要請する。 (2) 民間船舶等の活用 災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 また、荷役業者の必要なとき同支局は荷役業者あつせんも併せて行う。 (3) 海上保安部所属の船舶の活用 市及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し奄美海上保安部に巡視船艇による輸送を要請するものとする。 (4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県に関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。	九州運輸局鹿児島運輸支局監理課 (電話099-222-5660) 奄美漁業協同組合 (電話0997-63-2167) 名瀬漁業協同組合 (電話0997-52-5321) 奄美海上保安部 (電話0997-52-5812) 第1章 第7節「自衛隊の災害派遣体制」参照。
航空機	市長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 (電話099-250-9801) 第1章 第7節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

2 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 被災者の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県が被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県が示す運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日に沿って、被災者の運送要請に対応するものとする。

4 災害応急対策必要物資の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県が災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県が示す運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日に沿って、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請に対応するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

5 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸 送 施 設 の 内 容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	(1) 1次緊急輸送道路 地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、市役所、総合支所、県出先機関、空港、港湾と接続する道路。 (2) 2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、消防組合、警察署、総合病院等と接続する道路。
港湾・漁港	名瀬港、大熊漁港、小湊漁港、知名瀬港、宇宿漁港、赤木名港、山間港
空港	奄美空港
臨時ヘリポート等	佐大熊場外離着陸場、名瀬場外離着陸場、住用町総合グラウンド、笠利中学校グラウンド、赤木名中学校グラウンド、大島北高校グラウンド、太陽が丘総合運動公園

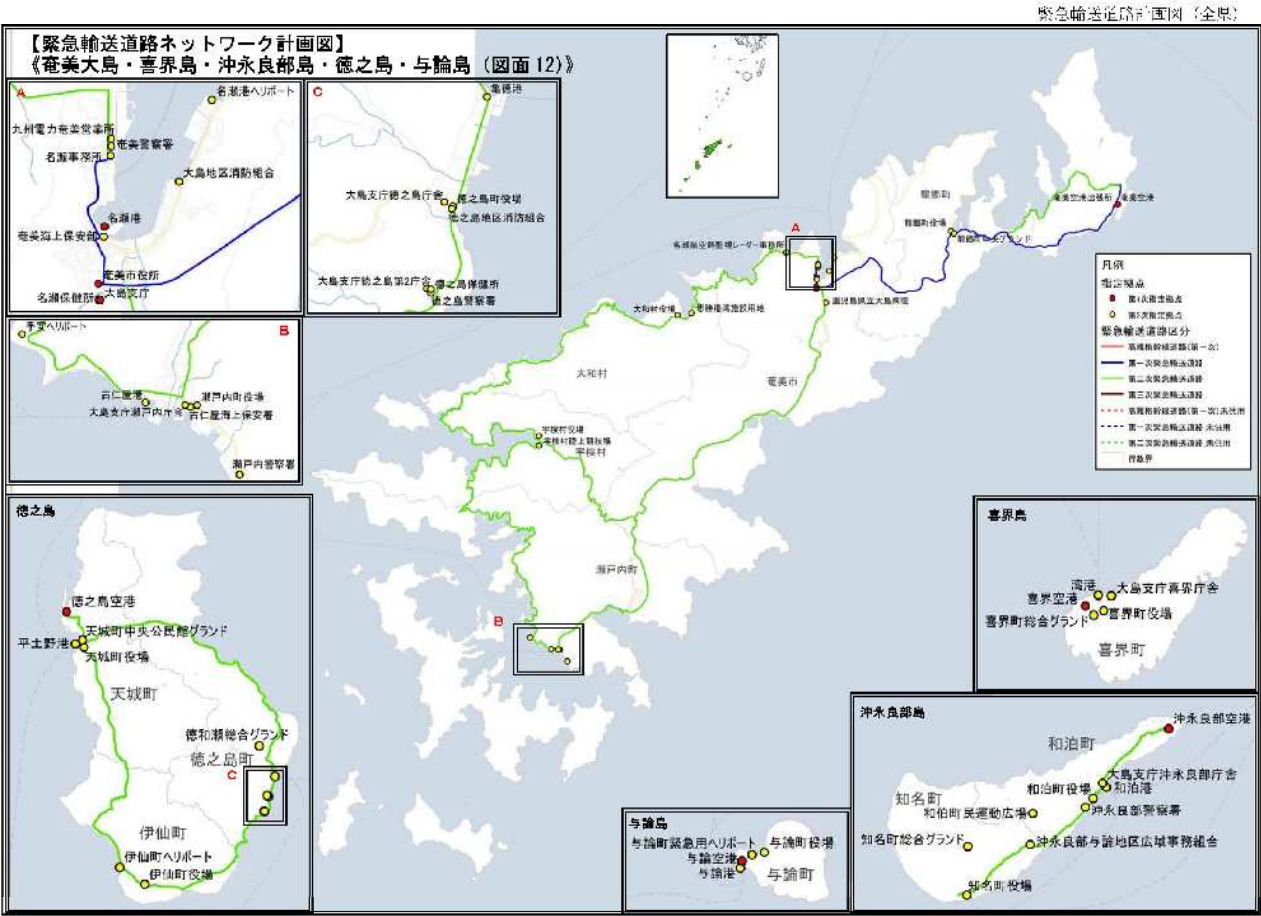


図 緊急輸送道路ネットワーク(計画図)

(鹿児島県地域防災計画 平成26年度)

第4 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第11節 緊急医療

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・県立大島病院・奄美中央病院・名瀬徳洲会病院・大島郡医師会・奄美市国民健康保険診療所】

【名 瀬：健康増進課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、医療救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

イ 出動要請の特例

DMATの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(ア)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したDMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

(ア) 消防機関の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(イ) DMAT指定病院の長の判断による出動の特例

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(3) DMATの構成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構

成する。

イ DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりとする。

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2

2 医療救護班の出動要請

(1) 市による出動要請

市長は、必要に応じて大島郡医師会及び市内医療機関へ協力要請を行う。

医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市民対策部救護・防疫班において調整するものとする。

(2) 県による出動要請

県は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、国公立・公的医療機関、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(3) 医療救護班の設置

医療救護については、大島郡医師会が市内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

(4) 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1

3 医療救護班の編成

(1) 医療救護班の設置

医療救護については、大島郡医師会が市内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

4 初動体制の確立

(1) 初動体制の確立

医療救護班は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。必要に応じて医療救護班の支援を行うものとする。

ア 地元開業医、医療機関への要請

イ 医療施設への受入れ体制の確保

ウ 搬送体制の確保

エ 広域支援要請

(2) 応援要請

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県（日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会）へ出動を要請する。

5 奄美市国民健康保険診療所としての役割

奄美市国民健康保険診療所は、各地域における災害時の医療に対処するものとする。また、大島郡医師会等により編成された医療救護班と連携し、広域的な災害に対応するものとする。

6 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

第2 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、おおむね次の医療機関に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施設名	所在地	電話
県立大島病院	名瀬真名津町18-1	52-3611
奄美中央病院	〃 長浜町16-5	52-6565
名瀬徳洲会病院	〃 朝日町28-1	54-2222

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

- (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

（２）在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

５ トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

第 12 節 要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者・観光施設管理者】

【名 瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

地震災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第 1 要配慮者に対する対策

1 要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

（１）要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送する。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

（２）要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災１週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第 2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮

を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第3 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県、市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、飲料水、食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

第4 高齢者及び障害者に係る対策

1 市が実施する対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 高齢者及び障害者を対象とした「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」を基に作成された対象者リストを活用し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。
- (2) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (3) 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページ・メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所、社会福祉施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

- (6) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不安定に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

第5 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等に寄り発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を、親族等に提供する。

2 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

市及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

- (2) 相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

【名 瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・保護課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・土地対策室笠利分室・地域教育課・地域総務課】

地震災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。
なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

1 避難所の運営管理

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (1) 避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。

その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

- (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、また必要に応じて防災関係機関やNPO法人ボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。
- (9) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- (10) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

第3 広域一時滞在・移送

1 広域一時滞在・移送

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 広域一時滞在を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の本市が行い、被災者を受け入れた市は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

【名 瀬：福祉政策課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

一般災害対策編 第3部 第3章 第2節（一般-3-3-4）参照

第3節 給 水

【名 瀬：水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

地震災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

一般災害対策編 第3部 第3章 第3節（一般-3-3-7）参照

第4節 生活必需品の給与

【名 瀬：福祉政策課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：いきいき健康課】

地震災害には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

一般災害対策編 第3部 第3章 第4節（一般-3-3-9）参照

第5節 保健・医療対策

【名 瀬：健康増進課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：いきいき健康課】

災害時の初期の医療活動については、「第2章第11節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第5節（一般-3-3-12）参照

第6節 感染症予防対策

【名 瀬：環境対策課・健康増進課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課】

地震災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第6節（一般-3-3-13）参照

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【名 瀬：環境対策課・土木課・下水道課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課】

【笠 利：市民課・建設課】

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第7節（一般-3-3-17）参照

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：環境対策課・保護課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第8節（一般-3-3-21）参照

第9節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：建築住宅課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

地震災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第9節（一般-3-3-25）参照

第10節 文教対策

【名 瀬：教育委員会】

【住 用：地域教育課】

【笠 利：地域教育課】

地震災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第10節（一般-3-3-29）参照

第11節 義援金・義援物資等の取扱い

【名 瀬：企画調整課・福祉政策課・会計課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課（会計）】

【笠 利：いきいき健康課・地域総務課（会計）】

地震災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節（一般-3-3-32）参照

第12節 農林水産業災害の応急対策

【名 瀬：商工政策課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：産業振興課・農林水産課】

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節（一般-3-3-33）参照

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【名 瀬：土木課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・農林水産課】

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに市等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに市等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市防災行政無線を活用するとともに広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は

速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において**震度6弱以上**の地震が発生した場合は、対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である、病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・鹿児島県LPガス協会奄美支部・南海ガス】

地震災害時には、都市ガスでは、地震動、液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地での応急対処と同時に消防署及び県LPガス協会に通報する。さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 休日又は夜間における連絡は消防署とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼をうけ、又は支部長から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

支部長は消防署、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地

区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

9 避難所開設に係る対応

災害後、臨時の避難所が開設された場合は、奄美市と鹿児島県L Pガス協会奄美支部で締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて以下の対応をとるものとする。

- (1) 避難所が開設された場合、奄美支部内のL Pガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し、り災者の利用に供する。
 - ①L Pガス容器（調整器付き）
 - ②コンロ（2.3連）
 - ③その他
- (2) 設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。
- (3) 避難所が閉鎖された場合、供給した事業者が速やかに上記(1)の器材を撤去するものとする。

10 仮設住宅開設に係る対応

災害後、仮設住宅が建設され利用が開始されるに当たっては基本的に棟ごとの集団供給とし、設備は奄美支部内L Pガス事業者が設置するものとする。

- (1) 仮設住宅に設置するL Pガス設備は以下のとおりとする。
 - ①集合住宅供給設備一式
 - ②各戸給湯器（屋外設置）、テーブルコンロ（屋内設置）
 - ③上記設備設置に係るゴムホース等一式
 - ④その他
- (2) 設置に要する器具費用は自治体負担とする。
- (3) 入居開始後に発生するガス料金は仮設住宅の入居者負担とする。
- (4) 仮設住宅が撤去された場合、L Pガス設備一式は設置した事業者が速やかに撤去する。

第2 都市ガス施設災害応急対策

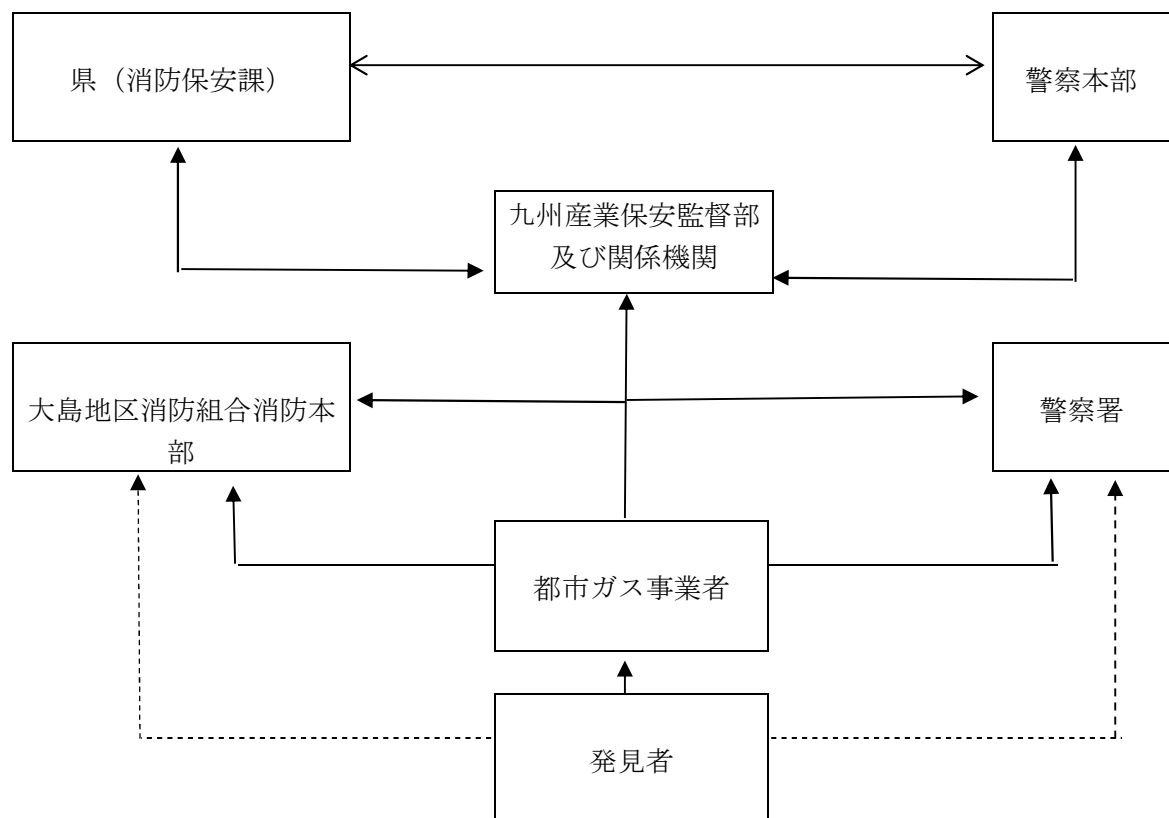
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の軽減に努めるほか、それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処理

都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第3節 上水道施設の応急対策

【名 瀬：水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

地震災害時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

水道課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

【名 瀬：下水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

地震災害時には、地震動、液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

下水道課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、仮設貯留槽等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流水能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、技線管渠、ます、取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

【関係機関：NTT西日本】

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、日本郵便株式会社、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合，次により状況に応じた措置をとり，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置，中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他，必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用，臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保する必要があるときは，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信，消防通信，その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して，迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は，サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは，災害復旧に直接関係ない工事に優先して，復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては，行政機関，ライフライン事業所と連携し，早期復旧に努める。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合，被災した電気通信施設の応急復旧状況，通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について自社ホームページ等を通じて行うほか，広報車により地域の利用者に広報する。

また，テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め，広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：土木課・商工政策課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課】

地震災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

地震等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第7節 空港施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【笠 利：空港管理事務所】

地震災害時には、地震動や液状化等により空港施設への被害が予想され、施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護，復旧に努める。

第1 空港の応急活動体制

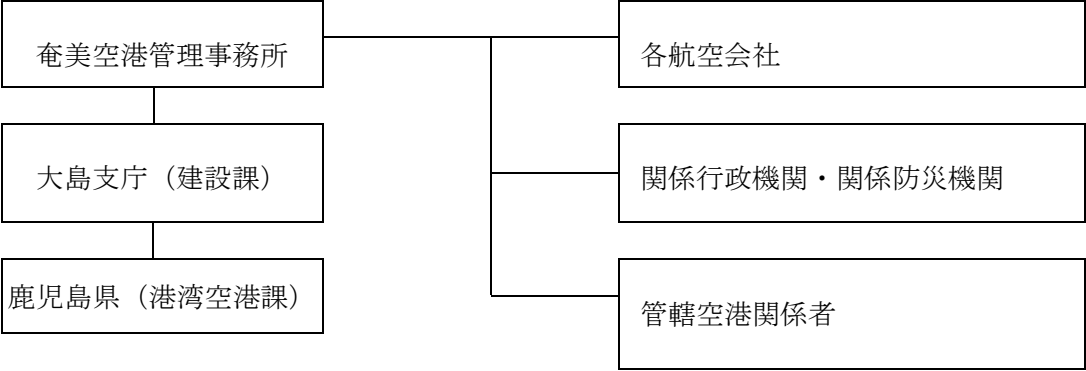
1 奄美空港の応急活動体制

(1) 応急対策本部の設置

大規模地震が発生したときは、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、奄美空港管理事務所に応急対策本部を設置する。

なお、地震により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第2章第2節空港災害応急対策に準ずる。

(2) 地震発生時の情報伝達ルート



(3) 関係機関連絡先

ア 各航空会社

会社名	連絡先
日本航空(株)	
日本エアコミューター(株)	0995-58-2151
琉球エアコミューター	098-858-9664
スカイマーク	070-5450-2798
ピーチ・アベエーション	080-2471-7632

イ 関係行政機関・関係防災機関及び管轄空港関係者

奄美空港	奄美空港管理事務所	0997-63-0277
	奄美市笠利総合支所	0997-63-1111
	鹿児島県（港湾空港課）	099-286-3644
	鹿児島県大島支庁（建設課）	0997-57-7332
	大阪航空局奄美空港出張所	0997-63-0067
	福岡航空測候所奄美空港出張所	0997-63-0244
	奄美海上保安部	0997-52-5811
	大島地区消防組合	0997-52-0100
	奄美市消防団	0997-52-0100
	大島郡医師会	0997-52-0598
	鹿児島県名瀬保健所	0997-52-5411
	奄美警察署	0997-53-0110
	奄美空港ターミナルビル株式会社	0997-63-2251

第2 空港の応急対策

1 地震発生時の業務

- （1）情報の収集・伝達
- （2）関係機関との連絡調査
- （3）応急救護及び災害防止に必要な措置
- （4）航空機の運航に関する措置
- （5）通信業務の確保

2 運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- （1）航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- （2）滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- （3）空港事務所（管理事務所）の航空交通管制機関との調整を図る。

3 空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- （1）必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- （2）各航空会社に規制対策を要請する。
- （3）交通機関に対して、連絡バス等の乗車等の制限等措置を要請する。
- （4）警察本部及び各警察署に警備を要請する。

4 空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【名 瀬：国保年金課・福祉政策課・高齢者福祉課・都市整備課・土木課・建築住宅課・水道課・下水道課・商工政策課・農林水産課・教育委員会】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・地域農政課・建設課・産業振興課・地域教育課】

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、奄美市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の市単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に

指導する。

(9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

被災した各施設は、奄美市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：財政課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・都市整備課・土木課・
建築住宅課・商工情報課・農林水産課・教育委員会】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・地域農政課・建設課・地域教育課】

第1 激甚災害に関する調査

1 市の協力

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

第2 特別財政援助額の交付手続等

市の手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

【関係機関：日本郵政株式会社・奄美市】

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。

一般災害対策編 第5部 第2章 第1節（一般-5-2-1）参照

第2節 被災者への融資措置

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・各関係機関】

【名 瀬：福祉政策課・建築住宅課・商工政策課・農林水産課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課】

【笠 利：いきいき健康課・建設課・産業振興課・地域農政課】

一般災害対策編 第5部 第2章 第2節（一般-5-2-9）参照

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

上記に示す通り、本市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に含まれている。

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

上記に示す通り、本市は「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には含まれていない。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る津波防災に関し、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2章 関係機関との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域総務課】

第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- 2 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

第2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奄美市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域総務課】

第1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援要請は、以下のとおりとする。

◆ 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平常時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

◇1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

ア	被災地外の県内市町村
イ	県及び関係機関
ウ	その他の公共的団体等
エ	協定のある関係機関
オ	消防庁（緊急消防援助隊等）
カ	県消防班応援（鹿児島市消防局）
キ	その他、民間団体、企業等

◇2 応援要請

1 県市町村間等の相互応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町村、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

（1）隣接市町村の職員等

市長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

（2）鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、被災市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市を応援することを求める。

(3) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

(4) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別及び人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

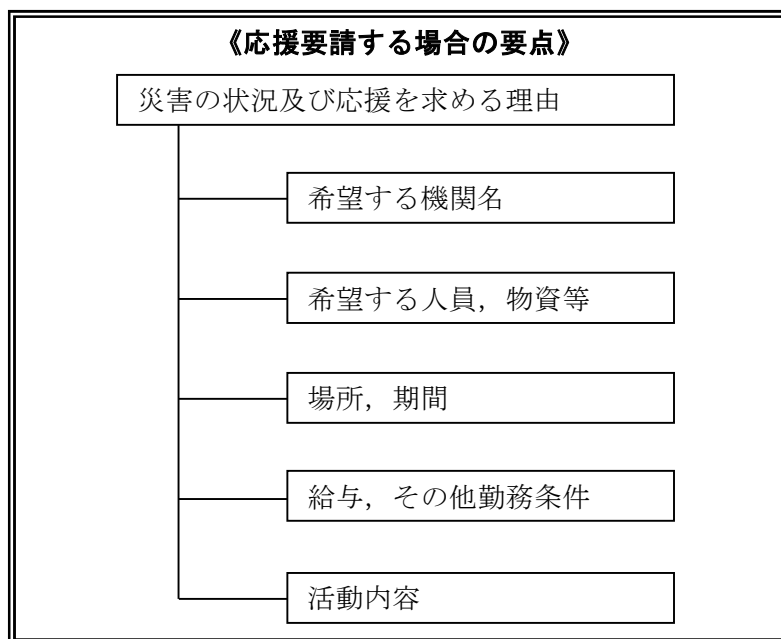
(5) 県知事への職員派遣斡旋要請

市長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について(4)の事項を明示して斡旋を求める。

(6) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

市長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(7) 県他市町村への応援要請



2 応援の受入れ体制の確立

市、県及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

(1) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

- ア 受入れルート
- イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

3 活動の内容

(1) 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

ク ボランティア団体の受付及び活動調整

ケ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため総務対策部本部連絡班を連絡窓口とし、必要な調整を行うものとする。

イ 受入れ施設の整備

市長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

4 九州地方整備局の応援要請

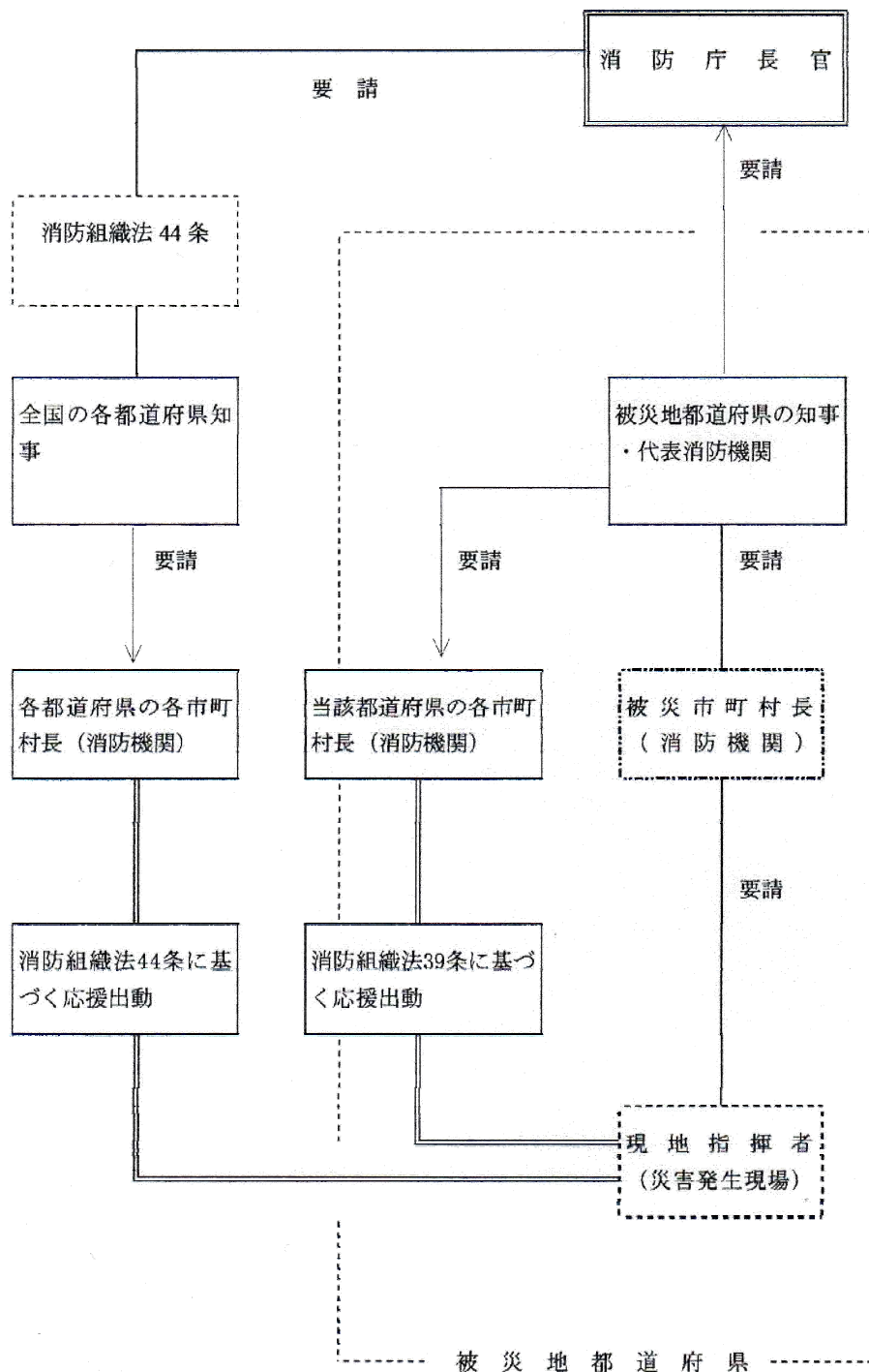
国土交通省が所管する施設で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、必要に応じて、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

5 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

大規模災害時における消防の応援要請経路



第2 市は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、以下のとおりとする。

◆自衛隊の災害派遣

【名 瀬：総務課】

大規模な災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

◇1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

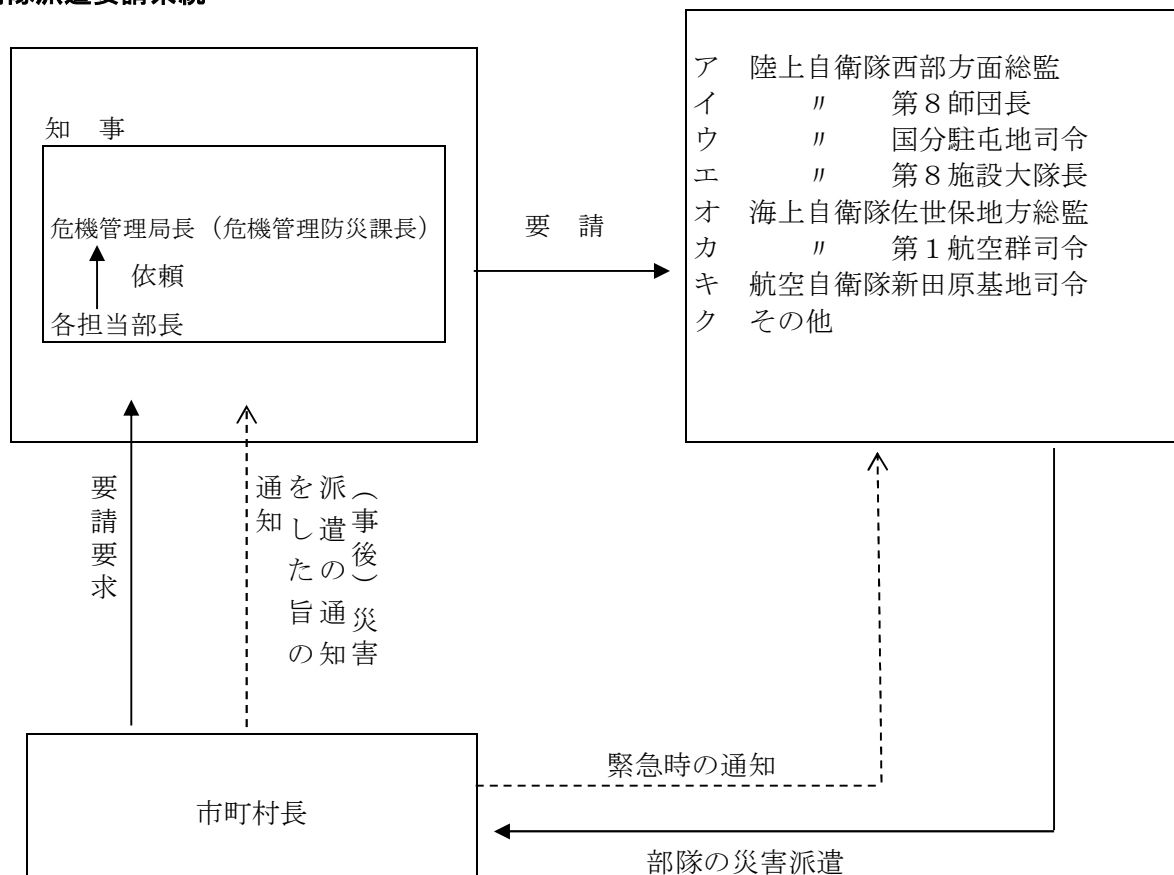
(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
派遣を希望する期間
派遣を希望する区域及び活動内容
その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

◇ 2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積、出入りの便を考慮）
- (2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、発着予定地とし、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

臨時 ヘリポート等	佐大熊場外離着陸場、名瀬場外離着陸場、住用町総合グラウンド、笠利中学校グラウンド、赤木名中学校グラウンド、大島北高校グラウンド、太陽が丘総合運動公園

第4 市は、災害が発生し、他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。
詳細は以下のとおりとする。

1 応援の受入れ体制の確立

市、県及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

(1) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア 受入れルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

第3章 津波からの防護,

円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合】

【名 瀬：土木課・農林水産課・教育委員会・総務課】

【住 用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域教育課・地域総務課】

第1 市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生し津波のおそれがある場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検・計画的な整備

市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

市は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

5 防災行政無線等の整備等の方針

市は、津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線の整備（デジタル化）を行うとともに、災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

第2節 津波に関する情報の伝達等

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合・九州電力・あまみエフエム】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、以下のとおりとする。

◆津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

◇1 津波情報等の受信・伝達

1 津波情報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図1の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、津波や地震に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

(2) 津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は、図2の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と、県内73箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統によるものとする。

2 地震・津波に関する情報等の受信・伝達

(1) 地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 住民への広報

大規模な地震・津波発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

(3) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、本市の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(4) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか、防災行政無線で自動放送されるため、これらの情報の内容に留意する。

※2

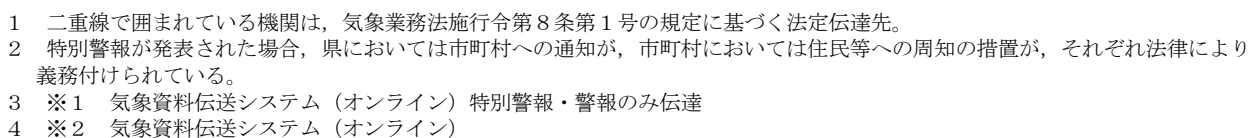
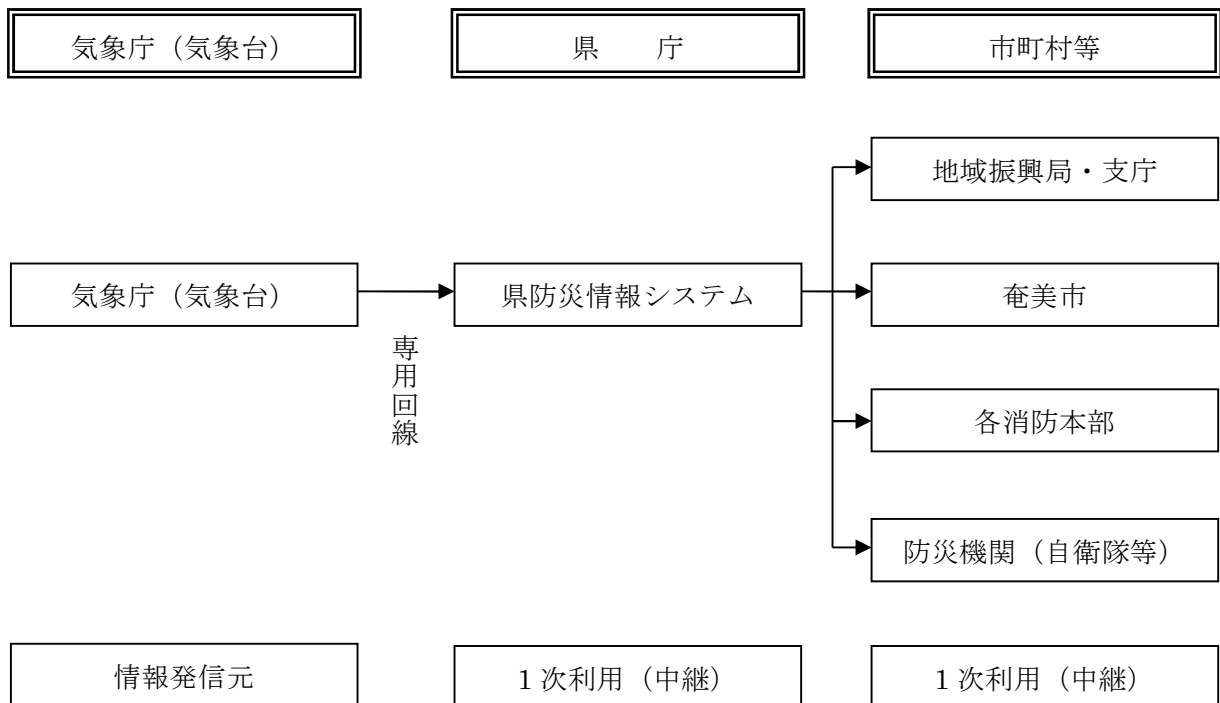


図 2 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



◇ 2 津波等に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒，避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は，津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため，強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき，又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，以下のように対応する。

また，津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

（ 1 ） 住民等の対応

津波危険予想地域の住民，海浜の旅行者・海水浴客・就労者は，自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

（ 2 ） 市の対応

市は，防災行政無線等を用い，漁業協同組合，宿泊施設，関係施設・団体等の協力を得て，海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

第3節 避難対策等

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名 瀬：市民協働推進課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・土木課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

第1 地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、適切に対応するものとする。

また、市が行う避難対策について災害救助法の対象となる場合は、県から指導調整を受けるものとする。

1 第7節の第2の2に定めるところにより、県の管理する施設を避難所として開設する際は、県と協力して行うものとする。

2 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。

第2 地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を県と連携しながら取り組むものとする。

第4節 消防機関等の活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合・奄美市】

第1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- 1 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報
- 2 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

第3 水防管理団体等は、水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

【関係機関：九州電力・N T T西日本・大島地区消防組合・鹿児島県L Pガス協会奄美支部・南海ガス・あまみエフエム】

【名 瀬：水道課・企画調整課・市民協働推進課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・地域総務課】

第1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第2 電気

- 1 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、以下のとおりとする。

◆ 電力施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

◇ 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

特に供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに市等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに市等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市防災行政無線を活用するとともに広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である、病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は以下のとおりとする。

◆ ガス施設の応急対策

地震災害時には、都市ガスでは、地震動、液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

◇ 1 液化石油ガス施設災害応急対策

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。さらに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 休日又は夜間における連絡は消防署とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認

し事故処理に必要な事項を指示する。

- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼をうけ、又は支部長から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

支部長は消防署、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

9 避難所開設に係る対応

災害後、臨時の避難所が開設された場合は、奄美市と鹿児島県LPガス協会奄美支部で締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて以下の対応をとるものとする。

- (1) 避難所が開設された場合、奄美支部内のLPガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し、り災者の利用に供する。

①L P ガス容器（調整器付き）

②コンロ（2.3連）

③その他

（2）設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。

（3）避難所が閉鎖された場合、供給した事業者が速やかに上記（1）の器材を撤去するものとする。

10 仮設住宅開設に係る対応

災害後、仮設住宅が建設され利用が開始されるに当たっては基本的に棟ごとの集団供給とし、設備は奄美支部内L P ガス事業者が設置するものとする。

（1）仮設住宅に設置するL P ガス設備は以下のとおりとする。

①集合住宅供給設備一式

②各戸給湯器（屋外設置）、テーブルコンロ（屋内設置）

③上記設備設置に係るゴムホース等一式

④その他

（2）設置に要する器具費用は自治体負担とする。

（3）入居開始後に発生するガス料金は仮設住宅の入居者負担とする。

（4）仮設住宅が撤去された場合、L P ガス設備一式は設置した事業者が速やかに撤去する。

◇2 都市ガス施設災害応急対策

1 災害時における都市ガス施設の保安

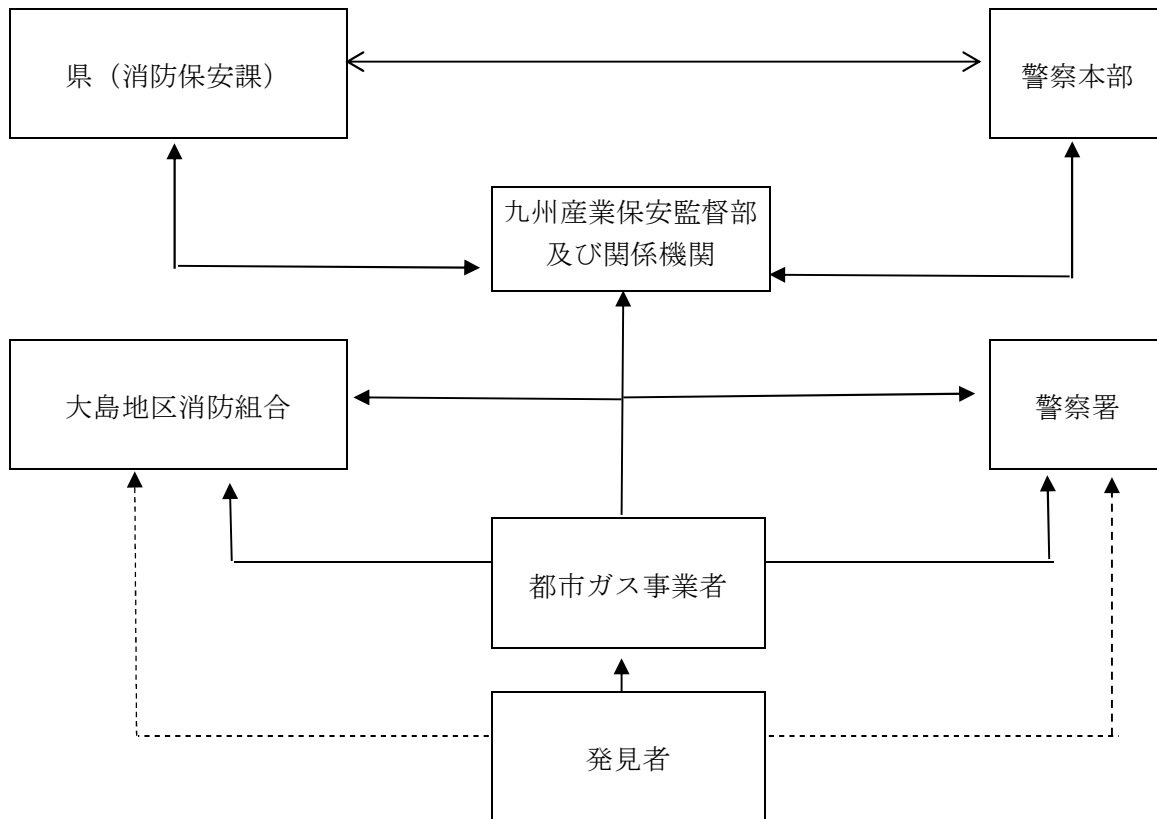
災害が発生し、または発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

（1）製造施設及び供給施設の巡視点検

（2）導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の軽減に努めるほか、それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処理

都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は、以下のとおりとする。

◆電気通信施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

◇1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時

に設置する。

- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業所と連携し、早期復旧に努める。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について自社ホームページ等を通じて行うほか、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第5 放送

- 1 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 3 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 4 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビ、株式会社エフエム鹿児島、あまみエフエムが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6節 交通対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名 瀬：土木課・商工情報課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課・空港管理事務所】

第1 道路

市、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上及び航空

- 1 第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。
- 2 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- 3 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。

第3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者や、空港等のターミナルの施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等の努めるものとする。

第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・福祉政策課・健康増進課・農林水産課・
教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・農林水産課・地域教育課・地域総務課】

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - ア 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全にする措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
 - (3) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 市の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入又は配備にあたり, 本市の実では活動が困難な場合は, 県へ協力要請するものとする。
- 3 市が行う屋内避難に使用する建物の選定について, 県有施設の活用する場合は, 県へ協力要請するものとする。

第 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市の消防庁舎等の耐震化等，救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取り組みについて，必要に応じて，県より適切な助言等を得るものとする。

第2 救急救助体制の整備

災害時に同時多発する救急事象に対応するため，医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命，救助装備を拡充する等，円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

ア 救急・救助体制の充実

イ 初動医療体制の確立

ウ 医療支援体制の確立

エ 救急用装備・資機材等の充実

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は県の協力のもと，自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため，被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4 消防組織の充実強化

整備された装備・資器材を十分に活用して，より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について，より高度な教育・訓練を実施することにより，消防活動体制の整備・強化を図る。

第5 消防団の育成強化

（1）消防団の育成強化の必要性

消防団は，常備消防と並んで，地域社会における消防防災の中核として救出救助，消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら，近年の消防団は，団員数の減少，高齢化等の問題を抱えており，その育成強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め，地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は，地域社会にとって有用であることから，これらを地域社会に

広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係機関：各関係機関】

【名 瀬：企画調整課・財政課・市民協働推進課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住 用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：建設課・地域教育課・地域総務課】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として、市全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、以下のとおりとする。

◆建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「奄美市耐震改修促進計画」によって、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

◇1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

◇ 2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 防災指導等による不燃化，耐震性の確保

一般建築物の不燃化，耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は，建築確認審査及び完了検査を通して，建築物や敷地等が安全となるよう，建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに，住居の用に供する建築物の建築を制限し，災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上有害である建築物に対し，適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

不法建築，無届建築等を摘発し，県と連携し適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

(ア) 地域，地区の指定のない都市に対する地域，地区制の促進を図る。

(イ) 土地区画整理，道路位置指定等の指導により，宅地の計画的な環境整備を図る。

(ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については，その耐震性が確保されていないものがあることから，建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため，地盤振動や液状化の危険性の高い区域については，特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また，災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し，移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃，耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して，耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して，住宅の耐震改修を促進する。

2 住民等への意識啓発

住民に対し，以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置

を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第2 避難路の整備

道路は市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を促進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を促進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

げけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を促進する。

第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により10戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を促進するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設を整備の促進を図るものとする。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を促進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、県が平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を促進するものとする。

2 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、以下のとおりとする。

◆ 通信・広報体制の整備

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

◇ 1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信施設の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信器）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（1）通信機器の操作の習熟

機器を取扱う職員及び住民へ日頃からの訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

（3）長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

3 通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実にを行うために防災行政無線の整備をはじめ、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を整備する。

◇ 2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

（1）災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。

（2）災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

◇3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

(1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。

(2) 災害情報データベースの整備

全庁体制で被災者支援システムを活用し、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ 被災情報（建物被災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

(1) 防災情報通信施設としては、県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を行っている。

(2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。

(3) 災害に強い通信網を構築し、県、市、消防組合間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

(1) 庁舎内の独立電源

庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保をとして、ディーゼル発電機を常備している。

（名瀬総合支所：100KVA，住用総合支所：110KVA，笠利総合支所 105KVA）

(2) 民間電源設備等の利用

停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

(3) 災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから、長時間対応型の設備確保を検討する。

併せて、津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。

(4) 避難所における電源設備等の確保

避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

◇4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ（地域コミュニティFM放送含む。）等のさまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報、広聴体制の確立

(1) 住民への広報，広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難，生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し，住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

ア 市災対本部での広報の一本化を行い，窓口を総務対策部企画調整班とし，各報道機関に対応する。

イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い，電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は，ファックス等を利用する。

(3) インターネット（HP・ツイッター等ソーシャルメディア,ポータルサイト）やエリアメールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも，市のホームページやツイッターフェイスブック等のソーシャルメディア,ポータルサイト，エリアメール等，ワンセグ放送といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者，外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者，外国人に対しても的確に広報を行えるよう，市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし，災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから，市内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等，体制の確立に努める。

また，その際夜間，休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備，拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

(2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し，迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また，情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

◇5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については，連絡手段の確保，情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに，万が一孤立化した場合には，被災状況の早期把握，応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- 1 孤立化のおそれのある集落においては，集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また，自主防災組織を育成・強化し，集落内の防災力の向上に努める。

- 2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- 4 市が整備している防災行政無線移動局(携帯型)について、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- 5 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として、衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 6 衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などの情報伝達手段の整備にあわせ、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 7 孤立化した集落への緊急搬送手段として漁協と協定の締結を行った。また、空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 8 孤立化した集落において、夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため非常用発電機を備蓄する。

第5章 防災訓練計画

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

第1 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第4 市、防災関係機関及び地域住民等は、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、市、防災関係機関は県と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第5 市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、県から必要な助言と指導を得るものとする。

- 1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

市は、県と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに、市等が行う地域住民等に対する教育に関して、県から必要な助言を得るものとする。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

奄美市地域防災計画

(津波災害対策編)



令和 4 年

奄美市防災会議

津波災害対策編 目次

第 1 部 総 則

第 1 章	計画の目的等	津波-1-1-1
第 2 章	防災関係機関の業務の大綱	津波-1-2-1
第 3 章	住民及び事業所の基本的責務	津波-1-3-1
第 4 章	市の地勢及び津波災害特性	津波-1-4-1
第 5 章	災害の想定	津波-1-5-1

第 2 部 津波災害予防

第 1 章	津波災害予防の基本的な考え方	
第 1 節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	津波-2-1-1
第 2 章	津波災害に強い地域づくり	
第 1 節	津波災害防止対策の推進	津波-2-2-1
第 2 節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	津波-2-2-6
第 3 節	防災構造化の推進	津波-2-2-8
第 4 節	建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	津波-2-2-14
第 5 節	公共施設の災害防止対策の推進	津波-2-2-18
第 6 節	危険物災害等の防止対策の推進	津波-2-2-21
第 3 章	迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え	
第 1 節	防災組織の整備	津波-2-3-1
第 2 節	通信・広報体制（機器等）の整備	津波-2-3-4
第 3 節	津波等観測体制の整備	津波-2-3-8
第 4 節	消防体制の整備	津波-2-3-10
第 5 節	避難体制の整備	津波-2-3-14
第 6 節	救助・救急体制の整備	津波-2-3-31
第 7 節	交通確保体制の整備	津波-2-3-37
第 8 節	輸送体制の整備	津波-2-3-40
第 9 節	医療体制の整備	津波-2-3-41
第 10 節	その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備	津波-2-3-43
第 11 節	複合災害体制の整備	津波-2-3-50
第 4 章	住民の防災活動の促進	
第 1 節	防災知識の普及啓発	津波-2-4-1
第 2 節	防災訓練の効果的实施	津波-2-4-5
第 3 節	自主防災組織の育成強化	津波-2-4-7
第 4 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の促進	津波-2-4-11
第 5 節	防災ボランティアの育成強化	津波-2-4-12
第 6 節	企業防災の促進	津波-2-4-15
第 7 節	要配慮者の安全確保	津波-2-4-16

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制の確立	津波-3-1-1
第2節 情報伝達体制の確立	津波-3-1-15
第3節 災害救助法の適用及び運用	津波-3-1-19
第4節 広域応援体制	津波-3-1-24
第5節 自衛隊の災害派遣	津波-3-1-26
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	津波-3-1-29
第7節 ボランティアとの連携等	津波-3-1-33
第8節 災害警備体制	津波-3-1-34

第2章 初動期の応急対策

第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達	津波-3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	津波-3-2-14
第3節 広報	津波-3-2-18
第4節 消防活動	津波-3-2-23
第5節 危険物の保安対策	津波-3-2-24
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	津波-3-2-26
第7節 避難の指示、誘導	津波-3-2-28
第8節 救助・救急	津波-3-2-35
第9節 交通確保・規制	津波-3-2-37
第10節 緊急輸送	津波-3-2-43
第11節 緊急医療	津波-3-2-47
第12節 要配慮者への緊急支援	津波-3-2-50

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営	津波-3-3-1
第2節 食料の供給	津波-3-3-3
第3節 応急給水	津波-3-3-3
第4節 生活必需品の給与	津波-3-3-4
第5節 保健・医療対策	津波-3-3-4
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	津波-3-3-4
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	津波-3-3-5
第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等	津波-3-3-5
第9節 住宅の供給確保	津波-3-3-5
第10節 文教対策	津波-3-3-6
第11節 義援金・義援物資等の取扱い	津波-3-3-6
第12節 農林水産業災害の応急対策	津波-3-3-6

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策	津波-3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策	津波-3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策	津波-3-4-7
第4節 下水道施設の応急対策	津波-3-4-8

第5節	電気通信施設の応急対策	津波-3-4-9
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	津波-3-4-11
第7節	空港施設の応急対策	津波-3-4-12

第4部 津波災害震災復旧・復興

第1節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定	津波-4-1-2
第2節	迅速な現状復旧の進め方	津波-4-1-3
第3節	計画的復興の進め方	津波-4-1-5
第4節	被災者等の生活再建等の支援	津波-4-1-6
第5節	被災者への融資措置	津波-4-1-8

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	
第1節	推進計画の目的	津波-5-1-1
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	津波-5-1-1
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	津波-5-1-2
第2章	関係機関との連携協力の確保	
第1節	資機材、人員等の配備手配	津波-5-2-1
第2節	他機関に対する応援要請	津波-5-2-2
第3章	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節	津波からの防護	津波-5-3-1
第2節	津波に関する情報の伝達等	津波-5-3-3
第3節	避難対策等	津波-5-3-7
第4節	消防機関等の活動	津波-5-3-8
第5節	水道，電気，ガス，通信，放送関係	津波-5-3-9
第6節	交通対策	津波-5-3-18
第7節	市自らが管理等を行う施設等に関する対策	津波-5-3-19
第8節	迅速な救助	津波-5-3-20
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第1節	建築物，構造物等の耐震化・不燃化	津波-5-4-1
第5章	防災訓練計画	津波-5-5-1
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	津波-5-6-1

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 1 計画の目的

奄美市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。「以下基本法」という。）第 42 条及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の規定に基づき、奄美市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、市域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

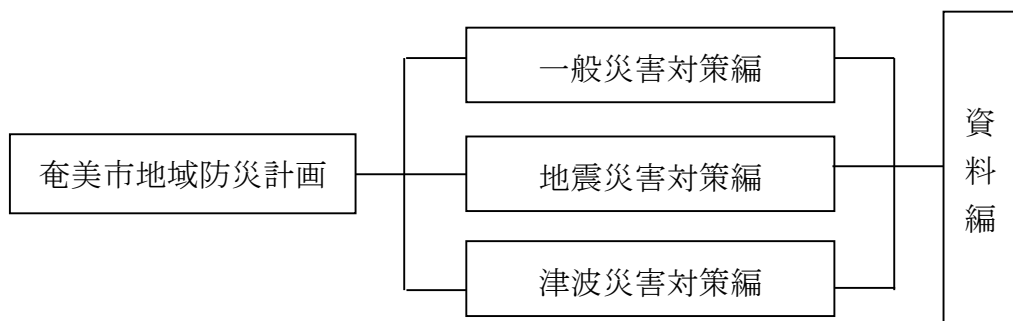
第 2 計画の性格

奄美市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」及び「資料編」から構成される。

また、本計画は、奄美市全域の地震災害対策に対する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、国の防災基本計画や指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように連携を図ったものである。

また、「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。



第3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 市 : 奄美市
- 県 : 鹿児島県
- 基 本 法: 災害対策基本法
- 救 助 法: 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- 指 定 行 政 機 関: 基本法第 2 条第 3 号で定める指定行政機関
- 指定地方行政機関: 基本法第 2 条第 4 号で定める指定地方行政機関
- 指 定 公 共 機 関: 基本法第 2 条第 5 号で定める指定公共機関
- 指定地方公共機関: 基本法第 2 条第 6 号で定める指定地方公共機関
- 市地域防災計画: 基本法第 42 条に基づき奄美市防災会議が作成する地域防災計画
- 県地域防災計画: 基本法第 40 条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
- 防 災 業 務 計 画: 基本法第 2 条第 9 号で定める防災業務計画
- 市 災 対 本 部: 基本法第 23 条に基づき設置する奄美市災害対策本部
- 県 災 対 本 部: 基本法第 23 条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
- 県 地 方 本 部: 県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
- 本 部 長: 奄美市災害対策本部長
- 県 本 部 長: 鹿児島県災害対策本部長
- 県 地 方 本 部 長: 鹿児島県災害対策地方本部長
- 消 防 組 合: 大島地区消防組合消防本部
- 消 防 団 : 奄美市消防団
- 災 害: 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り
その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
(基本法 第 2 条)

第4 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

なお、政策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

奄美市は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など過去に様々な災害を経験している。海岸線が長く、ほとんどの集落が海に面して形成されている。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、市民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本計画第1編第3部及び第2編3部の災害応急対策のうち、避難指示等については、別途「奄美市災害時避難勧告等判断・伝達マニュアル」に示す。避難指示等については、「災害時避難勧告・

判断等マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月,集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会)を基に,奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルを作成した。なお,このマニュアルは水害・土砂災害(火山の噴火や地震に起因するものは除く)・高潮災害・津波災害を対象とする。

第1編 一般災害対策編

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第4章 市の地勢及び災害特性

第5章 災害の想定

第2部 災害予防・減災

第1章 災害に強い施設等の整備状

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

第3部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第2章 警戒避難期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 特殊災害・海上災害対策

第1章 空港災害対策

第2章 道路事故対策

第3章 危険物等災害対策

第4章 林野火災対策

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 災者の災害復旧・復興支援

第2編 地震災害対策編

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

- 第3章 住民及び事業所の基本的責務
- 第4章 市の地勢及び地震災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 地震予防

- 第1章 地震災害に強い施設等の整
- 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え
- 第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

第3部 地震応急対策

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 初動機の応急対策
- 第3章 事態安定期の応急対策
- 第4章 社会基盤の応急対策

第4部 地震復旧・復興

- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
- 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第5章 防災訓練計画
- 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第3編 津波災害対策編

第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災機関の業務の大綱
- 第3章 住民及び事業所の基本的責務
- 第4章 市の地域特性及び津波災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 津波災害予防

- 第1章 津波災害予防の基本的な考え方
- 第2章 津波災害に強い地域づくり
- 第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

第4章 住民の防災活動の促進

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第2章 初動期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 津波災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第5章 防災訓練計画

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第4編 資料編

第6 計画の修正

この計画は，基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え，必要があるときはこれを修正するものとする。

第7 計画の周知

この計画の内容は，市，関係防災機関，並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに，特に必要と認める事項については，住民にも広く周知徹底させるものとする。

第8 計画の運用・習熟

この計画は，平素から訓練，研修，広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め，平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

本章は、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 奄美市

奄美市は第1段階の防災機関として、次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2 鹿児島県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あつせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あつせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防救助隊」等広域応援協力に関すること。

第3 地方行政機関

地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台) (名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予防及び通信施設の整備を行うこと。 (4) 地方公用団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
奄美警察署	(1) 災害警備、り災者の救出対策及び死体の検死(検分)並びに行方不明者の捜索に関すること。 (2) 交通規制の指導・調整に関すること。
奄美海上保安部	(1) 海難救助等に関すること。 (2) 海上交通安全の確保に関すること。 (3) 排出油等の防除に関すること。 (4) 海上防災指導の実施に関すること。 (5) 緊急輸送に関すること。
九州地方整備局 名瀬事務所	(1) 名瀬港の維持・応急対策に関すること。 (2) 災害時における海上輸送の確保に関すること。
九州農政局 (九州農政局鹿児島地域センター)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州運輸局鹿児島運輸支局	(1) 被災者、救援物資等の輸送調整に関すること。
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 被災者、救援物資等の輸送調整に関すること。
九州財務局鹿児島財務事務所	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
名瀬公共職業安定所	(1) 災害対策要員のあつせんに関すること。

第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊奄美警備隊・第12普通科連隊, 海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助, 消防, 水防, 救助物資, 道路の応急復旧, 医療防疫, 給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は, その業務の公共性又は公益性に鑑み, 防災に関し概ね次の事項を担当するとともに, 市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
N T T 西日本鹿児島支店	(1) 通信設備の防災対策 (2) 災害時の通信確保対策 (3) 被災設備の応急復旧対策
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべき事のほか, 所要の災害応急対策
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療, 助産及び死体処理等被災地での医療救護活動に関する事。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (4) 義援金の受付に関する事。 (5) 防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に関する事。

独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (2) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放 送関係機関	(1) 気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及 等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
自動車輸送機関	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の確保に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会 社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
大島郡医師会	災害時における助産，医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県奄美薬剤師 会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会 奄美支部	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関する事 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事 (3) 被災負傷者等の収容保護に関する事 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関する事 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関する事 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関する事
奄美市社会福祉協議会	(1) 奄美市災害救援ボランティアセンター設置・運営に関する事 (2) 福祉救援ボランティアに関する事 (3) 被災者からの相談に関する事
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事 (2) 災害時における学生の避難誘導に関する事 (3) 災害時における応急教育の対策に関する事 (4) 被災施設の災害復旧に関する事
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時における水の確保に関する事 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
漁業協同組合	(1) 漁船の遭難防止の対策に関する事 (2) 海上での緊急搬送及び輸送に関する事
地域コミュニティFM	災害時の緊急放送に関する事。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住民

基 本 的 責 務
防災の基本は、「自らの身の安全は、自ら守る」であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に食品、飲料水等の備蓄など、津波災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力する必要がある。 また、住民は、地震発生時の初期消火、避難・救助対策等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力するとともに、市及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、市、県及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、地震災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。 さらに、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 市の地勢及び津波災害特性

第1 奄美市の地勢

奄美市は、鹿児島港から南へ航路距離383kmの地点にある奄美大島の北部と中央よりやや北東よりに位置し、北部は間に龍郷町を挟み、飛び地となっている。西は大和村、宇検村に隣接し、南は瀬戸内町に隣接する。北西を東シナ海、南東を太平洋に面している。

地形は古成層とこれを貫く火成岩からなる急峻な山稜性である。主要河川として、東海岸の住用湾に注いでいる住用川(18.1km)及び役勝川(17.5km)のほか大川などがあるが、いずれも短小急流河川である。

海岸線は変化に富み、概して良湾良港に恵まれている。なかでも名瀬港は群島唯一の重要港湾で、貨客船の出入が頻繁にあり、物流の拠点施設である。

新奄美空港(第3種空港)が昭和63年、現所在地に移転開港し、鹿児島、福岡、大阪、東京、那覇及び群島内の空港との間を結んでいる。

道路は、本島道路網の骨格である国道58号をはじめ、県道が着実に整備されてきている。

本市の気象は亜熱帯海洋性に属し、年平均気温約22℃、年間降水量約2,900mmで四季を通じ温暖である。

このほか亜熱帯地域の特徴に台風があるが、本市から500km以内を通過する台風は年平均5.3個、300km以内だと年平均3.3個である。

第2 奄美市の地震及び津波の特性

奄美地方の地震は、太平洋側のフィリピン海プレートが大陸(ユーラシア)プレートの下に沈み込んでいる琉球海溝の周辺で発生している。奄美諸島の太平洋側の沖合では、プレート間の大地震が発生する。これまでも、明治44年の喜界島近海地震、昭和45年の奄美大島近海地震、平成7年の奄美大島近海地震(喜界島南東沖)等の被害を伴う地震が発生しており、九州内では、日向灘、別府・島原地溝帯とともに地震活動が活発な地域で、大きな地震の活動度も高い地域である。

名瀬測候所で観測した有感地震の多い方からの記録は、昭和45年が221回、昭和13年が119回、明治44年が90回であった。平成7年10月の喜界島南東沖を震源とする一連の地震活動では、旧名瀬市で12月までに86回の有感地震を観測した。

明治34年6月24日16時2分奄美大島近海に発生した地震(マグニチュード7.5、推定震度5)は、瓦が落ち、石垣が崩壊、小さな津波が発生した。

明治44年6月15日23時26分喜界島近海に発生した地震(マグニチュード8.0、推定震度6)は、南西諸島地域では最大級の地震で、有感域は非常に広く、台湾から東北地方までに及び、奄美大島やその付近の島々では、被害が著しく、死者12名、全壊家屋422戸であった。

昭和35年5月24日早朝、前日の23日、南アメリカのチリ沖で発生した地震(20世紀最大の地震といわれる。)による津波が丸一昼夜かけて日本沿岸に達し、太平洋沿岸の各地を襲った。名瀬港では満潮時の6時ごろに最も潮位が高くなり、奄美大島では、637戸の床上浸水、

1, 321戸の床下浸水が発生し、田畑の冠水流出、橋流出、木材の流出、護岸決壊、船舶損壊などの大きな被害が出た。特に市街地と北部の被害が大きかった。

昭和45年1月1日4時01分に発生した地震（マグニチュード6.1）は、奄美大島一帯で地鳴りを伴い、名瀬測候所で震度5を観測した。幸い死者はなかったが、市街地で負傷者数名、建築物、道路の亀裂、家屋の損壊、がけ崩れなどの若干の被害が発生した。旧名瀬市の被害額は約6,500万円（大島郡内で1億2,500万円）に達した。その後余震が続き、1月1日本震発生当日に震度4を含む有感地震10回、1月中の有感地震は67回発生、年間回数は前述したように221回を数えた。この数は、それまでの最多記録119回（昭和13年）の2倍に近い地震回数である。

平成7年10月18, 19日に喜界島南東沖で発生した地震（マグニチュード6.9, 6.7）は喜界町で震度5、旧名瀬市で震度4を記録した。この地震に伴って津波が発生し、喜界島の東海岸では、津波の遡上高（遡った高さ）が2mを超え、最も高いところでは2.7mに達した。

第5章 災害の想定

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県が県地域防災計画を策定する上での想定であり、本市地域防災計画においてもこの県が実施した想定を活用するものとする。

ただし、この想定は必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第 4 想定地震等の概要

資料編を参照

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

市及び県は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

市及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等

に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2章 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1節 津波災害防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

本市が有する地形条件や過去の津波や地震の発生状況によると、津波災害を受けやすい特質がある。このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

- (1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 市及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、整合的な施設整備に努める。
- (3) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 市及び県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (5) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の

低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

- (7) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (8) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (9) 市、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (10) 津波災害警戒区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (11) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は指示等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (12) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (13) 市及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (14) 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 市は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避

難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

- (4) 市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

3 建築物の安全化

- (1) 県、市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

- (1) 海岸保全施設の整備方策

市及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

市及び県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）において、南西諸島沿いや鹿児島湾直下・南海トラフを震源とした地震や、桜島の海底噴火による津波など、計11津波の調査がなされた。

市は、県からのこの調査結果及び国の機関等が実施した津波関連調査結果の報告を受けるとと

もに、その結果を把握して津波対策に活用できるよう指導を受けるものとする。

2 津波危険の把握

津波の危険性の高い本市は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 避難場所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難指示等の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示等が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、鹿児島県防災 web、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第3章第2節「通信・広報体制の整備」津波-2-3-4 参照）

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波の来襲が想定される区域について、市は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難場所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

（避難体制の整備方法は、第3章第5節「避難体制の整備」津波-2-3-14 参照）

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

市及び県は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

(防災意識啓発の推進方策は、第4章第1節「防災知識の普及・啓発」津波-2-4-1 参照)

2 津波災害に関する意識啓発

現在の市の津波危険の実態，過去の津波災害履歴，津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ，津波関連のシンポジウム，講習会の開催，地域の会合などのあらゆる機会をとらえ，住民等に対して，繰り返し津波災害の啓発を行い，周知に努める。

3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い本市は，地域の実状に応じて津波の発生を想定し，住民参加の訓練をするほか，釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・農林水産課・地域総務課】

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の被害を受け易く、津波をもたらす地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

本市は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。また、津波をもたらす地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測される。

市及び県は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

市及び県は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、本市の市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、市及び県は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

（1）地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

（２）構造的対策の推進

市・県等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策，地下埋設物については、既存施設の技術的改良，新設管の耐震化，管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

３ 液状化対策手法の周知

市及び県は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応法方等についても、住民や関係方面への周知に努める。

第３ 農地災害等の防止対策

ため池等の老朽化した農業用施設については、県と連携を図りながら緊急度の高い箇所から優先的に改修工事を行い、防災力の向上に努める。

第3節 防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：都市整備課・土木課・建築住宅課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震・津波災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業の実施状況

既成市街地においては、昭和30年の大火により防災と都市機能の充実を図るために土地区画整理事業を昭和50年代まで実施し、整備後約35～55年が過ぎている。現在老朽化した木造密集地もあり、地震・災害時の倒壊・出火による被害が予想される。

また、新市街地においては、土地区画整理事業等による公共施設の整備等により、安全な市街地を整備中である。

本市における土地区画整理事業の現状は、以下のとおり。

土地区画整理事業の現状（平成31年4月1日）

区 分	地 区 数	面 積
公共団体施行	8 地区	243.7 ha
組合・個人施行	1 地区	4.3 ha
合 計	9 地区	248 ha

(2) 土地区画整理事業の実施方策

既成市街地においては、老朽化した木造住宅密集地等の防災上危険な箇所の解消を図る為に、小規模な土地区画整理事業等を推進すると共に、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携を図る。

また、新市街地において、継続的に土地区画整理事業等による公共施設の整備等を行い、安全な市街地の形成を図る。

2 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

イ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な災害に伴う火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

このため、本市においては、引き続き防火地域、準防火地域の指定の拡大に努める。

準防火地域指定の現況

都市計画 区域名	都 市 名	準防火地域面積
名瀬	奄美市	2. 0 ha

(平成 31 年 4 月現在)

2 消防活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業・道路改良事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消防活動困難地域の解消に努める。

消防活動困難地域は、概ね次のとおりである。

	町 名 地 番	地 域 の 俗 称	棟 数
1	名瀬矢之脇町 13, 14, 15, 16	矢之脇川上流地域	57
2	名瀬柳町 17, 18, 19, 20, 21 22, 23	腰又：屋仁川上流西山裾 〃：屋仁川上流地域	87 115
3	名瀬井根町 18 24, 26	高千穂神社隣接 井根川上流地域	65 103

	町 名 地 番	地 域 の 俗 称	棟 数
4	名瀬永田町 15	支庁裏おがみ山山裾一帯	29
	20	墓地手前カトリック教会横	45
5	名瀬久里町 21, 23, 24	久里川上流山裾	85
6	名瀬古田町 1	奄美高校元女子寮奥方	28
	18, 19	西平酒造本家の道向い山裾	77
7	名瀬真名津町 11	真名津市営住宅奥	44
	19	南ヶ丘団地（県病院上方山裾）	9
8	名瀬平田町 29, 30	自動車学校手前	70
9	名瀬春日町 3	春日保育園奥方	33
	21	春日市営住宅奥方	38
10	名瀬小俣町 3	奄美情報処理専門学校	22
	4, 13, 14	小俣中央通り奥方	105
11	名瀬安勝町 6	大島高校女子寮奥方	20
	15	〃 男子寮上方	12
12	名瀬小浜町 11, 12, 13	伊津部小奥と西側	65
	15	〃 東側	27
13	名瀬佐大熊町 10, 11	のぞみ園上方	49
計	1 3 町	2 2 地域	1,185

3 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される災害火災に対応できるよう、各種事業により市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害火災防止事業

災害時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、災害火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

（1）道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、特に、災害火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 道路防災総点検における危険路線

名 瀬 地 区		平成 31 年 1 月現在
番 号	路 線 名	路線延長 (m)
1	大浜線	1,099.52
2	小浜 24 号線	1,313.40
3	山田線	4,204.16
4	塩浜・朝仁線	2,979.01
5	山羊島線	837.05
6	朝仁・浜里線	769.43
7	浜里・小宿線	1,281.53
8	小宿・知名瀬線	2,893.73
9	赤崎 1 号線	1,598.33
10	奄美中央線	13,512.15
11	見立線	5,584.47
12	鳩浜線	7,850.49
13	長浜 35 号線	431.24
14	塩浜 13 号線	546.93
15	三儀山線	1,512.51
16	伊津部勝名瀬勝小湊線	2,672.27
17	崎原・田雲線	2,280.25
18	崎原線	9,566.51
19	小俣・平田線	2,572.64
20	倍俣線	7,024.58
21	名瀬勝・ボレ松線	5,520.56
22	平田 7 号線	515.21
23	本茶線	4,226.60
24	平田・朝戸線	5,574.80
25	朝戸・和瀬線	4,620.80
合 計	25 路線	90,988.17

住 用 地 区

番 号	路 線 名	路線延長 (m)
1	山間・市線	5,395.15
2	東城1号線	1,277.50
3	神屋1号線	1,412.00
4	石原線	1,366.40
5	和瀬4号線	1,298.20
6	和瀬・城線	3,683.17
7	三太郎線	11,775.00
合 計	7 路線	26,207.42

笠 利 地 区

番 号	路 線 名	路線延長 (m)
1	手花部・打田原線	5,134.50
2	川上・笠利線	3,722.00
3	用岬線	1,955.00
4	佐仁・用岬線	4,682.70
5	アヤマル2号線	441.00
合 計	5 路線	15,935.20

(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

本市における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

公園・緑地等の整備状況（平成31年4月現在）

箇 所 数	面 積 (ha)
46	54.82

2 共同溝等の整備

日常生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に災害時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

これまでパンフレットの配付等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

4 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、災害時の倒壊、落下等によって公衆に危害をおよぼす危険性の高い市街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、災害時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

【関係機関：各関係機関】

【名 瀬：企画調整課・財政課・市民協働推進課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住 用：地域総務課・産業建設課・地域教育課】

【笠 利：地域総務課・建設課・地域教育課】

津波をもたらす地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

なお、津波災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時における応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、これらの施設等の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

また、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

1に示すこれらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

3 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化，安全化，耐震性の促進

一般建築物の不燃化，安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は，建築確認審査及び完了検査を通して，建築物や敷地等が安全となるよう，建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに，住居の用に供する建築物の建築を制限し，災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上有害である建築物に対し，適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

不法建築，無届建築等を摘発し，県と連携し適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

(ア) 地域，地区の指定のない都市に対する地域，地区制の促進を図る。

(イ) 土地区画整理，道路位置指定等の指導により，宅地の計画的な環境整備を図る。

(ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く，老朽化の進んだ既存建築物については安全性が確保されていないものが見込まれることから，老朽化した建築物の改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも関係するため，風水害等の危険性の高い区域については，特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し，移転促進のための啓発を行う。

(3) 既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については，その耐震性が確保されていないものがあることから，建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため，地盤振動や液状化の危険性の高い区域については，特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また，災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

(3) 融資制度等の活用による不燃，耐震化促進

ア 住宅金融支援機構の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅（会社用住宅）等への融資

制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。

イ 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

ウ 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用して、民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

エ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して、住宅の耐震改修を促進する。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) 一般に対する指導啓発内容

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

ア 建築主に対する建築物の改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

ウ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

エ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

オ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

(3) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(4) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施。)において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するととも

に，年間を通じパトロールを行い，建築物の安全性を確保するため，積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：九州電力・ガス会社・NTT西日本】

【名 瀬：水道課・下水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設、空港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが津波や地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

3 業務継続性の確保

(1) 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

(2) 業務継続計画

特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データの

バックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第2 下水道施設の災害防止

1 災害に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 管路施設等の耐震化の推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 下水道施設の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

浄化センターや処理場やポンプ場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

3 業務継続性の確保

前出の上水道施設と同じく、業務継続性の確保を図り、業務継続計画を策定する。

第3 電力施設の災害防止【九州電力(株)】

1 電力設備の災害予防措置

(1) 整備計画

地震等の災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、二次災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 防災体制

九州電力株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

- ア 防災組織の確立
- イ 情報連絡及び動員体制の確立
- ウ 応急対策用資機材の備蓄
- エ 関係設備の点検及び防護措置の実施
- オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進
- カ 災害時における通信回線の確保、強化
- キ 需要者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進
- ク ほかに電力会社との相互応援体制の確立、強化

第4 ガス施設の災害防止【ガス供給会社】

1 ガス施設の災害防止措置

(1) 整備計画

ガス施設において、地震災害発生時は被害を最小限とするとともに、ガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図るために、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について総合的な災害防止対策を講じる。

(2) 防災体制

ア 体制の整備

災害発生時には、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

イ 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

2 ガス供給世帯への啓発

ガス供給世帯に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、火災・地震等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

第5 通信施設の災害防止【西日本電信電話(株)】

1 電気通信設備等の防災体制

西日本電信電話株式会社においては、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が、他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、県、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

2 放送施設の災害防止措置

(1) 放送施設等の防災体制

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

ア 消耗品、資機材等の定量常備

イ 無線中継状態の把握

ウ 移動無線機等の伝搬試験

エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定

オ 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査

カ その他、警戒時に必要と認められる事項

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名 瀬：商工政策課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：産業振興課・地域総務課】

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、津波をもたらす地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

第7節 津波防災研究等の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を津波の発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上で情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。（市の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「応急活動体制の確立」津波-3-1-1参照）

（1）防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

市災対本部・支部や初動段階の職員参集基準，連絡手段の確保，参集手段の確保，携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について，事前に検討しておく。

(3) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に，執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう，備品の固定化，危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

(4) 災害対策本部運営体制の整備

津波災害発生の初動期において，速やかに職務に従事，専念できる体制を整えるため，次の対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため，職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し，被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

災対本部・支部との連絡体制を確立するため，携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部（本庁・支所）運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう，情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い，職員の習熟に努める。

(5) 地域の防災中枢機能等の確保，充実

津波発生後に避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に，平常時から防災知識の普及啓発，地域防災リーダー等の教育，訓練，防災資機材や物資備蓄等の整備，拡充を推進する。

(6) 災害対策本部・支部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう。少なくとも2～3日分の飲料水，食糧，毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整，体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は，大規模な津波が発生した場合，迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため，平常時から以下のように，防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市，県及び防災関係機関は，勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため，連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県，防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて，平素から連携体制の強化を図り，あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに，相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

- 1 市、県及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害等の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

- 2 特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

- (1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため奄美市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を派遣する。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

【名 瀬：企画調整課・財政課・福祉政策課・デジタル戦略課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・地域総務課】

大規模な津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 市の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信器）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

特に、戸別受信方式は、災害発生危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- ・ 津波危険のある地区
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- ・ 地すべり危険箇所のある地区
- ・ 土石流発生危険渓流のある地区
- ・ 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- ・ 山地災害危険地区のある地区
- ・ 宅地造成工事規制区域のある地区
- ・ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- ・ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ・ 主要交通途絶予想箇所のある地区
- ・ その他、市防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

2 通信施設の運用体制の充実・強化

地震・津波災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（1）通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

地震災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

- (1) 災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。
- (2) 災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。
- (2) 災害情報データベースの整備
 - 全庁体制で被災者支援システムを活用し、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。
 - ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
 - イ 災情情報（建物被災程度等）
 - ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては、県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を行っている。
- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。
- (3) 災害に強い通信網を構築し、県、市、消防組合間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

(1) 庁舎内の独立電源

庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保をとして、ディーゼル発電機を常備している。（名瀬総合支所：100KVA、住用総合支所：110KVA、笠利総合支所 105KVA）

(2) 民間電源設備等の利用

停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

(3) 災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから、長時間対応型の設備確保を検討する。
併せて、津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。

(4) 避難所における電源設備等の確保

避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

第4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ（地域コミュニティFM放送含む。）等のさまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報，広聴体制の確立

(1) 住民への広報，広聴体制

地震災害時に住民への被害状況や避難，生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し，住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

ア 市災対本部での広報の一本化を行い，窓口を総務対策部企画調整班とし，各報道機関に対応する。

イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い，電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は，ファックス等を利用する。

(3) インターネット（HP・ツイッター等ソーシャルメディア，ポータルサイト）やエリアメールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも，市のホームページやツイッターフェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，エリアメール等，ワンセグ放送といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者，外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者，外国人に対しても的確に広報を行えるよう，市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし，災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから，市内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震災害による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等，体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

(2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し、迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また、情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

第5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な地震災害等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合に、被災状況の早期把握、応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- 1 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- 2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- 4 市が整備している防災行政無線移動局(携帯型)について、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- 5 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として、衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 6 衛星携帯電話や防災行政無線(デジタル)などの情報伝達手段の整備にあわせ、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 7 孤立化した集落への緊急搬送手段として漁協と協定の締結を行った。また、空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 8 孤立化した集落において、夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保するため非常用発電機を備蓄する。

第3節 津波等観測体制の整備、観測資料の活用

津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

【関係機関：名瀬測候所・鹿児島県】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

第1 津波観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の津波や津波をもたらす地震活動等を監視するため、津波観測施設や地震計などを適切に整備配置し、津波や地震の観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 気象庁が発表する津波警報等、津波や地震に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 津波や地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等津波や地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の津波や地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における津波観測体制の整備

市、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、市及び県は、迅速な津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

3 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、エリアメール・コミュニティ FM・Twitter・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と消防庁の J-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信し、防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに、有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、津波情報等を自動的に市や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公用携帯電話に津波情報等を電子メール等で送信し、津波や地震発生時等の初動体制の確立を図る。

（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」津波-3-2-1 参照）

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

市並びに消防庁及び県をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名 瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・教育委員会】

【住 用：市民福祉課・地域教育課】

【笠 利：いきいき健康課・地域教育課】

津波や地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備

消防組織は、常備消防（消防組合、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

消防組織の整備状況

常 備 消 防					非 常 備 消 防			
消防組合	消防本部	消防本署	分署、他	消防職員	消防団	方面隊	分 団	消防団員
1	1	1	9	157	1	4	16	396

(令和3年4月1日現在)

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資器材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(7) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導體制の整備・強化

(1) 一般住宅に対する出火防止の指導

火気使用設備等の本体、燃料容器の転倒防止及び周囲からの転倒、落下や安全措置と災害発生時における火気使用設備等からの出火防止対策を図る。

(2) 地域住民の初期消火体制の確立と防災訓練の実施

地域住民による自主防災組織の育成強化を図り、災害発生時における初期消火等について、知識・技術の普及に努めるとともに定期的な防災訓練を行う。

(3) 地域住民の安全避難対策と災害弱者の避難対策

地域における第一避難場所・最終避難場所を明示し高齢者等、災害弱者の実態を把握しておくとともに地域における避難体制を整備し速やかに避難できるよう努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

(1) 事業所に対する出火防止の指導

日常の火気管理や消防用設備等の維持管理と日常・定期点検を遵守させ、取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

消火器等の準備と万一の出火に備え、初期消火対策を講じておくとともに火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し消火器などを使って消火する。なお、消火が困難な場合は避難を優先する。

(3) 事業所の避難体制の整備と防災訓練の実施

災害発生時における消防計画に基づき、安全で速やかに避難誘導できることと児童、患者、高齢者等要配慮者を収容している学校、病院、老人ホーム等については、特に地域住民と日頃から連携を図りより安全で適切な避難ができるよう定期的な防災訓練を行う。

第2 消防用水利、装備、資器材の整備

1 消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備状況

消防水利の状況は、以下のとおり

消防水利状況

令和3年4月1日現在

区分	公設	私設	計
消火栓	458	8	466
防火水槽	141	5	146
その他	31	—	31
小計	630	13	643

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等、水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資器材の整備（装備、車両等）

(1) 消防機械保有状況

消防組合及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

消防機械保有状況

区 分	消防組合・署・所現有	消防団現有	計
消防ポンプ車	2	8	10
水槽付消防ポンプ車	5	3	8
はしご車	2		2
救助工作車	1		1
小型動力ポンプ		2	2
小型動力ポンプ付積載車	1	41	42
化学消防車	1		1
救急車	13		13
その他の消防車両	13	1	14

(令和3年4月1日現在)

(2) 消防用装備・資器材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備（消防組合・国）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防組合において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

消防通信体制の整備状況

(令和3年1月1日現在)

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局				119 番受付回線	高機能消防指令センター Ⅱ 型
	卓上型 固定局	基地局	移動局			
			車載	携帯		
大島地区消防組合 消防本部	9	6	56	57	6	一式

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに新たに増波された全国共通波（3波）の整備を促進し、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害時に強い情報通信手段として、各署所に消防救急無線を補完する形での衛星携帯電話を配置する。

消防救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、デジタル方式への移行の際整備した、消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を確認するための通信訓練等の実施を通じ、大規模災害における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関等との通信を確保する。

イ 通信・運用体制の整備

(ア) 消防組合における高機能消防指令センターの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防救急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

(イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

(ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名 瀬：福祉政策課・保護課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・土地対策課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

第1 安全に避難するための計画の策定

1 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される本市においては、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

市は、「鹿児島県津波避難計画策定指針（平成25年3月）」に基づき、津波避難計画を策定する。

- (1) 津波避難計画の策定にあたっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討にあたっては、住民、自主防災組織、NPO法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。

ア 津波浸水予想地域、津波到達時間

イ 避難対象地域

ウ 避難先（避難目標地点、避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）

エ 避難困難地域

オ 初動体制

カ 津波情報の収集・伝達

キ 高齢者等避難・避難指示等の発令

ク 津波防災教育・啓発

ケ 津波避難訓練の実施

コ その他留意点

（参考：資料編「鹿児島県津波避難計画策定指針骨子」）

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難にあたっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

3 避難誘導體制

- (1) 市及び県は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (2) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市担当部局間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 市及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に努める。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整

備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

名瀬地域

	避難場所の名称	対象区域
1	弁財天神社(根瀬部)	名瀬根瀬部
2	根瀬部水源地	名瀬根瀬部
3	名瀬・瀬戸内線(国直方面)	名瀬根瀬部
4	小倉神社(知名瀬)	名瀬知名瀬
5	市道里～福里間市道	名瀬里・名瀬福里
6	エコーAMAMI	名瀬小宿・名瀬平松町
7	小宿小学校(校舎)	名瀬小宿・名瀬平松町
8	小宿厳島神社	名瀬小宿・名瀬平松町
9	小宿中学校(校舎)	名瀬小宿・名瀬平松町
10	大島郡医師会病院	名瀬浜里町
11	介護老人保健施設 虹の丘	名瀬浜里町
12	慈愛会奄美病院	名瀬浜里町
13	南海団地:朝仁町 9 番地内	名瀬朝仁・朝仁町
14	しんまち公園	名瀬朝仁新町
15	東団地:朝仁新町 43・45・46・47 番地内	名瀬朝仁新町
16	上原農道	名瀬朝仁新町
17	赤崎公園・千年松方面市道	名瀬朝仁・名瀬朝仁町
18	カトリック芦花部教会(芦花部)	名瀬芦花部
19	南洲神社(芦花部)	名瀬芦花部
20	名瀬・龍郷線(ゴルフ場方向)	名瀬有良
21	名瀬・龍郷線(ゴルフ場方向)	名瀬大熊
22	大熊ポンプ室敷地	名瀬大熊
23	大熊龍王神社	名瀬大熊
24	市道鳩浜線	名瀬鳩浜町
25	市道本茶線	名瀬浦上・名瀬浦上町・名瀬朝日町
26	朝日中学校(校舎)	名瀬鳩浜町・名瀬朝日町・名瀬大熊・名瀬浦上町
27	名瀬徳洲会病院	名瀬鳩浜町・名瀬朝日町・名瀬大熊
28	田中一村居住跡	名瀬有屋町
29	農道仲勝線	名瀬仲勝・名瀬仲勝町
30	国立療養所 奄美和光園	名瀬和光町・名瀬有屋
31	奄美看護福祉専門学校	名瀬小湊
32	藤田 1 号耕作道路(神社方向)	名瀬小湊
33	安木屋場農道	名瀬小湊

34	市道前勝 8 号線	名瀬前勝
35	大川小中学校(校舎)	名瀬西田・西仲勝
36	農道安木屋場線	名瀬西田・西仲勝・前勝
37	市道名瀬勝ボレ松線	名瀬名瀬勝
38	市道伊津部勝1号線(旧採石場方向)	名瀬伊津部勝
39	市道朝戸・和瀬線	名瀬朝戸
40	市道平田・朝戸線	名瀬朝戸
41	奄美市老人福祉会館	名瀬長浜町
42	ながはま公園	名瀬長浜町
43	ホテルビッグマリン奄美	名瀬長浜町
44	奄美中央病院	名瀬長浜町
45	長浜町 16 番地内(につしょう団地)	名瀬長浜町
46	市道塩浜朝に線(赤崎方向)	名瀬長浜町・塩浜町
47	金久中学校(校舎)	名瀬長浜町・塩浜町
48	塩浜町 15 番地内	名瀬塩浜町
49	奄美ポートタワーホテル	名瀬塩浜町
50	第3里見ビル	名瀬矢之脇町
51	矢之脇町 14・15 番地内	名瀬矢之脇町
52	らんかん山	名瀬入舟町・名瀬金久町・名瀬港町・名瀬矢之脇町
53	ホテルウエストコート奄美	名瀬入舟町・名瀬金久町
54	柳町 17・19 番地内(通称:腰又)	名瀬柳町
55	高千穂神社	名瀬井根町・名瀬幸町・名瀬港町
56	おがみ山	名瀬幸町・名瀬永田町・名瀬末広町・名瀬港町・名瀬伊津部町・名瀬石橋町・名瀬久里町
57	配田が丘	名瀬石橋町・名瀬古田町
58	名瀬小学校(校舎)	名瀬幸町・名瀬永田町・名瀬末広町・名瀬港町
59	奄美サンプラザホテル	名瀬港町
60	丸親ビル	名瀬港町
61	奄美市 AiAi ひろば	名瀬末広町
62	グランセ末広ビル	名瀬末広町
63	さつき団地	名瀬佐大熊町
64	佐大熊町 11 番地内	名瀬佐大熊町
65	伊津部小学校(校舎)	名瀬小浜町
66	東が丘団地	名瀬小浜町
67	小浜町 11・12・13 番地内	名瀬小浜町
68	大島高校(校舎)	名瀬安勝町・名瀬伊津部町・名瀬永田町・名瀬石橋町
69	奄美小学校(校舎)	名瀬久里町・名瀬石橋町

70	奄美高校(校舎)	名瀬古田町
71	小俣町 4・14・27・30 番地内	名瀬小俣町
72	春日町 3 番地内	名瀬春日町
73	市道春日 1 号線	名瀬春日町
74	名瀬中学校(校舎)	名瀬真名津町・名瀬平田町
75	真名津町 11 番地内	名瀬真名津町
76	平田町 4 番地内	名瀬平田町
77	市道平田・朝戸線	名瀬平田町
78	平田町 22 番地内(市道平田 29 号線)	名瀬平田町
79	平田町 19 番地内(市道平田 26 号線)	名瀬平田町
80	山田団地	名瀬平田町・名瀬春日町

住用地域

	避難場所の名称	対象区域
1	市道青久線	住用町市字青久
2	市小中学校裏畑	住用町市
3	林道住用中央東線	住用町市
4	林道山間支線	住用町山間字戸玉
5	市道山間市線	住用町山間字戸玉
6	山間集落高千穂神社	住用町山間
7	林道滝行線	住用町山間
8	住用中学校裏山	住用町下役勝
9	去勝地区農道横	住用町下役勝
10	中役勝公民館裏山	住用町中役勝
11	上役勝集落墓地前	住用町上役勝
12	旧役勝浄水場	住用町上役勝
13	市道三太郎線	住用町西仲間, 住用町石原
14	市道大塔線	住用町見里
15	市道三太郎線	住用町東仲間
16	川内集落裏畑	住用町川内
17	森田邸裏山	住用町摺勝
18	東城小中学校裏山	住用町摺勝
19	市道和瀬城線	住用町城
20	林道城線	住用町城
21	新和瀬トンネル前広場	住用町和瀬
22	旧和瀬浄水場	住用町和瀬

笠利地域

	避難場所の名称	対象区域
1	秋葉神社	笠利町里
2	国道58号(手花部方面)	笠利町里
3	菅原神社	笠利町中金久
4	徳州会 笠利病院	笠利町中金久
5	市道赤木名・笠利線(笠利方面)	笠利町外金久
6	外金久厳島神社	笠利町外金久
7	三鳥屋(津田氏宅)	笠利町外金久
8	市道蒲生崎線(赤木名方面)	笠利町川上
9	市道川上・笠利線(笠利方面)	笠利町川上
10	蒲生崎観光公園	笠利町川上
11	市道蒲生崎線(川上方面)	笠利町川上
12	楠野地区(裏山)	笠利町佐仁1区(楠野地区)
13	市道佐仁・用岬線	笠利町佐仁1区, 笠利町佐仁2区
14	佐仁厳島神社	笠利町佐仁1区, 笠利町佐仁2区
15	県道佐仁・万屋・赤木名線(佐仁方面)	笠利町用
16	笠利中学校	笠利町笠利1区, 笠利町笠利2区, 笠利町辺留
17	市道東部線	笠利町辺留, 笠利町須野, 笠利町須野崎原, 笠利町土盛, 笠利町宇宿, 笠利町万屋, 笠利町節田
18	川上石油店	笠利町笠利3区
19	須野ダム	笠利町辺留, 笠利町須野
20	奄美市歴史民俗資料館	笠利町須野崎原
21	宇宿農道25号線(泰氏宅周辺)	笠利町宇宿
22	前田氏宅	笠利町城間
23	太陽が丘運動公園	笠利町全域
24	市道赤木名・和野線	笠利町和野
25	市道節田14号線(上部)	笠利町節田
26	市道手花部・節田線及び農道節田・土浜線交叉周辺	笠利町節田
27	平公民館	笠利町平
28	市道平・土浜線	笠利町土浜
29	市道喜瀬・用安線	笠利町用安
30	旧市道神の子1号線	笠利町用安
31	緑が丘小学校	笠利町喜瀬1区, 笠利町喜瀬2区
32	国道58号(龍郷町方面)	笠利町喜瀬1区

33	喜瀬2市営団地喜瀬2	笠利町喜瀬2区
34	手花部田	笠利町喜瀬3区
35	国道58号(手花部方面)	笠利町喜瀬3区
36	市道手花部・打田原線(前肥田方面)	笠利町打田原
37	鯨浜地区(裏山)	笠利町打田原
38	打田原崎原地区(裏山)	笠利町打田原
39	前肥田墓地周辺	笠利町前肥田
40	市道手花部・打田原線(打田原方面)	笠利町前肥田
41	国道58号(赤木名方面)	笠利町手花部
42	国道58号(喜瀬方面)	笠利町手花部

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

名瀬地域

	避難所の名称	対象区域
1	名瀬総合支所	旧名瀬市全域
2	名瀬中学校	名瀬真名津町・名瀬平田町
3	市営住宅生産団地集会所	名瀬平田町
4	春日集会場	名瀬春日町
5	奄美高校	名瀬古田町
6	小俣町集会場	名瀬小俣町
7	奄美小学校	名瀬石橋町・名瀬久里町

8	大島高校	名瀬安勝町・名瀬伊津部町・名瀬石橋町・名瀬永田町
9	奄美市地と知の交流拠点施設 (新川ふれあい館)	名瀬安勝町・名瀬伊津部町・名瀬石橋町・名瀬永田町・ 名瀬久里町・名瀬古田町
10	奄美文化センター	名瀬長浜町
11	長浜町集会場	名瀬長浜町
12	柳町集会場	名瀬柳町
13	保健センター	名瀬柳町
14	大島拘置支所会議室	名瀬矢之脇町
15	金久中学校	名瀬塩浜町・名瀬矢之脇町
16	谷村サロン	名瀬井根町
17	名瀬小学校	名瀬井根町・名瀬幸町・名瀬永田町・名瀬末広町・名瀬入舟 町・名瀬金久町・名瀬港町
18	伊津部小学校	名瀬小浜町・名瀬佐大熊町
19	上佐大熊集会場	名瀬佐大熊町
20	芦花部地区集会場	名瀬芦花部
21	芦花部小中学校	名瀬芦花部
22	有良児童館	名瀬有良
23	あった結交流館	名瀬有良
24	大熊地区集会場	名瀬大熊
25	鳩浜町集会場	名瀬鳩浜町
26	朝日中学校	名瀬朝日町
27	朝日町集会場	名瀬朝日町
28	浦上町集会場	名瀬浦上町・名瀬浦上
29	有屋町集会場	名瀬有屋町・名瀬和光町
30	仲勝町集会場	名瀬仲勝町・名瀬和光町・名瀬仲勝
31	国立療養所 奄美和光園	名瀬和光町・名瀬有屋・名瀬仲勝
32	崎原小中学校	名瀬崎原
33	小湊小学校	名瀬小湊
34	名瀬勝公民館	名瀬名瀬勝
35	大川小中学校	名瀬前勝・名瀬西田・名瀬西仲勝
36	前勝地区集会場	名瀬前勝
37	西田(公民館)地区集会場	名瀬西田
38	西仲勝(児童館)地区集会場	名瀬西仲勝
39	伊津部勝公民館	名瀬伊津部勝
40	奄美市名瀬農村環境改善センター	名瀬古見方
41	朝戸公民館	名瀬朝戸
42	根瀬部老人憩いの家	名瀬根瀬部
43	知名瀬保健福祉館	名瀬知名瀬

44	養護老人ホーム なぎさ園	名瀬知名瀬
45	里公民館	名瀬里
46	小宿小学校	名瀬小宿
47	朝仁児童館	名瀬朝仁・名瀬朝仁町・名瀬朝仁新町
48	朝仁新町集会場	名瀬朝仁町・名瀬朝仁新町
49	浜里団地集会場	名瀬浜里町
50	平松県営住宅集会場	名瀬平松町
51	AiAiひろば	名瀬幸町・名瀬港町・名瀬永田町・名瀬末広町
52	市民交流センター	名瀬幸町・名瀬井根町・名瀬柳町・名瀬金久町・名瀬入舟町
53	名瀬運動公園(総合体育館)	名瀬浜里町・名瀬平松町・名瀬小宿・名瀬朝仁町
54	旧大島工業高校(体育館・武道場)	名瀬有屋町・名瀬朝日町・名瀬浦上町・浦上・名瀬仲勝町

住用地域

	避難場所の名称	対象区域
1	住用総合支所	住用町全域
2	市集会場	住用町市
3	市小中学校	住用町市
4	戸玉地区生活館	住用町戸玉
5	山間交流施設	住用町山間
6	山間国民体育館	住用町山間
7	下役勝集会場	住用町下役勝
8	住用小学校	住用町下役勝
9	中役勝集会場	住用町中役勝
10	上役勝集会場	住用町上役勝
11	石原公民館	住用町石原
12	西仲間公民館	住用町西仲間
13	住用公民館	住用町石原
14	見里公民館	住用町見里
15	奄美体験交流館	住用町見里
16	東仲間公民館	住用町東仲間
17	川内地区生活館	住用町川内
18	特別養護老人ホーム 住用の園	住用町摺勝
19	住用町高齢者コミュニティーセンター	住用町摺勝
20	城へき地福祉館	住用町城
21	和瀬集会場	住用町和瀬

笠利地域

	避難場所の名称	対象区域
1	笠利総合支所	笠利町全域
2	赤木名小学校	笠利町中金久, 笠利町外金久, 笠利町里
3	屋仁小学校	笠利町屋仁
4	佐仁小学校	笠利町佐仁
5	笠利中学校	笠利町笠利
6	笠利小学校	笠利町笠利
7	宇宿小学校	笠利町宇宿
8	節田小学校	笠利町節田
9	緑が丘小学校	笠利町喜瀬
10	手花部小学校	笠利町手花部
11	太陽が丘体育館	笠利町全域
12	大笠利港	笠利町笠利1区, 笠利町笠利2区, 笠利町笠利3区
13	里学舎	笠利町里
14	中金久学舎	笠利町中金久
15	笠利公民館	笠利町中金久
16	外金久生活館	笠利町外金久
17	川上公民館	笠利町川上
18	屋仁地区振興センター	笠利町屋仁
19	佐仁へき地保健福祉館	笠利町佐仁1区, 笠利町佐仁2区
20	用体験交流館	笠利町用
21	笠利へき地保健福祉館	笠利町笠利1区
22	大笠利文化センター(笠利2区)	笠利町笠利2区
23	金久公民館(笠利3区)	笠利町笠利3区
24	辺留公民館	笠利町辺留
25	須野生活館	笠利町須野
26	崎原公民館	笠利町崎原
27	土盛へき地保健福祉館	笠利町土盛
28	宇宿生活館	笠利町宇宿
29	城間生活館	笠利町城間
30	万屋生活館	笠利町万屋
31	和野生活館	笠利町和野
32	節田生活館	笠利町節田
33	平公民館	笠利町平
34	土浜公民館	笠利町土浜
35	用安公民館	笠利町用安
36	喜瀬1区公民館	笠利町喜瀬1区

37	喜瀬 2 区公民館	笠利町喜瀬 2 区
38	喜瀬 3 区公民館	笠利町喜瀬 3 区
39	打田原体験交流館	笠利町打田原
40	前肥田コミュニティーセンター	笠利町前肥田
41	手花部へき地保健福祉館	笠利町手花部

2 避難所の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4 福祉避難所の設置

通常の避難所では高齢者や身体障がい者等の介護に必要な設備が整っていないことから、要配慮者が安心した避難生活が出来る体制を整備した福祉避難所を「福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、次のとおり設置する。

	避難場所	住所
1	大島郡医師会病院	名瀬小宿字苗代田 3 4 1 1 番地
2	介護老人保健施設 虹の丘	名瀬小宿字苗代田 3 4 1 6 番 1
3	特別養護老人ホーム 奄美佳南園	名瀬平田町 7 番 1 5 号
4	障害者支援施設 愛の浜園	名瀬知名瀬 2 5 0 4 番地
5	あおぞら小規模多機能事務所	名瀬幸町 2 0 番 1 7 号 2 階
6	介護老人保健施設 アマンデー	笠利町節田 1 4 5 1 番地 1

5 避難路

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

第3 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示の2段階に分け実施するが、津波の場合は、直ちに避難指示等を行う。ただし、遠地地震による津波のように津波到達まで時間がある場合は、状況に応じ、高齢者等避難を活用する。（避難指示等の実施基準は、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第7節「避難の指示、誘導」津波-3-2-28 参照）

イ 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 市長は、関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画及び鹿児島県地域防災計画により行う。

避難指示等一覧(2類型)

類型	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
高齢者等避難	●災害のおそれあり 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	●危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	● 災害のおそれ高い - 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	● 危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

(2) 避難指示等の実施要領

- ア 避難指示等を迅速に実施するため災害時における避難指示・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。
- イ 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。
- ウ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び支庁長）に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。
- イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- ウ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業企画に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

- ア 同報無線等無線施設を利用した伝達
- イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- ウ サイレンによる伝達
- エ 広報車からの呼びかけによる伝達
- オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、鹿児島県防災web）、ワンセグ放送、有線放送、電話等

の利用による伝達

(2) 伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

伝達方法において、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

3 要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの老人、寝たきり老人、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員を定め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新

生児、乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、津波や津波災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、奄美市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校~~等~~の避難場所を定めておく。

第5 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各

避難所の収容人員，開設期間の見込み等について，直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は，市長が実施する。また，避難所を開設したときは，住民等に対し，周知・徹底するものとし，避難所に収容すべき者を誘導し，保護しなければならない。

また，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し，必要な対応を行うとともに，必要に応じて，社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ，福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，安全性に配慮しつつ，管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に配慮して，被災地域以外の地域にあるものも含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

各避難所ごとに，避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに，本来の施設管理者との連携のもとで，運営における女性の参画を推進し，住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して，避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう，「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成30年5月奄美市）を参考に，避難所の管理運営体制の整備に努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また，市及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

関係機関の協力のもと，避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保，トイレ，入浴の確保等，生活環境改善対策，並びに迅速な情報提供手段，システムの整備に努める。併せて，安否確認等の情報伝達に用いる通信機器の電源確保のために非常用発電機の整備も考慮する。

特に，学校施設等においては，電気，水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて，通信機器や自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

市及び県は，被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて，被災者のニーズ把握や防犯対策のため，警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

津波や地震時には、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 市（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市は、当該市内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 津波や地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 警察機関の救出・救助体制の相互情報連絡体制の整備

市は、警察機関や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）の救出・救助体制の相互情報連絡体制の整備

市は、第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(4) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備相互情報連絡体制の整備

市は、自衛隊や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

2 救助の実施体制の構築

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、整備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

市は、津波災害等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の備蓄に努める。

孤立化集落対策

1 目 的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握にあたっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

〔 孤立化のおそれのある集落(例) 〕

□ 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため，県，市及び防災関係機関等は連携しながら，次のような対策に取り組む。

また，孤立化対策に必要な施策を推進するため，関係機関による連絡会等を設置し，日頃から情報交換に努める。

(1) 市

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては，集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また，自主防災組織を育成・強化し，集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は，それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については，孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において，救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。

(2) N T T

- ・ 孤立化のおそれのある集落において，一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに，孤立化防止のための衛星固定電話（現状：県下 27 箇所に配置）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者（県・市等）

- ・ 孤立化のおそれのある集落については，危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため，県，市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は，県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
 - ・ 避難所の開設や飲料水，食事等日常生活に必要な物資を確保する。
 - ・ その他必要な対策について，関係機関と連携を図りながら，迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話の設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者（県・市）

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警 察

- ・ 安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

(参照)	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
	第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
	第4	1	通信施設の整備対策
	第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
	第2	2	無線通信体制の整備
	第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
	第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
	第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）

3 住民の救助・救急への協力

津波や地震災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、県及び市町村は、都市部の住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の整備

1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 市及び県（常備消防を含む）

ア 津波や地震災害時に同時多発する救出，救助事象に対応するため，各消防署・所，消防団，自主防災組織等において，必要な，救助用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	(ア) 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 (イ) 救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） (ウ) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	(ア) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m） (イ) 担架（毛布・枕を含む） (ウ) 救急カバン
自主防災組織	(ア) 担架（毛布・枕を含む） (イ) 救急カバン (ウ) 簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） (エ) 防災資機材倉庫等

イ 津波や地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した津波や地震災害対策用救急車の整備を図っていく。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

津波や地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため，医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命，救助装備を拡充する等，円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

ア 救急・救助体制の充実

イ 初動医療体制の確立

ウ 医療支援体制の確立

エ 救急用装備・資機材等の充実

第7節 交通確保体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署】

【名 瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・地域農政課・地域総務課】

津波や地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 道路整備計画

1 交通施設整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狭あいな生活道路については、民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (6) 道路整備計画
 - ア 道路の新設、改良

道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。

2 道路施設等の点検、整備

突発的な災害から道路機能を確保するため、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (2) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

第2 交通規制の実施責任

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路 管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道 及び県道) 市長 (市道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
港湾管 理者	知事 市長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

2 緊急通行車両の事前届出

- (1) 大規模災害時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という。)を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。
- 選定される緊急交通路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。
- (2) 緊急輸送活動体制の充実
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。
- (3) 交通ネットワークの整備
- ア 骨格的な幹線道路の整備
 - イ 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保
 - ウ 防災上重要な道路改良の実施
 - エ 橋梁等の安全対策の実施
 - オ 災害時用臨時ヘリポートの整備
- (4) 輸送対策
- ア 陸上輸送の整備
車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請
 - イ 航空輸送の整備
災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第3 交通規制の実施体制の整備

1 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
港湾管理者 及び 海上保安本部	港湾管理者及び海上保安第十海上保安本部（海上保安部署を含む）は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第4 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

（1）危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

（2）関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

（3）危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第5 交通途絶予想箇所

路線名	予想される事態	同左区域	同延長（m）	代替路線名
国道58号	崩土	龍郷町中勝	300	名瀬龍郷線、市道本茶線
国道58号	落石、崩土	住用町役勝	6,000	名瀬瀬戸内線
名瀬龍郷線	崩土	名瀬有良	3,000	国道58号
名瀬瀬戸内線	落石、崩土	名瀬根瀬部	1,000	”
名瀬龍郷線	”	名瀬大熊	500	”
佐仁万屋赤木名線	”	笠利町佐仁～用	2,600	佐仁赤木名線
”	冠水	笠利町用～須野	3,900	”
佐仁赤木名線	落石、崩土	笠利町佐仁～屋仁	2,000	佐仁万屋赤木名線
山間役勝線	”	住用町山間	3,000	なし

第8節 輸送体制の整備

【名 瀬：土木課・商工政策課・総務課・各関係機関】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・空港管理事務所・産業振興課・地域総務課】

津波や地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 災害を想定した輸送計画の確立

道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段（車両・舟艇・ヘリコプター等）ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努める。

第2 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する緊急輸送路、又は輸送施設について、あらかじめ指定しておく。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

【関係機関：大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【名 瀬：健康増進課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：いきいき健康課】

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

また、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

第2 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備を検討推進する。

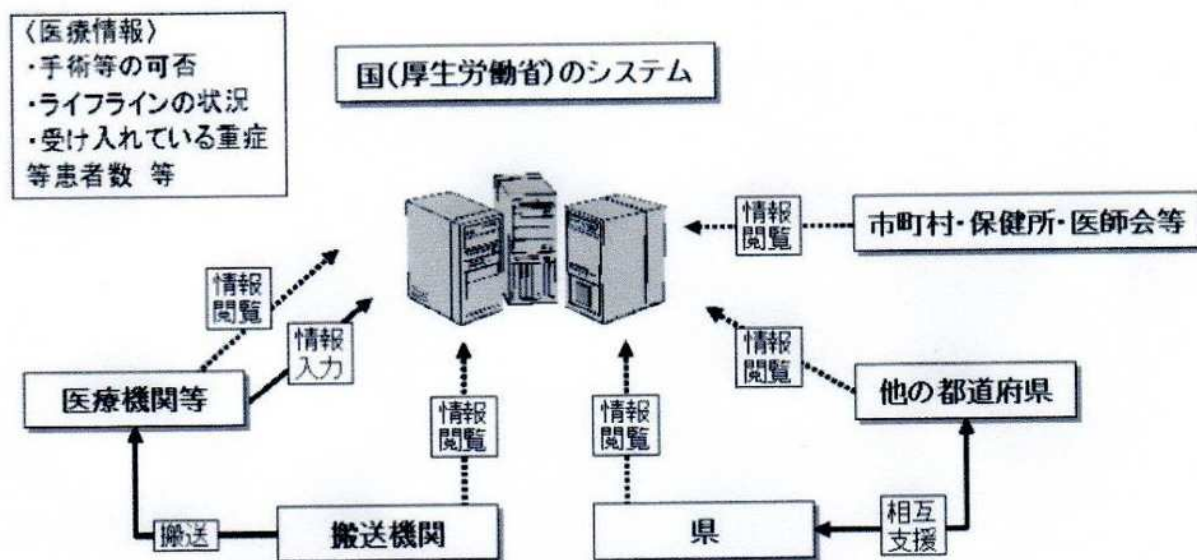


図 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要

2 後方搬送体制の整備

(1) 市、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：環境対策課・福祉政策課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

市、県は、その他の津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

市、県は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

2 食料の調達に関する協定等の締結

市、県は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 給水体制

災害時において、被災者1人あたりの最低給水量は1日20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 学校等のプール施設の活用
- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

2 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

3 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

また、学校等のプール施設の活用についても検討するものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) 市及び水道事業者は、応急給水所を開設し、水道施設が復旧するまでの応急給水対策を行う。

(4) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、「災害時における飲料水の提供に関する協定書」に基づいて、管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力を要請する。

4 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

5 広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村等との相互応援体制の整備に努める。

6 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、津波や地震災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品備蓄計画の策定

必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市及び県は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニ

エンストアー等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、市における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ、以下のとおり編成計画を作成しておく。

ア 市の感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果（平成 24～25 年度）や県災害廃棄物処理計画、市災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等を踏まえて、必要とされるトイレの数量

及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

5 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

6 広域応援体制の整備

市、県及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

7 ごみ処理対策

- (1) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し具体的に示すものとする。
- (2) 国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

津波等により大きな被害が発生した場合、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市及び県は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、（社）鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できる体制を整えるものとする。
- (2) 市及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、（社）プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定などによる応急仮設住宅の提供や、（社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (5) 市及び県は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておくものとする。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

ア 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

- (イ) 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数 of 消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数 is、その面積を 50 m² で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- (イ) その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- (ウ) その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 市は、博物館、美術館、歴史民俗資料館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする
- (2) 博物館、美術館、歴史民俗資料館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第7 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化
- イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

- ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。
- イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。
- ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。
- エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。

キ 消防センター，防災センター等の建設を検討する。

2 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには，平素から，防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方，災害の発生時において，住民が避難し，防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため，平常時の防災知識の普及啓発，訓練機能，防災資機材の備蓄機能，災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして，自治会，町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を，小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに，県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても，引き続き検討していく。

第8 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動，緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため，ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定，整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は，佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，奄美空港，笠利中学校，赤木名中学校，大島北高校及びあやまる国民運動場，太陽が丘総合運動公園とする。

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は，風圧等による危険を伴うため，警戒員を配置し，関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には，飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では，散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は，火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について，平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに，常に使用できるよう留意する。

(1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 市災対本部での広報の一本化を行い，混乱を防ぐ。
- イ 石灰等を用い，接地帯の中央に直径5m程度の円を書き，中にHの文字を標示する。
- ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合，本計画に定めるとともに，県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

5 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、県が実施する、市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練への参画、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

6 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

第9 災害用装備資器材等の整備

1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第 1 1 節 複合災害対策体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

第 1 市及び県等の複合災害対策

市及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第 2 複合災害を想定した訓練

市及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第4章 住民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1節 防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】

【名 瀬：教育委員会・総務課】

【住 用：地域教育課・地域総務課】

【笠 利：地域教育課・地域総務課】

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 基本的な考え方

(1) 市及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 市及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

ア 避難行動に関する知識

- ・強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自ら置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること

など

イ 津波の特性や津波に関する知識

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火など火山起因の津波の発生の可能性

など

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ 津波警報等の発表時や避難指示、避難指示の発令時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

カ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

など

キ 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

2 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として各対策実施機関に災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア 有線放送，地域コミュニティFM等放送施設
- イ 新聞
- ウ 広報紙，印刷物（チラシ，ポスター等）
- エ 広報車の巡回
- オ 講習会，パネル展示会等の開催

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障

害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

- (ア) 自ら災害に備えるための手段を講じること
- (イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- ①地震等に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ②非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ④飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ⑤保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

- (イ) 出火防止、初期消火等の心得
- (ロ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で災害が発生した時の行動
- (エ) 津波警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時
にとるべき行動、緊急避難場所や避難場所での行動
- (オ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- (カ) 災害危険箇所の周知
- (キ) 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認
- (ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- (ケ) 船舶等の避難措置
- (コ) 農作物の災害予防事前措置
- (サ) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容
- (シ) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動
- (ス) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ロ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - ② 停電時の照明
 - ③ 非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - ④ 屋根、雨戸の補強
 - ⑤ 排水溝の整備
 - ⑥ 初期消火、出火防止の徹底
 - ⑦ 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - ⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ 被災地支援

キ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「津波防災の日」に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市及び県は、学校において、福岡管区気象台名瀬測候所や鹿児島大学地域防災教育研究センター等の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

市は、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

5 災害教訓の伝承

市及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓や伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、津波や地震災害時において、県、市町村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得を心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的实施

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下のものが考えられる。

- ア 動員訓練、非常参集訓練
- イ 緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動訓練
- ウ 消防訓練
- エ 救出訓練
- オ 避難訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 医療・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。

(3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波や地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市・消防、自衛隊、奄美海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、民間企業、NPO法人やボランティア団体等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実戦的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 市が行う訓練

ア 市の総合防災訓練

市長は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、実施するように努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

(4) 広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

4 訓練結果の評価・統括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から 20 日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

災害を未然に防止又は軽減するためには、市、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

市は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、県からの助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供を受けるものとする。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備

自主防災組織の整備について、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流発生危険溪流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

オ 先進的な防災活動を行っている事例を推挙し、自主防災組織の必要性を再認識する講習等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び地域防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた地域防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。（地区防災計画策定地区は、資料編参照）

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火

- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- (ア) 防災訓練
- (イ) 施設及び整備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進

【関係機関：大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として奄美市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、奄美市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、奄美市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・大島郡医師会・大島郡歯科医師会・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：企画調整課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】 【笠 利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時等においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 市及び関係機関等における連携体制の整備

市及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 市における環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティア登録・把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、奄美市市会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

(3) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

災害時のボランティアの活動拠点は奄美市災害救援ボランティアセンターとする。

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、

防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

2 ボランティアとの連携等

市及び関係機関等においては、平常時から、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

3 ボランティアの受入れ、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

奄美市社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(3) 現地本部における対応

奄美市社会福祉協議会は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 ボランティアの受付、登録、派遣

市への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、市民対策部市民協働推進班が総合窓口となり受付を行い、奄美市災害救援ボランティアセンターに引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当課
(1) 専門分野のボランティア			
通 信	通信, 情報連絡	アマチュア無線クラブ	総務課
ボ ラ ン テ ィ ア コーディネーター	避難所等におけるボラ ンティアの指導・調整	奄美市社会福祉協議会	市民協働推進課 市民福祉課 地域総務課
医 療	人命救助, 看護, メンタ ルヘルス等のボランテ ィアの調整	大島郡医師会 大島郡歯科医師会 日本赤十字社	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
介 護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランテ ィアへの介護指導等	奄美市社会福祉協議会	高齢者福祉課 市民福祉課 いきいき健康課
通 訳	外国語通訳, 翻訳, 情報 提供	ボランティア通訳	企画調整課
(2) 一般分野のボランティア			
生 活 支 援 等	物資の仕分け, 配送, 食糧の配給等	奄美市社会福祉協議会	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
	清掃		環境対策課 市民福祉課 市民課
	被服寝具その他生活必 需品の配給等		福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

第6節 企業防災の促進

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名 瀬：商工政策課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名 瀬：市民課・福祉政策課・高齢者福祉課・舩観光課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つ者，外国人，観光客・旅行者等は，災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，要配慮者といわれている。今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い，要配慮者が増加することが予想される。このため，県，市及び防災関係機関は，平素より，要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

市は，市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，避難行動要支援者名簿を作成し，把握に努める。

要配慮者について，「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づき自主防災組織や自治会ごとに掌握しておくものとする。

なお，掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも，プライバシーには十分留意する。

2 避難行動要支援者対策

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は，奄美市地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

（2）避難行動要支援者の避難誘導，安否確認

市は，奄美市地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定める。

また，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等について，あらかじめ定めるよう努める。

市は，避難支援等に携わる関係者として奄美市地域防災計画に定めた消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得ることにより，または，市条例の定めにより，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図る。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を

講じる。

なお、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 支援体制の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づいた緊急連絡体制の充実・強化に努める。

(2) 支援体制の整備

ア 「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」に基づき、一人暮らしの高齢者、寝たきり老人等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して、災害時の要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らしの高齢者や寝たきり老人等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備等の設置等を検討する。

(2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、港、空港等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際等に、居住地の災害危険性や防災体制等について危険箇所等を記載している防災マップの配布など十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化に努める。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者施設の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資器材や、非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者施設の管理者は、津波や地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

なお、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者施設の管理者は、津波災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、津波災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記 1 から 4 の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・奄美市】

本市において、津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、奄美市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は奄美市災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課・地域総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部（支部）の設置

(7) 市内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部（支部）を設置する。

- (イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務部長を、副本部長は総務課長及び土木課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。
- (ウ) 災害警戒支部に支部長、副支部長を置き、支部長は地域自治区事務所長を、副支部長は地域総務課長及び建設担当課長をもって充てる。支部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。
- (エ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（支部）を廃止する。

（２）市災害対策本部の設置（図 1）

ア 市災害対策本部の設置又は廃止

（ア）市災害対策本部の設置

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき、又は震度 5 強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③ 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

（イ）市災害対策本部の廃止

本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

- (ウ) 市長は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 市災害対策支部の設置又は廃止

（イ）市災害対策支部の設置

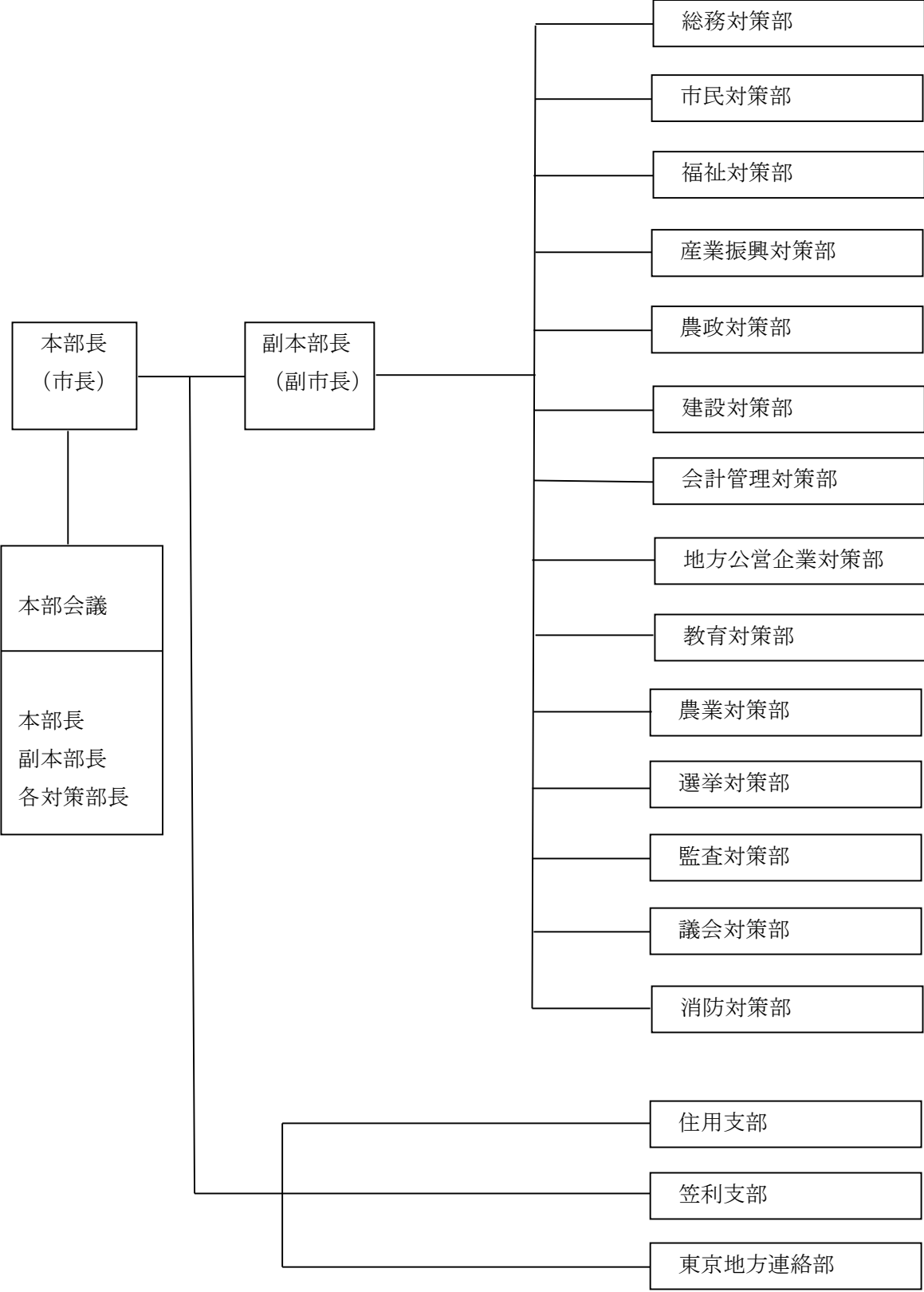
支部の管内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき、特別警報（大津波警報）が発表されたとき、又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、直ちに災害対策支部を設置し、本部長に通知する。

なお、支部長に事故があった場合は、あらかじめ指定された者の順で、支部長に替わって指揮を執る。

（イ）市災害対策支部の廃止

支部長は、管内の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策支部を廃止する。

図1 市災害対策本部組織図



2 市災害対策本部（支部）の組織

（1）本部の組織

ア 本部の構成

（ア）本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

なお、市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、総務部長及びあらかじめ指定された部長の順で市長に替わる意思決定を行う。

（イ）本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。

（表 1）

イ 本部の設置場所

本部は、原則として市災害対策本部（市役所名瀬総合支所）に設置する。

ウ 本部会議

（ア）本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

（イ）本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 震災応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国、県、市、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他、重要事項に関すること。

（2）地方連絡部

東京事務所に地方連絡部を置き、東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。

地方連絡部の所掌事務は、表 2 に掲げるとおり。

（3）支部

住用総合支所、笠利総合支所に支部を置き、支部長は地域自治区事務所長を、副支部長は地域総務課長をもって充てる。支部の設置は、本部長が指示する。各支部の所掌事務は、表 3-1、表 3-2 に掲げるとおり。

表 1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務（その 1）

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
総務対策部 (総務部長)	本 部 連 絡 班	総務課	1 市防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事。 4 自衛隊等の出動要請に関する事。 5 災害調書の作成及び県への報告に関する事。 6 無線通信の運用及び保守に関する事。 7 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関する事。 8 本部長が特に命じた事。
	秘書班	総務課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者に関する事。 3 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事。
	人事班	総務課	1 総務対策部総括に関する事。 2 災害時における人員の動員及び調整に関する事。 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関する事。 4 災害時の総合相談窓口の設置に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。
	職 員 構 成 班	総務課	1 職員の災害補償に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	財政班	財政課	1 所管する市有財産の災害調査に関する事。 2 本部の応急設営に関する事。 3 災害時における所管する施設機器材の利用に関する事。 4 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。 5 所管する電気施設の保守及び非常発電に関する事。 6 災害時の所管する車両の管理に関する事。 7 他の班・部の応援に関する事。
	企 画 調 整 班	企 画 調 整 課	1 広報に関する事。 2 災害写真に関する事。 3 市の広報紙の発行に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	特命班	プロジェクト推進 課、契約・検査指導課	1 本部長が特に命じた事。 2 他の班・部の応援に関する事。

市民対策部 (市民部長)	市民協働 推進班	市民協働 推進課	1 市民対策部総括に関する事。 2 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 3 市民の代表者（自治会・町内会長）との連携に関する事。 4 ボランティア活動に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
	環境対策 班	環境対策 課	1 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 2 流出油災害対策に関する事。 3 管理施設の被害の調査及び報告に関する事。 4 他の班・部の応援に関する事。
	市民班	市民課	他の班・部の応援に関する事。
	税務班	税務課	1 災害による市税の減免に関する事。 2 住家等の被害調査に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
	国保年金班	国保年金課	他の班・部の応援に関する事。
福祉対策部 (保健福祉部 長)	福祉援護 班	福祉政策 課	1 福祉対策部総括に関する事。 2 災害救助法に基づく諸対策に関する事。 3 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関する事。 4 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事。 5 日本赤十字社との連絡に関する事。 6 義援金品に関する事。 7 炊き出しに関する事。 8 食糧の供給に関する事。 9 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 10 関連する施設との連絡及び対策に関する事。 11 要配慮者の援護に関する事。 12 部内各班の連絡調整に関する事。 13 他の班・部の応援に関する事。
	救護・ 防疫班 (感染症 予防)	健康増進 課	1 医師会・保健所・医療機関との連絡に関する事。 2 保健対策に関する事。 3 災害救護事務に関する事。 4 感染症予防に関する事。 5 医薬品に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
	高齢者福 祉班	高齢者福 祉課	1 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。 2 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。 4 関連する施設との連絡及び対策に関する事。 5 他の班・部の応援に関する事。
	避難所管 理班	保護課	1 避難所の開設・管理に関する事 2 他の班・部の応援に関する事。
産業振興対策 部 (商工観光部 長)	商工政策 班	商工政策 課	1 産業振興対策部総括に関する事。 2 商工関係の被害調査及び報告に関する事。 3 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事。 4 労働対策及び職業安定所への連絡に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。

産業振興対策部 (商工観光部長)	紬観光班	紬観光課	1 紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること。 2 他の班・部の応援に関すること。
	デジタル戦略班	デジタル戦略課	1 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 2 庁内ネットワークシステム (Kintone 等, 災害情報システムを含む) の維持及び管理に関すること。 3 他の班・部の応援に関すること。
農政対策部 (農林水産部長)	農林対策班	農林水産課	1 農政対策部総括に関すること。 2 農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関すること。 3 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。 4 農林道関係災害予防及び応急措置に関すること。 5 畜産物に関すること。 6 林野火災に関すること。 7 部内各班の連絡調整に関すること。 8 漁協組合関係との連絡調整に関すること。 9 水産、漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること。 10 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 11 他の班・部の応援に関すること。
	土地対策班	土地対策課	他の班・部の応援に関すること。
建設対策部 (建設部長) (上下水道部長)	都市整備班	都市整備課	1 建設対策部総括に関すること。 2 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。 4 他の班・部の応援に関すること。
	土木班	土木課	1 土木関係災害予防及び応急措置に関すること。 2 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 水防法に基づく諸対策に関すること。 6 水位・流量その他の情報の関すること。 7 津波及び高潮対策に関すること。 8 空港の被害の調査に関すること。 9 他の班・部の応援に関すること。
	建築住宅班	建築住宅課	1 市営住宅の被害調査及び対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害住宅資金の融資に関すること。 4 被災住宅の応急修理に関すること。 5 市営住宅使用料の減免に関すること。 6 市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること。 7 他の班・部の応援に関すること。
	下水道班	下水道課	1 下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 3 他の班・部の応援に関すること。
会計管理対策部 (会計管理者)	会計班	会計課	他の班・部の応援に関すること。
地方公営企業 対策部 (上下水道部長)	水道班	水道課	1 被災地の応急給水に関すること。 2 災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関すること。 3 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 4 他の班・部の応援に関すること。

教育対策部 (教育部長)	総務班	教 育 総 務 課	1 教育対策部総括に関する事。 2 大島教育事務所及び学校との連絡に関する事。 3 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 4 避難所の開設の協力に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。 6 他の班・部の応援に関する事。
	学 校 教 育 班	学 校 教 育 課	1 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
	生 涯 学 習 班	生 涯 学 習 課	1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
	文化財班	文化財課	1 文化財の被害の調査及び報告に関する事。 2 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 3 他の班・部の応援に関する事。
	社 会 体 育 班	ス ポ ー ツ 推 進 課	1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
	学校給食セ ンター班		1 管理施設の被害調査及び報告に関する事。 2 他の班・部の応援に関する事。
農業対策部	農業班	農 業 委 員 会事務局	他の班・部の応援に関する事。
選挙対策部	選挙班	選 挙 管 理 委 員 会 事 務局	他の班・部の応援に関する事。
監査対策部	監査班	監 査 委 員 事務局	他の班・部の応援に関する事。
議会対策部	議会班	議 会 事 務 局	他の班・部の応援に関する事。
消防対策部 (消防長)	消防班	大 島 地 区 消 防 組 合 消防本部 消防団	災害時の消防及び水防に関する事。

表 2 地方連絡部の組織及び所掌事務

地方連絡部	地方連絡部長	所掌事務
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事。 4 その他災害関係の特に命じられた事項。

表 3 - 1 災害対策（住用）支部の所掌事務

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
住用支部 (事務所長)	支 部 連 絡 班	地 域 総 務 課	1 住用支部の総括に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部会議に関すること。 4 災害調書の作成及び本部への報告に関すること。 5 無線通信の運用及び保守に関すること。 6 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 7 支部長が特に命じたこと。
	地 域 総 務 班	地 域 総 務 課	1 各班との連絡調整に関すること。 2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 4 職員の災害補償に関すること。 5 職員の健康管理に関すること。 6 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること。 7 所管する市有財産の災害調査に関すること。 8 支部の応急設営に関すること。 9 災害時における所管する施設機器材の利用に関すること。 10 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 11 災害時の所管する車両の管理に関すること。 12 広報に関すること。 13 災害写真に関すること。 14 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 15 庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること。 16 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 17 市民の代表者との連携に関すること。 18 他の班の応援に関すること。
	市 民 福 祉 班	市 民 福 祉 課	1 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 2 ボランティア活動に関すること。 3 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 4 流出油災害対策に関すること。 5 住用地区直営診療所に関すること。 6 医療機関との連絡に関すること。 7 医薬品に関すること。 8 災害による市税の減免に関すること。 9 住家等の被害調査に関すること。 10 炊き出しに関すること。 11 食糧の供給に関すること。 12 医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること。 13 保健対策に関すること。 14 災害救護事務に関すること。 15 感染症予防に関すること。 16 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 17 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること。 18 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること。 19 日本赤十字社との連絡に関すること。 20 義援金品に関すること。 21 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 22 関連する施設との連絡及び対策に関すること。 23 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること。 24 福祉避難所との連絡及び開設に関すること。 25 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること。 26 他の班・部の応援に関すること。

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
住用支部 (事務所長)	産 業 建 設 班	産 業 建 設 課	1 商工水産関係の被害調査及び報告に関すること。 2 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。 3 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること。 4 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 5 労働対策及び職業安定所への連絡に関すること。 6 紬観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること。 7 農林道及び農業・林業関係の被害調査及び報告に関すること。 8 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。 9 農林道関係災害予防及び応急措置に関すること。 10 畜産物に関すること。 11 林野火災に関すること。 12 土木関係災害予防及び応急措置に関すること。 13 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 14 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 15 緊急輸送道路の確保に関すること。 16 水防法に基づく諸対策に関すること。 17 水位・流量その他の情報の関すること。 18 津波及び高潮対策に関すること。 19 市営住宅の被害調査及び対策に関すること。 20 応急仮設住宅の建設に関すること。 21 災害住宅資金の融資に関すること。 22 被災住宅の応急修理に関すること。 23 市営住宅使用料の減免に関すること。 24 市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること。 25 下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること。 26 下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 27 被災地の応急給水に関すること。 28 災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関すること。 29 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 30 他の班・部の応援に関すること。
	地 域 教 育 班	地 域 教 育 課	1 避難所の開設・管理に関すること。 2 学校との連絡に関すること。 3 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 4 避難所の開設の協力に関すること。 5 児童・生徒の安全対策に関すること。 6 他の班・部の応援に関すること。
消防対策部 (消防長)	住 用 消 防 班	住 用 消 防 分駐所 住 用 消 防 団	災害時の消防及び水防に関すること。

表 3－2 災害対策（笠利）支部の所掌事務

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
笠利支部 (事務所長)	支 部 連 絡 班	地 域 総 務 課	- 笠利支部の総括に関すること。 - 関係機関との連絡調整に関すること。 - 支部会議に関すること。 - 災害調書の作成及び本部への報告に関すること。 - 無線通信の運用及び保守に関すること。 - 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 - 支部長が特に命じたこと。
	地 域 総 務 班	地 域 総 務 課	- 各班との連絡調整に関すること。 - 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 - 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 - 職員の災害補償に関すること。 - 職員の健康管理に関すること。 - 災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること。 - 所管する市有財産の災害調査に関すること。 - 支部の応急設営に関すること。 - 災害時における所管する施設機器材の利用に関すること。 - 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 - 災害時の所管する車両の管理に関すること。 - 広報に関すること。 - 災害写真に関すること。 - 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 - 庁内ネットワークシステム（被災者支援システムを含む）の維持及び管理に関すること。 - 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 - 市民の代表者との連携に関すること。 - ボランティア活動に関すること。 - 他の班の応援に関すること。
	市民班	市民課	- ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 - 流出油災害対策に関すること。 - 管理施設の被害の調査及び報告に関すること。 - 災害による市税の減免に関すること。 - 住家等の被害調査に関すること。 - 他の班の応援に関すること。
	い き い き 健康班	い き い き 健康課	- 医師会・保健所・医療機関との連絡に関すること。 - 保健対策に関すること。 - 災害救護事務に関すること。 - 感染症予防に関すること。 - 医薬品に関すること。 - 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 - 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること。 - 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること。 - 日本赤十字社との連絡に関すること。 - 義援金品に関すること。 - 炊き出しに関すること。 - 食糧の供給に関すること。 - 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 - 関連する施設との連絡及び対策に関すること。 - 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること。 - 福祉避難所との連絡及び開設に関すること。 - 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること。 - 笠利地区直営診療所に関すること。 - 他の班の応援に関すること。

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
笠利支部 (事務所長)	産 業 振 興 班	産 業 振 興 課	1 避難所の開設・管理に関すること（土地対策室） 2 商工関係の被害調査及び報告に関すること。 3 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。 4 労働対策及び職業安定所への連絡に関すること。 5 舩観光所掌事務関係の被害の調査及び報告に関すること。 6 空港の被害の調査に関すること。（空港管理事務所） 7 他の班の応援に関すること。
	農 林 水 産 班	農 林 水 産 課	1 農林道及び農業・林業・水産関係の被害調査及び報告に関すること。 2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。 3 農林道関係災害予防及び応急措置に関すること。 4 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること。 5 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 6 畜産物に関すること。 7 林野火災に関すること。 8 他の班の応援に関すること。
	建設班	建設課	1 土木関係災害予防及び応急措置に関すること。 2 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 水防法に基づく諸対策に関すること。 6 水位・流量その他の情報の関すること。 7 津波及び高潮対策に関すること。 8 市営住宅の被害調査及び対策に関すること。 9 応急仮設住宅の建設に関すること。 10 災害住宅資金の融資に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 市営住宅使用料の減免に関すること。 13 市営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること。 14 下水道施設の災害予防及び応急工事に関すること。 15 下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 16 被災地の応急給水に関すること。 17 災害時の災害予防及び水道施設の応急工事に関すること。 18 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 19 他の班の応援に関すること。
	地 域 教 育 班	地 域 教 育 課	1 学校との連絡に関すること。 2 管理施設の被害調査及び報告に関すること。 3 避難所の開設の協力に関すること。 4 児童・生徒の安全対策に関すること。 5 他の班の応援に関すること。
	農業班	農 業 委 員 会分室	他の班の応援に関すること。
消防対策部 (消防長)	笠 利 消 防 班	笠 利 消 防 分署 笠 利 消 防 団	災害時の消防及び水防に関すること。

3 職員の配備基準

地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

市長は、表4の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められる

ときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

表 4 地震・津波時の参集・配備基準

体制	基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 市内に震度 4 の地震が発生したとき (2) 市内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 2 名以上 (2) 別記 1 に掲げる課 ・・所属長が必要と認める人数 (3) 総務課長が必要と認める課 ・総務課長が必要と認める人数	小規模地震や津波への警戒を行うため、県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	(1) 市内に震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生したとき (2) 市内に津波警報が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 3 名以上 (2) 別記 1 に掲げる課 ・・・・・・・・・・ 1 名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第 1 配備 (1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき (2) 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 4 名以上 (2) 別記 1 及び 2 に掲げる課 ・・・・・・・・・・ 1 名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第 2 配備 (1) 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき (2) 市内に震度 5 強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・ 半数以上 (2) 別記 1 及び 2 に掲げる課 ・・・・・・・・・・ 2 名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	
	第 3 配備 (1) 市内に震度 6 強以上の地震が発生したとき (2) 市内に震度 6 弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

(別記1)

〔名瀬〕企画調整課，財政課，市民協働推進課，福祉政策課，高齢者福祉課，保護課，デジタル戦略課，農林水産課，都市整備課，土木課，建築住宅課，下水道課，水道課，教育委員会総務課，教育委員会学校教育課

〔住用〕市民福祉課，産業建設課，地域教育課

〔笠利〕市民課，いきいき健康課，産業振興課，農林水産課，建設課，地域教育課

(別記2)

〔名瀬〕環境対策課，プロジェクト推進課，契約・検査指導課，健康増進課，税務課，紬観光課

(別記3) 別記1・2以外の課

イ 動員の伝達方法

(ア) 総務課・地域総務課職員の動員配備

地震の発生とともに，テレビ，ラジオ，インターネット等の速報情報をもとに，総務課・地域総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課・地域総務課長は，各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて，各部主管課長は，各部の職員を動員する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は，伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても，テレビ，ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し，あるいは地震・津波に遭遇したときは**表4**の参集・配備基準に照らして自主的に判断し，招集指示を待つことなく，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては，地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに，登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし，**表4**の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は，自主的に判断し，招集指示を待つことなく，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお，交通機関の普通や道路の決壊等により登庁できない場合は，最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し，応急活動に従事するか，その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・九州電力・あまみエフエム】

【名 瀬：企画調整課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関~~ごと~~に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 通信連絡手段の確保・運用

1 情報管理体制の確立

津波災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。その一方で初動期は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、被害の拡大を防ぎ被災者の救援に全力を挙げて対応するため、各防災関係機関と連携を密にし、平時から多種多様な通信・広報（機器等）の整備を図る。

（1）九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車を配備しており、市、県等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに市、県等は無償で貸与する。

2 通信連絡系統

津波時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、緊急・非常電話を含む）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

（1）非常通話の活用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

《 非常通話の手順 》

- (ア) 事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。
- (イ) オペレーターに「非常通話」と告げ、その理由を申し出る。
- (ウ) 市の登録電話番号と機関名、氏名を告げる。

(2) 災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は、平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

非常通話として取り扱われる通話の内容は、以下のとおりである。

ア 非常通話

風災害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取扱い、他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめNTTの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

なお、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また、県は、災害時に電話による通信が困難な場合、NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、孤立防止対策用衛星電話の利用に加え、ポータブル衛星設備等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する

3 無線通信体制の確立

津波や地震時の市の無線通信連絡体制として、整備済みの市防災行政無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

(1) 防災行政無線システム等の運用

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、防災行政無線を主体とする無線通信系統を利用し、住民への情報伝達を図る。また、防災行政無線の同報系無線については、災害時における集落や住民への防災情報伝達のほか、電話回線等が復旧するまでの間の各避難所や主要施設等との連絡手段としても活用することがで

きることから、双方向通信が可能となるデジタル化を図る。県との通信にあたっては、県の防災行政無線を効率的に運用する。

- (2) 災害現場等に出勤している職員との連絡は、市防災行政無線（車載及び可搬型、可搬型携帯型）により行う。

4 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする住民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール）、ワンセグ放送を通じて住民に提供できるよう、事前に県において締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用するよう、県へ要請する。

5 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、N T Tの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、津波や地震時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

- (1) 地域コミュニティFMの活用

あまみエフエムと災害時の放送協定を締結したことにより、災害時に強いラジオによる情報提供を行う。また、サイマルラジオを開始したことにより、インターネットでも情報配信をおこなっている。なお、FM局のスタジオが被災した場合を想定した対策本部等への仮設スタジオ設置を検討し、情報伝達体制の確立を推進する。

- (2) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

- (3) 一斉同報メール・緊急速報（エリアメール等）の活用

災害時に一般固定電話が繋がりにくくなる場合を考慮し、住民に対して各種警報や避難情報等の災害関係情報を一斉配信できるメールを活用する。

- (4) インターネット（HP・ツイッター）の活用

災害時に迅速な災害情報の提供や収集が可能であり、細かな情報を配信できるインターネット（HP・ツイッター）による情報提供を行う。

- (5) 衛星携帯電話の活用

N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話等を含む）回線が不通になり、交通が途絶した場合に各総合支所にある衛星携帯電話により情報伝達を行う。また、孤立化した集落への通信手段の確保として各避難所への衛星携帯電話の設置を推進する。

6 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想

定しておき，通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど，あらゆる手段をつくして連絡に努め，災害情報の通報，被害報告の確保を図る。

7 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき，利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は，以下のとおりである。

- ア 鹿児島県無線通信系統
- イ 九州電力株式会社無線通信系統

第3節 災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：環境対策課・健康増進課・福祉政策課・保護課・土木課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課・地域教育課・地域総務課】

大規模な津波や地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市長はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した本市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- （1）市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、60以上であること。
- （2）県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30以上であること。
- （3）県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第4 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

災害に対し、市における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市の窓口を福祉対策部福祉援護班とし、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係 N T T回線：099-286-2824

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

2 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》

簿冊の種類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 救護班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 病院診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準じる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》

繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書 イ 救助業務に要した経費算出内訳 ウ 決定報告による被害状況調 エ 災害救助費繰替支弁状況調 オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の完了後60日以内

《 費用の交付を受ける場合の書類 》

災害救助費繰替支弁金概算請求書
災害救助費繰替支弁金精算請求書

3 救助の実施

《 災害救助法の適用手続き 》	
救助の種類	担当課
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア 建築住宅課 産業建設課 建設課
イ 炊き出し, その他による食品の給与及び飲料水の供給	イ 福祉政策課・水道課 市民福祉課・産業建設課 いきいき健康課・建設課
ウ 被服, 寝具, その他生活必需品の給与又は貸与	ウ 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
エ 医療及び助産	エ 健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
オ 災害にかかった者の救出	オ 総務課・消防組合 地域総務課 地域総務課
カ 災害にかかった住宅の応急修理	カ 建築住宅課 産業建設課 建設課
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	キ 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
ク 学用品の給与	ク 教育委員会 地域教育課 地域教育課
ケ 遺体の収容	ケ 保護課 市民福祉課 いきいき健康課
コ 遺体の埋火葬	コ 環境対策課 市民福祉課 市民課
サ 行方不明者の搜索	サ 総務課・消防組合 地域総務課 地域総務課
シ 住居又はその周辺の土石, 竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	シ 土木課・環境対策課 産業建設課・市民福祉課 建設課・市民課

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

平成27年 3 月31日

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項																																					
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・人夫賃 ・消火器具費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害の発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり320円以内(加算額) 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信施設の確認 (非常通信方法の教示)																																					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	船舶、その他救出のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合には「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、貸金職員等雇上費は別途計上	・救出に必要な機械器具、貸金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法																																					
炊出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床上浸水で炊事ができない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1人1日当たり1,080円以内 ・食品給与のための総経費を延給人員で除した金額以内であらばよい。 ・被災地から縁故先(避難地)等一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	人員の把握 炊出し場所の設置及び奉仕員、協力者の確保、必要物品の調達方法、食事の配布の方法																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費・貸金職員等雇上費は別途計上	飲料水の必要量及び輸送方法																																					
障害物の除去	1 自力で除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合	・除去に必要な機械器具等の借上費、又は購入費、輸送費及び貸金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1世帯当たり134,300円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の調整ができる。	・対象世帯の適正な把握・障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認(日常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械器具並びに貸金職員等の確保																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上に必要な被服、具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	被害者の実情に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季節別災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内 (単位 円)	・被害世帯区分の確認〔全壊(焼)、半壊(焼)、床上浸水〕 ・物資査定計画表の作成(購入品目の検算) ・物資の調達方法 (特に現地調達可能量の検算) ・物資の配布の方法〔貸金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品との区別を明確にする。(災害救助法に基づく救済物資とその他日赤救済物資等)〕																																					
		<table><tr><th>区分</th><th></th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 焼失</td><td>夏</td><td>18,300</td><td>23,500</td><td>34,600</td><td>41,500</td><td>52,600</td><td>7,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,200</td><td>39,200</td><td>54,600</td><td>63,800</td><td>80,300</td><td>11,000</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,000</td><td>12,000</td><td>14,600</td><td>18,500</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,700</td><td>12,600</td><td>17,900</td><td>21,200</td><td>26,800</td><td>3,500</td></tr></table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 全焼 焼失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500		
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																			
全壊 全焼 焼失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																			
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600																																			
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																			

救助の実施程度、方法及び期間一覧表（つづき）

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの實力により応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	・修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から1ヶ月以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ・1世帯当たり 567,000 円 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常生活最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班（原則とする） 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者 ・協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	応急的処置であること。原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分べんした日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を受けること。 ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を失う失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ・文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,200 円 中学校児童1人当たり 4,500 円 高等学校等生徒 1 人当たり 4,900 円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保につとめる。 ・教材については県、市町村教育委員会に届出又は承認を受けたもの
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・洗浄、消毒等 1体当たり 3,300 円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり 5,300 円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市町村長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は救助の実 施機関が現物給付として行う。 ・検案は原則として救護 班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1体当たり 大人（12歳以上） 208,700 円 ・小人（12歳未満） 167,000 円	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のため埋葬を行うことが困難

第4節 広域応援体制

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課・地域総務課】

大規模な津波や地震災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した市、県及び防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、市及び県においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

ア	被災地外の県内市町村
イ	県及び関係機関
ウ	その他の公共的団体等
エ	協定のある関係機関
オ	消防庁（緊急消防援助隊等）
カ	県消防班応援（鹿児島市消防局）
キ	その他、民間団体、企業等

第2 市・消防における相互応援協力

1 県及び市町村相互の応援

（1）鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、被災市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市を応援することを求める。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

(3) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市（消防の一部事務組合等も含む。）長は、大規模な津波や地震、火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

第5節 自衛隊の災害派遣

【名 瀬：総務課】

大規模な津波や地震が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

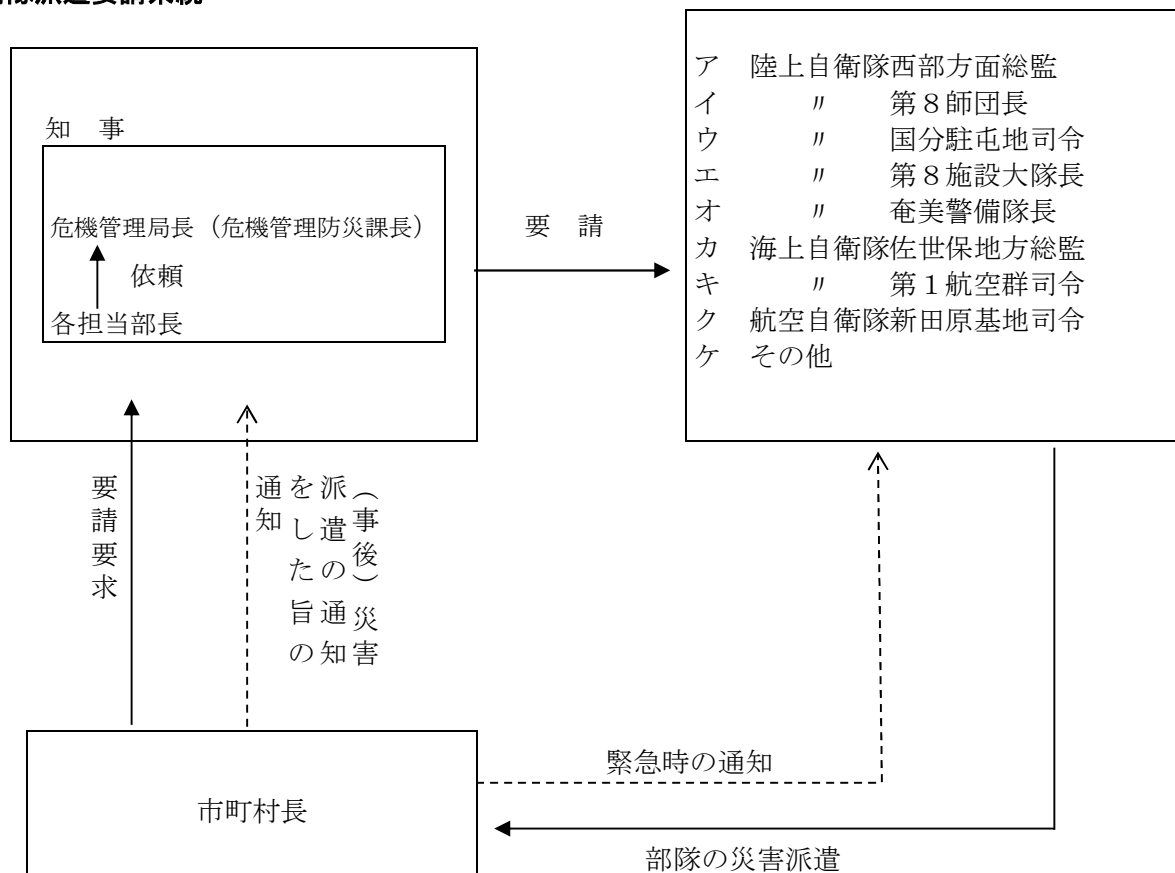
(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

第2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積，出入りの便を考慮）
- (2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう，重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては，県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械，器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し，不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料，消耗品類はすべて県及び市において準備し，不足するものは派遣部隊が携行する材料，消耗品類を使用するものとする。ただし，派遣部隊携行の使用材料，消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく，災害時の程度その他の事情に応じて県及び市は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については，以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため，出来得る限り事前に受入側の準備する材料，品目，数量，集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

- 自衛隊の救援活動に要した経費は，原則として派遣を受けた市が負担するものとし，2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費，借上料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地，建物等の使用及び借上料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道，電話料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
 - (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は，自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し，ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので，発着予定地とし，陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

臨時 ヘリポート等	佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，笠利中学校グラウンド，赤木名中学校グラウンド，大島北高校グラウンド，太陽が丘総合運動公園

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

【名 瀬：商工政策課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：産業振興課・地域総務課】

津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 作業員等の確保対策

1 作業員等の確保

（1）作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

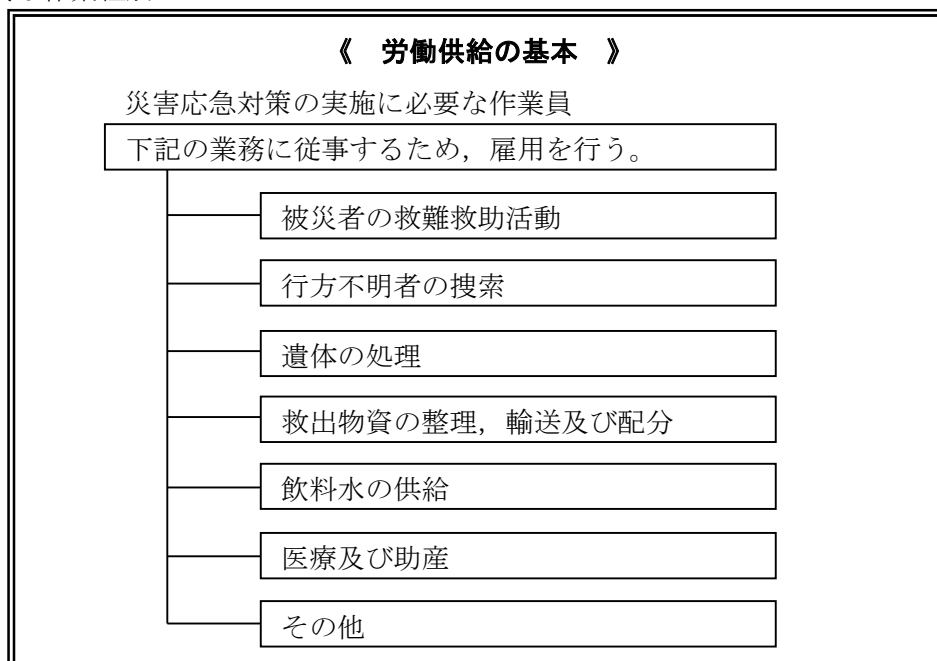
- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ウ 名瀬公共職業安定所による作業員の斡旋
- エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員
- オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

（2）要員確保

市長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は産業振興対策部商水情報班を窓口とし、名瀬公共職業安定所長へ斡旋を要請する。

各課は、作業員の確保が必要な場合は、総務対策部及び産業振興対策部商水情報班へ依頼する。

（3）必要な作業種別



2 応援要請による技術者等の動員

技術者等確保が困難な場合, 次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し, 技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

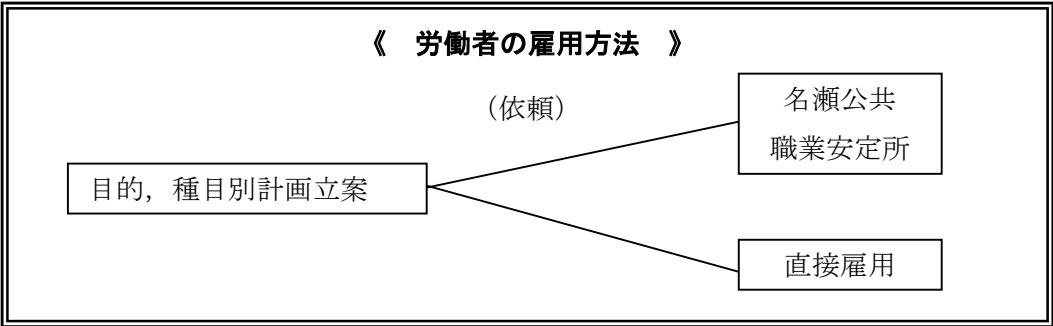
第2 公共職業安定所への作業員供給要請

1 作業員供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合, 名瀬公共職業安定所に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。
- (2) 要請内容

《 作業員供給要請事項 》		
ア 必要作業員数	イ 作業の内容	ウ 作業実施機関
エ 賃金の額	オ 労働時間	
カ 作業場所の所在	キ 残業の有無	ク 作業員の輸送方針
ケ その他必要な事項		

- (3) 雇用方法



- (4) 賃金
市が就労者に支払う賃金の額は, 原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

第3 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者，水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条	知事 知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条	知事 知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長 警察官，海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	① 医師，歯科医師又は薬剤師 ② 保健師，助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工，左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長，警察官，海上保安官の従事命令）	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は保健福祉部社会福祉課が担当し、災害対策基本法に基づくものは危機管理局危機管理防災課が担当する。

- (2) 知事（知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

【関係機関：奄美市社会福祉協議会】

【名 瀬：市民協働推進課・福祉政策課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：地域総務課】

大規模な津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア支援体制の確立

奄美市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、市民対策部市民協働推進班及び奄美市社会福祉協議会等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害対策本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、社会福祉課が総合窓口となり市等に引き継ぎ、登録等を行う。

第8節 災害警備体制

【関係機関：奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

2 市の自衛警備活動

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、奄美警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名 瀬：総務課】

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

1 津波及び地震に関する情報の発表

（1）緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

表 地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約１９０地域に区分）と地震の揺れの発見時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 大津波警報，津波警報，津波注意報

ア 大津波警報，津波警報，津波注意報の発表等

気象庁は，地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，津波による災害の発生が予想される場合には，地震が発生してから約3分を目標に大津波警報，津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお，大津波警報については，津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表される津波の高さは，通常は数値で発表する。ただし，地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから，推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は，予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は，地震発生からおおよそ15分程度で，正確な地震規模を確定し，その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため，沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え，3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上，1m以下の場合であって，津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは，津波によって潮位が高くなった時点における潮位と，その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって，津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ ただし、沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発 表 基 準	発 表 内 容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発 表 基 準	発 表 内 容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値, 沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値, 沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値, 沿岸での推定値とも数値で発表

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100 km を超える沖合の観測点)

全国の警報等の 発表状況	発 表 基 準	発 表 内 容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から 100 km 以内にある沖合の観測点) において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（4）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 津波予報の発表基準と発表内容

	情 報 の 種 類	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

表 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は右の表のとおりである

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸，西之表，奄美市，熊毛郡，大島郡，鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）	鹿児島県（西之表市，熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。）	鹿児島県（奄美市，大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市，始良市，霧島市，垂水市，鹿屋市，南大隅町，指宿市，錦江町，南九州市，枕崎市，南さつま市，日置市，いちき串木野市，阿久根市，長島町，出水市，薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

図 3.2.1.1 鹿児島県の津波予報区地図

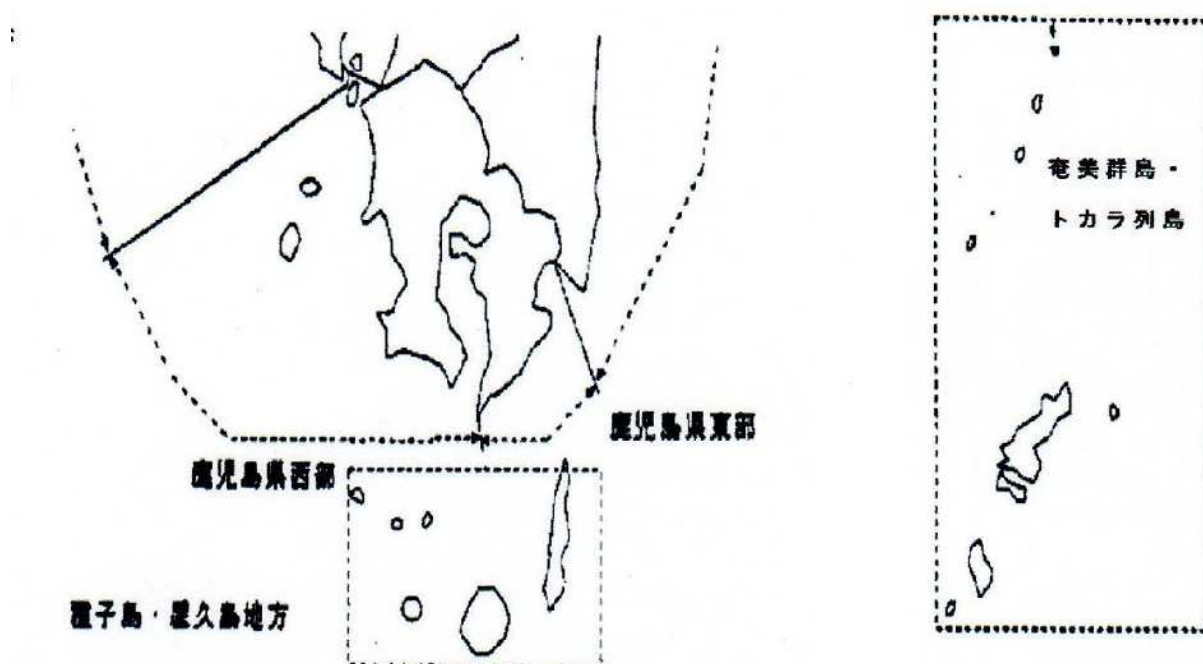


表 津波警報等の情報文の例

【津波警報等の発表】

ツチツナミヨウ 9 カゴシマ

平成 年 月 日 時 分 鹿児島地方気象台

時 分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

\$ 印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
当気象台管内に関係する予報区：
\$ 宮崎県 大津波警報
\$ 鹿児島県東部 大津波警報
\$ 種子島・屋久島地方 大津波警報
\$ 奄美群島・トカラ列島 大津波警報
有明・八代海 津波警報
熊本県天草灘沿岸 津波警報
鹿児島県西部 津波警報

発表された全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報
平成 年 月 日 時 分 気象庁発表

*****見出し*****
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
大津波警報・津波警報を発表しました。
ただちに避難してください。

<大津波警報>
伊豆・小笠原諸島，東海地方，近畿四国太平洋沿岸，関東地方，香川県，九州地方東部，薩南諸島，大東島地方

<津波警報>
東北地方太平洋沿岸，大阪府，兵庫県瀬戸内海沿岸，岡山県，広島県，愛媛県瀬戸内会沿岸，山口県瀬戸内海沿岸，九州地方西部，沖縄本島地方，宮古島・八重山地方

***** 本文 *****
\$ 印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです
<大津波警報>
\$ 千葉県九十九里・外房，\$ 千葉県内房，\$ *伊豆諸島，\$ 小笠原諸島，\$ 相模湾・三浦半島，\$ *静岡県，\$ *愛知県外海，\$ 伊勢・三河湾，\$ 三重県南部，\$ 淡路島南部，\$ *和歌山県，\$ 徳島県，\$ 香川県，\$ 愛媛県宇和海沿岸，\$ *高知県，\$ 大分県瀬戸内海沿岸，\$ 大分県豊後水道沿岸，\$ 宮崎県，\$ 鹿児島県東部，\$ 種子島・屋久島地方，\$ 奄美群島・トカラ列島，\$ 大東島地方

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波警報>
岩手県，宮城県，福島県，茨城県，東京湾内湾，大阪府，兵庫県瀬戸内海沿岸，岡山県，広島県，愛媛県瀬戸内海沿岸，山口県瀬戸内海沿岸，福岡県瀬戸内海沿岸，有明・八代海，長崎県西方，熊本県天草灘沿岸，鹿児島県西部，沖縄本島地方，宮古島・八重山地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波注意>
北海道太平洋沿岸東部，北海道太平洋沿岸中部，北海道太平洋沿岸西部，北海道太平洋沿岸北部，北海道日本海岸沿岸南部，青森県日本海沿岸，青森県太平洋沿岸，陸奥湾，山形県，新潟県上中下越，佐渡，富山県，石川県能登，石川県加賀，福井県，京都府，兵庫県北部，鳥取県，島根県出雲・石見，隠岐，山口県日本海沿岸，福岡県日本海沿岸，佐賀県北部，壱岐・対馬

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます
伊豆諸島，静岡県，愛知県外海，和歌山県，高知県

***** 解説 *****
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
ただちに避難してください。

<大津波警報>
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので，注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが，被害の心配はありません。

***** 震源要素の速報 *****
[震源，規模]
月 日 時 分頃地震がありました。
震源地は，〇〇〇〇〇〇（北緯〇〇．〇度，東経〇〇．〇度，〇〇の□□◇◇km付近）で，震源の深さは〇〇km，地震の規模（マグニチュード）は△△と推定されます。

注：巨大地震の場合に，地震の規模が不確定な段階で発表する津波警報文における震源要素欄では，地震の規模を「8を超える巨大地震」として発表します。

第2 津波情報等の受信・伝達

1 津波情報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図 3.2.2.1 の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、津波や地震に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

(2) 津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は、図 3.2.2.2 の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と、県内 73 箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統によるものとする。

2 地震・津波に関する情報等の受信・伝達

(1) 地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 住民への広報

大規模な地震・津波発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

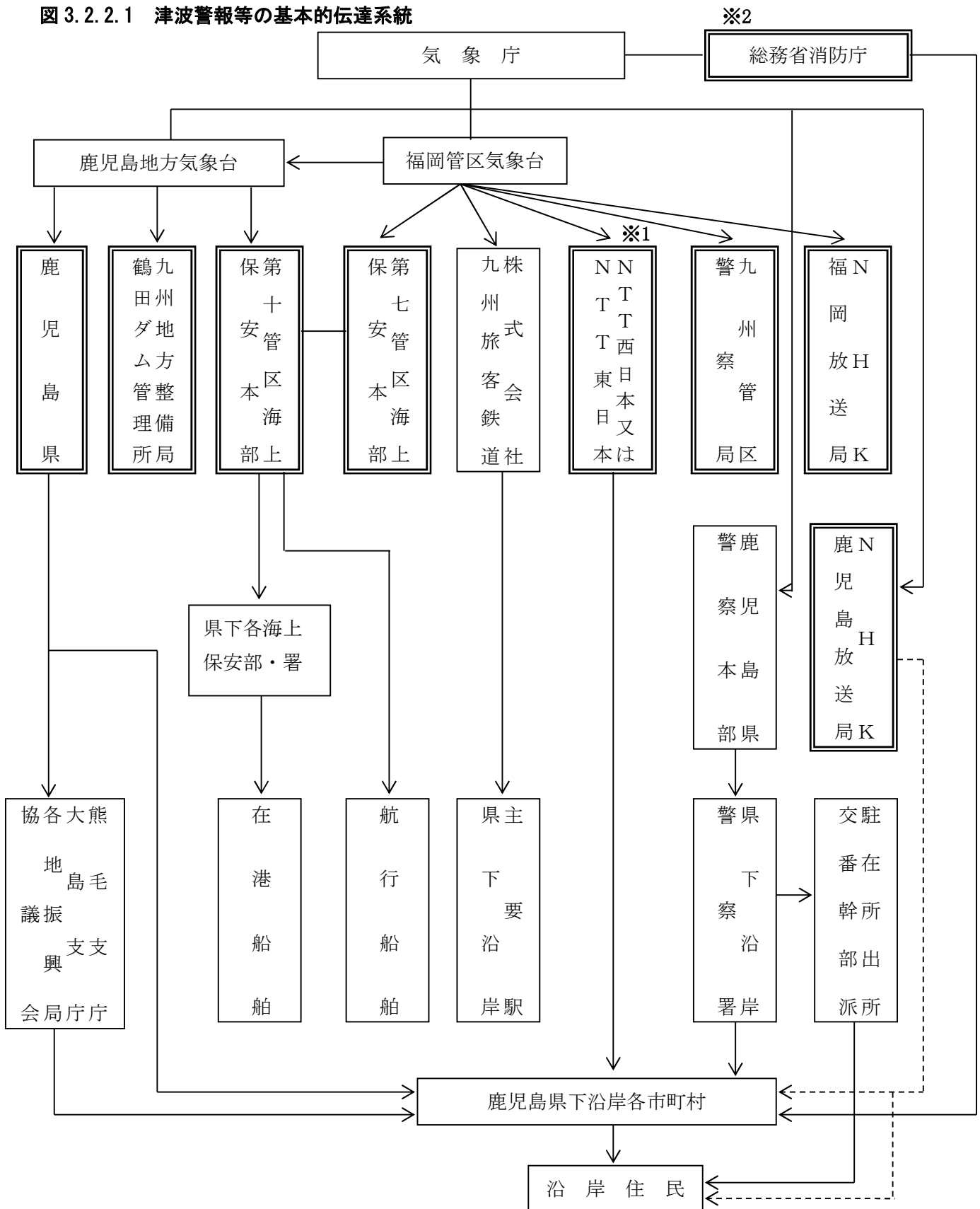
(3) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、本市の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(4) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

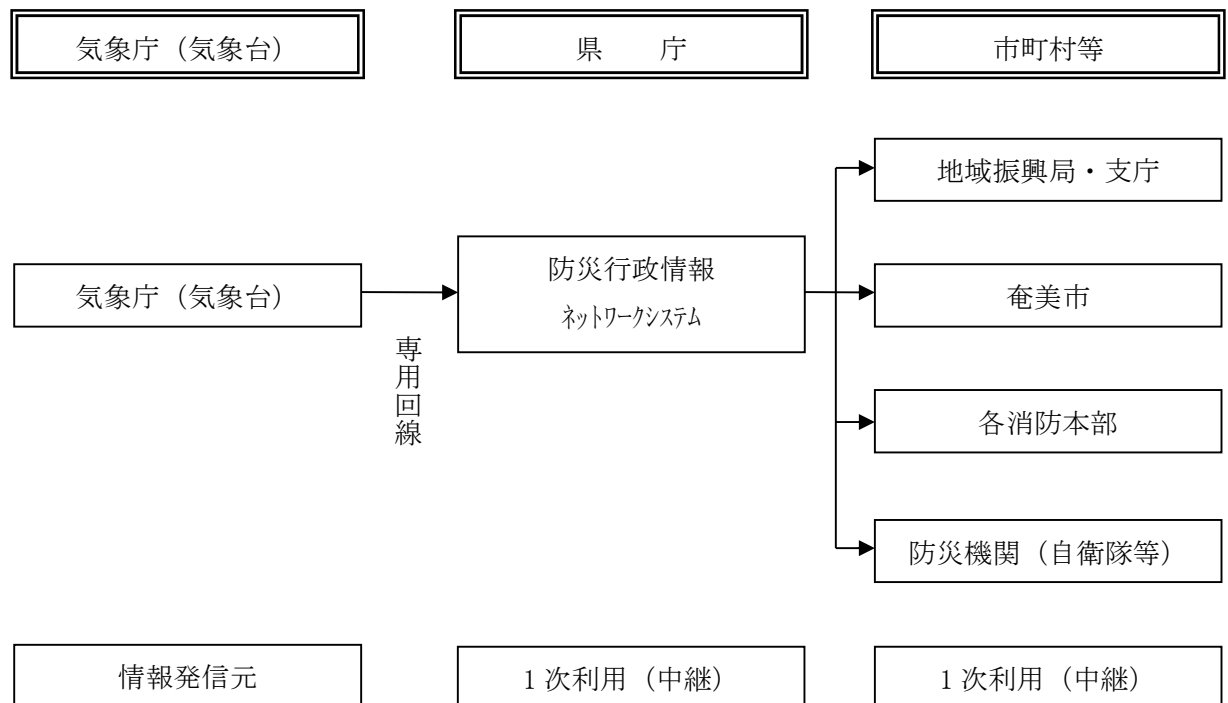
本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか、防災行政無線で自動放送されるため、これらの情報の内容に留意する。

図 3.2.2.1 津波警報等の基本的伝達系統



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン） 特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

図 3.2.2.2 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



第3 津波等に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒、避難指示等

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要を認めるときは、以下のように対応する。

また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

（1）住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

（2）市の対応

市は、防災行政無線等を用い、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

表 津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示等の基準（例示）

	基 準	対 応
津波危険地域に対する避難の指示	避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 （2）停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難の指示）。

（注）「第3節 広報」、「第7節 避難指示等、誘導」を参照。

2 津波の監視警戒

地震を感じた場合、津波警報・注意報・予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合は、以下の対応をとる。

（1）海面監視・警戒

津波警報・注意報・津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために職員を海岸近くへ配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。また、避難施設や監視施設まで距離のある海岸線に監視カメラ等の設置を検討する。

ア 近海で地震が発生した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき

ウ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHK等報道機関の放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：奄美市】

市災害対策本部は、津波等の発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報等の収集・伝達

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村、又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

なお、市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（1）収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、上下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況

コ 災害対策本部設置等の状況

サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 被害情報の収集計画

(ア) 被害調査

市民対策部税務班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

(イ) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設、文教施設、その他の公共施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して被害状況を調査する。各班において集約した被害状況を総務対策部本部連絡班に報告する。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

イ 被害状況の調査要領

(ア) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時、場所又は地域

ウ 被害の状況

エ とられている対策

オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(イ) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

(ウ) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 報告情報の集約

(ア) 災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう各対策部で集約し、総務対策部へ報告する。なお、災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

(イ) 情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、

救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

イ 県への報告

市は、震度 4 以上を把握した場合、県へ被害概況に関する報告を行う。

災害の規模の把握のための市から国・県等への報告は以下を目標に行う。

なお、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市の情報収集のために被災地へ赴く場合にどのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、あらかじめ県と協議をしながら情報収集要領を作成するよう努める。

種類	提出期限	適用
(ア) 第 1 報	登庁直後 津波等発生直後	第 1 報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況） a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） b 勤務時間内（津波等発生直後）
(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告	津波等の発生後 30 分以内 遅くとも 1 時間以内	震度 5 強以上を観測した場合は、県・消防庁に対して報告を行う。 この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。
(ウ) 人命危険情報の集約結果(全体概要)の報告	津波等の発生後 1 時間以内 遅くとも 2 時間以内	県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。
(エ) 県及び消防庁に報告	直ちに	同時多発火災や救出要請等により、119 番通報が殺到した場合

ウ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119 番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

市、県及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 市及び関係機関は、知事が行う市域の災害情報等の収集作業に協力する。

知事は、そこで得た情報を基に市内の防災関係機関に情報通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりである。

また、県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

回線別／区分		平日（９：３０～１８：１５） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49102
	FAX	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

第3節 広報

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・九州電力・ガス会社・NTT西日本・バス会社・あまみエフエム】

【名 瀬：企画調整課・市民協働推進課・総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波災害に際して、津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 市による広報

1 広報内容

津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、津波警報等、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導）、避難の指示

市の広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

（津波危険地域住民の避難の指示等の公報については、第1節第3「津波等に対する自衛措置伝達」津波-3-2-12 参照）

(2) 津波警報等発表後の広報

県（危機管理防災課）及び市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ津波時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 津波警報等発表後、事態が落ちついた段階での広報

市の広報担当者は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、市のホームページ、鹿児島県防災 web、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送から情報入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 市の各対策部は、広報を必要とする場合、総務対策部本部連絡班（支部連絡班）及び企画調整班に連絡する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務対策部本部連絡班（支部連絡班）において収集する。

ウ 総務対策部本部連絡班（支部連絡班）は、企画調整班（地域総務班）へ必要に応じて取材（現地写真撮影等）を要請する。また、取材を行う場合は、本部連絡班（支部連絡班）から各対策部（支部各班）へ連絡する。

エ 災害発生により多くの取材（現場写真撮影等）が必要となり、企画調整班（地域総務班）だけで対応できない場合は、総務対策部本部連絡班（支部連絡班）より各対策部（支部各班）へ取材等の協力要請を行い、各対策部（支部各班）では出来る範囲で取材を行う。

2 広報手段

(1) 市による広報手段

市が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（市ホームページ、鹿児島県防災 web、Lアラート、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、緊急速報（エリアメール等）、地域コミュニティFM、ワンセグ放送、広報車、市職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

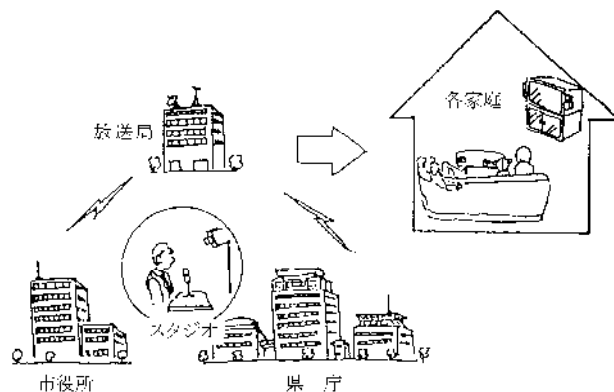
また、「高齢者等避難、避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第3「1 放送機関に対する広報の要請」に示す、放送機関への情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

(2) 県による広報手段

県による広報は、報道機関を通じるほか、各種広報媒体を活用し、広報内容が効果的に伝達されるよう努めるものとする。

また、大災害時等緊急に県民への情報を伝達する必要がある場合は、緊急連絡スタジオから映像及び音声で情報提供を行うものとする。

放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等による公共放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに、住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や住民への広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社奄美配電事業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(2) NTT西日本鹿児島支店

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(3) ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による住民への周知に努める。

(4) バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表等

1 放送機関に対する広報の要請

(1) 放送要請の要領

県（危機管理防災課）は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報について、迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送機関による広報が適当なものに関しては放送機関に広報を依頼する。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が市からの要請を受けて行う。この時市は県に放送を要請するとともに、報道機関にも補完的に要請文を送付する。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、県との連絡が不可能な場合は、市が放送機関に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、大規模災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難指示等

- イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
- ウ 災害時における混乱を防止するための指示
- エ その他必要な情報

(3) 地域放送機関への要請

市は、人心安定に関する情報、人命の安全確保等に関する情報及び防災情報に関する広報について、迅速・確実を期すべきもの、もしくは放送機関による広報が適当なものに関してはあまみエフエムに広報を依頼する。

あまみエフエムに対する放送の依頼は、事前に締結されている「災害時の放送に関する協定書」に基づき、総務課長が要請を行う。要請にあたって、放送依頼の理由、放送の内容を明示し、あまみエフエムは、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、人命にかかわる緊急を要する場合は、市が放送機器へ直接割込み、放送を行う。

2 報道機関に対する発表

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、情報提供については原則としてインターネット（市のホームページ）上で行う。インターネットが利用できない場合、又は大規模災害が発生した場合は、必要に応じて適宜報道機関に以下の要領で発表する。

(1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として市記者室、又は、記者会見室とする。
- イ 発表担当者は、総務対策部の在庁最上位の者とする。
- ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
 - 1 (2)の内容に準じる。
- イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- ク 避難状況等〔発表〕
- ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

- (例)
- ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - ・安否情報については、N T Tなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

- ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

コ ボランティア活動の呼びかけ

サ 住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等）〔発表，要請〕

ス 電気，電話，上下水道等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等）〔発表，要請〕

セ 河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況）〔発表，要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に市災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めた時は、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

市災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

第4節 消防活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】

津波災害においても、都市地域を中心に火災が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

第1 市・県・住民による消防活動

1 市の消火活動

消防機関は、大島地区消防組合消防本部が策定した消防計画に基づき、津波をもたらす地震災害時の統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、津波をもたらす大規模地震時の同時多発的火災に対し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。地震大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 住民の対策

住民は、被災直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 消防相互応援協定の活用

津波をもたらす地震等により大規模な地震火災等が発生し、所轄する消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

津波をもたらす地震等により大規模な地震火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できな

いときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第5節 危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各事業所管理者】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波や津波をもたらす地震等により、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市町村・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 市・県・事業所等による対策

1 市の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、津波を伴う地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、市町村が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難指示等を行うよう指示する。

また、県は、津波をもたらす地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難指示等を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、津波をもたらす地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第２ 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する消防組合の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島森林管理署・鹿児島県・各関係機関】

【名 瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

津波災害においても、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県・市は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「奄美市水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

各河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「奄美市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

河川管理者は、「奄美市水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防箇所等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

（2）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（4）その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録

オ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所等における斜面崩壊土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（1）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

（2）警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

（3）土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

市は、下記の緊迫した状況下において適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を国・県から提供を受ける。

情報提供者	緊急調査及び土砂災害緊急情報の内容
国土交通省	河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況
県	地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

第7節 避難の指示，誘導

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・

福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名 瀬：市民協働推進課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・土木課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

津波や津波をもたらす地震の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の住居者，滞在者その他の者に対し，立退きを指示する等の避難措置は，関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に市長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また，災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努める。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した津波の状況により大きく異なるため，市町村，その他の被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

(1) 津波からの避難の実施

県が想定している地震の中には，地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため，避難が緊急になされる必要がある。

したがって，地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に，市・消防本部等は，避難指示等の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し，住民の避難活動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は，地震火災からの避難が想定される。

したがって，これらの地震時は，地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ，二次災害防止の観点から，避難の必要性を把握し，必要な対策を講ずる。

3 権限委譲順位

地震による津波発生時に市長と連絡がとれない場合の避難指示等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

第3順位 総務課長

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の基準と区分

- (1) 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

市は自ら必要とする場合には、指定行政機関、指定地方行政機関及び県から、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を受けるものとする。

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

- (2) 避難勧告

津波警報が発表されたとき、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

- (3) 避難指示（緊急）

大津波警報が発表されたとき、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

- (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 市の実施する避難措置

- (1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

- (2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかに県（危機管理防災課（県本部設置時は本部連絡班又は所管支部）、大島支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 市は、避難措置の実施に関し、奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。

- ① 避難措置に関する要配慮者施設への連絡方法及び担当課
- ② 避難指示（緊急）等の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）
- ③ 各地域の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
- ④ その他の避難措置上必要な事項

3 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

（１）避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

（２）緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

（１）避難体制の確立

施設管理者は、津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

（２）緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が

可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

5 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が市地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

6 車両等の乗客の避難措置

- (1) 津波災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難指示等の伝達

1 市長による避難指示等の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

市長は、予め定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難指示等は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 地域コミュニティFM

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、ワンセグ放送、有線放送、電話の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市は、河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

(ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 津波時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設に当たって、市長は、避難場所等の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、地震活動の状況等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

地震等により津波災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、津波災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいが、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示（緊急）等との伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第8節 救助・救急

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災・及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 救助・救急活動

1 市、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市（消防機関を含む）	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。
関係機関名	活動内容	
警察機関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警察ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。	

関係機関名	活動内容
海上保安機関	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において被災した人等の搜索，救助を行う。 (2) 救出活動は，沿岸市を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊	(1) 必要に応じ，又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は，当該市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助，救急用装備・資器材の運用については，原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助，救急用装備・資器材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について，あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で，所轄消防組合，医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て，民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

消防組合 救急車 13 台，救助工作車 1 台（平成 23 年 4 月 1 日現在）
（平成 22 年版消防年報 III. 消防力の整備指針と現有）

第9節 交通確保・規制

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署】

【名 瀬：土木課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・農林水産課】

津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通施設対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滞留物の状況
- エ 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

2 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》

- ア 障害物の除去
- イ 被災箇所の応急復旧
- ウ 迂回路の確保

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 (4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
港湾管理者 及び 海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

3 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、と

りあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

4 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

5 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課又は道路情報センターに連絡する。

規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から緊急通行車両証明書（様式3）及び標章（様式4）の交付を受ける。

(3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

様式3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 (印)	
		公安委員会 (印)	
番号標に標示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式4 標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通路

津波災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 大規模な津波の発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な津波が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により津波情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節 緊急輸送

【関係機関：自衛隊・鹿児島県・奄美海上保安部・大島地区消防組合消防本部・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・奄美市】

津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請する。	協力先 物資輸送 県トラック協会 (電話099-261-1167)
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県有船舶の活用を要請する。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、要請する。 (2) 民間船舶等の活用 災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 また、荷役業者の必要なとき同支局は荷役業者あっせんも併せて行う。 (3) 海上保安部所属の船舶の活用 市及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し奄美海上保安部に巡視船艇による輸送を要請するものとする。 (4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県に 関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。	九州運輸局鹿児島運輸支局監理課 (電話099-222-5660) 奄美漁業協同組合 (電話0997-63-2167) 名瀬漁業協同組合 (電話0997-52-5321) 奄美海上保安部 (電話0997-52-5812) 第1章 第7節「自衛隊の災害派遣体制」参照。
航空機	市長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課（電話099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 (電話099-250-9801) 第1章 第7節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

2 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|---|
| <p>(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）</p> <p>(2) 輸送を必要とする区間</p> <p>(3) 輸送の予定日時</p> <p>(4) その他必要な事項</p> |
|---|

3 被災者の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県が被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県が示す運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日に沿って、被災者の運送要請に対応するものとする。

4 災害応急対策必要物資の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、県が災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県が示す運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日に沿って、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請に対応するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

5 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸 送 施 設 の 内 容
緊急輸送道路 （緊急輸送道路ネットワーク計画）	(1) 1次緊急輸送道路 地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、市役所、総合支所、県出先機関、空港、港湾と接続する道路。 (2) 2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、消防組合、警察署、総合病院等と接続する道路。
港湾・漁港	名瀬港、大熊漁港、小湊漁港、知名瀬港、宇宿漁港、赤木名港、山間港
空港	奄美空港
臨時 ヘリポート等	佐大熊場外離着陸場、名瀬場外離着陸場、住用町総合グラウンド、笠利中学校グラウンド、赤木名中学校グラウンド、大島北高校グラウンド、太陽が丘総合運動公園

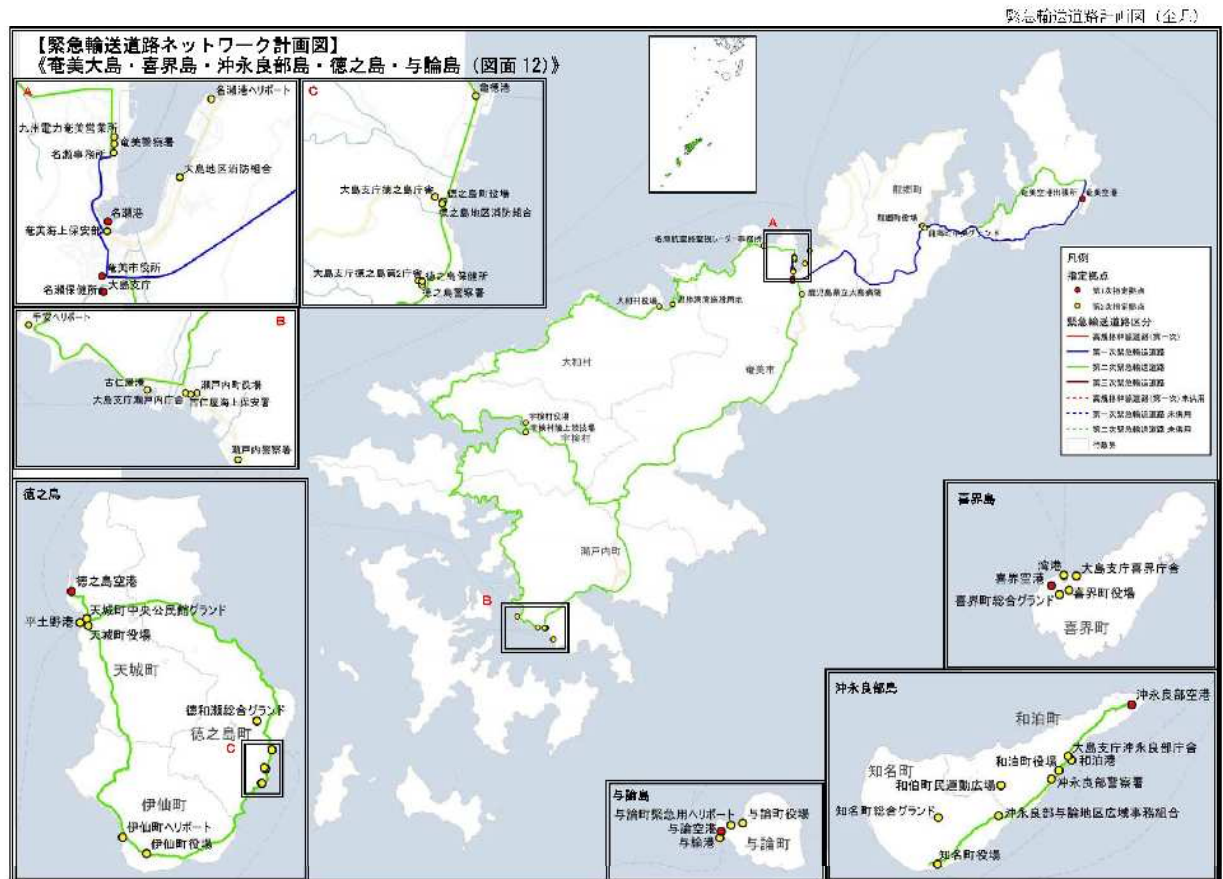


図 緊急輸送道路ネットワーク（計画図）

(鹿児島県地域防災計画 平成26年度)

第4 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第11節 緊急医療

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・県立大島病院・奄美中央病院・名瀬徳洲会病院・大島郡医師会・奄美市国民健康保険診療所】

【名 瀬：健康増進課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 DMAT

（1）DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

（2）DMATの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

イ 出動要請の特例

DMATの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の（ア）、（イ）に掲げるとおりとし、知事が承認したDMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

（ア）消防機関の長又は市長による出動要請の特例

消防機関の長又は市長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

（イ）DMAT指定病院の長の判断による出動の特例

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

（3）DMATの構成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりとする。

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2

2 医療救護班の出動要請

(1) 市による出動要請

市長は、必要に応じて大島郡医師会及び市内医療機関へ協力要請を行う。

医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市民対策部救護・防疫班において調整するものとする。

(2) 県による出動要請

県は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、国公立・公的医療機関、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(3) 医療救護班の設置

医療救護については、大島郡医師会が市内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

(4) 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1

3 医療救護班の編成

(1) 医療救護班の設置

医療救護については、大島郡医師会が市内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

4 初動体制の確立

(1) 初動体制の確立

医療救護班は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。必要に応じて医療救護班の支援を行うものとする。

ア 地元開業医、医療機関への要請

イ 医療施設への受入れ体制の確保

ウ 搬送体制の確保

エ 広域支援要請

(2) 応援要請

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県（日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会）へ出動を要請する。

5 奄美市国民健康保険診療所としての役割

奄美市国民健康保険診療所は、各地域における災害時の医療に対処するものとする。また、大島郡医師会等により編成された医療救護班と連携し、広域的な災害に対応するものとする。

6 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

第2 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、おおむね次の医療機関に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施設名	所在地	電話
県立大島病院	名瀬真名津町18-1	52-3611
奄美中央病院	〃 長浜町16-5	52-6565
名瀬徳洲会病院	〃 朝日町28-1	54-2222

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

第12節 要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者・観光施設管理者】

【名 瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・舩観光課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

津波災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

1 要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送する。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮

を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

1 市が実施する対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 高齢者及び障害者を対象とした「奄美市地域見守りネットワーク支援制度」を基に作成された対象者リストを活用し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。
- (2) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (3) 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページ・メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所、社会福祉施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不安定に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

第4 児童に係る対策

1 市が実施する対策

- (1) 要保護児童の把握等

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等に寄り発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を、親族等に提供する。

2 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県, 市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、飲料水、食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

1 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

市及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

- (2) 相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

第3章 事態安定期の応急対策

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

【名 瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・保護課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・土地対策課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊、浸水、流失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。
なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 福祉避難所等の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

1 避難所の運営管理

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (1) 避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。

その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

- (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、また必要に応じて防災関係機関やNPO法人ボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。
- (9) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- (10) 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

第3 広域一時滞在・移送

1 広域一時滞在・移送

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 広域一時滞在を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の本市が行い、被災者を受け入れた市は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

【名 瀬：福祉政策課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時には、住居の倒壊や流失、ライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

一般災害対策編 第3部 第3章 第2節（一般-3-3-4）参照

第3節 応急給水

【名 瀬：水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第3節（一般-3-3-7）参照

第4節 生活必需品の給与

【名 瀬：福祉政策課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：いきいき健康課】

津波災害時には、住居の流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

一般災害対策編 第3部 第3章 第4節（一般-3-3-9）参照

第5節 保健・医療対策

【名 瀬：健康増進課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：いきいき健康課】

災害時の初期の医療活動については、「第2章第11節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第5節（一般-3-3-12）参照

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

【名 瀬：環境対策課・健康増進課】

【住 用：市民福祉課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課】

津波災害時には、津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第6節（一般-3-3-13）参照

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【名 瀬：環境対策課・土木課・下水道課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課】

【笠 利：市民課・建設課】

津波災害時には、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第7節（一般-3-3-17）参照

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：環境対策課・保護課・総務課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

一般災害対策編 第3部 第3章 第8節（一般-3-3-21）参照

第9節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：建築住宅課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

津波災害時には、住居の流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第9節（一般-3-3-25）参照

第10節 文教対策

【名 瀬：教育委員会】【住 用：地域教育課】【笠 利：地域教育課】

津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第10節（一般-3-3-29）参照

第11節 義援金・義援物資等の取扱い

【名 瀬：企画調整課・福祉政策課・会計課】

【住 用：市民福祉課・地域総務課（会計）】

【笠 利：いきいき健康課・地域総務課（会計）】

津波や地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節（一般-3-3-32）参照

第12節 農林水産業災害の応急対策

【名 瀬：商工政策課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：産業振興課・農林水産課】

津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

一般災害対策編 第3部 第3章 第12節（一般-3-3-33）参照

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【名 瀬：土木課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課】

津波災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに市等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに市等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市防災行政無線を活用するとともに広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報そ

の他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である、病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・鹿児島県LPガス協会奄美支部・南海ガス】

津波災害時には、都市ガスでは、ガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地での応急対処と同時に消防署及び県LPガス協会に通報する。さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 休日又は夜間における連絡は消防署とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

支部長は消防署、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地

区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

9 避難所開設に係る対応

災害後、臨時の避難所が開設された場合は、奄美市と鹿児島県L Pガス協会奄美支部で締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて以下の対応をとるものとする。

- (1) 避難所が開設された場合、奄美支部内のL Pガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し、り災者の利用に供する。
 - ①L Pガス容器（調整器付き）
 - ②コンロ（2.3連）
 - ③その他
- (2) 設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。
- (3) 避難所が閉鎖された場合、供給した事業者が速やかに上記(1)の器材を撤去するものとする。

10 仮設住宅開設に係る対応

災害後、仮設住宅が建設され利用が開始されるに当たっては基本的に棟ごとの集団供給とし、設備は奄美支部内L Pガス事業者が設置するものとする。

- (1) 仮設住宅に設置するL Pガス設備は以下のとおりとする。
 - ①集合住宅供給設備一式
 - ②各戸給湯器（屋外設置）、テーブルコンロ（屋内設置）
 - ③上記設備設置に係るゴムホース等一式
 - ④その他
- (2) 設置に要する器具費用は自治体負担とする。
- (3) 入居開始後に発生するガス料金は仮設住宅の入居者負担とする。
- (4) 仮設住宅が撤去された場合、L Pガス設備一式は設置した事業者が速やかに撤去する。

第2 都市ガス施設災害応急対策

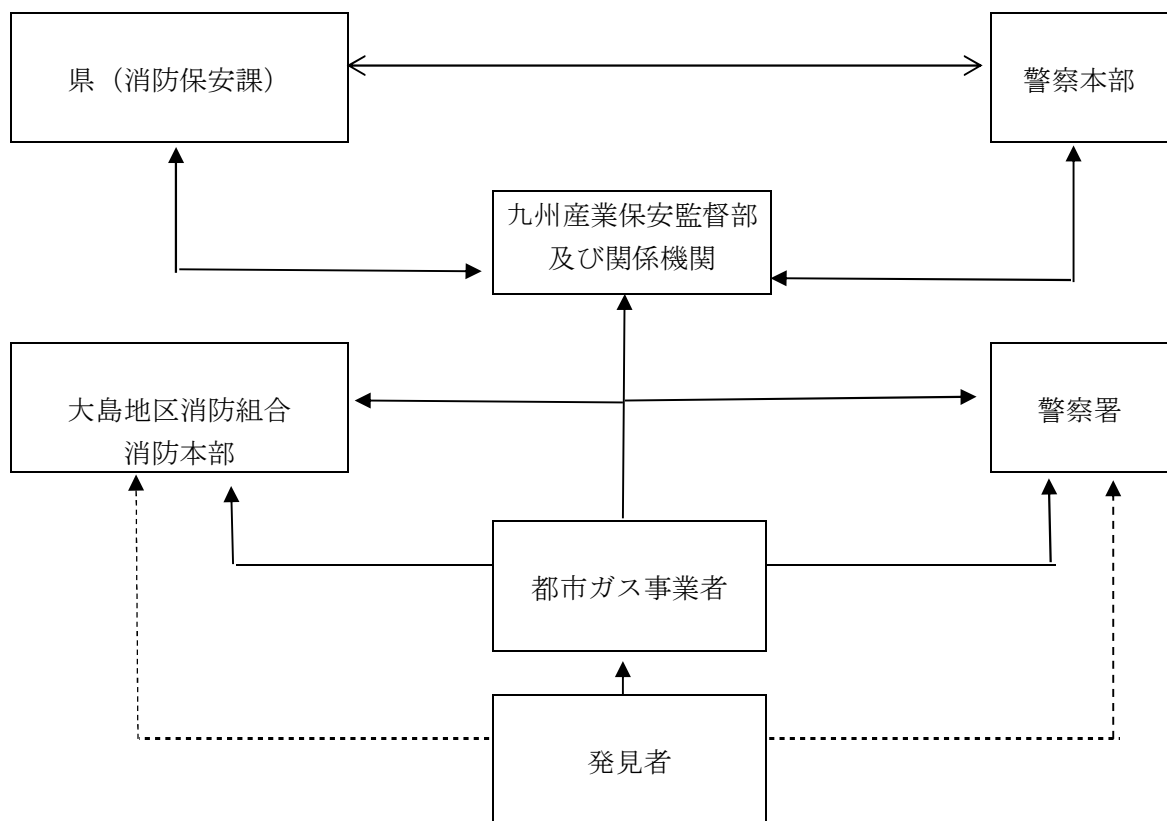
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の軽減に努めるほか、それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置

- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処理

都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第3節 上水道施設の応急対策

【名 瀬：水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

津波災害時には、水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

水道課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

【名 瀬：下水道課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課】

津波災害時には、下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

下水道課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起これないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、仮設貯留槽等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流水能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます、取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

【関係機関：NTT西日本】

津波災害時には、電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、日本郵便株式会社、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合，次により状況に応じた措置をとり，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置，中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他，必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用，臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり，重要通信を確保する必要があるときは，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は，電気通信事業法，電気通信事業法施行規則の定めるところにより，一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信，消防通信，その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は，恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して，迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は，サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは，災害復旧に直接関係ない工事に優先して，復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては，行政機関，ライフライン事業所と連携し，早期復旧に努める。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合，被災した電気通信施設の応急復旧状況，通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について自社ホームページ等を通じて行うほか，広報車により地域の利用者に広報する。

また，テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め，広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：土木課・商工政策課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課】

津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、津波により被害を受けたときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

津波により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

津波により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

津波により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第7節 空港施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【笠 利：空港管理事務所】

津波災害時には、地震動や液状化等により空港施設への被害が予想され、施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護，復旧に努める。

第1 空港の応急活動体制

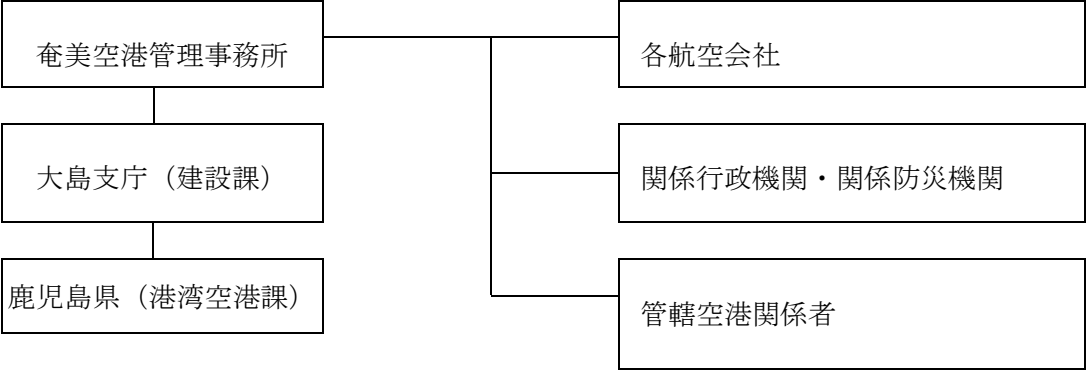
1 奄美空港の応急活動体制

(1) 応急対策本部の設置

大規模地震が発生したときは、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、奄美空港管理事務所に応急対策本部を設置する。

なお、地震により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第2章第2節空港災害応急対策に準ずる。

(2) 地震発生時の情報伝達ルート



(3) 関係機関連絡先

ア 各航空会社

会社名	連絡先
日本航空(株)	
日本エアコミューター(株)	0995-58-2151
琉球エアコミューター	098-858-9664
スカイマーク	070-5450-2798
ピーチ・アベエーション	080-2471-7632

イ 関係行政機関・関係防災機関及び管轄空港関係者

奄美空港	奄美空港管理事務所	0997-63-0277
	奄美市笠利総合支所	0997-63-1111
	鹿児島県（港湾空港課）	099-286-3644
	鹿児島県大島支庁（建設課）	0997-57-7332
	大阪航空局奄美空港出張所	0997-63-0067
	福岡航空測候所奄美空港出張所	0997-63-0244
	奄美海上保安部	0997-52-5811
	大島地区消防組合	0997-52-0100
	奄美市消防団	0997-52-0100
	大島郡医師会	0997-52-0598
	鹿児島県名瀬保健所	0997-52-5411
	奄美警察署	0997-53-0110
	奄美空港ターミナルビル株式会社	0997-63-2251

第2 空港の応急対策

1 地震発生時の業務

- （1）情報の収集・伝達
- （2）関係機関との連絡調査
- （3）応急救護及び災害防止に必要な措置
- （4）航空機の運航に関する措置
- （5）通信業務の確保

2 運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- （1）航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- （2）滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- （3）空港事務所（管理事務所）の航空交通管制機関との調整を図る。

3 空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- （1）必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- （2）各航空会社に規制対策を要請する。
- （3）交通機関に対して、連絡バス等の乗車等の制限等措置を要請する。
- （4）警察本部及び各警察署に警備を要請する。

4 空港施設の保安対策及び応急復旧

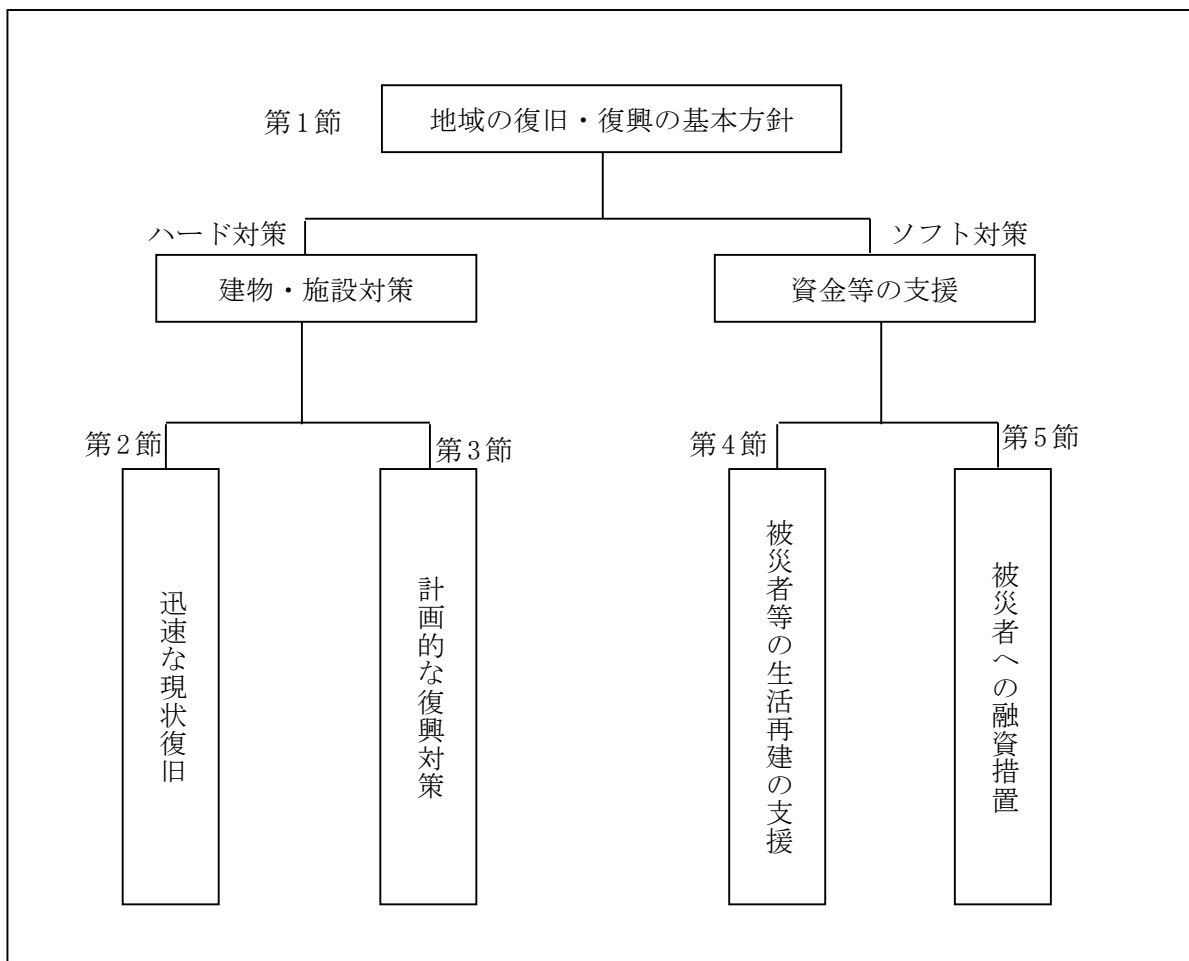
航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

第4部 津波災害復旧・復興

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援
- 第5節 被災者への融資措置

津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

【災害復旧・復興のフロー・チャート】



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

- 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向
- 2 被害が甚大な場合の基本的方向

市及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- | |
|----------------|
| 1 復旧にあたっての基本方針 |
| 2 復旧事業の推進 |
| 3 事業計画の種別 |

1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 復旧事業の推進

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- ① 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- ② 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- ③ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- ④ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- ⑤ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- ⑥ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- ⑦ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- ⑧ 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- ⑨ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- ⑩ 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業

の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ① ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や市町村を經由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- ② ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な処理を促進する。

(4) 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(5) 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 公共土木施設災害復旧事業計画<ul style="list-style-type: none">・河川公共土木施設災害復旧事業計画・砂防設備災害復旧事業計画・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画・道路公共土木施設災害復旧事業計画② 農林水産施設災害復旧事業計画③ 都市災害復旧事業計画④ 上水道施設災害復旧事業⑤ 住宅災害復旧事業計画⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画⑩ その他の災害復旧事業計画 |
|---|

第3節 計画的復興の進め方

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 復興計画の作成2 計画策定にあたっての理念3 防災まちづくり |
|--|

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- （１）再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- （２）住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- （３）住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 各種支援措置の早期実施2 税対策による被災者の負担の軽減3 住宅確保の支援4 広報・連絡体制の構築5 災害復興基金の設立6 雇用の創出7 その他 |
|--|

1 各種支援措置の早期実施

市及び県等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市町村は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県が、災害救助法に基づき被災者の援助を行ったときは、市は、被災者台帳を作成するため、県へ被災者に関する情報の提供要請を行うものとする。

3 税対策による被災者の負担の軽減

市及び県は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

4 住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等空き家を活用するほか、県は、国に対しUR賃貸住宅等の活用を要請する。

5 広報・連絡体制の構築

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

6 災害復興基金の設立

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

7 雇用の創出

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

8 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は「奄美市地域防災計画（一般災害対策編）」に準じる。

第5節 被災者への融資措置

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 資金選定の指導2 資金の種類3 各種資金の貸付条件等 |
|--|

市及び県は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 資金選定の指導

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

(1) 農林漁業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② (株)日本政策金融公庫の災害資金

(2) 商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- ② (株)日本政策金融公庫の資金
- ③ (株)商工組合中央金庫資金

(3) 民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

(4) 住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「奄美市地域防災計画（一般災害対策編）」に準じる。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

上記に示す通り、本市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に含まれている。

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

上記に示す通り、本市は「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には含まれていない。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る津波防災に関し、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教，保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域総務課】

第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- 2 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

第2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奄美市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。
- 2 機関の具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠 利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域総務課】

第1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援要請は、以下のとおりとする。

◆ 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平常時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

◇1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

ア	被災地外の県内市町村
イ	県及び関係機関
ウ	その他の公共的団体等
エ	協定のある関係機関
オ	消防庁（緊急消防援助隊等）
カ	県消防班応援（鹿児島市消防局）
キ	その他、民間団体、企業等

◇2 応援要請

1 県市町村間等の相互応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町村、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

（1）隣接市町村の職員等

市長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

（2）鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、被災市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市を応援することを求める。

(3) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

(4) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別及び人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

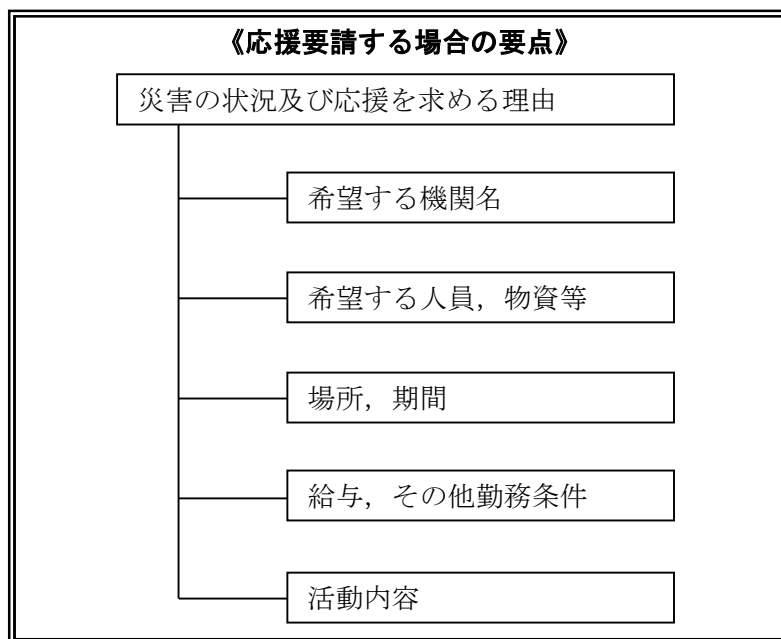
(5) 県知事への職員派遣斡旋要請

市長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について(4)の事項を明示して斡旋を求める。

(6) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

市長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(7) 県他市町村への応援要請



2 応援の受入れ体制の確立

市、県及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

(1) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア 受入れルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

3 活動の内容

(1) 応援項目

ア 災害応急措置に必要な職員の派遣

イ 食糧、飲料水及び生活必需品の提供

ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供

エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

オ 遺体の火葬のための施設の提供

カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

ク ボランティア団体の受付及び活動調整

ケ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため総務対策部本部連絡班を連絡窓口とし、必要な調整を行うものとする。

イ 受入れ施設の整備

市長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

4 九州地方整備局の応援要請

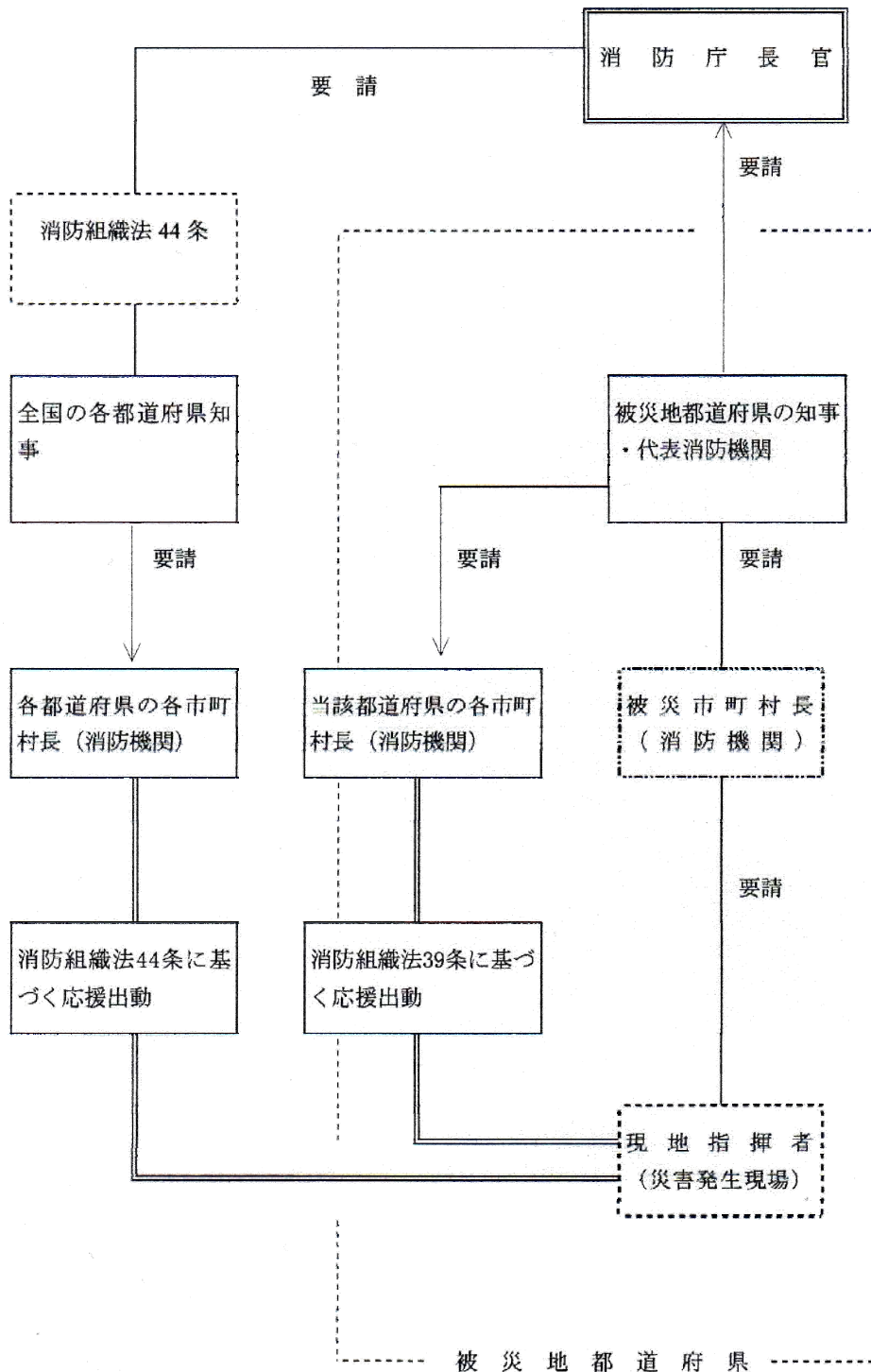
国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、必要に応じて、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

5 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

大規模災害時における消防の応援要請経路



第2 市は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、以下のとおりとする。

◆自衛隊の災害派遣

【名 瀬：総務課】

大規模な災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

◇1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

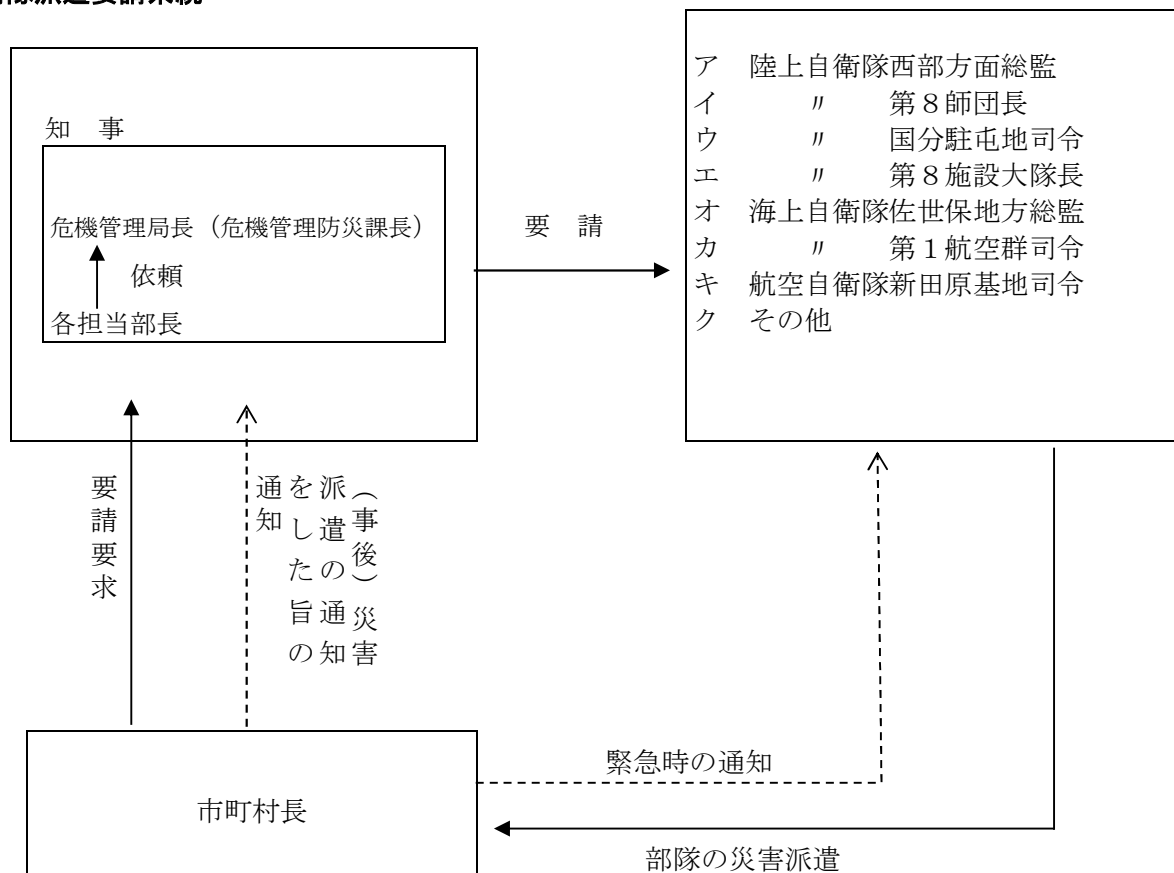
(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



3 知事への災害派遣要請の要求

（1）災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

（2）要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

（3）災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

◇ 2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積、出入りの便を考慮）
- (2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、発着予定地とし、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

臨時 ヘリポート等	佐大熊場外離着陸場，名瀬場外離着陸場，住用町総合グラウンド，笠利中学校グラウンド，赤木名中学校グラウンド，大島北高校グラウンド，太陽が丘総合運動公園

第4 市は、災害が発生し、他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。
詳細は以下のとおりとする。

1 応援の受入れ体制の確立

市、県及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

(1) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア 受入れルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

第3章 津波からの防護,

円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：土木課・農林水産課・教育委員会・総務課】

【住 用：産業建設課・地域教育課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域教育課】

第1 市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生し津波のおそれがある場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検・計画的な整備

市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

市又は河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

市は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

5 防災行政無線等の整備等の方針

市は、津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線の整備（デジタル化）を行うとともに、災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

第2節 津波に関する情報の伝達等

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・九州電力・あまみエフエム】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、以下のとおりとする。

◆津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

◇1 津波情報等の受信・伝達

1 津波情報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図1の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、津波や地震に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

(2) 津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は、図2の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と、県内73箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統によるものとする。

2 地震・津波に関する情報等の受信・伝達

(1) 地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 住民への広報

大規模な地震・津波発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

(3) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、本市の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(4) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか、防災行政無線で自動放送され

るため、これらの情報の内容に留意する。

※2

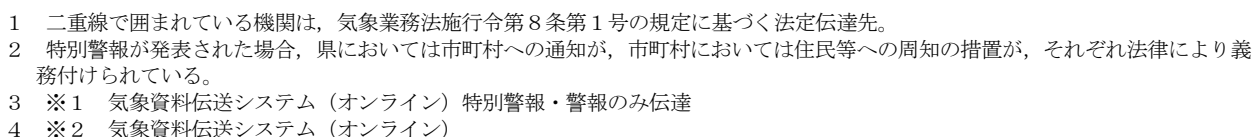
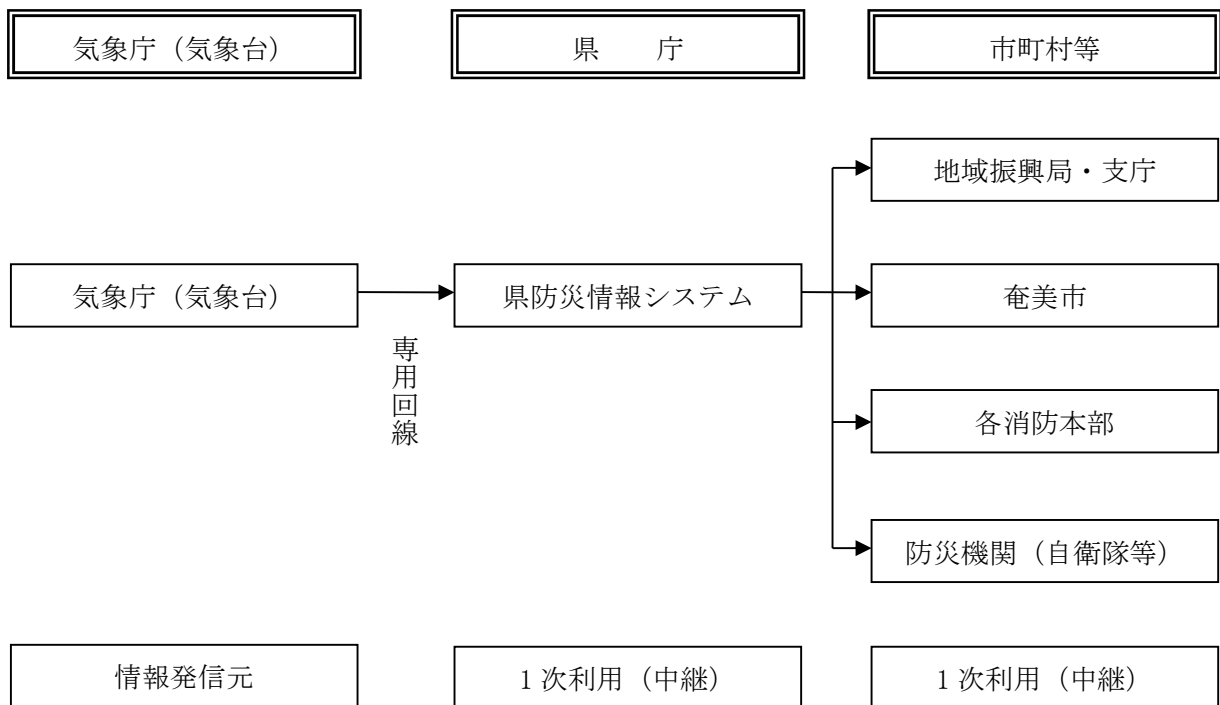


図 2 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



◇ 2 津波等に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒，避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は，津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため，強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき，又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，以下のように対応する。

また，津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

（ 1 ） 住民等の対応

津波危険予想地域の住民，海浜の旅行者・海水浴客・就労者は，自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

（ 2 ） 市の対応

市は，防災行政無線等を用い，漁業協同組合，宿泊施設，関係施設・団体等の協力を得て，海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を勧告・指示する。

第3節 避難対策等

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名 瀬：市民協働推進課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・土木課・教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

避難対策等については、以下のとおりとする。

第1 地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、適切に対応するものとする。

また、市が行う避難対策について災害救助法の対象となる場合は、県から指導調整を受けるものとする。

1 第7節の第2の2に定めるところにより、県の管理する施設を避難所として開設する際は、県と協力して行うものとする。

2 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。

第2 地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を県と連携しながら取り組むものとする。

第4節 消防機関等の活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】

消防機関等の活動については、以下のとおりとする。

第1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立

第2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- 1 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報
- 2 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

第3 水防管理団体等は、水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

【関係機関：九州電力・N T T 西日本・大島地区消防組合消防本部・鹿児島県L P ガス協会奄美支部・南海ガス・あまみエフエム】

【名 瀬：水道課・企画調整課・市民協働推進課・総務課】

【住 用：産業建設課・地域総務課】

【笠 利：建設課・地域総務課】

第1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第2 電気

- 1 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、以下のとおりとする。

◆ 電力施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

◇ 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

特に供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに市等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに市等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市防災行政無線を活用するとともに広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において**震度5弱以上**の地震が発生した場合は、対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である、病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気施設の

早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は以下のとおりとする。

◆ ガス施設の応急対策

地震災害時には、都市ガスでは、地震動、液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

◇ 1 液化石油ガス施設災害応急対策

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。
さらに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 休日又は夜間における連絡は消防署とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼をうけ、又は支部長から出動の指示があったとき

は何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

支部長は消防署、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

9 避難所開設に係る対応

災害後、臨時の避難所が開設された場合は、奄美市と鹿児島県LPガス協会奄美支部で締結された災害時応急生活物資供給協定に基づいて以下の対応をとるものとする。

- (1) 避難所が開設された場合、奄美支部内のLPガス事業所が以下の物資を速やかに設置提供し、り災者の利用に供する。
 - ①LPガス容器（調整器付き）
 - ②コンロ（2.3連）

③その他

- (2) 設置に係る費用及び使用したガスについては奄美支部が負担する。
- (3) 避難所が閉鎖された場合、供給した事業者が速やかに上記(1)の器材を撤去するものとする。

10 仮設住宅開設に係る対応

災害後、仮設住宅が建設され利用が開始されるに当たっては基本的に棟ごとの集団供給とし、設備は奄美支部内LPガス事業者が設置するものとする。

- (1) 仮設住宅に設置するLPガス設備は以下のとおりとする。

- ①集合住宅供給設備一式
- ②各戸給湯器（屋外設置）、テーブルコンロ（屋内設置）
- ③上記設備設置に係るゴムホース等一式
- ④その他

- (2) 設置に要する器具費用は自治体負担とする。
- (3) 入居開始後に発生するガス料金は仮設住宅の入居者負担とする。
- (4) 仮設住宅が撤去された場合、LPガス設備一式は設置した事業者が速やかに撤去する。

◇2 都市ガス施設災害応急対策

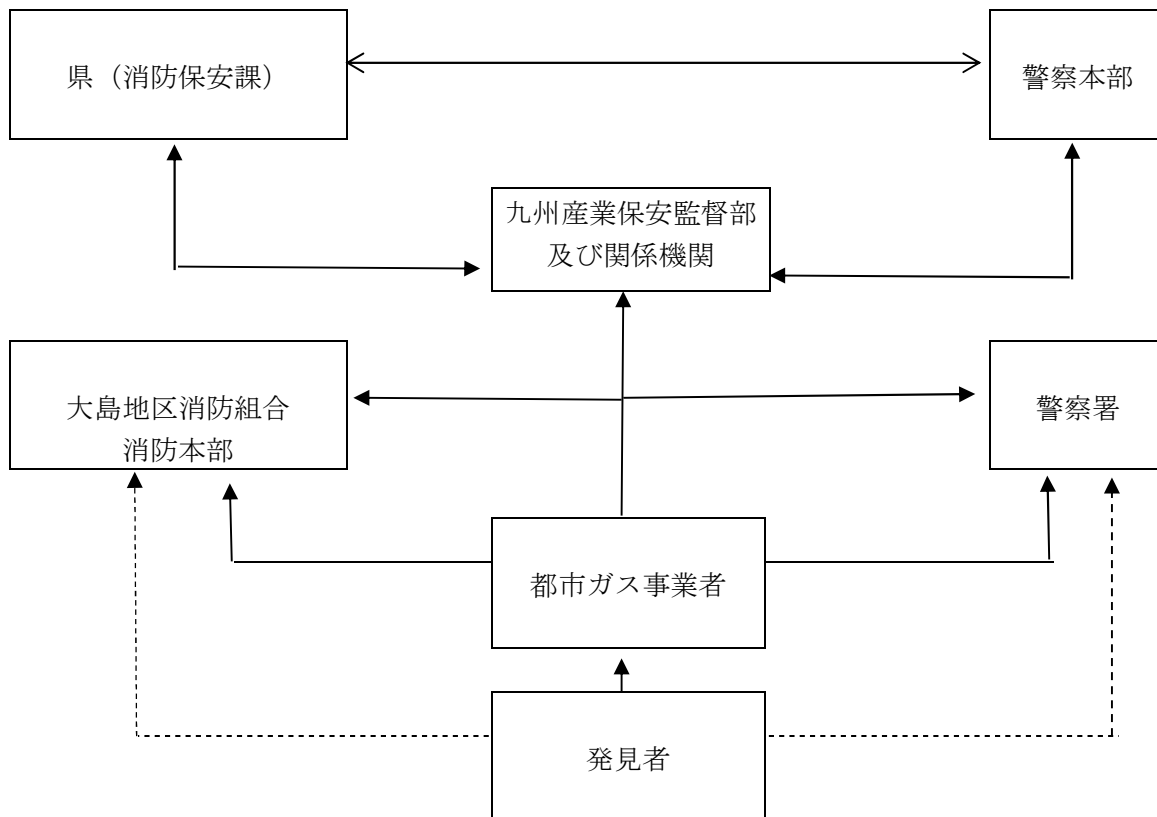
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の軽減に努めるほか、それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処理

都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は、以下のとおりとする。

◆電気通信施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

◇1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。

- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業所と連携し、早期復旧に努める。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について自社ホームページ等を通じて行うほか、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第5 放送

- 1 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 3 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 4 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビ、株式会社エフエム鹿児島、あまみエフエムが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6節 交通対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名 瀬：土木課・商工情報課・農林水産課】

【住 用：産業建設課】

【笠 利：建設課・産業振興課・農林水産課・空港管理事務所】

第1 道路

市、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上及び航空

- 1 第十管区海上保安本部（奄美海上保安部）は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。
- 2 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- 3 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。

第3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者や、空港等のターミナルの施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等の努めるものとする。

第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

【関係機関：鹿児島県】

【名 瀬：財政課・市民協働推進課・福祉政策課・健康増進課・農林水産課・
教育委員会・総務課】

【住 用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：いきいき健康課・産業振興課・農林水産課・地域教育課・地域総務課】

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - ア 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全にする措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 市の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入又は配備にあたり, 本市の実では活動が困難な場合は, 県へ協力要請するものとする。
- 3 市が行う屋内避難に使用する建物の選定について, 県有施設の活用する場合は, 県へ協力要請するものとする。

第 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名 瀬：総務課】

【住 用：地域総務課】

【笠 利：地域総務課】

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市の消防庁舎等の耐震化等，救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて，必要に応じて，県より適切な助言等を得るものとする。

第2 救急救助体制の整備

災害時に同時多発する救急事象に対応するため，医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命，救助装備を拡充する等，円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立
- エ 救急用装備・資機材等の充実

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は県の協力のもと，自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため，被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4 消防組織の充実強化

整備された装備・資器材を十分に活用して，より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について，より高度な教育・訓練を実施することにより，消防活動体制の整備・強化を図る。

第5 消防団の育成強化

（1）消防団の育成強化の必要性

消防団は，常備消防と並んで，地域社会における消防防災の中核として救出救助，消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら，近年の消防団は，団員数の減少，高齢化等の問題を抱えており，その育成強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め，地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は，地域社会にとって有用であることから，これらを地域社会に広

め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係機関：各関係機関】

【名 瀬：企画調整課・財政課・市民協働推進課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住 用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠 利：建設課・地域教育課・地域総務課】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として、県下全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、以下のとおりとする。

◆建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「奄美市耐震改修促進計画」によって、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

◇1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのない

よう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

◇ 2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 防災指導等による不燃化，耐震性の確保

一般建築物の不燃化，耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は，建築確認審査及び完了検査を通して，建築物や敷地等が安全となるよう，建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに，住居の用に供する建築物の建築を制限し，災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上，がけ下等）であり，又は衛生上有害である建築物に対し，適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

不法建築，無届建築等を摘発し，県と連携し適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

(ア) 地域，地区の指定のない都市に対する地域，地区制の促進を図る。

(イ) 土地区画整理，道路位置指定等の指導により，宅地の計画的な環境整備を図る。

(ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については，その耐震性が確保されていないものがあることから，建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため，地盤振動や液状化の危険性の高い区域については，特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また，災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し，移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃，耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して，耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して，住宅の耐震改修を促進する。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第2 避難路の整備

道路は市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を促進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を促進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を促進する。

第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により10戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を促進するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設を整備の促進を図るものとする。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を促進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、県が平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を促進するものとする。

2 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するも

のとする。

第7 通信施設の整備

◆ 通信・広報体制の整備

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

◇ 1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信施設の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信器）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（1）通信機器の操作の習熟

機器を取扱う職員及び住民へ日頃からの訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

（3）長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

3 通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実にを行うために防災行政無線の整備をはじめ、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を整備する。

◇ 2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

- (1) 災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。
- (2) 災害時優先電話の機能周知，設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

◇ 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し，各種防災情報システムの整備，充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し，市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。
- (2) 災害情報データベースの整備
 - 全庁体制で被災者支援システムを活用し，次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。
 - ア 安否情報（死亡者の氏名・住所，避難状況等）
 - イ 火災情報（建物被災程度等）
 - ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給，仮設住宅の入居，倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては，県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し，その運用を行っている。
- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。
- (3) 災害に強い通信網を構築し，県，市，消防組合間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

- (1) 庁舎内の独立電源
 - 庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保をとして，ディーゼル発電機を常備している。（名瀬総合支所：100KVA，住用総合支所：110KVA，笠利総合支所 105KVA）
- (2) 民間電源設備等の利用
 - 停電に備えて，ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。
- (3) 災害に強い電源設備の整備
 - 大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから，長時間対応型の設備確保を検討する。
 - 併せて，津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。
- (4) 避難所における電源設備等の確保
 - 避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

◇ 4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話・ケーブルテレビ・ラジオ（地域コミュニティFM放送含む。）等の

さまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報，広聴体制の確立

(1) 住民への広報，広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難，生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し，住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

ア 市災対本部での広報の一本化を行い，窓口を総務対策部企画調整班とし，各報道機関に対応する。

イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い，電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は，ファックス等を利用する。

(3) インターネット（HP・ツイッター等ソーシャルメディア，ポータルサイト）やエリアメールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも，市のホームページやツイッターフェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，エリアメール等，ワンセグ放送といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者，外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者，外国人に対しても的確に広報を行えるよう，市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし，災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから，市内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等，体制の確立に努める。

また，その際夜間，休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備，拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

(2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し，迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また，情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

◇5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については，連絡手段の確保，情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに，万が一孤立化した場合には，被災状況の早期把握，応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- 1 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど，災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また，自主防災組織を育成・強化し，集落内の防災力の向上に努める。
- 2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は，それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。
- 4 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）について，孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- 5 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として，衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 6 衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などの情報伝達手段の整備にあわせ，集落の代表者（区長，班長，消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 7 孤立化した集落への緊急搬送手段として漁協と協定の締結を行った。また，空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 8 孤立化した集落において，夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保するため非常用発電機を備蓄する。

第5章 防災訓練計画

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

第1 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第4 市、防災関係機関及び地域住民等は、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、市、防災関係機関は県と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第5 市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、県から必要な助言と指導を得るものとする。

- 1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

市は、県と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに、市等が行う地域住民等に対する教育に関して、県から必要な助言を得るものとする。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。